

# 韓国地方自治

한국의 지방자치



財団法人 自治体国際化協会

## はじめに

当協会では各海外事務所を通じ、海外の地方自治制度や地方行政に関わる各個別政策等を調査研究し、その結果について各種刊行物を通して日本の各地方公共団体や地方自治関係者に紹介している。韓国の地方自治制度についても、約3年前の平成12年9月に刊行した「韓国の地方自治」で紹介している。

こうした中、近年の日韓の地方自治体間交流は年々活発化し、平成14年には日韓ワールドカップ共催・日韓国民交流年を通じ、日韓友好の機運が高まった。そして、友好交流協定等を締結している地方自治体数は、平成15年には100を超え、行政交流のみならず市民交流、文化交流、経済交流にまで広がっている。

また、韓国では、2002年12月には、地方分権の推進を公約に掲げた盧武鉉氏が第16代大統領に当選し、2003年2月25日に政権のスタートを切り、7月には地方分権改革のロードマップを発表するなど、新たな改革に向けて取り組んでいる。

このような背景の下で、韓国に対する日本の地方自治体関係者の関心は高まりつつあり、韓国の地方自治に関してより詳細かつ体系的な資料の提供を求める声が強くなってきていた。そこで、今回は、あらためて韓国の地方自治関係冊子、諸資料、過去のレポートをもとに当協会ソウル事務所が行った作業を基盤として、前書を全面改定することとした。

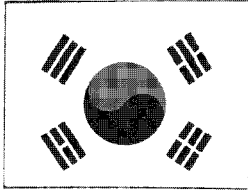
内容については、できるだけ正確を期したが、改革が進行中であることもあり、必ずしも最新の情報を盛り込めていない点も少なくないと思う。しかしながら、韓国における地方自治の概説書として、関係者の方々にご活用いただき、また不適切な部分については、ご指摘、ご教示をいただければ幸いである。

最後に、本書が各地方公共団体や地方自治関係者によって活用され、日韓の地方自治体交流がより発展することを願ってやまない。

平成15年11月

財団法人 自治体国際化協会  
専務理事 中田 正昭





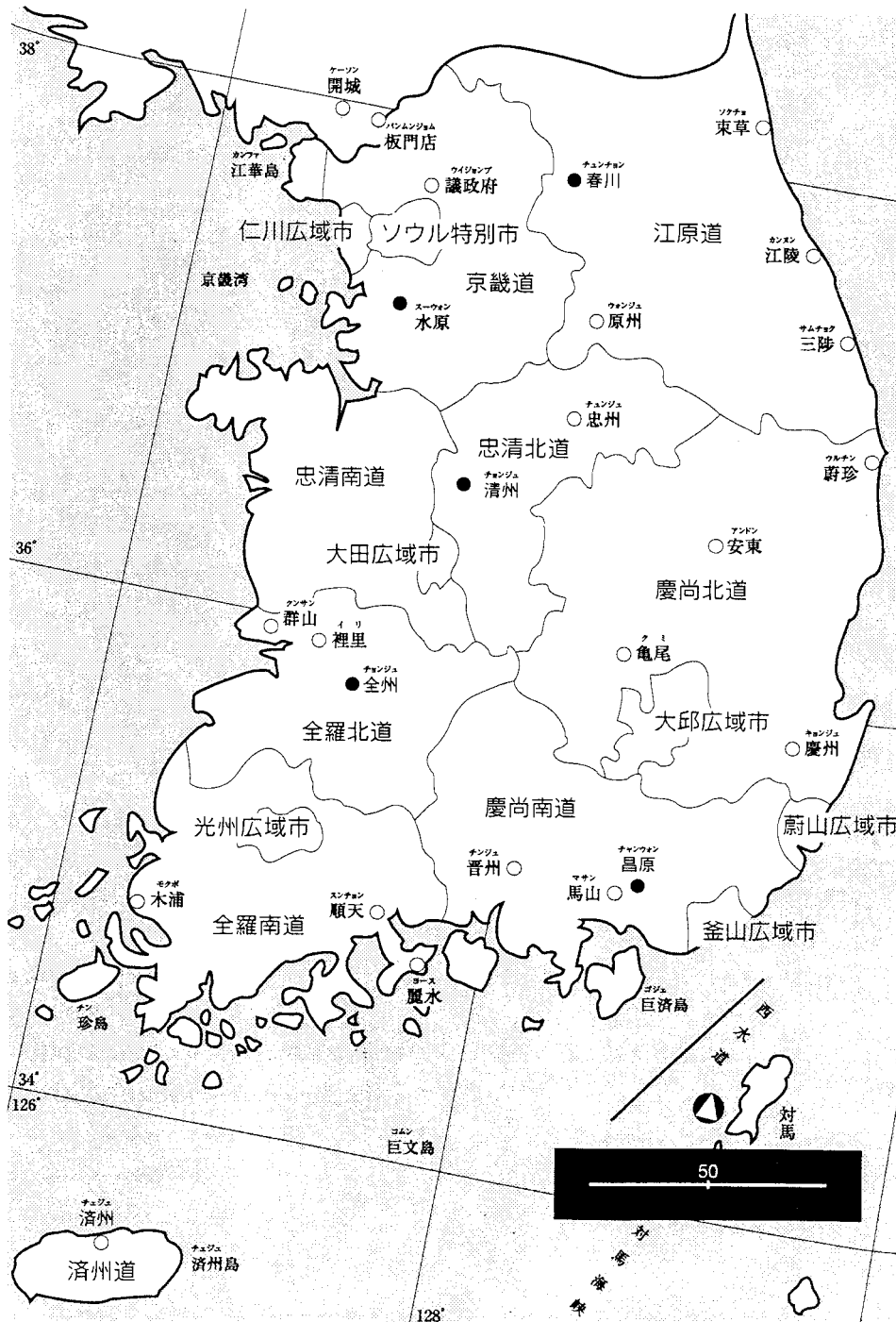
### 国旗

太極旗(テゲキ)と呼ばれ、中央の円模様は中国の易学で「宇宙最高の原理」の意味する太極を表わし、青と赤は陰陽を、四隅の黒線は易の掛の天(左上)、地(右下)、月(右上)、日(左下)を象徴しています。



### 国花

無窮花(ムグンファ)は散っては咲き、また散っては咲く生命力の強さに、韓国人の歴史と性格をたとえられています。日本ではムクゲと呼ばれています。





## はじめに

### 第1章 韓国の地方自治制度の沿革

|                      |    |
|----------------------|----|
| 第1節 韓国の地方自治制度の変遷     | 1  |
| 1 近代以前の地方制度          | 1  |
| 2 政府樹立と地方自治法制定       | 2  |
| 3 憲法改正に伴う地方自治制度の変遷   | 3  |
| 第2節 地方自治法改正の経緯       | 6  |
| 1 概要                 | 6  |
| 2 地方自治に関する臨時措置法      | 6  |
| 3 地方自治法第6次改正（1988）以後 | 6  |
| 第3節 地方自治団体の区域改編      | 12 |
| 1 都農分離式区域改編          | 12 |
| 2 都農統合式区域改編          | 12 |
| 第4節 権限委譲と地方分権の推進     | 16 |
| 1 権限委譲の推進            | 16 |
| 2 本格的な地方分権の推進        | 16 |

### 第2章 地方行政制度の基本構造

|                    |    |
|--------------------|----|
| 第1節 地方自治法の主要骨子     | 18 |
| 1 地方自治法の性格と概要      | 18 |
| 2 地方自治法の構成と骨子      | 18 |
| 第2節 地方自治団体の種類と階層構造 | 20 |
| 1 制度の特徴            | 20 |
| 2 種類と体系            | 21 |
| 3 邑・面・洞の機能転換       | 22 |
| 第3節 地方自治団体の機能と事務   | 26 |
| 1 韓国の地方自治団体の事務区分   | 26 |
| 2 地方自治団体の事務範囲      | 26 |
| 3 地方自治団体の種類別事務配分基準 | 28 |
| 第4節 ソウル特別市の特例      | 33 |
| 第5節 特別地方行政機関       | 34 |

### 第3章 地方と国、地方間の関係

|                      |    |
|----------------------|----|
| 第1節 地方と国の関係          | 35 |
| 1 行政の関与              | 35 |
| 2 立法による国家の関与         | 40 |
| 3 司法の関与              | 40 |
| 4 国と地方または地方間の権限争議の審判 | 41 |

|                   |    |
|-------------------|----|
| 第2節 地方間の関係        | 41 |
| 1 基本原則            | 41 |
| 2 特定目的のための協力・支援関係 | 41 |
| 3 一定の範囲内の指導・監督関係  | 42 |
| 第3節 地方自治団体の長の協議体  | 43 |
| 第4章 地方自治団体の機関     |    |
| 第1節 地方自治組織の基本構造   | 45 |
| 1 基本的な仕組み         | 45 |
| 2 地方議会            | 45 |
| 3 首長              | 45 |
| 4 教育自治団体          | 45 |
| 第2節 地方議会          | 46 |
| 1 地方議会の性格と議員定数    | 46 |
| 2 議員の身分等          | 47 |
| 3 地方議会の権限         | 49 |
| 4 地方議会の招集と会期      | 50 |
| 5 地方議会の組織         | 51 |
| 第3節 執行機関          | 52 |
| 1 地方自治団体長         | 52 |
| 2 補助機関            | 55 |
| 3 所属行政機関          | 57 |
| 4 下部行政機関          | 58 |
| 5 教育・科学及び体育に関する機関 | 58 |
| 第5章 地方選挙と住民参加、民願  |    |
| 第1節 住民の権利及び義務と沿革  | 59 |
| 1 住民の権利及び義務       | 59 |
| 2 地方選挙と住民参加の沿革    | 59 |
| 第2節 地方選挙制度        | 60 |
| 1 現行制度            | 60 |
| 2 選挙制度の改正経緯       | 64 |
| 第3節 住民参加          | 66 |
| 1 条例制定・改廃請求権      | 66 |
| 2 監査請求権           | 66 |
| 3 住民投票            | 67 |
| 第4節 民願制度          | 70 |
| 1 民願とは            | 70 |

|             |                  |    |
|-------------|------------------|----|
| 2           | 民願事務手続き          | 71 |
| 3           | 民願事務の処理          | 73 |
| 4           | 民願の種類別処理原則       | 75 |
| 5           | 基準の設定・公表         | 77 |
| 6           | 民願事務統制官制度        | 77 |
| 7           | インターネット民願        | 78 |
| 第6章 地方公務員制度 |                  |    |
| 第1節         | 地方公務員の概念と種類      | 81 |
| 1           | 地方公務員の概念         | 81 |
| 2           | 地方公務員の種類         | 81 |
| 第2節         | 地方公務員の現況         | 82 |
| 1           | 地方自治団体に勤務する公務員数  | 82 |
| 2           | 地方公務員の職位分類制      | 83 |
| 3           | 定員管理と定員の推移       | 85 |
| 第3節         | 地方人事機関           | 86 |
| 1           | 任用権者             | 86 |
| 2           | 人事委員会            | 87 |
| 3           | 訴請審査委員会          | 88 |
| 第4節         | 任用・試験制度と運用       | 88 |
| 1           | 任用               | 88 |
| 2           | 試験実施             | 90 |
| 3           | 新規任用・昇進の方法       | 91 |
| 第5節         | 勤務条件             | 92 |
| 1           | 勤務時間・休暇          | 92 |
| 2           | 報酬               | 92 |
| 3           | 地方公務員の社会保障制度     | 95 |
| 第5節         | 地方公務員の労働基本権      | 95 |
| 第6節         | 地方公務員の服務、懲戒と身分保障 | 96 |
| 1           | 地方公務員の服務         | 96 |
| 2           | 懲戒処分             | 96 |
| 3           | 身分保障             | 96 |
| 第7節         | 職員研修             | 98 |
| 第7章 自治立法    |                  |    |
| 第1節         | 自治立法制定権の根拠       | 99 |
| 1           | 地方議会と条例制定権       | 99 |
| 2           | 条例制定権の法的根拠       | 99 |



|                      |     |
|----------------------|-----|
| 第2節 条例の制定手続          | 99  |
| 1 議会の議決等             | 99  |
| 2 公布                 | 100 |
| 3 条例・規則審議会           | 100 |
| 第3節 法的特徴             | 101 |
| 1 日本の制度との比較          | 101 |
| 2 条例制定権の範囲を巡る法的問題と解釈 | 103 |
| 第4節 条例の制定事例          | 105 |
| 第8章 消防防災・教育・警察行政     |     |
| 第1節 消防防災             | 113 |
| 1 韓国の消防制度の沿革         | 113 |
| 2 消防制度               | 113 |
| 3 防災行政               | 115 |
| 4 民防衛                | 118 |
| 第2節 教育行政（教育自治制度）     | 119 |
| 1 概要                 | 119 |
| 2 市・道教育委員会と教育監       | 119 |
| 3 地域教育庁              | 121 |
| 4 教育自治と一般自治の関係       | 122 |
| 第3節 警察行政（地方警察庁）      | 123 |
| 1 韓国の警察制度の沿革         | 123 |
| 2 警察制度               | 123 |
| 第9章 地方財政             |     |
| 第1節 地方財政の規模          | 125 |
| 1 地方と国の比較            | 125 |
| 2 地方自治団体種類別          | 126 |
| 3 地方自治団体の財源          | 126 |
| 4 財政規模の拡大と財源の伸張      | 127 |
| 5 事業予算投資総規模          | 128 |
| 第2節 地方財政運営と予算・決算     | 129 |
| 1 地方財政運営の基本原則        | 129 |
| 2 予算制度               | 129 |
| 3 決算制度               | 131 |
| 第3節 地方税体系            | 132 |
| 1 租税体系               | 132 |
| 2 課税主体別税配分           | 133 |

|      |                      |     |
|------|----------------------|-----|
| 3    | 税収構成                 | 133 |
| 第4節  | 税外収入                 | 135 |
| 第5節  | 地方財政調整制度             | 138 |
| 1    | 中央政府の地方財政への財源移転      | 138 |
| 2    | 地方交付税                | 139 |
| 3    | 地方譲与金                | 152 |
| 4    | 国庫補助金                | 153 |
| 5    | 広域自治団体から基礎自治団体への財源移転 | 154 |
| 第6節  | 地方債制度                | 156 |
| 1    | 地方債の意義と規模            | 156 |
| 2    | 根拠法令                 | 157 |
| 3    | 地方債の種類               | 157 |
| 4    | 地方債発行承認              | 158 |
| 第7節  | 地方財政管理               | 158 |
| 1    | 地方中期財政計画制度           | 158 |
| 2    | 地方財政投融资審査制度          | 161 |
| 第8節  | 自治団体間財政不均衡の深化と財政自立度  | 162 |
| 第9節  | 教育財政                 | 163 |
| 1    | 概要                   | 163 |
| 2    | 教育財政の現状              | 163 |
| 3    | 教育予算の手続き             | 167 |
| 第10節 | 地方財政改革の方向            | 168 |
| 第10章 | 地方公企業                |     |
| 第1節  | 概念                   | 169 |
| 第2節  | 沿革                   | 169 |
| 第3節  | 地方公企業の類型及び団体数        | 170 |
| 1    | 地方公企業の経営形態           | 170 |
| 2    | 地方公企業の特質             | 170 |
| 3    | 地方公企業の数              | 171 |
| 第4節  | 地方公企業の経営実態と経営評価、経営診断 | 172 |
| 1    | 経営実態（2001年12月31日基準）  | 172 |
| 2    | 地方公企業経営評価            | 172 |
| 3    | 地方公企業経営診断            | 173 |
| 第11章 | 地方税                  |     |
| 1    | 地方税制の沿革              | 175 |
| 2    | 地方税法の構成              | 175 |

|        |              |     |
|--------|--------------|-----|
| 3      | 税目概要         | 176 |
| 4      | 韓国の地方税制の特色   | 178 |
| 5      | 各税目の課税対象及び税率 | 183 |
| 6      | 地方税制改革の方向    | 196 |
| (参考資料) | 広域自治団体の概要    | 199 |
| (参考資料) | 基礎自治団体の概要    | 215 |
|        | 参考文献         | 237 |

## 第1章 韓国の地方自治制度の沿革

### 第1節 韓国の地方自治制度の変遷

#### 1 近代以前の地方制度

韓国は早くから中央集権体制が確立した国であり、一貫して中央集権的な官僚統治体制下にあったが、自治的な仕組みもいくつか存在したといわれている。

##### (1) 高麗時代

936年に半島を統一した高麗王朝は983年に地方を12牧に分けて中央官僚を派遣した。その後、全国は5道、2界に分けられ、道の下には3京・5都護府・8牧が置かれ、牧のもとに県と郡が置かれた。中央政府からは道に対しては長官として按察使が、都護府・牧・県・郡には、それぞれ府吏・牧吏・郡事・県令が派遣されていた。しかし、高麗時代では、すべての郡県に中央から官吏が派遣されたわけではなく派遣されない県がより多かったといわれる。

郡県では、末端行政は戸長以下の郷吏が担当した。また、郷職団体という、地方土着の豪族等に一定の職位を付与し賦役を課したり租税を徴収したり秩序を維持する小規模な地方行政組織もあった。

一方、地方の郷吏の動静を探り地方勢力を牽制する目的でその地方出身の官吏を事審官に任命して地方に派遣し、郷吏の推薦や監督に当たらせた。

##### (2) 朝鮮時代

1392年に建国された朝鮮王朝の時代には、地方行政区画は8道に分けられ、道の下に統治上の重要性や規模の大きさなどにより、4府・4大都護府・20牧・44都護府・82郡・175県が置かれた。中央政府から、道には觀察司（監司）、道の下に行政機関には、府尹、大都護府使・牧使・都護府使・郡守・県令がそれぞれ派遣されていた。朝鮮時代初期以降、郡守、県令の諮問機能的存在であり郷吏を牽制し民意を代弁する機能を持つ「郷庁」（留郷所）があり、その役職には郷村の人望ある人が名誉職として住民の推薦により選任された。また、朝鮮時代中期以後、地方の両班、土豪、儒林等の階級を中心として展開した自発的な民間教化運動である「郷約」があった。

地域社会は、高麗時代の郷などの自然村が成長して、面・里制へと発展した。地域の区画は郡毎に邑内とその周辺地域に区分され、周辺地域は東西南北の4面に区画され、面の下には数10戸の自然村で形成されるいくつかの里、統が編成された。面・統・里の長を選任するに当たって住民の意思が反映されたり公共事務の処理費用を原則として当該地域の住民の負担で賄ったりするなど、自治的運営がなされていたといわれている。特に面・里は、農村にあつて、耕地・山林・堰といった共同財産の管理を行っていた。

1895年には、「郷会」が「郷会条規・郷約弁務規定」により地方政府機関として初めて制度化されたが、これは、地方公共事務の処理に住民の参与を保障するもので、従来の郷会制度と面・統・里自治制度の伝統の上に築かれたものであった。

### (3) 日本統治時代

1910年からの日本統治時代には、1913年に府制、1917年に面制、1930年に邑制・道制が施行され、道・府・邑・面には法人格が付与され、法制上地方自治団体となった。総督府から道には長官が派遣され、府には府尹、郡には郡守が長官から任命された。議決機関として府会、道会、邑会、諮問機関として面協議会があったが、中央集権的官僚統治の道具的なものに過ぎなかったといわれている。

### (4) 米国軍政時代

1945年からの米国軍政下における地方制度上の改編としては、京畿道の管轄から京城府が分離され道と同等の地位を持つソウル特別市に昇格したこと、道会、府会、邑会、面協議会が解散させられ顧問会が設置されたこと、全羅南道に属していた済州道が分離し道に昇格したことである。

## 2 政府樹立と地方自治法制定

韓国の地方自治制度は、1949年に制定・公布された地方自治法から始まる。

社会的な混乱の中で構成された初代制憲国会は1948年7月17日に韓国最初の憲法を制定・公布し、8月15日に大韓民国政府を樹立した。憲法第8条で地方自治を定め、第96条と第97条でその内容を規定した。自治団体の機能と議会の設置を明示し、必要な事項は法律で定めることとした。

それに基づき、政府は1949年7月4日に最初の地方自治法を制定・公布し、8月15日から施行した。韓国地方自治法は、団体自治の性格を強く帯びており、住民自治的要素が小さかった。自治団体の種類を道とソウル特別市、そして市・邑・面と定め、法人格を付与した。各自治団体に議会を構成し、議会議員は任期4年の名誉職とし、条例・予算・決算・地方税賦課・徴収、財産、争訟、補償、請願等に関する審議権を持つと規定した。

また、道知事とソウル特別市長は大統領が任命し、市・邑・面長は各地方議会で無記名投票による選挙を行った。道に郡を置き、ソウル特別市と人口50万以上の市には区を置き、市・邑・面と区には洞・里を置いた。郡の郡守は、道知事の提請（提案して要請すること。以下同じ）により内務部長官経由で大統

領が任命、ソウル市の区長は市長の提請により内務部長官経由で大統領が任命、他の市の区長は市長の提請により道知事が任命、洞・里長は任期 2 年で住民の直接選挙により決定した。

地方議会は、自治団体長を不信任することができ、自治団体長にも地方議회를解散することができる権利を付与した。

### 3 憲法改正に伴う地方自治制度の変遷

#### (1) 憲法制定から 1961 年まで

韓国の憲法は制定して以来、9 回の改正（全文改正は 1962 年、1972 年、1980 年、1987 年の 4 回）が行われ、それに伴い、地方自治に関する規定も変更されてきた。

1948 年 7 月 17 日に公布された最初の憲法（第 1 共和国憲法）は、第 96 条において「地方自治団体は法令の範囲内において、その自治に関する行政事務と国家が委任した行政事務を処理し、財産を管理する。地方自治団体は法令の範囲内において自治に関する規定を制定することができる」と規定し、第 97 条では「地方自治団体の組織と運営に関する事項は法律で定める。地方自治団体にはそれぞれ議会を置く。地方議会の組織、議員の選挙は法律で定める。」と規定した。自治団体の事務を自治事務と委任事務に分け、地方議会を構成し、自治法規を制定する権限を付与すると同時に、その他具体的事項は地方自治法に委託し規定するように明示した。

1952 年の第 1 次改正と 1954 年の第 2 次改正では地方自治条項に関する変更はなかった。1960 年 6 月 15 日に第 3 次改正された第 2 共和国憲法では第 8 章地方自治を第 11 章地方自治とし、「地方自治団体長の選任方法は法律でもって決定し、少なくとも市・邑・面の長はその住民が直接これを選挙する。」という条項を 97 条に新設し、市・邑・面長は住民の直接選挙により決めることを憲法で保障した。1960 年に第 4 次改正が行われたが、この改正では自治に関する変更はなかった。

#### (2) 1961 年以後 1979 年まで

1962 年 12 月 26 日の第 5 次全面改正時（第 3 共和国憲法）には、自治団体に関する多くの項目が変更された。第 3 章の統治機構に第 5 節地方自治を設定し、第 109 条では「地方自治団体は住民の福利に関する事務を処理し、財産を管理し、法令の範囲内において自治に関する規定を制定することができる。地方自治団体の種類は法律で定める。」とされた。ここで、地方自治団体の権能は公共事務処理権と財産権及び自治法規制定権に限定されることとなった。

また、第 110 条で、「地方自治団体には議会を置く。地方議会の組織・権限・議員選挙と地方自治団体長の選任方法及び地方自治団体の組織と運営に関する事項は法律で定める。」とし、附則第 7 条第 3 項は「この憲法による最初の地方議会の設置時期に関しては法律で定める。」と規定した。議会設置時期を法定事項として留保し、議会の設置を遅らせた。地方議会の設置時期に関する法律の制定は、1969 年 10 月 21 日の第 6 次改正まで待つこととなった。

1972 年 12 月 27 日の第 7 次全面改正の憲法（いわゆる「維新憲法」といわれる第 4 共和国憲法）では、附則第 10 条で「この憲法による地方議会は祖国統一が成し遂げられる時まで設置しない」と規定し、地方議会設置の途を閉ざした。

### （3）1980 年以後

1980 年 10 月 27 日に第 8 次全面改正（第 5 共和国憲法）があり、地方議会設置時期を附則第 10 条で「この憲法による地方議会は地方自治団体の財政自立度を勘案し順次設置することとするが、設置時期は法律で定める。」と規定した。1987 年 10 月 29 日の第 9 次改正（第 6 共和国憲法）では地方議会設置時期を再び別に法律で定めるよう規定した。

〈図表 1 - 1〉 憲法改正による地方自治条項の変遷

| 時代      | 改定日付                | 関連条文            | 自治団体権限                                | 議会構成時期 | 法律制定事項                   |
|---------|---------------------|-----------------|---------------------------------------|--------|--------------------------|
| 第 1 共和国 | 制定<br>1948.7.17     | 8 章<br>96・97 条  | 自治事務処理、<br>委任事務処理、<br>自治法規制定、<br>議会設置 |        | 団体の組織と運営事項、議会の組織・権限・議員選挙 |
|         | 1 次改定<br>1952.7.7   | 同上              | 同上                                    |        | 同上                       |
|         | 2 次改定<br>1954.11.29 | 同上              | 同上                                    |        | 同上                       |
| 第 2 共和国 | 3 次改定<br>1960.6.15  | 11 章<br>96・97 条 | 同上<br>市邑面長は住民<br>直接選挙による              |        | 同上                       |
|         | 4 次改定<br>1960.11.29 | 同上              | 同上                                    |        | 同上                       |

|           |                    |                  |                                     |                            |   |
|-----------|--------------------|------------------|-------------------------------------|----------------------------|---|
| 第3<br>共和国 | 5次改定<br>1962.12.26 | 3章5節<br>109・110条 | 公共事務処理、<br>財産管理、自治<br>法規制定、議会<br>設置 | 法律で定<br>める                 | 自治団<br>体の種類、議<br>会の組<br>織・権限・<br>議員選挙、<br>自治団<br>体長の選<br>任方法、団<br>体の組織・運<br>営事項・議<br>会の設置<br>時期 |
|           | 6次改定<br>1969.10.21 | 同上               | 同上                                  |                            | 同上  |
| 第4<br>共和国 | 7次改定<br>1972.12.27 | 10章<br>114・115条  | 同上                                  | 祖国統一<br>成立後                | 同上  |
| 第5<br>共和国 | 8次改定<br>1980.10.27 | 8章<br>118・119条   | 同上                                  | 財政自立<br>度を勘案<br>し、順次設<br>置 | 同上  |
| 第6<br>共和国 | 9次改定<br>1987.10.29 | 8章<br>117・118条   | 同上                                  | 法律で定<br>める                 | 同上  |



## 第2節 地方自治法改正の経緯

### 1 概要

地方自治法は1949年に制定され、1960年の第5次改定では住民自治の性格が大きく特徴づけられた。しかし、5・16軍事クーデター後の1961年9月1日に制定された「地方自治に関する臨時措置法」によって地方自治法の相当部分の自治条項の効力が停止された。この臨時措置法は5・16以後の政治状況下で地方自治権の制限を目的とした一時的な法律であったが、27年間6次の改定を経ながら引き続き適用されてきた。1988年4月6日の地方自治法第6次改定によってようやく廃止された。

### 2 地方自治に関する臨時措置法

5.16軍事クーデター（1961年）により地方自治は停止した。

9年間実施された地方議会は解散し、9月1日に制定・公布され10月1日から施行された「地方自治に関する臨時措置法」の規定によって市・郡においては市・道知事が、市・道においては内務部長官が地方議会の機能を代行するようになった。すなわち、臨時措置法によって従前の地方自治法は事実上その効力を喪失し、国家中心の官治的地方行政制度となった。地方自治団体を道とソウル特別市及び市・郡とすることによって、従前の基礎自治団体であった邑・面の代わりに市・郡を基礎自治団体とし、自治団体の行政機構は、道とソウル特別市は閣令で、市・郡は内務部長官の承認を得た当該自治団体の規則で定めるようにし、市・郡に国家公務員を置けるようにし、邑・面長は郡守が、洞・里長は市・邑・面長または区庁長が任命するようにし、地方議会の議決を要する事項は道とソウル特別市においては内務部長官の、市・郡においては道知事の承認を得て施行するようになったのである。

この臨時措置法は、その後6次にわたる部分的修正と補完が行われ、その間、ソウル特別市行政に関する特別措置法（1962年1月27日）と釜山市政府直轄に関する法律（1962年11月21日）、大邱直轄市及び仁川直轄市設置に関する法律（1981年4月13日）などが制定された。

### 3 地方自治法第6次改正（1988）以後

全斗煥・盧泰愚政権下で地方自治法改正の検討が開始され、第6共和国（1987年）以後の民主化の流れの中で、中断された地方自治法の復活論議が活発化した。1988年4月6日には、全面改正された地方自治法が公布され、同年5月1日から施行された。この改正においては、特別市・直轄市に基礎自治団体として自治区が設置された。なお、自治の空白期間が長い間続いた結果、法の適用

過程で多くの問題点が浮かび上がり、毎年、法改正が行われることとなった。

#### 第7次改定（1989年）

- ① 地方選挙と関連した具体的事項は別の法律で定めることとし、地方選挙関連規定である第27条から第30条を削除した。
- ② 地方議員の日費と旅費の支給基準、さらに地方議会が当該地方自治団体の事務を監査または調査する場合必要な手続き、その他必要な事項は大統領令が定める範囲の中で当該地方自治団体の条例で定めるようにした。
- ③ 市・道の年間会議日数を70日から100日に延長した。
- ④ 議員10人以上いれば議案発案を可能とした。
- ⑤ 地方自治団体の長を住民が直接選挙するというように明文で規定した。
- ⑥ 市・道の副市長と副知事を当該市・道知事が提請するようにした。
- ⑦ 地方自治団体組合を設置する場合、「特定事務の全部または一部を共同で処理」するための場合から、「1または2以上の事務を共同で処理」するための場合に目的を変更した。
- ⑧ 付則第1条で地方議会議員の選挙を1990年6月30日以内に、付則第2条で地方自治団体長の選挙を1991年6月30日以内実施することとし、選挙実施時期を具体的に明示することで地方自治を実施しようという具体的な意思を表明した。

#### 第8次改定（1990年）

前回改正時の付則に定めた期限内に地方選挙を実際実施することができず、1990年12月に再び地方自治法を改定した。

- ① 地方議会議員選挙を1991年6月30日以内に、市・道知事及び市長・郡守・自治区の区庁長の選挙を1992年6月30日以内実施するようにした。（付則第2条）
- ② 住民の参政権を拡大するために、地方議会議員の兼職禁止範囲を農業協同組合等の役・職員から組合長と常勤役・職員に縮小した。（第33条第6項）

#### 第9次改定（1991年）

非常勤組合長と地方議員の兼職を禁止した地方自治法の規定が憲法裁判所で違憲とされたため、兼職が可能となるように改定を行った。

1991年3月の市・郡及び自治区議会議員選挙に続き、6月には市・道議会議員選挙が実施された。4月に基礎自治団体議会が、7月には広域自治団体議会が開会され、歴史的な地方議会の活動がはじまった。

#### 第10次改定（1992年）

1992年の改正は、地方議会活動から提起された問題を勘案し、地方議会運営の効率性と地方議会議員の円滑な議会政治活動を提供し、地方自治制度の早期定着と発展を図る趣旨が盛り込まれた。

- ① 地方議員は名誉職であり、地方議会議員が会期中、本会議または委員会に出席するときには日費だけを支給することができ、公務旅行に対しても支給できるようにした。(第32条)
- ② 政府は逮捕または拘禁された地方議会議員がいるときには遅滞なく議長に対し令状写本を添付しこれを通知するようにした。(第34条の2新設)
- ③ 地方議会の本会議または委員会はその議決する案件の審議等と直接関連した書類の提出を地方自治団体の長に対して要求できるようにした。
- ④ 地方議会定期会議集会日を12月1日から市・道議会の場合には11月20日に、市・郡及び自治区議会の場合には11月25日とし(第38条)、市・道議会の定期会議会期を30日から35日に延長した。(第41条第2項)
- ⑤ 市・郡及び自治区議会の場合にも、常任委員会を設置できるようにし、常任委員会設置基準は大統領令で定めるようにした(第50条第2項)。
- ⑥ 閉会中の委員会の開会は本議会の議決または地方自治団体の長の要求がある場合に限定していたが、これ以外に議長が必要だと認定する場合や在籍議員3分の1以上の要求がある場合にも開会することができるようにした(第53条但し書き)。
- ⑦ 市・道議会の事務局を事務処とし、市・郡及び自治区議会に事務局または事務課を置くことができるようにした。(第82条)
- ⑧ 市・郡及び自治区の予算案提出期限を会計年度開始30日前から35日前にし、予算案の議決期限を市・道の場合には会計年度開始10日前から15日前に、市・郡及び自治区の場合には5日前から10日前までにした。第118条第1項)。

#### 第11次改定(1994年3月)

地方自治制度の定着・発展のため地方議会運営の効率化と議員の議会政治活動保障とともに自治団体等に対する職務履行命令制度の新設、市・郡統合のための都・農複合形態の市設置根拠の準備、その他地方自治体運営上の不備点の補完などであり、その主要骨子は次のようになる。

- ① 現行の市と郡を統合した地域や人口5万以上の都市形態をもつ地域がある郡を都・農複合形態の市とすることができるようにし、このような市には邑・面・洞を置けるようにした。(第7条第2項及び第3条第2項)
- ② 地方自治団体の長が地方自治団体の主要決定事項などに対して別途法律が定めるところにより住民投票に付することができるようにした。(第13条

の2)

- ③ 地方自治団体が条例違反行為に対して条例により 1000 万ウォン以下の過怠料を賦課することができるようにした。(第 20 条)
- ④ 地方議員の議政資料の収集・要求とこれのための補助活動に必要な費用などを補填するために毎月議政活動費を支給することができるようにした。(第 32 条)
- ⑤ 地方議会議員が職務によって傷害を被ったり、死亡したりしたときは補償金を支給することができるようにした。(第 32 条の 2)
- ⑥ 地方自治団体及びその長が委任を受けて処理する国家事務と市・道の事務に対して、国と市・道議会が直接監査しようとする事務を除き、それぞれ当該地方議会が監査を行うことができるようにし、国と市・道議会は必要な場合、当該地方議会に監査結果を要求できるようにした。(第 36 条第 3 項)
- ⑦ 行政事務監査及び調査時、虚偽証言をした者に対しては告発することができるようにし、出席要求を受けた者が適当な理由なく出席しない、または陳述を拒否するときは 500 万ウォン以下の過怠料を賦課できるようにした。(第 36 条第 5 項)
- ⑧ 地方議会は議会の会議など内部運営に関して必要な事項を会議規則等議会の規則を定めることができるようにした。(第 37 条の 2)
- ⑨ 市・道議会と市・道及び自治区議会の定期会及び臨時会の会期を現行よりそれぞれ 5 日延長し、年間会議総日数もそれぞれ 20 日を延長した。(第 41 条)
- ⑩ 地方議会の事務職員は地方議会の議長の推薦によって当該地方自治団体の長が任命することができるようにした。(第 83 条第 2 項)
- ⑪ 地方自治団体の長の定年退職事項を規定した。(第 90 条の 2)
- ⑫ 地方自治団体の長は地方議会の再議決事項が法令に違反すると認定される時には大法院に訴えを提起できるようにした。(第 98 条)
- ⑬ 地方自治団体の長の専決処分 of 用件を緩和し、地方議会の承認を得られない時には、そのときから効力を喪失するようにした。(第 100 条第 3 項)
- ⑭ 特別市と直轄市の副市長と道の副知事は大統領令で定めるところにより 2 人をおくことができるようにし、この場合 1 人は政務的または別定職地方公務員として補すが、その資格基準は当該地方自治団体の条例で定めるようにし、政務職または一般職国家公務員として補する副市長と副知事は市・道知事の提請により内務部長官を経て大統領がするが、求められた者に対して法的欠格事由がない限り、30 日以内にその任命手続きを終了するようにした。(第 101 条第 1 項ないし第 3 項)

- ⑮ 市・郡・自治区の副市長・副郡守・副区庁長は一般職地方公務員として補職し、当該市長・郡守・区庁長が任用するが、この法施行後最初に選出された市長・郡守・区庁長の任期満了日までは副市長・副郡守・副区庁長は一般職国家公務員として補するようにした。(第 101 条第 4 項、付則第 5 条)
- ⑯ 邑・面・洞長を一般職地方公務員として補するが、この法施行当時在籍中である邑・面・洞長は任期満了日または退任日まで身分を保証する。(第 109 条第 2 項、付則第 6 条)
- ⑰ 地方自治団体相互間または地方自治団体の長相互間の紛争などの調整のために内務部長官または市・道知事所属下に地方自治団体紛争調整委員会を設置するようにした。(第 140 条の 2)
- ⑱ 地方自治団体の長は法令によってその義務に属する国会委任事務及び市・道委任事務の管理及び執行を明白に懈怠しているとき認められるときは、主務部長官または市・道知事が職務履行命令を行うことができるようにし、地方自治団体の長はこの職務履行命令に意義がある時には、大法院に訴えを提起できるようにした。(第 157 条の 2)
- ⑲ 内務部長官または市・道知事が地方自治団体の自治事務に関して監査する場合、報告を受けたり、書類・帳簿または会計を監査したりすることができるが、法令違反事項に限り実施するようにした。
- ⑳ 地方議会の再議決事項が法令に違反すると判断されるときには地方自治団体の長は大法院に訴えを提起することができ、その議決の執行を停止する執行停止決定を申請することができる反面、この場合当該地方自治団体の長が提訴をしないときには、内務部長官または市・道知事は当該地方自治団体の長に提訴を指示したり直接提訴及び執行停止決定を申請したりすることができるようにした。(第 159 条第 3 項及び第 4 項)

#### 第 12 次改正 (1994 年 12 月)

- ① 本格的な地方自治時代を迎え、不適切だという指摘を受けてきた直轄市という名称を広域市に変更し、関連法規定を整備した。(第 2 条第 1 項及び第 2 項、第 3 条第 2 項及び第 3 項、第 5 条第 2 項など)
- ② 広域市の管轄区域内に自治区以外に郡も置くことができるようにし、都・農複合形態の市の区には洞以外に邑・面も置くことができるようにした。(第 3 条第 2 項及び第 4 項)
- ③ 事務所の所在地を変更・設定する場合は、従前には地方議会在籍議員 3 分の 2 以上の賛成を得なければならなかったが、今後は在籍議員の過半数の賛成に緩和した。(第 6 条第 2 項)

- ④ 邑がない都・農複合形態の市にあつては、人口 2 万未満である場合でも、面のうち 1 つの面を邑とすることができるようにした。(第 7 条第 3 項)
- ⑤ 地方議会の監査・調査時、証人とは違い宣誓義務がない参考人は不出席などによる過怠料処罰対象から除外し国会の場合と均衡をとるようにした。(第 36 条第 5 項)
- ⑥ 地方自治団体の長の在任期間は 3 期に限るようにした。(第 87 条第 1 項)
- ⑦ 地方自治団体の長の兼職制限対象に地方議会議員の場合と同様、農・水・畜協など組合の中央会と連合会の役・職員などを追加した。(第 88 条第 1 項第 5 号及び第 8 号)
- ⑧ 現在特別市の副市長は 2 人を置くことができるようになっていたが、以後は 3 人まで置くことができるようにした。(第 101 条第 1 項)
- ⑨ 現在地方自治団体所属国家公務員のうち、5 級以上の公務員は当該地方自治団体の長の提請により所属長官を経て大統領が任用し、6 級以下の公務員は当該地方自治団体の長の提請により所属長官が任用するようになっていたが、今後はこれを所属長官が当該地方自治団体の長の意見を聞き、大統領に任用を提請したり直接任用したりするようにした。(第 103 条第 5 項)
- ⑩ 地方自治団体が直属機関を条例で設置する場合従来にはすべて内務部長官の承認を得るようにしていたことを以後は大統領令が定めるところによるように緩和した。(第 104 条)
- ⑪ 特別市・広域市の自治区相互間の財源調達方法は内務部長官の承認を得て定めるという制限を廃止し、自立的に決めることができるようにした。(第 160 条)
- ⑫ この法施行当時在任中である市・郡及び自治区議会議員の任期はその任期満了日にもかかわらず 1995 年 6 月 30 日までとした。(付則第 2 条)

#### 第 13 次改正 (1995 年 1 月)

地方自治団体所属国家公務員を任用するとき、5 級以上公務員は地方自治団体の長の意見を聞いて所属長官の提請により大統領が任用し、6 級以下の公務員は地方自治団体の長の意見を聞いて所属長官が任用するようになつていたものを地方自治団体の長の提請により大統領または所属長官が任用するとした。

#### 第 14 次改正 (1995 年 8 月)

人口が 15 万以上の郡で、郡内に人口 2 万以上の都市形態をもつた地域が 2 箇所以上ある地域の人口をあわせて 5 万以上である場合にも都・農複合形態の市とすることができるように改善した。

## 第15次改正（1999年8月）

- ① 住民の直接発案制の導入（条例制定・改廃請求権、住民監査請求権）、会期制度の変更、地方自治団体の長の権限代行規定、紛争調整制度の緩和（委員会に議決権を付与）、地方自治団体の長の協議体構成など新制度を導入した。
- ② 逮捕又は拘禁された地方自治団体の長があるときは、関係捜査機関の長は、遅滞なく礼状の写しを添付して当該自治団体に通知しなければならないようにした。この場合、通知を受けた地方自治団体は、直ちに行政自治部長官に報告しなければならないようにした。（地方自治法第91条）

## 第3節 地方自治団体の区域改編

### 1 都農分離式区域改編

1948年の政府樹立以後、行政区域設定に関する最も大きな特徴は、都市化の進展に従い、邑が市に、大都市が広域市に昇格し郡や道から分離独立し、邑を郡から分離させて市に昇格させるといういわゆる都・農分離式の区域改編を選択してきたことである。特に1960年から1970年にかけては、高度成長を達成するため都市中心の工業化が要求され、膨張する都市を効率的に管理するためには、都市を農村から分離して管理することがより望ましいと考えられた。

1949年から1994年までの市・郡数の推移を見ると、市の増加に比べて郡の増加が少ないことが、この都農分離式の区域改編を物語っている。

### 2 都農統合式区域改編

#### （1）1995年の市・郡統合

しかしながら、過去の都市部と農村部を分離して郡を市に昇格させた「分離型」の行政区画再編は様々な問題点をもたらした。

#### ① 行政能力の低下

同一生活圏でありながら行政官庁が分離したために、行政機関の増設、公務員数の増加、公務員職級の調整による人件費過剰など行政の濫費を招く要因が生じた。

#### ② 市・郡間の葛藤

上下水道、ゴミ処理場、交通問題、公害対策、下水道処理場建設などの問題は、隣接する市・郡に深く関係しており、両者の便益と費用をめぐる葛藤が生じた。

#### ③ 地域の総合的開発の困難性

同一生活圏でありながら、郡地域の空洞化や都市地域の土地不足などの問題をうまく調整できず、地域の総合的開発が困難となり地域発展が阻害される

傾向があった。

④ 郡の行・財政力の低下や地域一体感の低下

中心地がなくなった郡の行・財政力は低下し、地域開発が制約されることとなったほか、都市と周辺地域の住民の地域一体感を弱めた。

このような中で、1995年下半期から始まる本格的な地方自治時代に備えるとともに、1993年ウルグアイラウンド交渉妥結による米市場開放に備え、農村部の地方自治団体の競争力強化を図るため、都農統合式の区域改編が行われた。

(2) 第1次市・郡統合及び第2次市・郡統合

内務部は、1994年3月に市・郡統合の対象地選定基準など、次のような推進指針を発表した。

- ① 1995年の地方自治団体長選挙を勘案し、統合作業を1994年内に完結する。
- ② 統合対象地域は統一生活圏が、過去の行政区域改編において人為的に分離されていた全ての市・郡を対象とする。
- ③ 統合の可否は、地域住民の意思を最大限に尊重して決定する。
- ④ 統合地域の地位は地域住民の情緒を勘案して市とし、郡地域の立場も考慮して、都・農統合型（都市と農村部の統合）として推進する。従来の農村地域が享受していた特例はそのまま認定する。
- ⑤ 統合により削減される公民の身分を保障するとともに統合市の財政のための特別対策を検討する。

このような指針に基づき、内務部は、まず、統合勧誘対象地域の選定に入った。全国68の一般市（当時）の中から隣接地域に郡がない市、また、郡が独自に発展する可能性のある地域を除外し、48市43郡の地域を第1次の統合勧誘地域として選んだ。その後、統合勧誘対象地域別に公報及び公聴会が実施された。

続いて住民意見調査が行われた。地方自治法には既に住民投票の規定が盛り込まれていたが、未だに実施法等が制定されていないために住民投票は実施できず、代わりに該当する市・郡全域の世帯に対し住民意見調査（個別配布または郵送で後日回収）が実施された。この住民意見調査では、統合対象地域の中で33の地域において50%を超える住民が賛成した。

住民意見調査の結果を受け、統合対象の市・郡議会が統合の是非を議決し、さらに広域自治団体の道議会が市・郡議会の議決を再度審議した後に、内務部に建議する作業が行われた。一部の市・郡では統合案が否決される事態も生じた。

1994年5月には、政府は最終的に33市・32郡の統合と支援策を決定した。次いで、各市・郡議会及び広域自治団体の道議会が統合市の名称を議決し、内



務部は6月と7月に統合市の名称を発表した。市と郡の名称が同一である16地域はそのまま統合市の名称となったが、市と郡の名称が異なる17地域の場合は、10地域において市の名称が、7地域において郡の名称がそれぞれ統合市の名称となった。また、遅れて2市・2郡の統合も決定した。

1995年1月付けで、33市・32郡の統合（第1次市・郡統合）（南楊州市、春川市、原州市、江陵市、三陟市、忠州市、提川市、牙山市、公州市、瑞山市、保寧市、群山市、井邑市、南原市、金提市、順天市、羅州市、浦項市、慶州市、安東市、榮州市、金泉市、慶山市、尚州市、永川市、聞慶市、龜尾市、昌原市、馬山市、晋州市、統営市、巨濟市、密陽市）及び2市・2郡の統合（第2次市・郡統合）（光陽市、蔚山市）が実施された。なお、3月には、釜山、大邱、仁川の3広域市の市域拡張（周辺部編入）が行われている。

### （3）第3次市・郡統合及び第4次市・郡統合

引き続き、1995年3月に内務部は第3次市・郡統合を行うことを発表した。これは、第1次及び第2次市・郡統合において住民が統合に同意したものの、市・郡議会の反発などで統合が見送られていた3地域の統合を再推進するとともに、行政区域が生活圈と合致していない一部の市・郡の行政区域を再調整するものであり、順次、第1次及び第2次市・郡統合と同様に公聴会、住民意見調査などが進められた。

この結果、5地域において過半数の住民が統合に賛成したため、5地域の統合が確定され、5月に第3次市・郡統合（平澤市、天安市、泗川市、益山市、金海市）が実現した。

さらに、1998年4月には、3市・郡合併（第4次市・郡統合）が行われ麗水市に統合されている。

〈図表 1 - 2〉 韓国地方自治団体数の変遷

|      | 広域自治団体 |     |   |    | 基礎自治団体 |       |     |      | 総計   | 備考<br>(団体数は年末現在) |      |                      |
|------|--------|-----|---|----|--------|-------|-----|------|------|------------------|------|----------------------|
|      | 特別市    | 広域市 | 道 | 合計 | 市      | 郡     | 自治区 | 合計   |      | 邑                | 面    |                      |
|      |        |     |   |    |        |       |     |      |      |                  |      |                      |
| 1949 | 1      |     | 9 | 10 | 19     | (134) |     | 1542 | 1552 | 75               | 1448 | 市・邑・面<br>が基礎自<br>治団体 |
| 1953 | 1      |     | 9 | 10 | 19     | (135) |     | 1542 | 1552 | 75               | 1448 |                      |
| 1954 | 1      |     | 9 | 10 | 18     | (140) |     | 1540 | 1550 | 78               | 1444 |                      |
| 1955 | 1      |     | 9 | 10 | 24     | (140) |     | 1533 | 1543 | 73               | 1436 |                      |
| 1957 | 1      |     | 9 | 10 | 26     | (140) |     | 1518 | 1528 | 80               | 1412 |                      |
| 1960 | 1      |     | 9 | 10 | 26     | (140) |     | 1518 | 1528 | 85               | 1407 |                      |
| 1962 | 1      |     | 9 | 10 | 27     | 140   |     | 167  | 177  | 市・郡が基礎自治団体に      |      |                      |
| 1963 | 1      | 1   | 9 | 11 | 30     | 139   |     | 169  | 180  | 釜山市直轄市昇格         |      |                      |
| 1969 | 1      | 1   | 9 | 11 | 30     | 140   |     | 170  | 181  |                  |      |                      |
| 1973 | 1      | 1   | 9 | 11 | 33     | 138   |     | 171  | 182  |                  |      |                      |
| 1980 | 1      | 1   | 9 | 11 | 36     | 139   |     | 175  | 186  |                  |      |                      |
| 1981 | 1      | 3   | 9 | 13 | 46     | 139   |     | 185  | 198  | 大邱市・仁川市直轄市昇格     |      |                      |
| 1986 | 1      | 4   | 9 | 14 | 57     | 139   |     | 196  | 210  | 光州市直轄市昇格         |      |                      |
| 1988 | 1      | 4   | 9 | 14 | 56     | 138   | 46  | 240  | 254  | 自治区制度化           |      |                      |
| 1989 | 1      | 5   | 9 | 15 | 67     | 137   | 56  | 260  | 275  | 大田市直轄市昇格         |      |                      |
| 1992 | 1      | 5   | 9 | 15 | 68     | 136   | 56  | 260  | 275  |                  |      |                      |
| 1995 | 1      | 5   | 9 | 15 | 67     | 94    | 65  | 226  | 241  | 第1～3次市・郡統合       |      |                      |
| 1996 | 1      | 5   | 9 | 15 | 72     | 93    | 65  | 230  | 245  |                  |      |                      |
| 1997 | 1      | 6   | 9 | 16 | 71     | 94    | 69  | 234  | 250  | 蔚山市広域市昇格         |      |                      |
| 1998 | 1      | 6   | 9 | 16 | 72     | 91    | 69  | 232  | 248  | 第4次市・郡統合         |      |                      |
| 2002 | 1      | 6   | 9 | 16 | 74     | 89    | 69  | 232  | 248  | 2郡が市に昇格          |      |                      |
| 2003 | 1      | 6   | 9 | 16 | 77     | 88    | 69  | 234  | 250  | 2郡が市昇格、1市・1郡新設   |      |                      |

(注1) 広域市は、1995年1月までは、直轄市。1995年3月から広域市にも郡設置が認められ、釜山1、大邱1、仁川2、蔚山1。

(注2) 基礎自治団体合計数は1962年までは市・邑・面、1963年～1987年は市・郡、1988年以後は、市・郡・自治区。

(注3) 2003年9月曾坪郡(忠清北道)、鷄龍市(忠清南道)新設(参照:「地方行政区域沿革」2001年7月行政自治部)

## 第4節 権限委譲と地方分権の推進

### 1 権限委譲の推進

韓国では、1991年に地方自治が復活してから中央政府から地方自治体への権限委譲にも取り組んできた。韓国政府は中央行政権限の地方委譲のため、1991年から1998年まで7年間、地方委譲合同審議会を運営しつつ、委譲対象事務として総数3,701件について審議し、その中の2,008件の地方委譲を決定、確定した。この中で1,743件(86.8%)は委譲を完了した。

1998年2月に金大中政権がスタートしてからは、中央行政権限委譲を通じた地方自治発展と国家競争力強化のために『中央行政権限の地方委譲推進等に関する法律』が制定されることとなった(99年1月)。8月には、地方委譲推進委員会が発足し、国の事務の地方委譲を推進してきた。調査結果によれば、3,353の法令に明示された国・地方事務は41,603件で、国の事務は30,240件(72.7%)、地方の事務は11,363件(27.3%)である。地方委譲推進委員会は、地方委譲対象事務として3,802件の事務を発掘し、その中で審議を経た3,418事務のうち、1,127事務(33%)を地方委譲事務に確定している。この中で法令改正等を通じ実際に委譲が完了した事務は、244件である。そして、地方委譲推進委員会は2003年6月25日に開催された第22次本会議を最後に、その任務を終えた。

### 2 本格的な地方分権の推進

2003年2月にスタートした盧武鉉政権は、早速、国政12大課題に地方分権の推進を組み入れ、4月には、大統領令に基づく大統領府の直属機関として「政府・革新地方分権委員会」を設置し、さらに、7月には地方分権ロードマップを発表した。これに対応して行政自治部も地方分権特別法の骨子を発表している。

10月には政府は地方分権特別法を決定し、国会に提出している。骨子は次のとおりである。

- ・地方自治体がその地域に関する政策を自律的に決定して自らの責任下に執行ができるようにし、国家と地方自治体が合理的に役割を分担することにより内容がある地方自治を実現することを地方分権の基本理念とする。

- ・地方自治体が処理することが合理的な事務は優先的に自治事務にするようにし、事務を配分する時には地方自治体がその事務を総合的に処理できる

ように関連事務を包括的に配分するようにする。

- ・国家は特別地方行政機関の実態を総合的に把握して、特別地方行政機関が遂行している事務のうち地方自治体が遂行することがさらに効率的な事務は地方自治体が担当するようにし、新しい特別地方行政機関を設置する時にはその機能は地方自治体が遂行している機能と似ていたり重複しないようにする。

- ・国家は地方教育に対する地方自治体の権限と責任を強化して住民参加を拡大するなど教育自治制度を改善するようにする。

- ・国家は地方行政と治安行政の連携性を確保して地域特性に適していた治安サービスを提供するために自治警察制度を導入するようにする。

- ・国家は国税と地方税の税源を合理的に調整するとともに地方交付税の法定率を段階的に上方修正するほか国庫補助金制度を改善するなど地方財政発展方策を作成する。

- ・国家は地方自治体の自治立法権を強化して、組織および人事の自律性を保障するようにするなど地方自治体の自治行政力量を強化するようにする。

- ・国家は地方議会の審議・議決権を拡大して地方議会議員の専門性を高め、選挙区を合理的に調整して選挙公営制を拡大するなど地方選挙制度の改善のために努力する。

- ・地方分権推進課題の総合的・体系的推進に関する事項を審議するために大統領所属下に地方分権推進のための委員会を設置し、同委員会は地方分権実践計画の推進状況を評価して大統領に報告するようにする。

- ・この法の有効期間を施行日から5年間とする。

## 第2章 地方行政制度の基本構造

### 第1節 地方自治法の主要骨子

#### 1 地方自治法の性格と概要

韓国の地方自治法は、その法源と関連して次のような法律的性格を備えている。

地方自治法は、憲法第 118 条第 2 項の「地方自治団体の組織及び運営に関する事項は法律で定める」を規定の根拠とする法律で、これは、地方自治に関する法律であると同時に国家の地方行政に対する法律を兼ねている。その上、この法は地方財政法、地方公務員法等の関連分野の法律に対して、地方行政の全般にまたがる大綱を扱っている綜合法である。地方自治関連各種特別法に比べ、一般法の性格を帯びた地方行政に関する根幹法である。その上、この法は自治団体の種類別に法律を制定した個別授權主義的な法律ではなく、すべての種類の自治団体を統一的に規定した概括法である。

#### 2 地方自治法の構成と骨子

このように、地方自治に関する根幹法であり、綜合法である地方自治法は、全 10 章 162 条と附則で構成されている。その主要な内容は次のとおりである。

① 第 1 章 総綱には、法の目的、地方自治団体の種類と階層、管轄区域、機能と事務を扱い、第 2 章では、住民の資格と権利・義務を規定している。

② 第 3 章では、条例と規定の立法限界及び制定手続きに関する事項を、第 4 章では地方選挙に関して、この法の定めていることを除き、必要な事柄は別途法律で定めている。

③ 第 5 章では、地方議会の構成、議会の権限、議事の進行、議員の身分、議会秩序、請願等の関連している諸般事項を比較的詳細に規定しており、第 6 章は、地方自治団体の章に関する地位、権限、地方議会との関係、そして補助機関及び所属行政機関と下部行政機関等に関して規定している。

④ 第 7 章では、財政運営の基本原則、予算と決算、収入と支出、財産及び公共施設のほかにも特別に地方債の発行と地方公共企業の設置・運用に関する事項を規定している。またこの他に必要事項は別の法律（地方財政法等）に定めるようにしており、健全財政運用による自治財政権の保障を規定している。

⑤ 第 8 章では地方自治団体相互間の協力及び紛争調整、そして地域経営論的観点での地方行政のため事務委託方式を導入し、広域事務の処理をするための行政協議会、地方自治団体組合等広域行政に関する制度を扱っている。

⑥ 第 9 章では、国家及び上級団体は地方自治団体の自治事務に対して指導

及び支援とそれに対する監査ができるようにし、委任事務の処理に関する指導・監督を規定している。特に地方議会の議決に対して再議要求と提訴及び自治団体長の違法不当な命令処分に対し市長の権限をもって自治立法権と自治行政権行使の濫用を防止できるようになっている。第10章では、ソウル特別市等、大都市行政の特例に関する事項を、そして最後の附則には経過措置等、諸般事項を規定している。

## 第2節 地方自治団体の種類と階層構造

### 1 制度の特徴

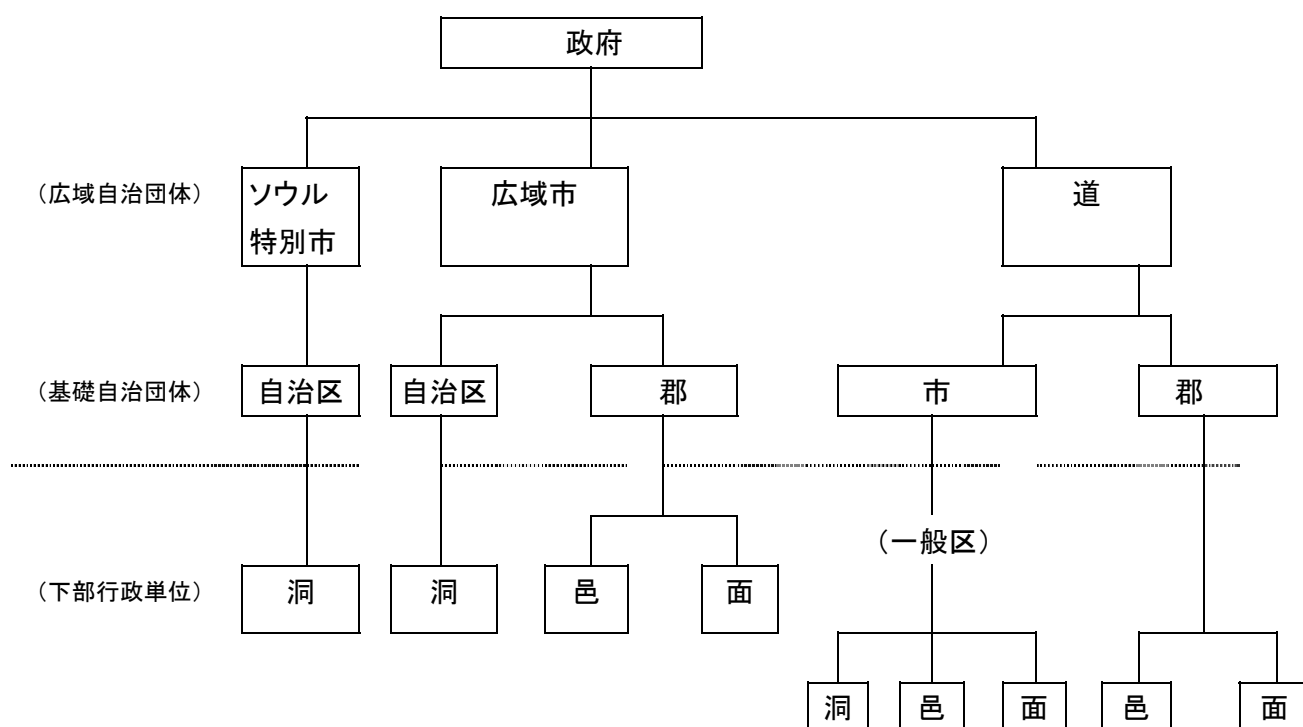
① 韓国の地方自治制度は、まず類型面をみると、都市化の過程によって地方自治団体の地位と権限を異とする変容型地方制度をとり、地方行政の特殊性と多様性を認めている。

② 階層構造面をみると、地方自治団体としては、広域自治団体（特別市・広域市・道）と基礎自治団体（市・郡・自治区）の2層構造であるが、地方行政組織として見ると、下部行政単位としての邑・面・洞を含めて3層構造をなしている。

③ 広域自治団体と基礎自治団体の関係は、両者とも独立した公法人である。市は道の管轄区域内に、郡は広域市または道の管轄区内に、自治区は特別市または広域市の管轄区域内に置かれるが、これは上下関係にあるのではなく、相互協力関係にあるということである（注）。ただし、基礎団体の下部行政組織（一般区・邑・面・洞）は基礎団体長の指揮・監督を受けて国家事務及び地方自治団体の事務を処理するようになっている。

（注）広域自治団体と基礎自治団体が相互協力関係にある一方で、韓国では、団体委任事務及び機関委任事務が広汎に存在するため、広域自治団体の長が基礎自治団体の長を指揮・監督することは多い。

〈図表 2 - 1〉 地方自治団体の階層構造



## 2 種類と体系

広域自治団体は、1 特別市（ソウル）、6 広域市（釜山、大邱、仁川、光州、大田、蔚山）及び9道（京畿道、江原道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尚北道、慶尚南道、済州道）を指す。

基礎自治団体は、日本の市町村に該当するものであり、9道内の市・郡及び1特別市及び6広域市内の自治区・郡を指し、基礎自治団体は75市、90郡、69自治区を合わせた234の市・郡・自治区となる。現在の地方自治団体数は、広域自治団体が16、基礎自治団体が232であり、合計で248団体となる。

基礎自治団体である市・郡・自治区は、地域住民の日常生活と密接な関係を有する事務を処理する団体である。

一方、広域自治団体である特別市・広域市・道は、基礎自治団体の能力では処理できない事務、多様な基礎自治団体を越えて処理しなければならない広域的な事務を補完的に処理するとともに、中央政府と基礎自治団体との連絡調整などを行うことを目的とする（地方自治法第8条～第11条）。

特別市、広域市、道は広域自治団体として同等の権限を持つが、ソウル特別市は首都としての特性を配慮して地位・組織・運営において特例的な取扱いを受けている。



元来、特別市、広域市内に設置されていた区は、自治団体としての資格を有するものではなく市の単なる下部行政単位に過ぎず、特別市と広域市はかつて基礎自治団体としての権限も併せ持っていた。しかし、特別市と広域市は、処理しなければならない行政事務量が膨大であり、当該自治団体のみで単独にこれを所掌事務として処理するには負担が過重であった。このため、1988年に特別市と広域市（当時は直轄市、1995年1月に直轄市から広域市に名称変更）において、区を自治区（基礎自治団体）として独立させることとした（1988年4月地方自治法改正）。この結果、住民の日常生活に密接な関係を有する事務は自治区が担当し、特別市・広域市は当該市域全体に関連した行政サービスを処理することとなった。なお、特別市長及び広域市長は、市税収入中の一定額を確保して条例の定めるところにより当該地方自治団体の管轄区域内の自治区相互間の財源を調整しなければならない（地方自治法第160条）こととされている。

また、人口50万人を超える市は、任意に自治区ではない区（一般行政区）を置くことができ、京畿道水原市、全羅北道全州市、慶尚北道浦項市などに19の区が設置されている。

このほか、地方自治法上の位置付けを持つ下部行政単位として3,512の邑・面・洞（2002年1月現在）がある。邑と面は地域の規模・形態からいえば、それぞれ日本の町と村に相当し、1949年に韓国で初めて制定された地方自治法においては邑・面も基礎自治団体であった。しかし、1961年の地方自治に関する臨時措置法により道と邑・面の中間に位置する郡が基礎自治団体となる一方、邑・面は基礎自治団体の資格を失い、郡の下部行政単位となった。なお、洞はもともと市の下部行政単位として位置づけられている。

また、邑・面の下には里が置かれ（任意、地方自治法第3条）、洞・里には当該地方自治団体の条例で下部組織を置くことができることとなっている（地方自治法第4条）。この下部組織は、統・班であり、20～40世帯でひとつの班を構成し、6～8の班でひとつの統を構成することとしている。統・里は、民防衛隊の最小単位にもなっている。

### 3 邑・面・洞の機能転換

邑・面・洞については、地方行政の第一線機関として活躍してきたが、交通通信網の発達で邑・面・洞単位の行政機能が弱まる一方、生活水準の向上で、民願・福祉・文化などのサービス需要は増大していた。したがって、このような時代的变化に合わせて、1998年以降、邑・面・洞の機能転換が推進されている。

具体的には、

- ① 邑・面・洞の事務を民願（住民が行政機関に対して行う申請・苦情・その他行政機関に特定の行為を要求すること）・社会福祉業務中心に調整して、その他の機能は市・郡に移管して人員を削減する。
- ② 余裕ができた事務所施設に住民のための文化、福祉等のサービスを提供する住民自治センターを設置する。
- ③ この住民自治センターの運営に当たって中心的な役割を担う一種の住民自治組織として住民自治委員会を設置するというものである。

第 1 段階の 1999 年には、94 市区の都市地域にある 1654 カ所の洞の中から 278 カ所の洞がモデルとして選定され、転換が試みられた。その後、モデル事業の推進過程から生じた問題点を補完しながら 2001 年にはすべての洞を対象として拡大し実施され、2002 年末にはすべての市区で条例整備が行われ、住民自治センターは 1,621 洞（98%）で設置、住民自治委員会は 1,621 洞（97%）で設置されている。

第 2 段階は、邑・面（農村地域の洞を含む）である。2001 年に、31 カ所の邑・面がモデルとして選定され、転換が試みられた。邑・面についても、モデル実施過程から生じた問題点を補完しながら、138 市郡 1,861 箇所の邑・面を対象が拡大された。2002 年末現在で、138 市郡中 116 市郡（84%）で条例整備が行われ、101 市郡で事務・人材調整のための規程が整備された。農村部の特殊事情もあり、住民自治センターは、当面、市郡で 1～2 箇所をまず設置することとされ、725 邑面洞が対象となり、まだすべての邑・面には及んでいない。2002 年末現在、725 邑面洞中、住民自治委員会は 407 邑面洞（56%）で設置、住民自治センターは 213 邑面洞（29%）で設置されている。

〈図表 2-3〉 行政区域調整基準及び根拠

| 区分             | 法定要件   | 根拠 | 備考  |
|----------------|--|----|---|
| ●機関設置<br>広域市昇格 | なし<br>※通常は人口 100 万人以上を対象として検討  | 法律 | 地方自治法第 4 条  |
| 市昇格            | 人口 5 万人以上で都市形態を具備（以下の条件を満たさなければならない。<br>・市街地住居人口及び都市的産業（商工業等）従事世帯が各々全体の 60%以上<br>・一人あたりの地方税納税額：人口 10 万人以下の市の平均以上 | 法律 | ・地方自治法第 4 条、<br>第 7 条第 2 項・第 5 項<br>・地方自治法施行令第 7 条第 1 項・第 2 項<br>・行政自治部令第 6 |

|       |  |           |                             |
|-------|--|-----------|-----------------------------|
|       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口密度：10 万を全国の市の平均面積で割った数値より上回る</li> <li>・人口増加：5 年間の増加傾向</li> </ul> <p>○都農複合形態の市の設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市（都市形態を具備する人口 5 万人以上）と郡が統合した地域</li> <li>・人口 5 万人以上の都市形態を持つ地域がある郡※1</li> <li>・人口 2 万人以上の都市形態を持つ 2 個以上の地域の人口が 5 万人以上であり、郡全体の人口が 15 万人以上である郡※1</li> <li>・国家の政策のため都市が形成され道の出張所が設置されている地域のうち、地域の人口が 3 万人以上であり、人口 15 万人以上の都農複合形態の市の一部である地域※2</li> </ul> <p>※1 以下の条件を満たさなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域の都市的産業従事世帯が郡全体の 45%以上であること</li> <li>・当該郡の財政自立度（以下の式を用いる）が全国の郡の平均値以上であること</li> </ul> <p>[（地方税＋税外収入－地方債）／一般会計予算]×100</p> <p>※2 2003 年に議員立法による鶏龍市設置法と同時に改正された地方自治法で制度化。この区域には陸海空軍の軍事施設があり、道の出張所が置かれていた。</p> |           | 条                           |
| 郡設置   | なし（※平均 7 万 7 千人）   | 法律        | 地方自治法第 4 条                  |
| 自治区設置 | なし（通常は 50 万人以上）<br>※平均 38 万 7 千人   | 法律        | 地方自治法第 4 条                  |
| 区設置   | 人口 50 万人以上の市（任意規定）   | 条例（行政自治部） | 地方自治法第 3 条第 3 項、第 4 条第 3 項） |

|         |  |                                |   |
|---------|--|--------------------------------|---|
|         |  | 長官承認)                          |   |
| 邑設置     | 都市形態を具備し、人口2万人以上(郡庁所在地の面または邑がない都農複合形態の市の面は、人口2万人未満でもよい)であり、更に市街地の居住人口及び都市産業に従事する所帯が各々全体の40%以上(平均1万9千人) | 条例(長官承認)                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法第4条第3項、第5項</li> <li>・地方自治法施行令第7条第3項</li> <li>・行政自治部令第7条</li> </ul> |
| 面設置     | 各級の行政機関が所在し、面行政体制を整えて独自発展できる場合<br>(平均6千人)  | 条例(長官承認)                       | 地方自治法第4条第3項   |
| 洞設置     | なし(平均1万5千人)  | 条例(長官承認)                       | 地方自治法第4条第3項   |
| ●境界調整   |  | 法律<br>大統領令<br>条例               | 地方自治法第4条<br>※市・道知事に委任   |
| 市・道     | なし   |                                |   |
| 市・郡・自治区 | なし   |                                |   |
| 区・邑・面・洞 | なし   |                                |   |
| ●事務所変更  |  | 条例(長官承認)<br>条例(市・洞・知事承認)<br>条例 | 地方自治法第6条  |
| 市・道     | なし   |                                |   |
| 市・郡・自治区 | なし   |                                |   |
| 区・邑・面・洞 | なし   |                                |   |

### 第3節 地方自治団体の機能と事務

#### 1 韓国の地方自治団体の事務区分

韓国の地方自治団体の事務区分は、2000年の地方分権一括法による改正前の日本の事務区分となっており、固有事務と団体委任事務、国家の指導・監督を受けて処理する機関委任事務に分かれる。

○ 固有事務は、地方自治団体設立の本来の目的に該当する、住民の福祉増進を進めるための住宅、上下水道、医療、環境、福祉施設等の自治的な事務（2002年 24%程度）である。

○ 委任事務は、国家または上級自治団体から委任を受けて、地方自治団体がその委任者の統制下において執行する戸籍、兵役、国会議員選挙、伝染病、失業対策等の事務で、自治団体自体に委任する団体委任事務（2002年 73%程度）と長等の機関に委任する機関委任事務（2002年 3%程度）がある。

韓国では、これまで委任事務の問題はあまり議論されてきていなかったが、地方分権をめぐる議論の高まりの中で、その抜本的見直しが議論されている。

#### 2 地方自治団体の事務範囲

地方自治法で事務を列挙する概括授權方式をとっており、広域自治団体が処理しなければならない事務と基礎自治団体が処理しなければならない事務を区分している。この点も2000年の地方分権一括法による改正前の日本の規定方式となっている。（地方自治法第9条）

- (1) 地方自治団体の区域・組織及び行政管理等に関する事務(11項目)
  - ア 管轄区域内の行政区域の名称、位置及び行政管理等に関する事務
  - イ 条例及び規則の制定及び改廃並びにその運営及び管理
  - ウ 管下行政機関の組織管理
  - エ 管下行政機関及び団体の指導及び監督
  - オ 所属公務員の人事、更正福祉及び教育
  - カ 地方税及び地方税外収入の賦課及び徴収
  - キ 予算の編成及び執行並びに会計監査及び財産管理
  - ク 行政装備管理、行政電算化及び行政管理改善
  - ケ 公有財産管理
  - コ 戸籍及び住民登録管理
  - サ 地方自治団体が必要とする各種調査及び統計の作成
- (2) 住民の福祉増進に関する事務(10項目)

- ア 住民福祉に関する事業
- イ 社会福祉施設の設置、運営及び管理
- ウ 生活困窮者の保護及び支援
- エ 老人、児童、心身障害者、青少年及び婦女の保護及び福祉増進
- オ 保険診療機関の設置及び運営
- カ 伝染病その他の疾病の予防及び防疫
- キ 墓地、火葬場及び納骨堂の運営及び管理
- ク 公衆接客業所の衛生改善のための指導
- ケ 清掃並びに汚物の収去及び処理
- コ 地方公企業の衛生改善のための指導
- (3) 農林、商工業等の産業振興に関する事務(14 項目)
  - ア 小溜地、堰等の農業用水施設の設置管理
  - イ 農林畜産水産物の生産及び流通の支援
  - ウ 農業資材の管理
  - エ 複合営農の運営及び指導
  - オ 農外所得事業の育成及び指導
  - カ 農家の副業の奨励
  - キ 公有林管理
  - ク 小規模畜産開発及び酪農振興事業
  - ケ 家畜伝染病の予防
  - コ 地域産業の育成及び支援
  - サ 消費者保護及び貯蓄の奨励
  - シ 中小企業の育成
  - ス 地域特化産業の開発、育成及び支援
  - セ 優秀土産品の開発及び観光民芸品の開発
- (4) 地域開発及び住民の生活環境施設の設置・管理に関する事務(15 項目)
  - ア 地域開発事業
  - イ 地方土木及び建設事業の施行
  - ウ 都市計画事業の施行
  - エ 地方道、市郡道の新設、改修及び維持
  - オ 住居生活環境改善の奨励及び支援
  - カ 農村住宅の改良及び集落構造の改善
  - キ 自然保護活動
  - ク 地方一級河川、地方二級河川及び小河川の管理
  - ケ 上水道及び下水道の設置及び管理

- コ 簡易給水施設の設置及び管理
- サ 道立、郡立及び都市の公園、緑地等の観光及び休養施設の設置及び管理
- シ 地方軌道事業の経営
- ス 駐車場、交通標識等交通便宜施設の設置及び管理
- セ 災害対策の樹立及び執行
- ソ 地域経済の育成及び支援
- (5) 教育、体育、文化、芸術の振興に関する事務(5 項目)
  - ア 幼稚園、幼稚園、初等学校、中学校、高等学校及びこれに準ずる各種学校の設置、運営及び指導
  - イ 図書館、運動場、広場、体育館、博物館、公演場、美術館、音楽堂等公共教育、体育及び文化施設の設置及び管理
  - ウ 地方文化財の指定、保存及び管理
  - エ 地方文化及び芸術の振興
  - オ 地方文化及び芸術団体の育成
- (6) 地域民防衛及び消防に関する事務(2 項目)
  - ア 地域及び職場民防衛組織（義勇消防隊を含む。）の編成及び運営並びに指導及び監督
  - イ 火災予防及び消防

### 3 地方自治団体の種類別事務配分基準

#### (1) 原則

地方行政階層間の事務配分原則は階層間不競合の原則と基礎団体優先の原則をとり、住民の身になって行政が行われるようにしている。配分基準によると広域団体の事務は各地方自治団体の共通な事務（広域的事務、統一基準による処理を要する事務、統一性維持を要する事務、基礎団体の処理が不適當な事務等）で、基礎団体の事務はこれ以外のことについて定めている。

この事務の種類は、大統領令に定め、市・道と市・郡及び自治区間で互いに競合しないようにしており、競合する場合、市・郡及び自治区の方に優先配分するようになっている。（地方自治法第 10 条）

#### ①特別市・広域市・道(広域自治団体)

広域的・統一的な事務、国家との連絡・調整事務、基礎自治団体の独自での処理が困難な事務等

#### ②市・郡・自治区(基礎自治団体)

広域自治団体が処理する以外の事務

③人口 50 万人以上の市に対する特例認定

機構職制の設置及び廃止に関する権限(係の設置・廃止・調整等)  
6 級以下の既定定員の職列調整等、道事務のうち 20 件を直接処理

(2) 自治区の特例

大都市の特殊性に鑑み、基礎地方自治団体の事務のうち、次の事務については、自治区ではなく、特別市または広域市に事務が帰属している（地方自治法施行令第 9 条、同令別表 2）。

① 地方自治団体の人事及び教育等に関する事務

- ア 市と自治区、自治区相互間の人事交流(6 級以上)
- イ 地方公務員任用試験及び各種資格試験の実施
- ウ 地方公務員の教育・訓練 実施(職場教育を除外)

② 地方財政に関する事務

- ア 土地等級設定及び修正の承認
- イ 財産税課税時価標準額の決定承認

③ 埋葬及び墓地等に関する事務

公設墓地・公設火葬場または公設納骨堂の設置・運営

④ 清掃・汚物に関する事務

- ア 一般廃棄物(し尿、ゴミ等)処理施設の設置・運営
- イ 一般廃棄物の処理手数料料率決定

⑤ 地方土木・住宅建設などに関する事務

- ア 国民住宅建設事業の施行
- イ 国民住宅事業特別会計の設置・運営
- ウ アパート地区開発に関する基本計画樹立
- エ 民営住宅投機過熱地区指定

⑥ 都市計画に関する事務

- ア 都市基本計画の樹立
- イ 都市計画地域の立案
- ウ 都市計画施設の立案
- エ 都市計画用途地域の立案
- オ 都市計画に関する基礎調査
- カ 都市計画事業の施行
- キ 都市計画事業受益者負担金賦課徴収
- ク 都市再開発事業の基本計画樹立及び施行(住宅改良再開発事業は除外)

⑦ 道路の開設と維持・管理に関する事務



幹線（12メートル以上）以上の道路として路幅と路線の重要度を勘案して特別市・広域市条例で決めた道路の維持・管理

- ⑧ 上水道事業に関する事務
  - ア 上水道の新設・改築及び修繕ならびにその維持管理
  - イ 上水道公債発行
  - ウ 上水道事業特別会計設置・運営
  - エ 水道事業所設置・運営
- ⑨ 公共下水道に関する事務
  - ア 公共下水道整備基本計画の樹立・施行
  - イ 公共下水道の設置・改築及び修繕
  - ウ 下水終末処理場の設置と維持・管理
- ⑩ 公園など観光・休養施設の設置・管理に関する事務
  - ア 都市公園及び遊園地造成計画の立案
  - イ 都市公園・遊園地設置及び管理
  - ウ 都市公園・遊園地の入場料・使用料・占用料の徴収
  - エ 公園・遊園地・野外公演会場 市民休養施設の設置・維持に関する事務
  - オ 公設運動場・遊園地・野外公演会場市民休養施設の設置・維持に関する事務
- ⑪ 地方軌道事業に関する事務
  - ア 地方軌道事業運営計画の樹立
  - イ 地方軌道事業の設置・運営
  - ウ 地方軌道事業特別会計の設置
- ⑫ 大衆交通行政に関する事務
  - ア 都市鉄道の設置・運営と市民利用に関する行政
  - イ 市内バス・市外直行バスの運行など大衆交通行政に関する事務
  - ウ 大衆交通手段の調整・統制に関する事務
- ⑬ 地域経済育成に関する業務
  - ア 地方工業団地の造成・管理
  - イ 公設市場・屠殺場・農水産物共同売場などに関する事務
  - ウ 流通団地の指定申請・造成及び運営管理
  - エ 農水産物 卸売市場 開設・運営
- ⑭ 交通信号機、安全表示等の設置・管理などに関する事務

〈図表 2-3〉大韓民国の行政区域別人口、面積ほか

| 市道名    | 市道庁<br>所在地 | 基礎自治団体 |    |    |             | 一<br>般<br>区 | 邑・面・洞 |     |       |       | 人口<br>(名)  | 面積<br>(k<br>m <sup>2</sup> ) |
|--------|------------|--------|----|----|-------------|-------------|-------|-----|-------|-------|------------|------------------------------|
|        |            | 計      | 市  | 郡  | 自<br>治<br>区 |             | 計     | 邑   | 面     | 洞     |            |                              |
| ソウル特別市 |            | 25     | -  | -  | 25          | -           | 522   | -   | -     | 522   | 10,207,296 | 606                          |
| 釜山広域市  |            | 16     | -  | 1  | 15          | -           | 221   | 2   | 3     | 216   | 3,730,125  | 763                          |
| 大邱広域市  |            | 8      | -  | 1  | 7           | -           | 138   | 3   | 6     | 129   | 2,525,803  | 886                          |
| 仁川広域市  |            | 10     | -  | 2  | 8           | -           | 137   | 1   | 19    | 117   | 2,577,989  | 986                          |
| 光州広域市  |            | 5      | -  | -  | 5           | -           | 87    | -   | -     | 87    | 1,397,452  | 501                          |
| 大田広域市  |            | 5      | -  | -  | 5           | -           | 79    | -   | -     | 79    | 1,419,573  | 540                          |
| 蔚山広域市  |            | 5      | -  | 1  | 4           | -           | 58    | 4   | 8     | 46    | 1,065,037  | 1,056                        |
| 京畿道    | 水原市        | 44     | 27 | 4  | -           | 13          | 494   | 30  | 118   | 346   | 9,927,473  | 10,181                       |
| 江原道    | 春川市        | 18     | 7  | 11 | -           | -           | 193   | 24  | 95    | 74    | 1,538,720  | 16,873                       |
| 忠清北道   | 清州市        | 13     | 3  | 9  | -           | 2           | 152   | 13  | 90    | 49    | 1,492,713  | 7,432                        |
| 忠清南道   | 大田広域市      | 15     | 7  | 9  | -           | -           | 206   | 24  | 145   | 37    | 1,907,725  | 8,598                        |
| 全羅北道   | 全州市        | 16     | 6  | 8  | -           | 2           | 248   | 14  | 145   | 89    | 1,943,846  | 8,051                        |
| 全羅南道   | ※光州広域市     | 22     | 5  | 17 | -           | -           | 298   | 30  | 199   | 69    | 2,054,204  | 12,037                       |
| 慶尚北道   | 大邱広域市      | 25     | 10 | 13 | -           | 2           | 337   | 34  | 204   | 99    | 2,756,745  | 19,025                       |
| 慶尚南道   | 昌原市        | 20     | 10 | 10 | -           | -           | 314   | 22  | 177   | 115   | 3,124,418  | 10,518                       |
| 済州道    | 済州市        | 4      | 2  | 2  | -           | -           | 43    | 7   | 5     | 31    | 553,831    | 1,847                        |
| 計      |            | 234    | 77 | 88 | 69          | 19          | 3,527 | 208 | 1,214 | 2,105 | 48,222,950 | 99,900                       |

※全羅南道庁は 2004 年に全羅南道務安郡へ移転する予定である。

＜行政自治部「地方自治体行政区域及び人口現況＞

(自治体数 2003 年 10 月 19 日・人口・面積 2003 年 2 月 1 日現在)

〈図表 2-4〉自治体等の平均規模の日韓比較

| 国区分 | 区分   | 平均面積(k<br>m <sup>2</sup> ) | 平均人口<br>(千人) | 最高・最低人口(千<br>人)                 | 最大・最小面積<br>(k m <sup>2</sup> )     |
|-----|------|----------------------------|--------------|---------------------------------|------------------------------------|
| 韓国  | 広域市  | 787                        | 2,119        | ○釜山広域市：3,730<br>○蔚山広域市：1,065    | ○蔚山広域市：1,056.38<br>○光州広域市：539.70   |
|     | 道    | 10,506                     | 2,811        | ○京畿道：9,927<br>○済州道：553          | ○慶尚北道：19,024.81<br>○済州道：1,847.19   |
|     | 市    | 499                        | 274          | ○水原市：1,020<br>○鷄龍市：30           | ○安東市：1,519.95<br>○九里市：33.29        |
|     | 郡    | 669                        | 61           | ○蔚山広域市・蔚州郡：171<br>○鬱陵郡：10       | ○江原道・洪川郡：1,818.04<br>○鬱陵郡：72.78    |
|     | 自治区  | 48                         | 325          | ○ソウル特別市・松坡区：647<br>○釜山広域市・中区：56 | ○大邱広域市・東区：182.36<br>○釜山広域市・中区：2.80 |
|     | 邑    | 68                         | 20           | ○龍仁市・器興邑：97<br>○寧越郡・上東邑：2       | ○麟蹄郡・麟蹄邑：315.21<br>○論山市・江景邑：6.98   |
|     | 面    | 68                         | 5            | ○金海市・長有面：47<br>○坡州市・津東面：0.099   | ○洪川郡・内面：447.97<br>○南楊州市・退溪院面：3.25  |
| 日本  | 都道府県 | 8,038                      | 2,691        | ○東京都：11,905<br>○鳥取県：616         | ○北海道：84,453.57<br>○香川県：1,875.92    |
|     | 市    | 157                        | 135          | ○横浜市：3,434<br>○北海道歌志内：5.9       | ○いわき市：1,231.13<br>○狛江市：6.39        |
|     | 町村   | 104                        | 11           | ○岩手県滝沢村：51<br>○東京都青ヶ島村：0.2      | ○北海道留別村：1,450.24<br>○長崎県高島町：1.31   |

(出典 『2003 統計年報』(行政自治部)、『平成 14 年度版全国市町村要覧』)

#### 第4節 ソウル特別市の特例

大都市行政の能率性と特殊性を保障することに加え、首都であるソウル特別市の権限と地位・組織及び運用に関して別の法律制定（ソウル特別市行政特例に関する法令）による特例を認めており（地方自治法第161条）、次のようなものがある。

- ・ 行政自治部長官が地方債券の発行を決める際には国務総理に報告する（ソウル特別市行政特例に関する法律第4条第1項）。
- ・ 自治事務についての監査をする際には、国務総理の調整を経由する（ソウル特別市行政特例に関する法律第4条第2項）。
- ・ ソウル特別市長の処分あるいは不作為についての行政審判請求事件の審理・議決は、国務総理所属の行政審判委員会が管掌する（ソウル特別市行政特例に関する法律第4条第4項）。
- ・ 所属公務員についての叙勲の推薦権は、ソウル特別市長に属する。（ソウル特別市行政特例に関する法律第4条第7項）。
- ・ ソウル特別市に関連した道路・交通・環境などについての計画樹立とその執行において関連中央行政機関の長とソウル特別市長が意見を異にする場合には、国務総理が調整する（ソウル特別市行政特例に関する法律第5条）。

## 第5節 特別地方行政機関

事務の専門性や管轄地域の特殊性から必要がある場合に、国または地方自治団体の特定の行政機関によって専門的な指揮監督を行う機関が特別地方行政機関である。

国の特別地方行政機関としては、行政機能関連機関として、地方労働庁（地方労働事務所）、地方国税庁（税務署、支所）、税関（出張所、監視署）、地方警察庁（警察署、派出所）、地方矯正庁、出入国管理事務所（出張所）、高等検察庁（地方検察庁、支庁）、海洋警察署（支署）、地方公正取引事務所、地方調達庁（出張所）、地方報勲庁（支庁）、地方兵務庁（支庁）、統計事務所（出張所）、地方山林管理庁、地方中小企業庁（事務所）、環境管理庁、地方国土管理庁等があり、現業機関としては、地方鉄道庁（駅、事務所）と地方通信庁（郵便局）がある。（括弧内はそれぞれの下級行政機関）

地方自治団体に所属する特別地方行政機関としては、地域教育庁がある。消防本部（消防署）、農林振興院（農村指導所）、保健所等は所属行政機関であり特別地方行政機関ではない。

なお、国の特別地方行政機関については、地方行政の一体性、総合性を阻害するものとして、批判が多く、地方分権推進の過程でその見直しが議論されている。

### 第3章 地方と国、地方間の関係

#### 第1節 地方と国の関係

##### 1 行政の関与

韓国における地方と国の関係は、地方分権一括法による改正以前の日本における地方と国の関係によく似ている。

基本的には、地方自治団体と国家機関の相互関係は、基本的に独立して支援・協力・調整を行う非権力的な監督関係であり、例外的に国政の統合性の確保などのために権力的な監督手段が認められるにすぎない。しかし事務の多くを占めるいわゆる国家委任事務においては、国の強い監督の下に置かれている。

〈図表 3-1〉行政権による関与

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 準立法的関与 | 命令等の制定等、条例準則訓令等の指示 |
| 準司法的関与 | 行政審判制度             |
| 行政的関与  | 非権力的関与及び権力的関与      |

〈図表 3-2〉行政機関（国家）による行政的関与

| 非権力的関与       | 権力的関与     |
|--------------|-----------|
| 資料提出の要求      | 財務監視      |
| 申請の受理及び報告の受領 | 検査又は監査の実施 |
| 特定事項の調査      | 許可        |
| 技術的助言又は勧告    | 職務代行者の指定  |
| 自治紛争の調整      | 処分        |
|              | 協議        |

#### (1) 地方自治団体に対する国家の指導・監督

##### ア 地方行政についての国家の監督関係

##### (ア) 行政府による監督

- ・ 国家委任事務処理についての主務部長官の指導・監督
- ・ 違法・不当な命令・処分の是正命令
- ・ 国家委任事務の懈怠の時の職務履行命令
- ・ 地方自治団体の自治事務についての監査
- ・ 地方議会の違法の議決事項についての行政自治部長官の再議と提訴

- ・ 地方債の発行についての行政部長官の承認権の行使

## イ 国家の調整及び支援関係

### (ア) 勧告・助言・指導

中央行政機関の長官は地方自治団体の事務に関して助言又は勧告するか指導することができる。これのために必要なときには、地方自治団体に資料の提出を要求することができる。

### (イ) 支援

財政支援：国家補助金、地方交付税、地方譲与税など

技術支援：科学・技術の開発・補給など

### (ウ) 紛争及び協議事項調整

- ・ 市・道あるいは市・道知事の相互間に紛争が発生するときには地方自治団体の紛争調整委員会の審議と関連中央機関との行政府の長と協議を経て、行政自治部長官がこれを調整する。
- ・ 地方自治団体の行政協議会で市・道間の合議が得られない事項について関連の市・道知事の調整要請がある時には、行政自治部長官が関連中央行政機関と協議してこれを調整する。

## (2) 地方自治法上の規定

### ア 自治事務に関する報告及び監査

行政自治部長官又は市・道知事は、地方自治団体の自治事務に関し報告を受け、又は書類、帳簿又は会計を監査することができる。この場合、監査は、法令違反事項に限り実施する。(地方自治法第 158 条)

### イ 報告の受領

条例又は規則を制定又は改廃する場合、条例においては地方議会から移送された日から5日以内に、規則においては公布予定の15日前に、市・道知事は行政自治部長官に、市長、郡守及び自治区の区庁長は市・道知事に、その全文を添付し、それぞれ報告しなければならない。報告を受けた行政自治部長官は、これを関係中央行政機関の長に通報しなければならない。ただし、市・道知事は、市長、郡守及び自治区の区庁長から受けた報告中に行政自治部長官の指定した事項があるときは、遅滞なくこれを行政自治部長官に報告しなければならない(地方自治法第 21 条)。

また、移送を受けるとき(地方自治法第 124 条)、及び決算承認を得るとき(地方自治法第 125 条)にも報告書を受領する(地方自治法第 125 条)。

### ウ 地方自治団体の事務に対する助言・指導・支援・及び資料提出要求

中央行政機関の長又は市・道知事は、地方自治団体の事務に関して助言又は勧告し、又は指導することができ、これのために必要なときは、地方自治団体に対して資料の提出を要求することができる（地方自治法第155条第1項）。

国又は市・道は、地方自治団体が当該地方自治団体の事務を処理する場合において必要であると認める場合財政支援又は技術支援をすることができる（地方自治法第155条第2項）。

エ 国家事務又は市・道事務処理の指導及び監督

地方自治団体又はその長が委任を受けて処理する国家事務に関しては、市・道にあっては主務部長官の、市・郡及び自治区においては、1次的に市・道知事の、2次的に主務部長官の指導・監督を受ける（地方自治法第156条第1項）。

市・郡及び自治区又はその長が委任を受けて処理する市・道の事務に関しては、市・道知事の指導及び監督を受ける（地方自治法第156条第2項）。

オ 違法・不当な命令・処分の是正

地方自治団体の事務に関するその長の命令又は処分が法令に違反し、又は著しく不当に公益を害すると認められるときは、市・道に対しては主務部長官が、市・郡及び自治区に対しては市・道知事が期間を定めて書面により是正を命じ、その期間内に履行しないときは、これを取り消し、又は停止することができる。この場合において、自治事務に関する命令又は処分にあつては、法令に違反するものに限る（地方自治法第157条第1項）。

地方自治団体の長は、第1項の規定による自治事務に関する命令又は処分の取消し又は停止について異議があるときは、その取消し又は停止処分の 通報を受けた日から15日以内に大法院に訴えを提起することができる（地方自治法第157条第2項）。

カ 地方自治団体の長に対する職務履行命令

地方自治団体の長が法令の規定によりその義務に属する国家委任事務又は市・道委任事務の管理及び執行を明らかに怠っていると認められるときは、市・道に対しては主務部長官が、市・郡及び自治区に対しては市・道知事が期間を定めて書面でその履行すべき事項を命令することができる（地方自治法第157の2条第1項）。

主務部長官又は市・道知事は、当該地方自治団体の長が第1項の期間内にこれを履行しないときは、当該地方自治団体の費用負担により代執行し、又は行政若しくは財政上必要な措置を採ることができる。この場



合においては、行政代執行に関しては、行政代執行法を準用する（地方自治法第 157 の 2 条第 2 項）。

地方自治団体の長は、第 1 項の履行命令に異議があるときは、履行命令書を受け取った日から 15 日以内に大法院に訴えを提起することができる。この場合において、地方自治団体の長は、履行命令の執行を停止させる執行停止決定を申し立てることができる（地方自治法第 157 の 2 条第 3 項）。

#### キ 地方議会議決の再議及び提訴

地方議会の議決が、法令に違反し、又は公益を著しく害すると判断されるときは、市・道に対しては行政自治部長官が、市・郡及び自治区に対しては市・道知事が、再議を要求させることができ、再議の要求を受けた地方自治団体の長は、地方議会に理由を付して再議を要求しなければならない（地方自治法第 159 条第 1 項）。

第 1 項の要求に対し、再議の結果、在籍議員の過半数の出席及び出席議員 3 分の 2 以上の賛成により前と同じ議決をしたときは、その議決事項は確定する（地方自治法第 159 条第 2 項）。

地方自治団体の長は、第 2 項の規定により再議決された事項が法令に違反すると判断されるときは、再議決された日から 20 日以内に大法院に訴えを提起することができる。この場合において、必要があると認められるときは、その議決の執行を停止させる執行停止決定を申し立てることができる（地方自治法第 159 条第 3 項）。

行政自治部長官又は市・道知事は、再議決された事項が法令に違反すると判断されるにもかかわらず当該地方自治団体の長が訴えを提起しないときは、当該地方自治団体の長に提訴を指示し、又は直接提訴し、及び執行停止の決定を申請することができる（地方自治法第 159 条第 4 項）。

第 4 項の規定による提訴の指示は、第 3 項の期間が経過した日から 7 日以内にし、当該地方自治団体の長は、提訴の指示を受けた日から 7 日以内に提訴しなければならない（地方自治法第 159 条第 5 項）。

行政自治部長官又は市・道知事は、前項の期間が経過した日から 7 日以内に直接提訴することができる（地方自治法第 159 条第 6 項）。

#### ク 国家事務又は市・道事務処理の指導・監督

地方自治団体又はその長が委任を受けて処理する国家事務に関しては、市・道にあっては主務部長官の、市・郡及び自治区にあっては 1 次的に市・道知事の、2 次的に主務部長官の指導・監督を受ける（地方自治法第 156 条第 1 項）。

市・郡及び自治区又はその長が委任を受けて処理する市・道の事務に関しては、市・道知事の指導及び監督を受ける（地方自治法第 156 条第 2 項）。

地方自治の運営に関しては、助言・勧告・報告受理・承認・指定・是正命令・取り消し・監督・提訴といった一定の指導・監督を国等が行える。

〈図表 3 - 3〉 指導・監督者の区分

| 対 象     | 指導・監督権者                                      |
|---------|--|
| 広域自治団体  | 行政自治部長官(国)                                   |
| 基礎自治団体  | 広域自治団体長(広域自治団体)…第 1 次的<br>行政自治部長官(国) …第 2 次的 |
| 国 家 事 務 | 行政自治部長官(国)                                   |

### (3) その他

#### ア 国家公務員の配置

地方自治団体の職員のほとんどは地方公務員であるが、法律で規定する場合には国家公務員を置くこととされており（地方自治法第 103 条第 3 項）、地方自治団体のいくつかの職は国家公務員とされている。2002 年現在、129 名の国家公務員が地方自治団体で勤務している。副団体長、企画管理室長などの要職は国家公務員とされ、副団体長は人事委員会委員長を兼ねる。

#### イ 行政協議調整協議会

2003 年から国務総理の所属として、「行政協議調整協議会」が置かれ、中央政府機関と地方自治団体間の問題を協議・調整できるようにされている。

#### ウ 監査院の検査及び監査

##### (ア) 必要的検査事項

国家機関である監査院は、地方自治団体及び地方自治団体が資本金の 2 分の 1 以上を出資している法人の会計を検査することとされている（監査院法第 22 条第 1 項）。

##### (イ) 選択的検査事項

監査院は必要と認める場合あるいは国務総理の要求がある場合には、次の事項について検査できる（監査院法第 23 条）。

- ① 地方自治団体以外の者が地方自治団体のために取り扱う地方自治団体の現金・物品または有価証券の受払
- ② 地方自治団体が直接または間接に補助金・奨励金・造成金・出捐金等を交付しまたは貸付金等で財政援助を供与した者の会計
- ③ bの者がその補助金・奨励金・造成金・出捐金等を交付した場合、その交付された者の会計
- ④ 地方自治団体が資本金の一部を出資した者の会計
- ⑤ 地方自治団体が資本金の一部を出資した者の出資先の会計
- ⑥ 地方自治団体が債務を保証した者の会計
- ⑦ 民法法人または商法法人で役員の一部または全部が地方自治団体から任命されたり任命承認された団体等の会計
- ⑧ 地方自治団体または（イ）～（カ）の者と契約を締結した者のその契約に関連する事項に関する会計

(ウ) 職務監察

監査院は、地方自治団体の事務と当該団体に所属する地方公務員の職務、法令に基づき地方自治団体の事務を受託・代行する公務員・準公務員の職務を監察することとされている（監査院法第24条）。

2 立法による国家の関与

憲法の規定によって、地方自治団体の組織と運営などは法律で決める。法律の制定を通じて地方自治制度を具体化してその活動の領域と自由を保障するかあるいは制限することもできる。

地方自治団体の種類、地方議会の組織、権限及び議員選挙並びに地方自治団体の長の選任方法、その他地方自治団体の組織及び運営に関する事項は、法律で定める（憲法第117条第2項、第118条）。国会は法律又は予算の審議権を通じて、地方自治団体の活動を間接的に統制する。

立法による関与は本来、行政の全国的統一を維持する必要があることに関して行政の目的と水準の基準を表わすことであるが、行政範囲の拡大とともに地方自治団体の事務に関連する立法が増大している。

さらに、地方自治団体の組織及び運営に関連する法律の形式で決定できなければ、これを補うために行政立法、すなわち大統領令等により規制することも少なくない。

3 司法の関与

地方自治団体が業務を行う際に違法あるいは国民の権益を侵害したときには、被害者の提訴を前提にして法院が合法性の審査をすることがで

きる。

地方議会の議決が法令に違反すると判断される時には、再議を要求することができる。再議要求を地方議会が再議決した時には、地方自治団体の首長が大法院に提訴することができる。(地方自治法第 98 条、第 159 条)

法院は自治団体の違法な処分に対する抗告訴訟、自治団体に対する公法上の権利関係に関する訴訟、その他自治団体が当事者となる訴訟を法院の管轄とし(憲法第 107 条第 3 項、行政審判法第 5 条等)、判決を通し、間接的に自治団体に対する法規監督を行う。公職選挙及び選挙不正防止法は自治団体の選挙争訟(公職選挙及び選挙不正防止第 219~229 条)に関し、地方自治法は自治団体の長と議会間の機関争訟(地方自治法第 159 条第 4 項)及び使用料・手数料・分担金の賦課・徴収に関する異議決定に対する出訴(地方自治法第 131 条第 5 項)を認定することによって、地方自治団体に対する法院の間接的監督を認定している。

#### 4 国と地方または地方間の権限争議の審判

韓国では憲法裁判所があり、権限の存否または範囲に関して争いがあるとき国家機関相互間、国家機関と地方自治団体間及び地方自治団体相互間にその憲法的権限と義務の範囲と内容について争いが生じた場合、当該国家機関または地方自治団体が憲法裁判所に権限審判請求をすることができ、口頭弁論により審判を行うこととされている。

憲法裁判所の権限争議決定に対しては、関係国家機関または地方自治団体は、その処分や不作為を是正しなければならない。なお、他の国家機関や地方自治団体も憲法裁判所の決定を尊重しなければならない。

(憲法第 111 条、憲法裁判所法第 61 条~第 67 条)

### 第 2 節 地方間の関係

#### 1 基本原則

地方自治団体は独立した法人格を持つ団体として、相互間には対等・独立した関係を持つ。その前提で、地方自治法は、地方間の協力の仕組みを定めている。

なお、韓国では国家委任事務が広汎に存在しており、国家委任事務については、広域自治団体の長は基礎自治団体に指揮・監督をする仕組みとなっている。

#### 2 特定目的のための協力・支援関係

(1) 行政協議会

地方自治団体は、2個以上の地方自治団体に関連する事務の一部を共同処理するために、関係地方自治団体の行政協議会を設置して運営することができる（地方自治法第142条）。

関連する事務とは、広域計画及び執行、公共施設の共同設置などであり、現在、5つの広域行政協議会と50の基礎行政協議会が設置・運営されている。全体248自治体の70%が少なくとも1以上の行政協議会に参加している。このうち、一番代表的な協議会は首都圏行政協議会である。1988年11月16日結成され、ソウル、仁川、京畿、江原、忠北等漢江に面している五地域市・道知事がメンバーである。その他、釜山圏（釜山、慶南）、大邱大都市圏（大邱、慶北）、光州大都市圏（光州、全南）、大田・忠清圏（大田、忠北、忠南）行政協議会等があり、情報交換や懸案問題に対応している。

(2) 地方自治団体組合

2個以上の地方自治団体が相互間の事務を共同処理するために、地方自治団体組合を共同設立して運営することができる。組合は法人である。（地方自治法第149条）

(3) 事務の委任・委託

一定事務に対しては、他の地方自治団体に委任・委託して処理する場合もある。

(4) 広域地方自治団体の基礎地方自治団体への財政・技術支援

市・郡及び自治区に対しては、市・道から財政及び技術が提供される。

3 一定の範囲内の指導・監督関係

(1) 委任事務処理の指導・監督

市・郡・自治区又はその首長が委任を受けて処理する国家事務及び市・道の事務に対しては、市・道知事の指揮監督を受ける。

(2) 違法・不当な命令・処分の是正指示

市・郡・自治区の事務について、その首長の命令あるいは処分が法令に違反したり、不当で公益を害すると認定される時には、市・道知事が期間を決めて書面で是正を命じて、その期間のうちに履行しない時には、これを取り消すかあるいは停止することができる。

(3) 職務命令履行

ア 地方自治団体の首長が法令の規定によって、その義務に属する国家

委任事務あるいは市・道委任事務の管理及び執行を明白に懈怠していると認定される時には、市・郡及び自治区においては、市・道知事が期間を決めて書面でその履行すべき事項を命ずることができる。

イ 市・道知事は、当該地方自治団体の首長が期間の間にこれを履行しない時には、当該地方自治団体の費用負担で代執行をするか行政・財政上の必要な措置を講ずることができる。

(4) 自治事務についての監査

行政自治部長官または市・道知事は、地方自治団体の自治事務について報告を受けて書類・帳簿あるいは会計を監督することができる。

(5) 地方自治団体組合の指導・監督

市・郡・自治区の組合は1次的に市・道知事、2次的には行政自治部長官の指導・監督を受ける。

(6) 勧告・助言・指導

市・道知事は市・郡・自治区の事務について助言または勧告ないし指導することができる。このために必要なときには、地方自治団体について資料の提出を要求することができる。

### 第3節 地方自治団体の長の協議体

1991年の地方自治の復活とともに、地方自治団体の利益を代弁する全国連合組織が順次結成されてきた。

地方自治法は、地方自治団体の長または地方議会の議長は相互間の交流と協力を増進するとともに、共同の問題を協議するため、次の区分に従い、それぞれ協議会を設立することとし、全国連合組織に法的根拠を与えている。

- ① 市・道知事
- ② 市・道議会議長
- ③ 市長・郡守・区庁長
- ④ 市・郡・自治区議会議長

協議会を設立する場合には、当該協議会の代表者はそのことを遅滞なく行政自治部長官に申告しなければならない。協議会は地方自治に直接的な影響を及ぼす法令等に関し、行政自治部長官を經由して政府に意見を提出できるとされている。

(地方自治法第154条の2 (1999年新設))

〈図表 3 - 4〉 韓国の地方自治団体全国連合組織

| 名称             | 発足年   | 会長                 | 事務局   |
|----------------|-------|--------------------|---|
| 全国市・道知事協議会     | 1999年 | 李明博（ソウル特別市長）       | ソウル特別市に事務局  |
| 全国市長・郡守・区庁長協議会 | 1996年 | 金完柱（全羅北道全州市長）      | 地方行政会館に専任事務局<br><a href="http://www.namk.or.kr/">http://www.namk.or.kr/</a> |
| 全国市・道議会議長協議会   | 1991年 | 李容富（ソウル特別市議会議長）    | ソウル特別市議会に事務局  |
| 全国市・郡・区議会議長会   | 1991年 | 李在彰（ソウル特別市江南区議会議長） | 地方行政会館に専任事務局  |

（2003年7月現在）

## 第4章 地方自治団体の機関

### 第1節 地方自治組織の基本構造

#### 1 基本的な仕組み

韓国の地方自治制度においては、日本と同様に地方議会と地方自治団体の長が両立する機関分立型をとっている。この場合、地方議会は議決権、行政監査権（自治団体の行政事務監査及び調査と行政事務処理事項の報告を受け、質疑できる権限）、選挙権、請願受理・処理権及び自律権を持っている。反面、自治団体の長は、自治団体の代表、行政事務の統轄、地方議会に対する牽制権限（地方議会の一般議決或いは予算上執行不可能な議決に対し再議を要求することができ、緊急時、先決処分権を行使する権限）をもっている。

行政監査権と地方議会に関する牽制権限を行使することで、分立している両機関が適切な牽制と均衡を保つことができるようになっている。

なお、地方自治団体長に対する議会の不信任案議決と地方自治団体長の議会解散権は、共に認められていない。

#### 2 地方議会

地方議会の構成は議員定数面で大議会制をとっており、多数の住民代表が参与して自治行政の民主化を保障している。議員の選任方法は人口比例による地域代表制を原則としながら、広域自治団体の議会だけは議員定数の10%の範囲内で比例代表制を導入している。議員は任期4年で、兼職は制限される。

#### 3 首長

首長である地方自治団体長は住民直接選挙によって選ばれ、任期は4年である。首長は、補助機関（副知事、副市長、副郡守、区役所長、地方自治団体の公務員）、所属行政機関（直属機関、事業所、出張所、合議制機関）及び下部行政機関（邑・面・洞）を指揮・監督して地方自治団体を代表し、その事務を統轄している。

#### 4 教育自治団体

地方自治団体の教育・科学・及び体育に関する事務を分掌するため、別の機関（市・道教育委員会等）を設置することとされている。その機関の組織と運用に関して必要な事項は、別に法律で定めるとされている。



## 第2節 地方議会

### 1 地方議会の性格と議員定数

#### (1) 性格

地方議会は、住民が選定する議員で構成されて自治団体の意思を審議・議決する住民の代表機関である。

すなわち、議決機関として地方自治団体の政策と立法、住民負担、その他地方自治団体の運営事項について地方自治団体の意思を最終的に決定する議決機関であり、地方自治団体の自治法規（条例）を制定する立法機関ともいえる。

さらには、同意権、承認権と行政事務監査及び調査権などを通じて、地方自治団体の首長の事務執行を監視・監督する牽制機関である。

#### (2) 議員定数

地方議会の議員定数は、公職選挙及び不正選挙防止法で決められており、

##### ア 市・道議会の議員定数（公職選挙及び不正選挙防止法第22条）

(ア) 地域区の市・道議会議員定数は、その管轄区域内の自治区市・郡（1の自治区市・郡が2以上の国会議員地域選挙区とされた場合には、国会議員地域選挙区をいい、行政区域の変更により国会議員地域選挙区と行政区域が合致しなくなったときは、行政区域をいう。）ごとに2人とされている（なお、市及び郡を統合して都農複合形態の市とした場合には、市・郡統合後最初に実施する任期満了による市・道議会議員選挙に限り当該市の道議会議員の定数は、統合前の市及び郡ごとに2人とされている）。

また、この基準により算定された議員定数が14人未満となる広域市及び道は、その定数を14人とされている。

(イ) 比例代表の市・道議員定数は、地域区市・道議員定数の100分の10とされている（この場合、端数は、1とみなされ、算定された比例代表市・道議員定数が3人未満のときは、3人とされている）

##### イ 自治区・市・郡議会の議員定数（公職選挙及び不正選挙防止法第23条）

当該自治区・市・郡の管轄区域内の邑・面・洞ごとに1人とされている。ただし、人口5千未満の洞（島嶼地域の洞を除く。）は、その区域及び隣接した邑・面・洞と統合することとされている。また、議員定数が7人未満となるときは、その定数を7人とされている。

これを図表にすると、図表4-1のとおりとなる。

〈図表 4-1〉 韓国地方議会の議員定数

| 市・道<br>名 | 広域議会議員定数 |      |     |       |      |     | 基礎議会議員定数 |       |
|----------|----------|------|-----|-------|------|-----|----------|-------|
|          | 1998     |      |     | 2002年 |      |     | 1998年    | 2002年 |
|          | 地域区      | 比例代表 | 合計  | 地域区   | 比例代表 | 合計  |          |       |
| ソウル      | 94       | 10   | 104 | 92    | 10   | 102 | 520      | 513   |
| 釜山       | 44       | 5    | 49  | 40    | 4    | 44  | 225      | 213   |
| 大邱       | 26       | 3    | 29  | 24    | 3    | 27  | 146      | 140   |
| 仁川       | 26       | 3    | 29  | 26    | 3    | 29  | 135      | 130   |
| 光州       | 14       | 3    | 17  | 16    | 3    | 19  | 81       | 84    |
| 大田       | 14       | 3    | 17  | 16    | 3    | 19  | 75       | 74    |
| 蔚山       | 14       | 3    | 17  | 16    | 3    | 19  | 59       | 59    |
| 京畿       | 88       | 9    | 97  | 94    | 10   | 104 | 466      | 496   |
| 江原       | 42       | 5    | 47  | 39    | 4    | 43  | 195      | 180   |
| 忠北       | 24       | 3    | 27  | 24    | 3    | 27  | 146      | 150   |
| 忠南       | 32       | 4    | 36  | 32    | 4    | 36  | 206      | 209   |
| 全北       | 34       | 4    | 38  | 32    | 4    | 36  | 249      | 236   |
| 全南       | 50       | 5    | 55  | 46    | 5    | 51  | 295      | 291   |
| 慶北       | 54       | 6    | 60  | 51    | 6    | 57  | 342      | 334   |
| 慶南       | 46       | 5    | 51  | 45    | 5    | 50  | 309      | 314   |
| 済州       | 14       | 3    | 17  | 16    | 3    | 19  | 41       | 36    |
| 合計       | 616      | 74   | 690 | 609   | 73   | 682 | 3,490    | 3,459 |

広域議会平均 43 名（最小：光州広域市・大田広域市・蔚山広域市・済州道 17 名、最大：京畿道 104 名）

基礎議会平均 15 名（最小：鬱陵郡など 7 名、最大：城南市（京畿道） 41 名）

## 2 議員の身分等

### (1) 任期及び身分、手当

地方議会議員は、住民の普通・平等・直接・秘密選挙により選出され（地方自治法第 26 条の 2）、任期は 4 年である（地方自治法第 31 条）。被選挙権は、25 歳以上で、選挙日現在 90 日以上 of 居住者である（公職選挙及び選挙不正防止法第 16 条第 2 項）。

韓国では、2003 年 6 月の地方自治法改正までは、議員の身分は名誉職で無報酬の非常勤職であった。ただし、議政活動費、公務旅費、会期手当は支給される。これらの費用の支出基準は大統領令で定める範囲内で当該地方自治団体の条例で定めることとされていた（地

方自治法第 32 条)。

2003 年における支給額の基準は次のとおりである。

| 区分     | 広域議会議員                 | 基礎議会議員                       |                        |
|--------|------------------------|------------------------------|------------------------|
| 個人支給額  | 2,040 万W (月 170 万W) 以内 | 1,220 万W (月 102 万W) 以内       |                        |
| 内<br>訳 | 議政活動<br>費※             | 1,080 万W (90 万W×12 月) 以<br>内 | 660 万W (55 万W×12 月) 以内 |
|        | 会期手当                   | 960 万W (8 万W×120 日) 以内       | 560 万W (7 万W×80 日) 以内  |

※ 議政活動費には、議政資料収集・研究費と補助活動費があり、広域議会議員には、議政資料収集・研究費 70 万Wと補助活動費 20 万W、基礎議会議員には、議政資料収集・研究費 55 万Wのみ支給することとされていた。

また、会期中の職務等における障害・死亡等の場合には補償金が支払われる(地方自治法第 32 条の 2)。

かねてから地方議会議員については名誉職ではなく有給とすべきだとの議論があり、2003 年 6 月の改正により名誉職の規定は削除された。また、同時に、議政会活動費のうち、補助活動費については、基礎議会議員にも支給できるよう改められたが、費用の支出基準についてはとりあえず現行のまま据え置かれた。なお、2004 年度からは引上げが予定されている。

## (2) 兼職禁止

以下の職との兼職は禁止されている(地方自治法第 33 条第 1 項)。

- ① 国会議員及び他の地方議会議員
- ② 憲法裁判所裁判官、各級選挙管理委員会委員及び教育委員会の教育委員
- ③ 国家公務員及び地方公務員(ただし政党法の規定により政党の党員になることのできる公務員は除外)
- ④ 政府投資機関(韓国放送公社と韓国銀行を含む)の役職員
- ⑤ 地方公社及び地方公団の役職員
- ⑥ 農業協同組合、水産業協同組合、畜産業協同組合、林業協同組合、葉たばこ生産協同組合及び人参協同組合(これらの組合の中央会及び連合会を含む)の常勤の役職員並びにこれらの組合の中央会長又は連合会長
- ⑦ 政党法の規定により政党の党員となることができない教員

## (3) 当該地方自治団体との営利目的の取引禁止

当該自治団体ならびに公共団体との営利目的の取引は禁止されて

いる。また、これに関連した施設・財産の譲受人または管理人になれない。(地方自治法第 33 条第 2 項)

(4) 議員の義務

韓国では、議員の義務として、公共の利益を優先し良心に従いその職務を誠実に遂行しなければならない、清廉の義務を果たすとともに議員としての品位を維持しなければならないと規定されている。

また、議員は、その地位を濫用し地方自治団体・公共団体または企業体との契約やその処分により財産上の権利・利益もしくは職位を取得したり他人のためにその取得を斡旋したりしてはいけないと規定されている。(地方自治法第 34 条)

(5) 議員逮捕及び確定判決の通知

韓国では、逮捕または拘禁された議員がいる場合には、関係捜査機関の長は、遅滞なく議長に令状の写しを添付してそのことを通知しなければならないとされている。また、議員の刑事事件により公訴が提起されその判決が確定したときは、各審級の裁判長は、遅滞なく当該議長にそのことを通知しなければならないとされている。

(地方自治法第 34 条の 2)

### 3 地方議会の権限

議会の権限については、議決権、行政監査及び調査権、その他に分かれ、それぞれ、次のとおりである(地方自治法第 35 条～37 条)。

(1) 議決権

地方自治法は法定議決事項として、次の事項を掲げている(地方自治法第 35 条第 1 項)。

- ① 条例の制定・改廃
- ② 予算の審議・確定
- ③ 決算の承認
- ④ 法令に規定されたものを除いた使用料・手数料・分担金・地方税または加入金の賦課と徴収
- ⑤ 基金の設置・運用
- ⑥ 重要財産の取得・処分
- ⑦ 公共施設の設置・管理及び処分
- ⑧ 法令と条例に規定されたものを除く予算外の義務負担・権利放棄
- ⑨ 請願の受理と処理
- ⑩ 外国の地方自治団体との交流に関する事項
- ⑪ その他の法令によりその権限に属する事項

なお、地方自治団体がこれらのほかに条例で定めるところにより議会の議決事項を追加することができる（地方自治法第 35 条第 2 項）。

(2) 行政監査及び調査権

議会は、毎年 1 回当該地方自治団体の事務に関して、市・道の場合は 10 日、市・郡・自治区の場合は 7 日の範囲内で監査を実施するとともに、地方自治団体の事務の中で特定事案に関し、本会議の議決により本会議または委員会をして調査させることができる。この調査の発議には理由を明示した書面により在職議員の 3 分の 1 以上の連署が必要である。（地方自治法第 36 条）

(3) その他

請願受理・処理権（議会の議決を要さないもの）、自立権（内部組織決定権、議会会期決定権、議会規則制定権、議員懲戒権、自治団体の首長及び関係公務員の出席・答弁要求権、自治団体の首長の専決処分承認権）などがある。

4 地方議会の招集と会期

議会は、定例会が年 2 回開かれる。定例会の招集日その他定例会の運営に関し必要な事項は大統領で定めるところにより当該地方自治団体の条例で定めることとされている（地方自治法第 38 条）。

臨時会は、総選挙後または当該自治団体長または在籍議員の 1/3 以上の要求により開かれる（地方自治法第 39 条）。

これらのことを会期、年間会議日数も含め、図表にすると、図表 4-2 のとおりである。

〈図表 4-2〉地方議会の会期と招集

|     |        | 会 期※ 1 | 招 集                                   | 年間会議日数                                   |
|-----|--------|--------|---------------------------------------|--|
| 定例会 | 広域自治団体 | 40 日以内 | 年 2 回<br>(第 1 次定例会)<br>毎年 6 月・7 月中※ 2 | 定例会・臨時会をあわせて広域団体は 120 日以内、基礎自治団体は 80 日以内 |
|     | 基礎自治団体 | 35 日以内 | (第 2 次定例会)<br>毎年 11 月・12 月中           |  |

|     |       |   |  |
|-----|-------|---|--|
| 臨時会 | 15日以内 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該自治団体長または在籍議員の 1/3 以上の要求</li> <li>・総選挙後最初の臨時会は、議員の任期開始日から 25 日以内に長が招集</li> </ul> |  |
|-----|-------|---|--|

(※1) 定例会の会期の上限は、第1次・第2次定例会を合わせたものである。

(※2) 総選挙が行なわれる年は、7月・8月中に招集する。

## 5 地方議会の組織

### (1) 議長・副議長

議会は、無記名投票選挙により、議員の中から議長、副議長を選出する。議長及び副議長の任期は2年とされている（地方自治法第42条）。欠けたときは補欠選挙が行われ、任期は前任者の残任期間とされる（地方自治法第47条）。

議長は、議会を代表し、議事を整理し、会議場の秩序を維持し、議会の事務を監督する（地方自治法第43条）。副議長は、議長に事故がある場合にその職務を代理する（地方自治法第45条）。

なお、韓国では議長・副議長不信任の制度がある。これは、議長または副議長が法令に違反したり正当な理由なく職務を遂行することができないときは、議会は不信任の議決をすることができるというものである。不信任議決は在籍議員の4分の1以上の発議及び在籍議員の過半数の賛成が必要である。不信任議決があった場合には、当該議長または副議長はその職を解任される。（地方自治法第49条）

### (2) 委員会

議会は、条例が定めるところにより委員会を設置することができる。委員会には、所管議案、請願等を審査処理する常任委員会と、特別な案件を一時的に審査処理する特別委員会の2種類とされる。市・郡・自治区の常任委員会設置基準は大統領令で定めるとされ、議員定数13名以上の地方自治団体にのみ常任委員会設置が認められている（地方自治法第50条）。

### (3) 事務機構

議会は事務を処理するため、条例の定めるところにより、事務

機構として、広域自治団体の場合は、事務処、基礎自治団体の場合は、事務局または事務課を置くこととされている（地方自治法第 82 条）。

〈図表 4－3〉 地方議会の組織

|            | 議長  | 副議長 | 委員会                                    | 事務機構         | 事務職員                   |
|------------|-----|-----|--|--------------|------------------------|
| 広域自治<br>団体 | 1 名 | 2 名 | 常任・特別委員会                               | 事務処          | 平均 74 名 (50<br>～206 名) |
| 基礎自治<br>団体 | 1 名 | 1 名 | 常任委員会（議員定数<br>13 名以上の地方自治団<br>体）・特別委員会 | 事務局又<br>は事務課 | 平均 15 名 (7<br>～28 名)   |

### 第 3 節 執行機関

#### 1 地方自治団体長

##### (1) 地方自治団体長の地位

地方自治団体長は、当該地方自治団体の長として、地方自治団体を内外に代表するとともに、地方自治団体の行政首班としての地位を有する。

また、これと同時に国家または広域自治団体（特別市・広域市・道）の事務を機関委任されて処理する場合には、国家あるいは広域自治団体の下級行政機関として地位を持つ。

地方自治団体長は、特別市には特別市長、広域市には広域市長、道には道知事、市には市長、郡には郡守、自治区には区庁長を置くこととされている（地方自治法第 85 条）。

##### ア 地方自治団体の長の選任

住民の普通・平等・直接・秘密選挙によって選任される（地方自治法第 86 条）。（1995 年から実施された。それ以前は、議会による間選制や政府による任命制などが実施されていた。）

任期は 4 年で、在任は継続して 3 期までに限定している（地方自治法第 87 条）。被選挙権は、25 歳以上で、選挙日現在 90 日以上 of 居住者で、地方議会議員と同じである（公職選挙及び選挙不正防止法第 16 条第 2 項）。なお、長が欠けたときは補欠選挙が行われるが、任期は前任者の残存任期であり、任期が 1 年未満のときは、補欠選挙は行われ  
ない（公職選挙及び選挙不正防止法第 200 条、第 201 条）。

## イ 兼任等の制限

以下の職との兼職は禁止されている（地方自治法第 33 条第 1 項）。

- ① 大統領、国会議員、憲法裁判所裁判官、各級選挙管理委員会委員、地方議会議員及び教育委員会の教育委員
- ② 国家公務員及び地方公務員
- ③ 他の法令の規定により公務員の身分を有する職
- ④ 政府投資機関（韓国放送公社と韓国銀行を含む）の役職員
- ⑤ 農業協同組合、水産業協同組合、畜産業協同組合、林業協同組合、葉たばこ生産協同組合及び人参協同組合（これらの組合の中央会及び連合会を含む）の常勤の役職員並びにこれらの組合の中央会長又は連合会長
- ⑥ 教員
- ⑦ 地方公社及び地方公団の役職員
- ⑧ その他、別の法律により兼任できないとされる職

また、地方自治団体の長は、在任中、当該自治団体との営利目的の取引は禁止され、当該地方自治団体と関係のある営利事業に従事できないとされている。

## ウ 地方自治団体長の逮捕及び確定判決の通知

韓国では、逮捕または拘禁された地方自治団体長がいる場合には、関係捜査機関の長は、遅滞なく議長に令状の写しを添付してそのことを当該地方自治団体に通知しなければならないとされている。この場合、通知を受け取った地方自治団体は、このことを即時に行政自治部長官に報告しなければならないとされている。市・郡・自治区の場合は市・道知事を経由することとされている。また、地方自治団体長が刑事事件で公訴が提起されその判決が確定したときは、各審級の裁判長は、遅滞なく当該地方自治団体にそのことを通知しなければならないとされ、行政自治部長官への報告、市・道知事の経由の手続きが規定されている。（地方自治法第 91 条）

## (2) 地方自治団体の長の権限

地方自治団体長は、当該地方自治団体を代表し、その事務を統括することとされている（地方自治法第 92 条）。また、地方自治団体長は、当該地方自治団体の事務（固有事務）及び法令によりその地方自治団体長に委任された事務（機関委任事務）を管理執行することとされている（地方自治法第 94 条）。

また、地方自治団体長は、条例または規則で規定するところによりその権限に属する事務の一部を補助機関、所属行政機関、下部行



政機関または管轄地方自治団体あるいは公共団体もしくはその機関（事務所、出張所等を含む）に委任することができる。そのほか、条例または規則で規定するところにより、調査・検査・検定・管理業務等住民の権利義務に直接関係ない事務について、法人・団体またはその機関に契約により委託することができる。（地方自治法第 95 条）。

さらに、地方自治団体長は、所属職員を指揮・監督し、法令及び条例・規則が定めるところにより、その任免、教育訓練、服務、懲戒等に関する事項を処理することとされている（地方自治法第 96 条）。

このほか、地方自治団体長は、議案発議権、地方自治団体の予算編成権、臨時会招集要求、再議要求、先決処分権、再議決についての提訴権、条例公布権、条例案拒否権、規則制定権などを持つ。

### （3） 首長と議会との関係

韓国の地方自治制度は、議決機関と執行機関が分離する機関対立型を取っている。地方議会は、議決権、同意権、承認権と行政事務監査及び調査権などを通じて、議会の議決権に制約をかけることができる。これによって議会とは、相互牽制と均衡を維持する関係となる。

#### ア 再議要求権（地方自治法第 98 条、第 99 条）

- ① 地方議会の議決が越権あるいは法令違反と認定されるときには、首長は 20 日以内に再議決要求ができる。
- ② 再議決結果、在籍過半数の出席と出席議員の 2/3 以上の賛成の場合には、再議決案が確定される。
- ③ 長は再議決された事項が法令に違反すると認める場合、大法院に提訴できる。
  - ・ 議会の議決が越権または違法と認められる場合（地方自治法第 98 条）
  - ・ 議決された予算に執行できない経費が含まれている場合（地方自治法第 99 条）
  - ・ 条例案の議決に異議がある場合（地方自治法第 19 条）
  - ・ 議会の議決に対する監督庁の再議要求がある場合（地方自治法第 159 条）

#### イ 先決処分権

地方議会の議決事項の中で必要な事項として、住民の生命と財産保護のために緊急に地方議会を招集する時間的な余裕がない場合や地方

議会の議決が遅滞している場合（地方自治法第 100 条）、地方自治体の廃置分合により自治体が新たに設置され、予算が成立するまで、経常的収入・支出を行う場合（地方自治法施行令第 4 条）には、首長は先決処分をすることができる。この場合、遅滞なく地方議会に報告して承認を得なければならない。議会の承認を得られなかった場合は、その時から効力を喪失する。

#### ウ 準予算の執行

地方議会での新しい会計年度が始まるまで予算案が議決されなかった場合には、その事案に対しては前年度の予算案に準じて執行することができる。

- ・ 法令または条例によって設置した機関または施設の維持・運営
- ・ 法令または条例上の支出義務の履行
- ・ すでに予算で承認された事業の継続

〈図表 4 - 4〉 地方自治団体長と地方議会の関係

| 項 目     | 自 治 団 体 長     | 議 会      |
|---------|---------------|----------|
| 議 案 関 連 | 議案の提出・付議案件の公告 | 議案の提出    |
|         | 条 例 の 公 布     | 議 決 権    |
| 再 議     | 再 議 要 求 権     | 再議決議権    |
| 先決処理    | 先 決 処 理 権     | 承認・拒否権   |
| 行 政 事 務 | 行政事務の管理・執行    | 書類提出要求権  |
|         |               | 事務監査・調査権 |
|         |               | 出席要求・質問権 |
| 予 算     | 予算の編成・提出      | 予算の審議    |
|         | 執 行 権         | 確 定 権    |
| 決 算     | 決算の作成・承認要求    | 決算承認権    |
| そ の 他   | 臨時会の招集要求      |          |
|         | 議員選挙日の公示      |          |

※ 自治団体長の不信任案と議会解散権は、共に認められていない。

## 2 補助機関

- (1) 副団体長（副市長・副知事、副市長・副郡守・副区庁長）
  - ア 副団体長とその定数、任務

特別市及び広域市に副市長、道に副知事、市に副市長、郡に副郡守、自治区に副区庁長を置くこととされ、その定数は、次の通りとされている。(地方自治法第 101 条第 1 項)

- (ア) ソウル特別市：3 人以下の範囲内で大統領令により定める
- (イ) 広域市・道：2 人以下（人口 800 万以上は 3 人）の範囲内で大統領令により定める
- (ウ) 市・郡・区：1 人

その任務は、当該地方自治団体の首長を補佐し事務を総括してその所属職員を指導・監督すること（地方自治法第 101 条第 5 項）である。

また、当該地方自治団体の首長に事故がある時には、その職務を代理する（地方自治法第 101 条の 2）。

#### イ 副団体長の身分

広域自治団体の副団体長は、政務職または一般職の国家公務員が充てられ、その等級は大統領令で定められている。また、広域自治団体の副団体長が 2 人以上の場合は、1 人は政務職または別定職の地方公務員が充てられ、その資格基準は、当該地方自治団体の条例で定めることとされている（地方自治法第 101 条第 2 項）。

基礎自治団体の副団体長は、一般職の地方公務員が充てられ、その職級は大統領令で定められている。

具体的には、次のとおりである。

- (ア) ソウル特別市副市長
  - 行政副市長：政務職の国家公務員（2 人）
  - 政務副市長：政務職の地方公務員（1 人）
- (イ) 広域市・道の副市長・副知事
  - 行政副市長・副知事：1～2 級の一般職の国家公務員
  - 政務副市長・副知事：1～2 級の政務職の地方公務員
- (ウ) 副市長・副郡守・副区庁長
  - 人口 50 万以上の市：2 級地方公務員
  - 人口 15 万以上 50 万未満の市・郡：3 級地方公務員
  - 人口 15 万未満の市・郡：4 級地方公務員

#### ウ 任用

広域自治団体（市・道）の国家公務員をもって充てられる副市長・副知事は、市・道知事の提請（提案して要請すること。以下同じ）により行政自治部長官を経て大統領が任命する。この場合、提請のあった者に法的欠格事由がなければ 30 日以内にその任命手続きを終了しなければならないとされている（地方自治法第 101 条第 3 項）。

基礎自治団体（市・郡・区）の副市長・副郡守・副区庁長は、当該地方自治団体長（市長・郡守・区庁長）が任命する（地方自治法第 101 条第 4 項）。

## （2） 行政機構

地方自治団体の行政事務を分掌させるために必要な行政機構を、広域自治団体（市・道）については大統領令の定める範囲内において条例で定めるところにより、基礎自治団体（市・郡・自治区）については大統領令の定める基準に従い市・道知事の承認を得て条例で定めるところにより設置できるとされている（地方自治法第 102 条）。

## 3 所属行政機関

地方自治法は、地方自治団体の所属機関として、直属機関、事業所、出張所、合議制行政機関の 4 種類を規定している。

### （1） 直属機関

大統領令または大統領令で定める範囲内で条例に基づき設置されているものであり、消防機関、教育訓練機関、保健診療機関、試験研究機関、中小企業指導機関等がある（地方自治法第 104 条）。地方自治法施行令では、直属機関の設置に当たっては、行政自治部長官の承認を要することとし、特に大学、専門大学（日本の短大に相当）の設置については、①地方自治団体の財政支援能力があること、②地域内の産業人材需要と大学及び専門大学の人材供給上の必要性があること、③地域間の均衡発展に寄与できること、④大学及び専門大学中長期計画・学科編成及び学生定員が適正なこと、⑤大学及び専門大学の設置に関して地域社会の積極的な支援があることといった条件を明示している（地方自治法施行令第 39 条の 3）。

### （2） 事業所

特定の業務を効率的に遂行するために必要な場合に、大統領令で定める範囲内で条例に基づき設置できるとされているものである。当該地方自治団体の自治事務だけを遂行する場合には、定員の範囲内で条例により事業所を設置できるとされている。（地方自治法第 105 条）

### （3） 出張所

遠隔地の住民の便宜や特定地域の開発促進のために必要な場合には、大統領令で定める範囲内で条例の定めるところにより出張所を設

置できるとされている（地方自治法第 106 条）。地方自治法施行令では、出張所の設置要件として、

- ① 遠隔地住民の便宜のために所管事務を分掌する必要があること、
- ② 業務の総合性と継続性があること、
- ③ 管轄区域の範囲が明確なこと

とし、自治区でない区または洞が設置されている市は、都農複合形態の市を除き、出張所を設置することができないとしている。

#### （4） 合議制行政機関

所管事務の一部を独立させて遂行する必要がある場合には、法令または当該地方自治団体の条例の定めるところにより合議制行政機関を置くことができるとされている（地方自治法第 107 条）。人事委員会（地方公務員法第 7 条）、訴請審査委員会（地方公務員法第 13 条）等が設置されている。なお、合議制機関として選挙管理委員会があるが、韓国では国家機関（選挙管理委員会法）である。

### 4 下部行政機関

下部行政機関として、自治区ではない区（行政区または一般区と呼ばれる）に区庁長、邑には邑長、面には面長、洞には洞長が置かれる（地方自治法第 108 条）。

行政区の区庁長は一般職地方公務員をもって充てられ、市長が任命する。邑長・面長・洞長は、一般職地方公務員をもって充てられ、市長・郡守・区庁長が任命する。（地方自治法第 109 条）

行政区の区庁長、邑長・面長・洞長は、それぞれ基礎自治団体の長の指揮監督を受け、所管の国家事務及び地方自治団体の事務を受託処理し、所属職員を指揮監督することとされている（地方自治法第 110 条）。

行政区・邑・面・洞所管の行政事務を分掌させるため必要な場合は、行政機構を設置することができ、その設置に関しては、市・道知事の承認を得て当該地方自治団体の規則で定めるとされている。この場合、洞は、行政洞と呼ばれる。（地方自治法第 111 条）

### 5 教育・科学及び体育に関する機関

教育・科学及び体育についての事務は、地方自治団体の事務（市道事務）であっても、教育の自主性、専門性、地方教育の特殊性を考慮して、教育・学芸についての事務を管掌する機関を別途置くよう規定されている（地方自治法第 112 条）。（第 8 章参照）

## 第5章 地方選挙と住民参加、民願

### 第1節 住民の権利及び義務と沿革

#### 1 住民の権利及び義務

韓国地方自治法は、住民の権利及び義務を次のように規定している。地方自治法は、地方自治団体の区域内に住所を有する者はその地方自治団体の住民となる（地方自治法第12条）とされている。そして、住民は、法令の定める範囲内で所属する地方自治団体の財産と公共施設を利用する権利を有するとともに、その地方自治団体から均等に行政の恵沢を受ける権利を有する（地方自治法第13条第1項）とされ、国民である住民は、法令の定めるところにより、その地方自治団体において実施される地方議会議員選挙及び地方自治団体長選挙に参加する権利を有するとされている（地方自治法第13条第2項）。

一方、住民は、法令の定めるところにより所属する地方自治団体の費用を分担する義務を有するとされている（地方自治法第14条）。

#### 2 地方選挙と住民参加の沿革

韓国において、はじめての地方選挙は、南北戦争の最中、首都を釜山へ移していた1952年に実施された（ソウル・京畿・江原地域は除外）。4月に市・邑・面議会議員選挙（任期4年）が、5月には、道議会議員選挙（任期4年）がそれぞれ実施された。

ソウルを含めた全国的な地方議会議員選出は、1956年8月に行われた。この選挙で、市・邑・面議会議員とともに市・邑・面長も選出され、民選の基礎自治団体長が登場した。1960年12月に実施された地方選挙では、初代ソウル市長を始めとし、全国の道知事と市・邑・面長はもちろん、洞・里長までが選挙で選ばれ、地方議会が新しく設置された。しかし、1961年5月16日、軍事クーデターにより、当時の軍事革命委員会の布告令4号で、すべての地方議会が解散され、続く9月1日の臨時措置法で相当部分の地方自治法の効力が停止した。その後、30年を経て、ようやく1991年3月に基礎議会議員選挙が実施され、続いて6月には広域議会議員選挙が実施された。1995年6月27日の地方選挙では、完全な地方自治が復活し、自治団体長まで住民の直接選挙で選出されることとなった。この日は、基礎議会議員、基礎自治団体長、広域議会議員、広域自治団体長の選挙が同時に実施され、第1回の全国統一地方選挙となる。なお、この選挙では、地方選挙と国会議員総選挙を2年ごとに実施するため、このときに限り任期を3年とした。したがって、第2回全国同時地方選挙は、3年後の1998年6月4日に実施された。それから4

年後の 2002 年 6 月 13 日には、第 3 回全国同時地方選挙が実施された。

(図表 5 - 1) 地方選挙の実施状況

| 実施年度             | 地方議会議員の選挙       |       |       | 自治団体長の選挙     |       |       |
|------------------|-----------------|-------|-------|--------------|-------|-------|
|                  | ソウル市議会          | 道議会   | 市邑面議会 | ソウル市長        | 道知事   | 市邑面長  |
| 1952 年 4 月及び 5 月 |                 | 第 1 回 | 第 1 回 |              |       |       |
| 1956 年 8 月       | 第 1 回           | 第 2 回 | 第 2 回 |              |       | 第 1 回 |
| 1960 年 12 月      | 第 2 回           | 第 3 回 | 第 3 回 | 第 1 回        | 第 1 回 | 第 2 回 |
| 1991 年 3 月 26 日  | 市道自治区議員選挙       |       |       | 延期           |       |       |
| 1991 年 6 月 20 日  | 市道議員選挙          |       |       | 延期           |       |       |
| 1995 年 6 月 27 日  | 広域・基礎議員同時選挙     |       |       | 広域・基礎団体長同時選挙 |       |       |
| 1998 年 6 月 4 日   | 第 2 回全国同時地方選挙実施 |       |       |              |       |       |
| 2002 年 6 月 13 日  | 第 3 回全国同時地方選挙実施 |       |       |              |       |       |

さらには、住民の直接参加の途も開かれるようになってきた。まず、住民投票制（レファレンダム）は 1994 年地方自治法改正の際に導入された。しかし、いまだ住民投票に関する法律が制定されていないため、住民投票は実施されていなかった。続いて 1999 年、地方自治法の改正により住民に条例の制定改廃請求権（地方自治法第 13 条第 3 項）と住民監査請求権（地方自治法第 13 条第 4 項）が認められるようになった。

地方分権推進の過程で住民投票制度の導入が検討され、2003 年 10 月に政府は住民投票法案を決定し、国会に提出している。このほか、現在、首長・地方議員に対する住民罷免（リコール）、住民訴訟制度の導入等についても議論されている。

## 第 2 節 地方選挙制度

### 1 現行制度

#### (1) 選挙権

選挙日現在 20 歳以上の国民で、選挙人名簿作成基準日現在、当該地方自治団体の管轄区域内に住居登録されている者は、その区域で選挙する地方議会議員及び地方自治団体長の選挙権を有する。（公職選挙及び選挙不正防止法第 15 条 2 項）

#### (2) 被選挙権

選挙日現在継続して 60 日以上、当該地方自治団体の管轄区域内に住民登録されている 25 歳以上の国民は、当該地方議会議員及び地方自治団体長の被選挙権を有する。(公職選挙及び選挙不正防止法第 16 条 3 項)

(3) 選挙事務管理

選挙事務の管理は、各自治団体単位に設置される選挙管理委員会が行う。なお、選挙管理委員会は日本とは異なり国の機関である。(公職選挙及び選挙不正防止法第 13 条)

特別市・広域市・道選挙管理委員会の委員は、国会議員の選挙権を有し、政党员ではない者のうち国会で交渉団体を構成する政党が推薦する人物、市・道を管轄する地方法院長（地方裁判所長）が推薦する 3 人、学識と徳望がある者 3 人が推薦を受け中央委員会が委嘱（現在 9 人）する。委員任期は 6 年である。

(図表 5 - 2) 選挙管理委員会と所管

|                  |                                   |
|------------------|-----------------------------------|
| 特別市・広域市・道選挙管理委員会 | 広域議会選挙（比例代表）、広域自治団体長選挙            |
| 区・市・郡選挙管理委員会     | 広域議会選挙（地域選挙区）<br>基礎自治団体長選挙、基礎議会選挙 |

(4) 選挙経費の負担

地方議会議員及び地方自治団体の長の選挙の管理準備と実施に必要な次の経費は、当該地方自治団体が負担することとなっている。(公職選挙及び選挙不正防止法第 277 条第 2 項)

- ・ この法の規定による選挙の管理準備と実施に必要な経費
  - ・ 選挙に関する啓発・広報及び取締り事務に必要な経費
  - ・ 選挙に関する訴訟に必要な経費
  - ・ 選挙に関する訴訟の結果、負担しなければならない経費
  - ・ 選挙結果に対する資料の整理に必要な経費
  - ・ 選挙管理による選挙管理委員会の運営及び事務処理に必要な経費
- ただし、このような事務の中でも統一的に遂行するために必要な経費は国家が負担することとなっている。(公職選挙及び選挙不正防止法第 277 条第 1 項)

(5) 選挙区域と定数

選挙区域及び議員定数は、公職選挙及び選挙不正防止法で定められており、その概要は、次の図表のとおりである（なお、実際の市・



道別議員定数は、第4章の図表4-1を参照)。(公職選挙及び選挙不正防止法第22条、23条、26条)

(図表5-3) 選挙区域と定数

| 選挙区分    |       | 定数                          | 選挙区・定数割振概要   |
|---------|-------|-----------------------------|--|
| 自治団体長選挙 |       | 広域団体長<br>16、基礎自治<br>団体長 232 | 当該自治団体の管轄区域全体から1名  |
| 広域議会選挙  | 地域選挙区 | 609名                        | 自治区・市・郡(※)毎に2名となるよう選挙区を設定、各選挙区から1名(下限16名)                |
|         | 比例代表  | 73名                         | 地域選挙区議員総数の10/100(端数を1名とし下限3名)名簿作成時に2人ごとに1人を女性としなければならない。 |
| 基礎議会選挙  |       | 3,459名<br>(2002年6<br>月選挙当時) | 邑・面・洞及び統合地域(人口が5千人未満の地域は隣接地域と統合)毎に1名(下限7名)               |

※人口が5千人未満の地域は、隣接地と統合する。

(6) 候補者

ア 候補者登録(公職選挙及び選挙不正防止法第47、48条)

各候補者は候補者登録の際、以下の推薦状を添付せねばならない。

(図表5-4) 候補者登録と必要な推薦状

|             |                           |
|-------------|---------------------------|
| 政党推薦候補者     | 政党の推薦書                    |
| 無所属候補者      | 選挙権者の一定数以上が署名捺印した推薦状      |
| 基礎議会議員選挙候補者 | 政党推薦が認められず、全員が選挙権者の推薦状を添付 |

イ 公職者立候補制限(公職選挙及び選挙不正防止法53条)

以下の公職者が立候補する場合、当該選挙日60日前(比例代表議会議員選挙・補欠選挙等では候補者登録申請前)までにその職を辞任しなければならない。(現職者が再選のため立候補する場合を除く。)

- ・ 国家公務員法第2条に規定された国家公務員、地方公務員法第2条に規定された地方公務員。ただし、政党法第6条第1号ただし書の規定により党员となれる公務員(政務職公務員を除く)は、この限りではない。
- ・ 選挙管理委員会委員または教育委員会の教育委員。
- ・ 他の法令の規定により、公務員の身分を持つ者。

- ・ 政府投資機関管理基本法第2条に規定された政府投資機関（韓国銀行を含む）の常勤役員。
- ・ 農業協同組合・水産業協同組合・畜産業協同組合・農地改良組合・林業協同組合・葉たばこ生産協同組合または人参協同組合（これら組合の中央会と連合会を含む）の常任役職員とこれら組合の中央会長や連合会長。
- ・ 地方公企業法第2条に規定された地方公社と地方公団の常勤役職員。
- ・ 政党法第6条第2号の規定により党员になれない私立学校教員。
- ・ 大統領令に定められたジャーナリスト。

\* 自治団体長は、その任期中に辞職して大統領選挙、国会議員選挙、地方議会議員選挙及び他の地方自治団体長の選挙に立候補することはできないとの規程があったが、99年5月、憲法裁判所において違憲判決が出され、2000年2月から、立候補できるようになった。

また、自治団体長が任期中に辞職して国会議員に立候補するに当たっては、180日前までに辞職しなければならないとされていたが、2003年9月、憲法裁判所において違憲判決が出されたのをうけて、国会では、他の公職と同じく、120日前までに辞職しなければならないことに改めることで検討が進んでいる。

## (7) 寄託金

(公職選挙及び選挙不正防止法第56条、57条)

ア 立候補者は登録申請時に以下の寄託金を納付しなければならない。

(図表5-5) 候補者区分別寄託金

|         |          |
|---------|----------|
| 広域自治団体長 | 5000万ウォン |
| 基礎自治団体長 | 1000万ウォン |
| 広域議会議員  | 300万ウォン  |
| 基礎議会議員  | 200万ウォン  |

イ 寄託金の返還について

- ① 寄託金が返還される場合（負担費用を除き、選挙日後30日以内）
  - ・ 候補者の当選または死亡
  - ・ 得票数が有効投票総数を候補者数で除した数以上、又は有効投票総数の20/100以上のとき
  - ・ 比例代表広域議会議員選挙の名簿中に当選人があるとき
- ② 寄託金が返還されない（当該自治団体に帰属する）場合
  - ・ 候補者（比例代表制広域議会議員候補者を除く）が辞退、または登録が無効となったとき。

- ・ 得票数が上記返還条件に達しないとき。
- ・ 比例代表広域議会議員選挙の名簿中に当選人がいないとき。

## 2 選挙制度の改正経緯

近年の選挙制度改正内容は、次のとおりである。

### (1) 1998年4月の選挙関係法改正

#### ア 定数

- ① 基礎議会議員定数減（ 4,541 → 3,490 ）  
原則として各邑・面・洞ごとに一人とするが、人口が5,000人未満の邑・面・洞は隣接の邑・面・洞と統合することとした。
- ② 広域議会議員定数（ 972 → 690 ）  
各選挙区で3名であったものを2名とした。

#### イ 候補者

任期途中の自治団体長の他の選挙への出馬が禁止された。

#### ウ 選挙運動

- ① 広域自治団体長選挙において、テレビ、ラジオなどでの放送広告が禁止された。
- ② テレビ、ラジオでの候補者演説  
基礎自治団体長（なし → 2回）  
広域自治団体長（2回 → 5回）
- ③ 屋外での政党演説会  
広域自治団体長選挙において、市、郡、区ごとに3回開催することができたものが、1回のみとなった。
- ④ 公の場での演説、配偶者の演説が可能となった。
- ⑤ 懸垂幕が禁止された。
- ⑥ 名刺型小型印刷物の配布が不可能となった。

### (2) 2002年3月の選挙関係法改正内容

#### ア 広域議会議員における一人2票制（政党投票制）の導入

広域議会議員選挙において、地域区では候補者に1票、比例区では政党に1票をそれぞれ投票するようにしたことである。

過去2回の統一地方選挙では、地域区候補者のみに投票し、比例区については、地域区候補者の得票率がその所属する政党に自動的に振り分けられていた。

今回の統一地方選挙では、広域議会の比例区で、初めて政党投票制が実施された。有権者が、候補者とは別に自身が支持する政党に直接

投票し、その得票率によって政党別候補者名簿の順に当選者が決定される。これにより、政党の支持率が明らかになった。

(ア) 導入経緯と趣旨

地域区候補の得票率を合算し、それにより議席を配分する従来の比例代表制は、直接選挙の原則に反するという憲法裁判所の判決(2001年7月)が、政党投票制導入の直接的な契機となった。地域感情を背景とした特定政党による広域議会での議席独占を防止するという趣旨も踏まえている。

(イ) 議席配分の方法

比例区議員定数は全国合計で73人であり、ソウル・京畿道が10人ずつ、慶尚北道が6人、残りの広域自治団体が3～5人である。比例区議席は、有効投票の5%以上を得た政党を対象に得票率によって配分されるが、各自治団体に特定の政党が総議席の3分の2を超えないようにした。

(ウ) 政治的効果

政党の支持率が明確になり中央政治の動向がより地方選挙に反映される効果をもたらした。また、地方区候補を思いどおりに出せない小政党でも比例区で議席を確保する途を開いた。

イ 広域議会議員比例区選挙における女性割当制(いわゆるクォーター制)の導入

政党が比例区で広域議会議員候補者名簿を作成するときに、二人ごとに一人の女性を置くこととし、これを守らない候補者登録申請は無効となるようにした。なお、基礎議会議員選挙では、この女性割当制を義務化しなかったが、女性を30%以上推薦した政党に対しては国庫補助金を追加支給できるようにした。

ウ 広域議会議員定数

(ア) 広域議会議員定数の下限を14人から16人に増員。

(イ) 広域議会議員の総数を690人から682人に減らした。

エ 選挙運動

(ア) 選挙運動を行うことができる労働組合・団体のうち、特定の政党や候補者のために選挙運動をしようとする団体は、候補者を招いての対談・討論会を開催することができないこととした。

(イ) 候補者が選挙運動のために開設したインターネットホームページ管理費用や電話を利用した選挙運動費用などを、国家または地方自治団体が選挙日後に補てんするようにし、候補者の選挙費用を軽減した。

(ウ) 選挙期間中候補者の姓名・写真・学歴・経歴等を掲載した 9×5 c m以内の名刺を候補者が直接配ることができるようにした。

(エ) 合同演説会・T V対談・討論会時に聴覚障害者の手話通訳を義務化した。

#### オ 候補者

(ア) 候補者は、所得税・財産税の納付実績のほかに総合土地税納付実績も公開することとされた。

(イ) 広域議会議員の選挙寄託金が 400 万ウォンから 300 万ウォンに、基礎自治団体長の選挙寄託金は 1500 万ウォンから 1000 万ウォンにそれぞれ引き下げられた。

### 第 3 節 住民参加

地方自治法は、住民参加に関して、条例制定・改廃請求権（地方自治法第 13 条の 3）、監査請求権（地方自治法第 13 条の 4）、住民投票（地方自治法第 13 条の 2）の 3 つを規定している。

#### 1 条例制定・改廃請求権

地方自治団体の 20 歳以上の住民（以下「この節で住民」と省略）は、住民総数の 20 分の 1 以内で大統領令において定めるところによる住民数以上の連署をもって、当該地方自治団体の長に対して条例の制定、改廃を請求することができる。（地方自治法第 13 条の 3）

次の事項は、請求対象から除外されている。

- ① 地方税・使用料・手数料・負担金の賦課・徴収または減免に関する事項
- ② 行政機構の設置・変更に関する事項または公共施設の設置に反対する事項

これまでの条例制定・改廃請求の実績は、14 件（2002 年 10 月現在）

#### 2 監査請求権

地方自治団体の住民は、住民総数の 50 分の 1 以内で当該地方自治団体の条例において定めるところによる住民数以上の連署をもって、市・道に関しては、主務部長官に、市・郡・自治区に関しては、市・道知事に対し、当該地方自治団体とその長の権限に属する事務の処理が法令に違反したり公益を著しく害していると認める場合には、監査を請求することができる。その場合、次の事項は監査請求の対象から除外されている。

(地方自治法第 13 条の 4)

- ① 捜査又は裁判に関与することとなる事項
- ② 個人的な私生活を侵害するおそれのある事項
- ③ 他の機関が監査し、又は監査中の事項。ただし、他の機関において監査した事項であっても、新たな事項が発見され、又は重要事項が監査において遺漏した場合は、この限りではない。

主務部長官または市・道知事は、監査請求を受理した日から 60 日以内に監査請求のあった事項に関し監査を終了させなければならない。その監査結果を請求人の代表者と当該地方自治団体の長に対し書面をもって通知するとともに、その内容を公表しなければならない。ただし、期間内に監査を終了させることが困難な正当な事由があるときは、その期間を延長することができる。この場合、あらかじめ、請求人の代表者と当該地方自治団体の長に対し通知するとともに公表しなければならない。

主務部長官または市・道知事は当該地方自治団体の長に対し、監査結果に従い必要な措置を要求することができる。この場合、当該地方自治団体の長は、このことを誠実に履行しなければならない。その措置結果を地方議会と主務部長官または市・道知事に対し報告しなければならない。

これまで、住民監査請求の実績は、17 件（2002 年 10 月現在）。

### 3 住民投票

地方自治法は、地方自治団体の長は、地方自治団体の廃置・分合または住民に過度な負担を与えたり重大な影響を及ぼす地方自治団体の重要決定事項等に関して住民投票に付すことができるとし、住民投票の対象、発議者、発議要件その他投票手続に関しては、他の法律で定めると規定している（地方自治法第 13 条の 2）。

しかし、住民投票手続に関する法律は未だ制定されていなかったが、地方分権推進の過程で住民投票制度の導入が検討され、2003 年 10 月に政府は住民投票法案を決定し、国会に提出している。住民投票法案のポイントは、次のとおりである。

#### 1) 住民投票の権利

(有権者) 住民投票日現在 20 才以上の国民である住民（公職選挙および選挙不正防止法第 18 条の規定による選挙権がない者を除外する。以下「20 才以上の住民」という）として投票人名簿作成基準日現在に当該地方自治体の所轄区域内に住民登録されている者は投票権がある。

(住民投票請求権者) 住民投票を請求するための署名である現在 20 才以上の住民は住民投票請求権がある。

(住民総数の基準) この法に規定された 20 才以上の住民総数は年度別で算定するものの、住民登録法の規定による住民登録票により調べた前年度 12 月 31 日現在人口統計による。

(投票人名簿の作成・確定) 住民投票を実施する時にはその時ごとに投票人名簿を作成しなければならない、投票人名簿作成および確定等に関して必要な事項は国民投票法に準じて、地方自治体の条例で定める。

## 2) 住民投票の対象

- ① 当該地方自治団体が住民全体の利用に提供するために設置する公共施設に関する事項
- ② 地方自治法第 4 条第 2 項の規定による自治区でない区と邑・面・洞の名称と区域の変更または廃止・分合に関する事項
- ③ 地方自治法第 6 条の規定による事務所の所在地変更に関する事項
- ④ その他に住民に過度な負担を与えたり重大な影響を及ぼす地方自治団体の主要決定事項として、地方自治団体の条例に定める事項

## 3) 住民投票対象外の事項

次の事項に対しては住民投票にかけることができないとしている。

- ① 法令に違反したり裁判中の事項
- ② 国家または他の地方自治団体の権限または事務に属する事項
- ③ 地方自治団体の予算・決算その他財務に関する事項と地方税・使用料・手数料・分担金等各種公課金の賦課または減免に関する事項
- ④ 行政機構の設置・変更、公務員の人事・定員・報酬その他身分に関する事項
- ⑤ 同一事案（当該事案と趣旨が同じ場合を含む）に対し住民投票結果が確定した後 3 年が経過しない事項

## 4) 国家政策等のための住民投票の特例

中央行政機関の長は地方自治団体の廃置・分合、国家主要施設設置など国家事務に対する住民意見を取りまとめるために必要だと認める時には、あらかじめ行政自治部長官の意見を聴いて、住民投票の実施区域を定めて、関係地方自治団体の長に住民投票に付すことを要求できるとし、住民投票に付すことを要求された地方自治団体の長は当該地方議会の意見を聴き、90 日以内に住民投票を実施しなければならない。

## 5) 投票請求及び発議

- ・ 20才以上の住民はその総数の5分の1の範囲内で当該地方自治団体の条例に定める数以上の連署で、地方議会是在籍議員3分の2以上の賛成で当該地方自治団体の長に住民投票に付すことを請求できる。
- ・ 地方自治団体の長は住民投票案を發議しようとする場合には地方議会在籍議員の過半数の同意を得なければならない。
- ・ 地方自治団体の長は住民投票の請求または同意がある時にはこれを住民投票管理委員会に審査を要請しなければならない。住民による住民投票請求の場合には署名確認結果の要件をそろえた場合に限る。

#### 6) 住民投票管理委員会

特別市・広域市・道と市・郡・自治区にそれぞれ住民投票管理委員会（以下「委員会」という）を置き、次の業務を担当する。

- ① 住民投票実施の可否の審査・決定
- ② 住民投票公報の発行
- ③ 住民投票説明会または討論会等の開催
- ④ 違反行為に対する中止・是正命令等と捜査依頼または告発
- ⑤ 投・開票管理その他にこの法および関連条例により、委員会の権限に定めた事項

なお、住民投票管理委員会は投票管理の効率性等のために必要だと認めるときには当該地方自治体の条例が定めるところにより投票管理事務を他の委員会または管轄選挙管理委員会に委託できる。

住民投票管理委員会は、宛職委員3人を含んだ9人の委員で構成して、地方自治体の長が任命または委嘱する。宛職委員は地方議会が推薦した地方議会議員1人、当該地方自治体を管轄する地方法院長が推薦した判事1人、当該地方自治体所属公務員中で地方自治体の長が任命した公務員1人とする。委嘱職委員は地方自治に関する学識と経験が豊富な者（国家公務員法および地方公務員法の規定による公務員および地方議員を除外する）中で委嘱する者のうち3人は地方議会が推薦した者を委嘱しなければならない。委員会の委員長選任、委員任期および解職、会議運営、委員手当等に関して必要な事項は地方自治体の条例で定める。

#### 7) 住民投票経費

投・開票、委員会が開催する説明会など住民投票管理に必要な経費は当該地方自治体が負担する。また、中央行政機関の長が住民投票を要求したり、投票管理事務を委託する場合にはその要求または委託者が必要な費用を支給しなければならない。



## 第4節 民願制度

韓国では、住民が行政機関に対し、申請や処分等、特定の行為を要求する行為を「民願」と称しており、様々な特色がある。地方自治団体は、民願に関し、様々な配慮をしている。

### 1 民願とは

#### (1) 民願

民願とは「民願人が行政機関に対し、処分等、特定の行為を要求する行為」（民願事務処理に関する法律第2条第2項）を言い、行政手続法等の内容も含んでいる。具体的には、次の項目に該当するものを言う。

- ・ 許認可・免許・特許・承認・指定・認定・推薦・試験・検査・検定等の申請
- ・ 台帳等への登録・登載または申請
- ・ 特定の事実又は法律関係に関する確認または証明の申請
- ・ 法令・制度・手続等の行政業務に対する質疑・相談を通じた説明や解説の要求
- ・ 行政制度や運営の改善に関する意見の建議
- ・ その他行政機関に対し特定の行為を要求する事項

#### (2) 民願人

民願人とは、「行政機関に対し処分等特別な行為を要求する個人・法人または団体」（民願事務処理に関する法律第2条第1項）と言う。但し、行政機関または公共団体は、私経済の主体として行う場合を除き民願人と認めない。また、偽名・仮名や虚偽の住所で申請することはできない。

#### (3) 苦衷（不服・苦情）民願

苦衷民願とは、「行政機関の違法・不当もしくは消極的な処分（事実行為及び不作為を含む）及び不合理な行政制度によって国民の権利を侵害し、もしくは国民に不便・負担を与える事項に関する民願」（民願事務処理に関する法律第2条第3項）であり、次の項目に該当するものを言う。

- ・ 行政機関の違法・不当な処分（事実行為を含む）や不作為等により、権利・利益が侵害され、もしくは不便または負担となる事項の解決要求

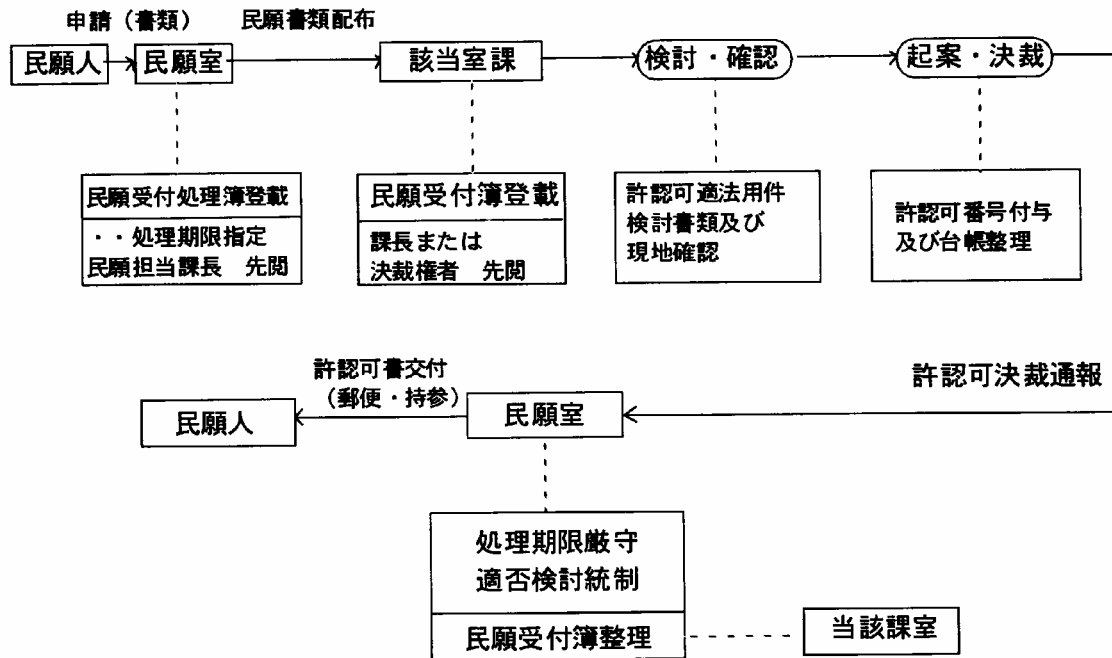
- ・ 民願事務の処理基準及び手続きが不透明である、もしくは担当公務員の処理遅延等、行政機関の消極的な行政行為や不作為による不便または負担となる事項の解消要請
- ・ 不合理な行政制度・法令・施策等により、権利・利益が侵害され、もしくは不便または負担となる事項の是正要求
- ・ その他行政と関連する権利・利益の侵害や不当な対応に関する是正要求

## 2 民願事務手続き

民願人は民願を提出する際には、民願室（民願室が設置されていない場合には文書課または処理主務部署、以下同じ）を訪問し、そこですべての申請をすることができる。民願室は受付けた後、処理主務部署（民願を処理する部署または主に処理する部署）に書類を回し、そこで処理をして民願室へ結果を通報し、民願室から民願人へ書類等を交付するというものである。

民願室では案内・相談業務も行っており（民願事務処理に関する法律第11条）、民願室で処理主務部署を決定することとなっているため、処理主務部署が不明確な場合でも、各部署をたらい回しにされることは生じないようになっている。また、書類の記入方法等も相談でき、場合によっては代筆もしてもらえる。

(図表 5 - 6) 一般的な民願事務の流れ



### 3 民願事務の処理

#### (1) 受付

民願事項は法令で定める書式に従った書類で受け付けることを原則としており（民願事務処理に関する法律第4条）、民願書類（申請書等）は民願室で受け付ける。

この際、民願事項の性質上、民願人またはその委任又は委託を受けた者（行政書士等の一定の資格を有する代理人だけを指すのではなく、広く民願人から依頼を受けた者を含む）が直接行政機関を訪問し、意思表示等を行う必要がない場合（戸籍・住民票の謄・抄本、都市計画確認願等の各種証明発行依頼等）には、行政機関を訪問させるよう要求してはならない（民願事務処理に関する法律第8条）と規定しており、その要件も定めている。

#### (2) 民願書類の移送

民願室で受け付けられた民願書類中、その処理が民願室の主管に属さないものについてはほかの文書に優先して処理主務部署へ移送しなければならないと規定されている。

#### (3) 処理期間

行政機関の長は迅速な民願事務処理を図るため、行政機関へ申請が到達・受け付けされたときから、当該民案事務の処理が完了するときまでに要する処理期間を民願事務種類別にあらかじめ定めなければならないと規定されている。

#### (4) 民願書類の補完・補正

##### ア 補完・補正の要求

民願室は、受け付けた民願書類に不備があると認めるときには補完または補正に必要な相当の期間を定め、民願人に補完または補正を要求しなければならない。一度指定された補完または補正期間内に民願人が民願書類を補完または補正を行わないときは、再度補完または補正を要求しなければならない。

##### イ 補完・補正の不履行

民願室は民願人が二度の補完または補正要求を受けてもその期間内に補完または補正を行わないときは、その理由を明示し、受け付けた民願書類を返却することができる。また、民願人の所在地が明らかではなく、

補完または補正の要求が二度返送されたときには、民願を撤回したとみなし内部的に終結処理することができる。

(5) 処理担当者の明示

行政機関が民願人に民願書類の補完要求、処理期間の延長または処理遅延事由の通知、処理進行の状況及び処理結果等を通知するときには、公文書の施行文書に当該民願事務の処理を担当する公務員の所属・姓名・電話番号を記載しなければならない。

(6) 民願事項の変更または撤回

ア 民願事項の変更

民願人は当該民願事務の処理が終結する前に、その申請内容を変更することができる。ただし、他の法令に特別な規定がある場合や民願事項の性質上変更することができない場合にはその限りではない。

イ 民願事項の撤回

民願人は当該民願事務の処理が終結する前に、その民願事由の申請を撤回することができる。

(7) 処理結果の通知及び確認・点検等

ア 処理進行状況の通知

行政機関の長は民願事項受付け後、30日が経過したときまたは民願人の要請があるときには、民願人へその処理進行状況と処理予定日等を書面で通知しなければならない。また、処理進行状況等の通知は民願事項受付け後30日が経過するたびに通知することを原則とする。

イ 処理結果の通知

行政機関の長は処理結果の通知を必要とする民願事項の処理を完結したときには、その結果を直ちに民願人に通知しなければならない(民願事務処理に関する法律第10条)。拒否処分を通知するときには、代案がある場合、その代案を一緒に通知しなければならない。

ウ 拒否処分の理由明示、不服申請の公示

行政機関は民願人が申請した民願事項を拒否もしくは民願事項の実現が不可能だと認められるときには、その法令上・事実上の理由を明

示し、民願人へ通知しなければならない（民願事務処理に関する法律第10条）。

また、行政機関が民願人へ拒否処分を通知する場合、その拒否処分に対し、行政審判の請求もしくは行政訴訟の提起をすることができるかどうか、行政審判の請求または行政訴訟の提起ができる場合、不服申請を提出する機関、不服申請を提出できる期間その他必要な事項を知らせなければならない。

#### 4 民願の種類別処理原則

##### (1) 複合民願の処理

複合民願とは、一つの民願目的を実現するため、多数の関係機関または部署の許可・認可・承認・推薦・協議・確認等を経て処理される民願事務である。

##### ア 処理主務部署の指定

行政機関の長は複合民願を処理するために処理主務部署を指定し、その部署に關係機関または部署間の協力を通じ、民願事項を一括処理させるようにすることができる。

##### イ 民願書類の一括提出

行政機関の長は複合民願と関連する全ての民願書類を処理主務部署に一括して提出させることができる。この場合、複数機関と関連する複合民願は予め關係機関と協議しなければならない。

##### ウ 複合民願の指定

行政機関の長は關係機関と協議し、一括受付・処理する複合民願の種類と受付方法・必要書類・処理期間・処理手続等を予め定め、民願人がこれを見ることができるよう提示もしくは備え付けなければならない。

##### (2) 質疑及び行政改善建議の処理

##### ア 質疑・相談の処理

行政機関の長は法令・制度・手続等、行政業務に関する質疑または相談形式を通じた説明や解説を要求する民願事項を受付けたときは、特別な事由がない限り、次の期間内に処理しなければならない。

- ・ 民願人が行政機関を訪問し、単純な行政手続または形式要件に関

し質疑・説明または助言を要求する場合 → 即時

- ・ その他一般質疑 → 7日以内
- ・ 法令質疑 → 14日以内

イ 行政改善建議の処理

行政機関の長は政府施策や行政制度及び運営の改善に関する意見提示・要望または建議を受付けたときには、特別な事由がない限り、14日以内にその処理結果を民願人へ通知しなければならない。

(3) 苦衷民願の処理

ア 処理期間

行政機関の長は苦衷民願を受付けたときには、特別な事由がない限り7日以内にその処理結果を民願人に通知しなければならない。

イ 処理方法

行政機関の長は苦衷民願の内容が正当な事由であると認められるときは、遅滞なく原処分 of 取消変更等の適切な措置をとり、その内容を民願人へ通知しなければならない。

(4) 反復及び重複民願の処理

ア 反復民願の処理

民願室は民願人が同一内容の苦衷民願書類（複写した場合を含む）を正当な自由無く3回以上反復し提出した場合には、2回以上その処理結果を通知した後に、受付けた民願書類を当該機関の長の決裁により内部終結処理することができる。

イ 重複民願の処理

民願室は民願人が同一内容の苦衷民願書類（複写した場合を含む）を作成、2以上の行政機関に提出された場合、2回以上その処理結果を通知した後に、受付けた民願書類を当該機関の長の決裁により内部終結処理することができる。

(5) 多数人関連民願の処理

多数人民願とは5人以上の共同利益と関連し、5人以上が連名で提出する民願である。

行政機関の長は多数人関連民願の発生防止のために事前防止策をとらなければならない、多数人関連民願が発生した場合には、迅速・正確に

解決されるよう措置しなければならない。また、行政機関の長は多数人関連民願の効率的な処理のため、当該機関の監査または調査業務担当部署等を通じて多数人関連民願の処理状況を調査・確認しなければならない。

## 5 基準の設定・公表

### (1) 審査基準の設定・公表

行政機関の長は処分等の民願事務を処理する際に、適応される客観的な審査基準を事前に定め、公表しなければならない（変更または廃止する場合も同様）（民願事務処理に関する法律第 9 条）。この場合の審査基準とは行政機関が民願事務を処理する際に適応する具体的な決定基準（申請資格、施設基準、許可地域等）を指す。

### (2) 民願事務処理基準表の統合告示

総務処長官は民願人の便宜のために、関係法令等に規定されている民願事項の処理機関、処理期間、必要書類、処理手続、申請方法等に関する事項を総合して民願事務処理基準表を作成し、官報に告示しなければならない（民願事務処理に関する法律第 9 条）。

総務処長官は民願事務処理基準表を作成・告示する際に、民願事務簡素化のため必要と認められるときには、関係行政機関の長の合意を経て、関係法令等の改正がなされるまで暫定的に関係法令等に規定されている処理機関、処理期間、必要書類、処理手続、申請方法等を変更することができる（民願事務処理に関する法律第 9 条）。

## 6 民願事務統制官制度

### (1) 民願事務統制官

民願事務を処理する行政機関の長は監査担当官、行政処理担当官または民願室長その他民願事務を担当する所属公務員の中から民願事務統制官を選任する。但し、業務が過大な場合には、その業務の一部を分掌するため分任民願統制官を置くことができる。

### (2) 職務内容

民願事務統制官は民願事務の処理状況を随時に点検し、処理期間が経過した民願事務を発見したときには、遅滞なく処理主務課長（民願事務統制官が処理主務課長である場合には関係公務員）



へ催促状を発給しなければならない。

また、民願人が処理遅延、受付拒否、不必要な書類の追加提出要求等の事実を申告し、是正を要求した事項に関しては、その措置事項を当該機関の長に随時報告しなければならない。

## 7 インターネット民願

### (1) 概要

民願申請及び民願案内を行う「民願サービス革新（G4C）システム」が2002年11月1日からサービスを開始した。民願人はインターネットを通じ、4,000種の政府民願に対する必要書類、処理機関、手数料、根拠法令等の詳細内容を知ることができる。戸籍謄抄本交付、住民登録謄抄本交付、土地台帳謄抄本交付、地積図（林野図）交付、民防衛隊編入申告、地方税納税証明、建築物管理台帳謄本発給等393種については、民願申請が可能となる。また、世代別住民登録票、自動車登録原簿閲覧、土地台帳閲覧、国民基礎生活受給者証明、個別公示地価確認、事業者登録証明、納税事実証明等40種の民願は、電子ファイル形態の閲覧・発給サービスを受けることができる。

住民登録、戸籍、納税情報等20種の行政情報については、インターネットを通じて各行政機関が共同利用することとなる。このことにより、民願必要書類が大幅に削減され、必要書類が1つでも削減される民願は約600種となる。

本人確認（公認電子署名）が必要な160種の民願を申請する際には、公認電子署名を銀行、証券会社、郵便局等で受けることができ、手数料については、クレジットカード、口座振替、電子貨幣等の電子支払システムを通じて納付される。

また、中央政府と地方自治団体のホームページがリンクし、2003年3月からすべての地方自治団体において韓国電子政府ホームページを通してオンライン民願サービスを利用できることとなった。

### (2) ソウル市の取り組み

#### ア サイバー民願室

「サイバー民願室 (<http://cyber.seoul.go.kr/>)」は1999年8月に設置・運営計画が決定され、2000年6月に開発を完了、同年7月1日に運営を開始した。この「サーバー民願室」は、インターネット上に散在していた民願処理機能を統合した民願ポータ

ルサイトであり、全国初のサイバー民願室としてオープンした。2001年5月にはソウル市情報ポータルサイト（SIP）事業の一環として、サイバー民願室機能改善の再構築（インターフェースの再構成及び官公庁初の人口知能型民願相談システム の概念を導入）を実施、2001年10月30日、同年11月8日にはそれぞれ管理者（職員）接続URLをオープン、市民接続URLをオープンし、サイバー民願室の機能改善を図っている。提供されるサービスは、民願相談（相談登録及び照会）、サイバー民願申請、生活民願サービス、サイバー税務総合サービス、市政に対する市民監視機能を持たせた民願処理オンライン公開システム、申告センター、清廉契約オンブズマン等、7種類の大分類で構成されている。

## イ OPEN システム

このシステムは、ソウル特別市が独自開発したものであり、市及び区の公開対象となっている民願事務のすべての処理過程をインターネットにより見ることができ、事前登録やパスワード等は必要なく、誰でも公開内容を見ることができる（公開対象は10分野54業務）。

照会方法は、①ソウル市のホームページ

(<http://www.metro.seoul.kr/>)にアクセス →②「民願処理オンライン公開システム」(<http://open.metro.seoul.kr>)をクリック→③「スタート」をクリック→④民願処理公開室業務目録から知りたい業務をクリック→⑤各業務の一覧表から知りたい事業をクリック→⑥公開文書を見る。

なお、ソウル市以外では2000年6月に行政自治部が開発した民願処理インターネットシステムを利用しており、民願の受付、決済過程及び処理状況（担当者・受付・起案・検討・決済日時等）の過程は申請者に対してのみではあるが公開されており、また処理結果はすべての人に公開されている。

## (3) 今後の課題

今回のサービス開始は電子政府に向けた第一歩のスタートに過ぎない。変偽造防止の問題が解決されていない現段階では、申請された民願書類を民願人が自宅のパソコンから紙の文書として出力して使用できない等、サービスの対象は必要書類のない証明発給、軽微な行為の申告等に留まっている。今後、当システムを定着させていくためには未熟な部分を解決させ、システムの安定化・利用活

性化をすすめ、全国のどこからでも容易にかつ迅速にサービスを受けることができるシステム構築が不可欠である。

## 第6章 地方公務員制度

### 第1節 地方公務員の概念と種類

#### 1 地方公務員の概念

地方自治法第103条第1項で、「地方自治団体においては、当該地方自治団体の経費により負担する地方公務員を置く。」と規定されている。地方公務員の任用及び試験、資格、報酬、身分保障、懲戒、教育訓練等については、地方公務員法で定められている（地方自治法第103条第3項）。

国家公務員と地方公務員の勤務機関は概ね図表6-1の区分による。韓国の場合、警察官と学校教員は国家公務員である。また、地方自治団体において勤務する公務員の大半は地方公務員であるが、法律で規定する場合には国家公務員を置くこととされており（地方自治法第103条第3項）、地方自治団体のいくつかの職は国家公務員とされている。

〈図表6-1〉国家公務員と地方公務員の勤務機関区分

| 項 目              |                  | 国家公務員    | 地方公務員  |
|------------------|------------------|----------|--------|
| 勤<br>務<br>機<br>関 | 立法機関（3,346名）     | ○        | ×      |
|                  | 司法機関（12,759名）    | ○        | ×      |
|                  | 警 察（95,011名）     | ○        | ×      |
|                  | 教 師（289,140名）    | ○        | ×      |
|                  | 国家行政機関（165,351名） | ○        | ×      |
|                  | 地方行政機関(310,053名) | ○（※一部のみ） | ○      |
| 適用法令             |                  | 国家公務員法   | 地方公務員法 |

（○は該当するもの、×は該当しないもの）

※特別市・広域市・道、市・郡、農村指導所、消防署

#### 2 地方公務員の種類

地方公務員の区分は次のとおりである（地方公務員法第2条）

##### （1）経歴職公務員

実績と資格により任用され、その身分が保障され、生涯、公務員として勤務することが予想される職業公務員

##### ① 一般職公務員

行政一般または技術・研究に関する業務を担当する公務員であり、職群・職列別に区分される。現在、8職群、38職列、74職類がある。

##### ② 特定職公務員

特殊分野の業務を担当する公務員であるが、公立大学及び専門大学に勤務する教育公務員、地方消防職公務員、その他特殊分野の業務を担当する公務員

として法律で指定された公務員である。

### ③ 技能職公務員

技能職業務を担当する公務員であり、職群・職列別に区分される。現在10職群、22職列、35職類がある。

#### (2) 特殊経歴職公務員

##### ① 政務職公務員

ア 選挙により就任する公務員、任命時に議会の同意を要する公務員

(例) 首長、政務副知事、政務副市長

イ 高度な政策決定業務を担当したりそのような業務を補助する公務員として法令または条例により政務職として指定する公務員

##### ② 別定職公務員

秘書官、秘書など法令、条例等により別定職公務員として指定する公務員。

かつては、邑・面・洞長も別定職公務員であったが、94年3月16日の地方自治法改正で、その身分が別定職から一般職に転換されたため、改正後に新たに任命される邑・面・洞長は一般職となっている。

##### ③ 専門職公務員

地方自治団体との契約により一定の期間(3年、延長も承認により可?)採用される専門家。研究または技術業務に従事する科学者、技術者及び特殊業務の専門家である。

常勤の場合は専任専門職、非常勤の場合は非専任専門職

##### ④ 雇用職公務員

単純な労務に従事する公務員

〈図表6-2〉職種別定員数 (2001年12月31日現在)

| 職種     | 全体      | 一般職     | 研究    | 指導    | 消防     | 政務  | 別定    | 技能     | 雇用    | 教員    |
|--------|---------|---------|-------|-------|--------|-----|-------|--------|-------|-------|
| 合計     | 242,797 | 158,393 | 2,219 | 4,767 | 23,996 | 251 | 5,045 | 44,623 | 2,250 | 1,253 |
| 構成比(%) | 100     | 65.2    | 0.9   | 2.0   | 9.9    | 0.1 | 2.1   | 18.4   | 0.9   | 0.5   |

## 第2節 地方公務員の現況

### 1 地方自治団体に勤務する公務員数

2001年12月31日現在、韓国の地方自治団体に勤務する職員は242,797名であり、そのうち、地方公務員が242,668名、国家公務員が129名である。

推移は、図表6-3のとおりであり、地方自治団体に勤務する国家公務員は、地方自治の復活を機会に大きく減少している。

〈図表 6 - 3〉 地方自治団体に勤務する公務員数の推移

|      | 全体      | 地方公務員   | 国家公務員  |
|------|---------|---------|--------|
| 1986 | 182,155 | 166,726 | 15,429 |
| 1987 | 190,798 | 175,369 | 15,429 |
| 1988 | 201,642 | 186,098 | 15,544 |
| 1989 | 217,857 | 202,344 | 15,513 |
| 1990 | 234,080 | 218,576 | 15,504 |
| 1991 | 252,778 | 238,152 | 14,626 |
| 1992 | 269,258 | 254,642 | 14,616 |
| 1993 | 272,581 | 258,030 | 14,551 |
| 1994 | 274,360 | 264,630 | 9,730  |
| 1995 | 283,358 | 273,440 | 9,918  |
| 1996 | 289,567 | 288,962 | 605    |
| 1997 | 291,673 | 291,110 | 563    |
| 1998 | 256,139 | 256,010 | 129    |
| 1999 | 250,822 | 250,693 | 129    |
| 2000 | 246,762 | 246,633 | 129    |
| 2001 | 246,797 | 246,668 | 129    |

(なお、地方公務員としては、このほか、教育自治団体に勤務する教員ではない地方公務員がいる。)

## 2 地方公務員の職位分類制

韓国の公務員制度においては、いわゆる職務職階制である職位分類制が採られている。すなわち、すべての職位を職務の種類・困難性及び責任度に応じて階級及び職級別に分類し同一の職級に属する職位に関しては同一の資格要件を必要とし、同一の報酬が支給されるよう分類することとされている。地方自治団体の長は、法令の定めるところに従い職位分類制の適用を受けるすべての職位を一つの職級に配分決定しなければならないとされている（地方公務員法第22条）。

現在、一般職の職級は1級から9級まで、技能職の職級は1級から10級までとされている。（地方公務員法第4条）

韓国の一般職公務員の職位は、図表6-4のとおりとされている。また、ポストと職位の関係は、図表6-5のとおりである。

韓国では、職の種類、形態によって公務員を細かく分類し、給料表と連動させることにより、厳格に職務職階制を運用し、日本のような複数格付けや枠外級はなく、また、最高到達級、定年等を制度的に差別化してきており、職員同士も厳格に階級を意識するといった現状にある。一般職地方公務員の職級別人数は、図表6-6のとおりであり、最高到達級が6級の職員が多い。

〈図表 6-4〉 公務員の職級

|     |          |            |          |          |     |          |     |          |
|-----|----------|------------|----------|----------|-----|----------|-----|----------|
| 1 級 | 2 級      | 3 級        | 4 級      | 5 級      | 6 級 | 7 級      | 8 級 | 9 級      |
| 管理官 | 理 事<br>官 | 副 理 事<br>官 | 書 記<br>官 | 事 務<br>官 | 主 事 | 主 事<br>補 | 書記  | 書 記<br>補 |

〈図表 6-5〉 地方自治団体の階級別職位付与表

|             |                 |                                  |                 |                    |            |            |
|-------------|-----------------|----------------------------------|-----------------|--------------------|------------|------------|
| 広域自治<br>団体  | 団 体<br>長        | 副団体長                             | 企画業務<br>担当室長    | 室・局長               | 課長         | 担当官        |
| ソウル特<br>別市  | 地 方<br>政 務<br>職 | (行政副市長) 国家政務職<br>(政務副市長) 地方政務職   | 国家 1 級<br>職     | 地方 2 級ま<br>たは 3 級職 | 地方 4<br>級職 | 地方 4<br>級職 |
| 釜山広域<br>市   |                 | (行政副市長) 国家 1 級職<br>(政務副市長) 地方政務職 | 国家 2 級<br>職     | 地方 3 級職            |            |            |
| その他の<br>広域市 |                 | (行政副市長) 国家 1 級職<br>(政務副市長) 地方政務職 | 国家 2 級<br>または 3 |                    |            |            |
| 道           |                 | (行政副知事) 国家 1 級職<br>(政務副知事) 地方政務職 | 級職              |                    |            |            |

|                       |                 |         |                              |                        |               |                        |
|-----------------------|-----------------|---------|------------------------------|------------------------|---------------|------------------------|
| 基礎自治団体                | 団<br>体<br>長     | 副団体長    | 室 長（局 長<br>級）・局 長、一<br>般区の区長 | 室長（課長<br>級）・課<br>長・担当官 | 邑 長・面<br>長・洞長 | 人口 3 万<br>人以上の<br>邑の課長 |
| 人口 50 万人以上            | 地 方<br>政 務<br>職 | 地方 2 級職 | 地方 4 級職                      | 地 方 5 級<br>職           | 地方 5 級職       | 地方 6 級<br>職            |
| 人口 15 万人以上<br>50 万人未満 |                 | 地方 3 級職 |                              |                        |               |                        |
| 人口 15 万人未満            |                 | 地方 4 級職 |                              |                        |               |                        |

〈図表 6-6〉 一般職地方公務員の職級別人数

(2001 年 12 月 31 日現在)

| 職級  | 人数      | 構成比    |
|-----|---------|--------|
| 1 級 | 16      | 0.01%  |
| 2 級 | 62      | 0.04%  |
| 3 級 | 256     | 0.16%  |
| 4 級 | 2,136   | 1.37%  |
| 5 級 | 12,016  | 7.73%  |
| 6 級 | 35,823  | 23.04% |
| 7 級 | 57,004  | 36.66% |
| 8 級 | 38,270  | 24.61% |
| 9 級 | 9,892   | 6.36%  |
| 合計  | 155,475 | 100%   |

### 3 定員管理と定員の推移

大統領令（地方自治団体の行政機構と定員基準等に関する規定）で定める基準に従い地方自治団体の条例で定めるところにより、当該地方自治団体は地方公務員の定員管理を行いその規模の適正化と運用の合理化を図らねばならないこととされている。

#### (1) 沿革

1988年以前の韓国における定員管理制度は、内務部（現行政自治部）長官の個別承認制で定員数は各地方自治団体の条例で定められていたが、1988年に内務部令に基づく総定員管理制に変更された。1995年には大統領令で定められることになり各地方自治団体における定員数は規則から条例で定めることに変更された。

1997年には既存の総定員管理制を基本に、地方の自立性を認める現行の標準定員制に改正された。これは、当該地方自治団体の最近6年間の人口、面積、傘下機関数（行政区、邑・面・洞）、一般会計総決算額等の数値により算定される地方自治団体別の標準定員の範囲内で運用するようにするというものである。なお、地方自治団体の種類別に補正率（特別市 1.10、広域市・道・一般市・自治区 1.05、郡 1.03）を乗じ、定員策定の自律性の幅を拡大している。しかし、補正後の定員を超過する場合には、あらかじめ行政自治部長官の承認を受けなければならない、地方自治団体別に標準定員を基準として地方交付税を算定していることから、標準定員を超過する場合には、地方交付税人件費支援に関して不利益を受けるというインセンティブが講じられている（第9章参照）。

このような中で、1998年のIMF危機に際して、早期名誉退職制度の活用や欠員補充等により約12%減という大幅減員を実施した。標準定員制は実施が停止され、「地方自治体の行政機構と定員基準等に関する規定」（大統領令第15875号、1998年8月31日改定）附則第6条において、新標準定員算定方法が定められるまでは適用されず、それまでの間、行政自治部長官が地方自治体別に定める定員によることとなった。

地方公務員数はその後も減少傾向にある（図表6-3）。なお、2001年には1999年から実施されてきた邑・面・洞の機能転換推進による邑・面・洞、とりわけ洞の減員が著しい（図表6-7）一方で、事務の移管を受けた市が増員となっている。

〈図表6-7 行政機関別地方公務員定数の推移〉

|       | 計       | 特別市    | 広域市    | 道      | 市      | 郡      | 自治区    | 邑     | 面      | 洞      |
|-------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 2000年 | 242,451 | 16,169 | 21,117 | 27,661 | 49,544 | 34,016 | 43,505 | 6,163 | 19,933 | 24,343 |
| 2001年 | 242,797 | 15,472 | 21,614 | 27,965 | 54,768 | 32,898 | 43,910 | 5,780 | 18,675 | 21,715 |



『統計年報』（行政自治部）

## (2) 標準定員制再施行

2003年5月、盧武鉉政権になって、地方分権推進の第1弾として、「地方自治体の行政機構と定員基準等に関する規定」改正により、新標準定員算定方法が定められ、標準定員制が改めて施行されることとなった。

同時に人材運営に対するインセンティブ制も実施される。すなわち、財源措置として定員1人縮小で1千8百万ウォンのインセンティブを与えることとし、今後より一層拡大するとしている。

自治行政部は標準定員制再施行のため、韓国地方行政研究院と共同で約2年にわたり研究開発を推進してきており、自治体の多様な意見を集約し合理的客観的な基準を設定した。地方自治制実施以後増加した福祉サービス、情報化、災難・環境管理需要と地方分権により増加する国家委譲事務を推進する人材需要を反映し、標準定員算式審議委員会（統計学専攻の大学教授、韓国地方行政研究院研究員等で構成）の審議を経て標準定員算式の科学性・妥当性の検証手続きを踏んでいる。2003年から3年間はその算式で運用される。

代表的な指標としては、人口、面積、傘下機関数、一般会計総決算額の4つが重要な役割を持ち、地域特性の指標としては、生活保護者数、商工業従事者数、自動車登録台数、観光客数、後進地域面積、公園面積、都市公園面積、舗装道路面積、文化体育施設面積、公共建物面積、昼間人口指数、都市計画対象面積、林野面積、耕地面積、河川延長、海岸線延長、保健施設面積、環境衛生処理施設容量が用いられ、標準定員の算定は、指標と公務員数との相関関係を統計学的多重回帰分析方法により算出することによって行われる。

## 第3節 地方人事機関

### 1 任用権者

地方自治団体の長は、任用権者として、所属の地方公務員の任命・休職・免職及び懲戒を行う権限を有する。任用権者は、その権限の一部をその地方自治団体の条例の定めるところに従って補助機関、その所属機関の長、地方議会事務次長（または事務局長あるいは事務課長）に委任することができる。地方教育機関の場合は、任用権者は教育監で、その権限の一部を条例の定めるところに従って教育委員会の事務局長に委任することができる（地方公務員法第6条）。

なお、当該地方自治団体に所属する5級以上の国家公務員については、地方自治団体の長の提請（提案して要請すること。以下同じ）により所属長官を経て大統領が任命し、6級以下の国家公務員については地方自治団体の長の提請により所属長官が任命する（地方自治法第103条第5項）。

## 2 人事委員会

(地方公務員法第7条～第11条)

### (1) 概要

地方自治団体長の任用権を牽制するため地方自治団体に任用権者別に人事委員会が設置される。特別市・広域市・道の場合は、第1人事委員会と第2人事委員会を設置することができる。一般市の区及び自治団体長が必要だと認める所属機関にも設置することができるが、任用権の委任を受けた補助機関には設置することができない。

### (2) 委員会の構成

5～7名で、このうち、外部委嘱委員は3～4名（委員が7名未満の場合3名）である。委員長1名は、国家公務員である副団体長となり、副委員長1名は互選によって選出される。特別市・広域市・道における第2人事委員会の場合には、特定地域の事務を担当する副団体長または人事担当局長が委員長となり、任用権を委任された機関における人事委員会の場合には、委員長・副委員長は互選によって選出される。

委員は、次の中から地方自治団体長が任命または委嘱する。

ア 当該地方自治団体の公務員

イ 判事、検事または弁護士の資格を有する者

ウ 大学で法律学、行政学、教育学を担当する副教授以上の職にある者または初・中・高等学校の校長の職にある者

エ 20年以上勤続して退職した公務員（国家公務員を含む）のうち人事行政に関して学識と経験が豊富な者

なお、政党の党员、地方議会議員は人事委員会委員になることはできない。委嘱された委員の任期は2年であり、1回に限り再任できる。

### (3) 委員会の機能

地方自治団体から独立した議決・執行機関である人事委員会の機能は、①公務員充員計画の事前審議及び各種任用試験の実施、②補職管理基準及び昇任、転補任用基準の事前協議、③昇任の事前協議、④任命権者の要求による公務員の懲戒議決、⑤地方自治団体長が地方議会に提出する公務員の人事と関連する条例案及び規則案の事前審議、⑥その他法令の規定によりその分掌に属する事項

複数の人事委員会が設置されている場合には、第1委員会は、①及び⑤の事務と5級以上の公務員関連する②③④の事務を担当し、第2委員会は、6級以下の公務員に関連する②③④の事務を担当する。ただし第2委員会の委員長が副団体長の場合には、第2委員会は副団体長の所属する6級以下の公務員に関

連する②③④の事務を管掌し、第1委員会はそれ以外の①②③④⑤の事務を担当する。

なお、韓国では日本のような地方公務員の給与改定等に関する権限は有していない。

#### (4) 会議

委員長が必要と判断した時に招集される。定足数は、在職委員の3分の2以上で、出席委員の過半数賛成で議決する。

#### (5) 事務職員

事務職員として幹事及び書記が置かれる。幹事及び書記は、当該地方自治団体の機関の長が所属公務員の中から任命する。

### 3 訴請審査委員会

(地方公務員法第13条～第21条)

#### (1) 概要

公務員の懲戒その他意思に反する不利益な処分や不作為に関して審査・決定を行うため、広域自治団体の任用権者別に地方訴請委員会、教育訴請審査委員会を置くこととされている。

#### (2) 構成

委員会は、7人の委員で構成され、このうち、外部委嘱委員は4名以上とされる。委員長1名は、訴請審査委員会において委嘱委員の中から互選で選ばれる。

委員は、次の中から広域自治団体の長または教育監が任命または委嘱する。

ア 判事、検事、弁護士

イ 大学で法律学を担当する副教授以上の職にある者

ウ 当該地方自治団体所属の局長級以上の公務員

なお、人事委員会委員、政党の党员、地方議会議員は訴請審査委員会委員になることはできない。

委員の任期は2年である。

### 第4節 任用・試験制度と運用

#### 1 任用

##### (1) 一般原則

公務員の任用は、試験成績、勤務成績、経歴評定その他能力の実証により行うこととされている(地方公務員法第25条)。

##### (2) 外国人の任用

外国人の任用については、従来は、契約職の公務員として事実上採用されて

いるだけであったが、2002年12月の地方公務員法改正により、地方自治団体の長は公権力を行使したり政策決定のほか国家保安及び機密に係る分野でない研究・技術・教育など特定の分野の職位について、その資格要件に適合した韓国国民を任用するのは難しい場合には、期間を定めて必要最小限の範囲内で大統領令の定めるところにより外国人を公務員として任用できることとなった（地方公務員法第25条の2）。

### （3）補職の原則

韓国では、退職、昇任などで欠員が生じた場合のみ、採用、転補、転職及び昇任などの方法により充員する（地方公務員法第26条）補職の原則が徹底しており、定期人事異動及び一斉採用はなく、欠員が生じる毎にそれに関する人事異動を実施している。

### （4）新規任用

公務員の新規任用は、公開競争試験により行われることとされている。ただし、組織管理上または行政運営の効率性を高めるために一定の場合に特別任用（退職者の再任用、研究者・技術者等専門家の任用、国家公務員の任用、特殊勤務予定者、一定地域居住者任用等）が認められている（地方公務員法第27条）。なお、新規任用に当たっては、5級公務員の場合1年間、6級以下及び技能職公務員の場合、6ヶ月間を試補任用期間としている（地方公務員法第28条）。

### （5）人事交流

韓国では、行政自治部と広域自治団体、広域自治団体と基礎自治団体との交流が活発に行われている。制度的には、人事交流協議会が定める人事交流基準に従い人事交流案を作成し地方自治団体の長に人事交流を勧告することにより行われている（地方公務員法第30条の2）。

このほか、地方自治団体の長は、他の地方自治団体の長の同意を得て、その所属公務員を転入できる。（地方公務員法第29条の3）。

## ①国と地方の交流

教育人的資源部長官または行政自治部長官は、人員の均衡ある配置と地方自治団体の発展のため、教育人的資源部または行政自治部と地方自治団体相互間の人事交流の必要があると認める場合は、教育人的資源部または行政自治部に設置する人事交流協議会が定める人事交流基準に従い人事交流案を作成し当該地方自治団体の長に人事交流を勧告することができる。その場合、地方自治団体の長は、正当な事由がない限り、受け容れなければならないこととされている。

なお、2003年8月には、地域協力官（国家公務員）が制度化され、行政自治部から各広域自治団体（ソウル特別市を除く）に派遣されている。地域協力官

は中央部署の推進戦略および情報を地方に提供して、地方世論およびあい路・建議事項を取りまとめて、中央に報告する任務を引き受けるとともに、地域内住民の要望事業、国家政策に対する地域の反発、地域内解決が困難な集団民願などの解決方策に対する中央政府の支援と協調を建議する役割を担当する。

## ②広域自治団体と基礎自治団体間の交流

特別市・広域市・道知事は、当該地方自治団体及び管轄区域内の地方自治団体との相互間の人事交流必要があると認める場合には、当該特別市・広域市・道に設置する人事交流協議会が定める人事交流基準に従い人事交流案を作成し管轄区域内の地方自治団体の長に人事交流を勧告することができる。その場合、当該地方自治団体の長は、正当な事由がない限り、受け容れなければならないこととされている。

なお、広域自治団体においては、新規採用よりむしろ基礎自治団体の優秀な人材を抜擢補充する形をとってきた。

## 2 試験実施

### (1) 受験資格

韓国では 1972 年以降、学歴制限を撤廃し公開競争試験の門戸を開放しているが、年齢に関しては一定の制限を設けている。新規任用の場合は、5 級任用試験では 20～33 歳、6 級・7 級任用試験では 20～35 歳、8 級・9 級任用試験では 18～28 歳となっている。

### (2) 試験実施期間

5 級公務員の公開競争新規任用試験、5 級以上の公務員の特別任用試験・公開競争昇進試験・一般昇進試験、転職試験は、行政自治部長官または教育人的資源部長官が実施する。ただし、資格証所持者の特別任用試験は、特別市・広域市・道人事委員会が実施する。

6 級及び 7 級公務員の新規任用試験は特別市・広域市・道単位で当該特別市・広域市・道人事委員会が実施する。なお、農村振興事業に従事する研究・指導職公務員に関する新規任用試験については別途、大統領が定める機関で実施する。

8 級及び 9 級公務員の新規任用試験、6 級ないし 8 級公務員の昇進試験、6 級以下の公務員の転職試験、技能職新規任用・昇進及び転職試験は当該地方自治団体の人事委員会が実施する。市長・郡守・区庁長は優秀な人材確保のためあるいは試験管理上必要と認める場合には、特別市・広域市・道人事委員会に試験の実施を委託することができる。(地方公務員法第 3 2 条)

実際のところ、基礎自治団体では独自の試験は実施されず、広域自治団体の

人事委員会に委託されるのが通常である。

### (3) 昇進試験の方法

一般昇進試験は昇進候補者名簿の高順位者順に任用しようとする欠員または欠員と予想欠員を合わせて総欠員の2倍ないし5倍の数の人員の範囲内の者に対して実施し、試験成績点数及び昇進候補者名簿による評定点数を合算した総合成績により合格者を決定する。公開競争昇進試験は5級公務員の昇進に限るが、地方自治団体間の昇進機会の均衡維持と有能な公務員を抜てきするために必要な場合に実施し、試験成績によって合格者を決定する。(地方公務員法第39条の2)

## 3 新規任用・昇進の方法

### (1) 新規任用

地方自治団体の長は、当該地方自治団体の人事委員会が実施した新規任用試験の合格者を大統領令の定めるところに従い新規任用候補者名簿(2年間有効)を作成しなければならない。5級公務員の新規任用試験が実施された場合には大統領令で定めるところにより特別市・広域市・道知事及び教育監がその合格者を新規任用候補者名簿(5年間有効)に登載しなければならない。(地方公務員法第36条)

新規任用候補者名簿を作成した地方自治団体の長はその名簿に登載された者の中から公務員を採用するに当たっては新規任用候補者の最高順位者から3倍の数の範囲内から任命しなければならない。市長・郡守・区庁長及び任用権の委託を受けた者が公務員の新規任用をしようとする場合には新規任用候補者名簿を作成した地方自治団体の長に任用候補者の推薦を要請しなければならない。

(地方公務員法第37条)

### (2) 昇進

階級間の昇進任用は、勤務成績評定・経歴評定その他能力の実証により行われることとされている。

1級公務員ないし3級公務員への昇進任用は能力と経歴を考慮し行われる。具体的には、1級公務員への昇進は直近下級の公務員の中から行い、2級及び3級公務員への昇進は同一職群内の直近下級の公務員の中から任用する。

5級公務員への昇進任用に当たっては昇任試験を経るが、必要な場合には大統領令の定めるところにより人事委員会の議決を経て任用することができる。6級以下の公務員への昇進任用に当たっては必要と認める場合には大統領令の定めるところにより昇進試験を併用することができる。昇任試験による昇進は昇任試験合格者の中から大統領令で定める昇進任用順位によって任用する。ただし、公開競争昇進試験または特別市・広域市単位別で実施した技術職列5級公務員及び研究または特殊技術職列の公務員中5級公務員に相当する公務員へ

の一般昇進試験に合格して昇進候補者名簿に登載された者の任用方法は新規任用と同様に昇進任用候補者の最高順位者から3倍の数の範囲内から任命するといった方法が採られる。

昇進任用に当たっては人事委員会の事前審査を経ることとされている。なお、市・郡・区の副市長・副郡守・副区庁長への昇進任用の事前審査の場合は、人事委員長職務は、委嘱委員の中から互選された者が行う。

任用権者は大統領令が定めるところに従い勤務成績評定・経歴評定その他能力の実証による順位によって職級別に昇進候補者名簿を作成する。ただし、優秀な人材の確保と昇進機会の均衡維持のために特別市長または広域市長は当該特別市・広域市及び郡・区所属技術職列6級公務員及び研究または特殊技術職列の公務員中6級公務員に相当する公務員について郡守・区庁長が作成した昇進候補者名簿をもとに大統領令で定めるところにより特別市・広域市単位別で昇進候補者名簿を統合して作成することができる。

(地方公務員法第38条・第39条)

なお、優秀公務員等に対しては特別昇進の途が開かれている。(地方公務員法第39条の3)

## 第5節 勤務条件

### 1 勤務時間・休暇

公務員の服務に関する事項は、地方公務員法または同法に基づく大統領令で規定する事項を除いては、地方自治団体の条例で定めることとされている(地方公務員法第59条)。したがって、勤務時間、休暇等については、条例で定められている。

なお、週5日勤務制導入の機運の高まりを受け、行政機関において2002年4月から月1回、第4週の土曜日を休務とすることを試験的に導入した。各地方自治団体でもそれぞれ個別に実施されており、例えば、ソウル市では7月から、週休2日制を試験的に実施し、ソウル市と傘下機関である25の自治区において、一部部署を除いた全職員は7月27日から毎月第4土曜日は休務することになる。土曜閉庁により減る勤務時間については、週1回1時間ずつ特定の曜日に補充勤務することになり、総労働時間(週44時間)は減らない。

### 2 報酬

すべて法令で規定されている。特に給与及び諸手当については、一律に地方公務員法、地方公務員報酬規程(1986年12月31日大統領令第12057号)、地方公務員手当規程(1983年2月1日大統領令第11034号)で規定されている。

具体的には、公務員の俸給・号俸及び昇給に関する事項、手当に関する事項、

報酬の支給方法、報酬の計算その他報酬支給に関する事項は大統領令で定めるとされている（地方公務員法第 45 条）。また、地方公務員報酬規定第 4 条で一般職公務員の俸給額は国家公務員一般職俸給表を準用する旨が規定されている。さらに、一般職公務員以外の地方公務員も国家公務員とほとんど同じ俸給表が適用されている（年俸制適用公務員を除く。）。

このように、地方公務員の給与及び諸手当の額・支給内容はすべて国家公務員の場合と同じであり、地方公共団体毎に額が違う日本の制度とは異なっている。

なお、1999 年度から、従来の俸給表適用とは別に、地方公職社会の競争力強化、生産性向上のため年俸制を導入、それに加えて能力と業務実績を重視した成果給報酬体系が実施された。すなわち、政務職は固定給的年俸制を、1 級から 3 級の一般職公務員、これに相当する別定職公務員及び契約職公務員は成果給的年俸制が導入された。

一般職俸給表は、職位に応じて職級が 1 級から 9 級まで、号俸が 1 号俸から 32 号俸に分かれている。



〈図表 6－8〉 一般職公務員と一般職に準じる別定公務員等の俸給表

(2002. 1.2 現在 単位 ウォン)

| 号俸／階級 | 1 級       | 2 級       | 3 級       | 4 級       | 5 級       | 6 級       | 7 級       | 8 級       | 9 級       |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1     | 1,572,700 | 1,404,300 | 1,255,500 | 1,094,300 | 959,700   | 783,400   | 695,400   | 617,600   | 541,600   |
| 2     | 1,634,200 | 1,462,800 | 1,308,200 | 1,143,900 | 1,003,100 | 824,400   | 731,600   | 651,900   | 573,700   |
| 3     | 1,697,600 | 1,522,100 | 1,362,500 | 1,194,400 | 1,048,200 | 866,700   | 769,700   | 688,100   | 607,900   |
| 4     | 1,762,400 | 1,582,500 | 1,417,300 | 1,246,300 | 1,095,200 | 910,400   | 810,100   | 724,800   | 643,900   |
| 5     | 1,828,800 | 1,643,500 | 1,473,100 | 1,298,900 | 1,143,500 | 955,300   | 851,900   | 763,600   | 680,600   |
| 6     | 1,896,400 | 1,705,000 | 1,529,700 | 1,352,100 | 1,192,900 | 1,001,300 | 894,900   | 803,000   | 718,100   |
| 7     | 1,965,000 | 1,767,200 | 1,587,000 | 1,406,000 | 1,243,200 | 1,047,600 | 938,300   | 843,100   | 754,200   |
| 8     | 2,034,500 | 1,829,700 | 1,644,600 | 1,460,500 | 1,294,400 | 1,094,300 | 982,100   | 881,400   | 789,000   |
| 9     | 2,105,000 | 1,892,500 | 1,702,800 | 1,515,000 | 1,345,600 | 1,141,200 | 1,023,800 | 918,200   | 822,600   |
| 10    | 2,175,900 | 1,955,800 | 1,761,200 | 1,569,800 | 1,397,300 | 1,185,500 | 1,063,800 | 953,300   | 854,900   |
| 11    | 2,247,100 | 2,019,300 | 1,819,900 | 1,625,000 | 1,445,900 | 1,227,800 | 1,101,700 | 987,100   | 885,900   |
| 12    | 2,318,600 | 2,083,100 | 1,878,800 | 1,675,600 | 1,491,600 | 1,268,000 | 1,138,000 | 1,019,400 | 915,900   |
| 13    | 2,390,400 | 2,147,300 | 1,933,600 | 1,723,100 | 1,534,900 | 1,306,000 | 1,172,500 | 1,050,400 | 944,600   |
| 14    | 2,462,300 | 2,205,400 | 1,984,600 | 1,767,500 | 1,575,400 | 1,342,000 | 1,205,500 | 1,080,200 | 972,600   |
| 15    | 2,525,400 | 2,259,300 | 2,031,700 | 1,809,400 | 1,613,700 | 1,376,400 | 1,237,000 | 1,108,900 | 999,300   |
| 16    | 2,581,700 | 2,308,800 | 2,075,800 | 1,848,800 | 1,649,900 | 1,409,000 | 1,267,000 | 1,136,400 | 1,025,400 |
| 17    | 2,631,800 | 2,354,400 | 2,116,900 | 1,885,500 | 1,683,900 | 1,440,000 | 1,295,600 | 1,162,400 | 1,050,600 |
| 18    | 2,676,600 | 2,396,300 | 2,155,100 | 1,920,000 | 1,716,200 | 1,469,400 | 1,323,200 | 1,187,500 | 1,074,500 |
| 19    | 2,716,800 | 2,435,000 | 2,190,700 | 1,952,300 | 1,746,500 | 1,497,300 | 1,349,100 | 1,211,600 | 1,097,700 |
| 20    | 2,753,200 | 2,470,500 | 2,223,800 | 1,982,600 | 1,775,000 | 1,523,800 | 1,373,900 | 1,234,600 | 1,120,000 |
| 21    | 2,786,600 | 2,503,100 | 2,254,700 | 2,011,000 | 1,801,900 | 1,549,000 | 1,397,600 | 1,256,700 | 1,141,000 |
| 22    | 2,816,900 | 2,533,100 | 2,283,400 | 2,037,600 | 1,827,400 | 1,572,800 | 1,420,100 | 1,277,900 | 1,161,300 |
| 23    |           | 2,560,800 | 2,310,000 | 2,062,700 | 1,851,400 | 1,595,400 | 1,441,700 | 1,298,200 | 1,180,700 |
| 24    |           | 2,585,900 | 2,334,900 | 2,086,300 | 1,873,800 | 1,617,000 | 1,462,400 | 1,317,700 | 1,199,200 |
| 25    |           |           | 2,358,200 | 2,108,100 | 1,895,000 | 1,637,500 | 1,482,000 | 1,336,300 | 1,216,900 |
| 26    |           |           | 2,379,800 | 2,128,700 | 1,915,200 | 1,656,900 | 1,500,800 | 1,354,300 | 1,233,100 |
| 27    |           |           |           | 2,147,900 | 1,934,100 | 1,675,300 | 1,518,900 | 1,371,400 | 1,248,600 |
| 28    |           |           |           | 2,166,100 | 1,952,100 | 1,692,800 | 1,535,700 | 1,387,900 | 1,263,900 |
| 29    |           |           |           |           | 1,968,800 | 1,709,100 | 1,551,900 | 1,403,600 | 1,278,600 |
| 30    |           |           |           |           | 1,984,900 | 1,725,100 | 1,567,500 | 1,418,700 | 1,292,900 |
| 31    |           |           |           |           |           | 1,740,200 | 1,582,400 | 1,433,300 | 1,306,900 |
| 32    |           |           |           |           |           | 1,754,500 |           |           |           |

### 3 地方公務員の社会保障制度

#### (1) 医療保険

公務員に対しては、かつては「公務員及び私立学校教職員医療保険法」が適用されていたが、1998年6月の改正で国民医療保険法が適用されるようになり、公務員はすべて国民医療保険事業の被保険者（保険者は国民医療保険管理公団）となっている。保険料については、被保険者本人と地方自治団体が折半して負担する。

#### (2) 年金保険・公務災害補償

公務員の退職、死亡、公務による負傷等に対する年金給付等について、公務員年金法に基づき、公務員年金管理公団が事業を実施している。費用については、国家、地方自治団体、被保険者本人が、公務員年金法及び大統領令で定められた額を負担する。

### 第5節 地方公務員の労働基本権

憲法第7条第1項で「公務員は国民全体の奉仕者であり、国民に対して責任を負う。」とされ、憲法第33条第2項で「公務員である勤労者は法律が定める者に限り団結権・団体交渉権及び団体行動権を持つ。」と規定されている。

したがって、公務員は公共の福祉増進という基本的な任務遂行のため労働基本権を制限されており、地方公務員法第58条では、事実上労務に従事する公務員（現業機関の作業場で単純労務に従事する者）を除き、地方公務員の労働運動とその他公務以外のことによる集団行動をすべて禁止している。

このようなことから、韓国では地方公務員の職場組合は組織化されておらず、給与・手当その他勤務条件に関する職員団体による当局との団体交渉はない。

しかしながら、1999年1月から「公務員職場協議会の設立・運営に関する特別措置法」が施行され、国家機関・地方自治体等に勤務する公務員等は、機関毎に職場協議会を設立できるようになった。そこでは、①勤務環境改善、②業務能率向上、③苦情処理、④その他機関の発展に関する事項を協議する。ただし、労働組合とは異なり、協議事項は拘束力を持たない。また、加入できる公務員は6級以下の公務員に限られるとともに、教員・軍人・警察・消防等の職員や人事・予算・経理・秘書・機密・保安に携わる職員は加入できない。

なお、現在、公務員の組合が制度化されることとなり、「公務員労働組合設立及び運営に関する法律」の制定に向けて検討が進められているが、労働基本権をめぐる労働者の強い反対があり、行先は不透明な状況である。

## 第6節 地方公務員の服務、懲戒と身分保障

### 1 地方公務員の服務

地方公務員法は、地方公務員の服務として公務員就任時の服務宣誓のほか、誠実義務、服従義務、職場離脱の禁止、親切・公正義務、秘密遵守義務、清廉の義務、外国政府からの栄誉の制限、品位保持義務、営利業務及び兼職の禁止、政治運動の禁止、集団行為の禁止を規定している（地方公務員法第47条～58条）。なお、公務員の服務に関して必要な事項については、地方公務員法または大統領令の規定と調和する形で地方自治団体の条例で定めることとしている（地方公務員法第59条）、

### 2 懲戒処分

公務員の服務に違反した場合、特別身分関係の維持のために制裁として懲戒処分が行われる。懲戒処分には、罷免・解任（排除懲戒）と停職・減俸・譴責（矯正懲戒）がある（地方公務員法第70条）。

懲戒処分は人事委員会の議決を経て任命権者が行う（地方公務員法第72条）。

懲戒処分を受けた者で処分に不服のある者は、処分事由説明書を受け取った日から30日以内に訴請審査委員会に審査を請求できる（地方公務員法第67条）。訴請審査委員会の審査・決定を経なければ行政訴訟を提起できない（地方公務員法第20条の2）。

### 3 身分保障

#### （1）原則

公務員は刑の宣告、懲戒処分または法が定める事由によらなければその意思に反して休職・降任または免職処分を受けないこととされている。ただし、1級公務員（行政副知事、特別市・広域市の行政副市長等）はこれに該当しないこととされている（地方公務員法第60条）。

#### （2）休職

公務員が、心身の故障のため長期療養を必要とする場合（1年以内）、兵役に就く場合（服務期間満了まで）などにおいては、任用権者は本人の意思にかかわらず休職を命ずることができる。また、国際機構・外国機関・国内外の大学・研究機関・他の国家機関（採用期間）あるいは大統領令で定める民間企業その他の機関（3年以内）に臨時に採用されるとき、海外留学をするとき（3年以内、やむを得ない場合2年延長可）、教育人的資源部長官または行政自治部長官が指定する研究機関や教育機関で研修を受けるとき（2年以内）、3歳未満の子を養育するときや妊娠・出産の場合（1年以内）（任用権者はこの場合の休職を理由に不利な処遇をしてはならないとされる）、事故・疾病等で父母・配偶者・子・配偶者の父母が長期間療養するときの看護をするとき（1年以内かつ在職

期間中合わせて3年以内)、外国で勤務・留学・研修することとなる配偶者を同伴するとき(3年以内、やむを得ない場合2年延長可)は、任用権者は、休職願を受けて休職を命ずることができる。(地方公務員法第63条・64条)

### (3) 降任

任用権者は、職制もしくは定員の変更または予算の減少などにより職位の廃止または過員が生じたときは、本人の同意がある場合には所属の公務員を降任することができる(地方公務員法第65条の3)。

### (4) 免職

公務員の勤務実績が良くない場合、職務遂行に支障がある場合、地方自治団体の廃置・分合及び職制と定員の改廃または予算の減少などにより廃職または過員を生じた場合、休職期間の満了または休職事由の消滅後に職務に復帰しなかったり職務に耐えることができない場合、転職試験で3回以上不合格者として職務遂行能力が不足すると認定された場合、徴兵検査・入営または招集の命令を受けて正当な理由なくこれを忌避したり軍服務のために休職中にある者が在営中に軍部を離脱した場合、当該職級で職務を遂行するのに必要な資格証の効力が喪失したり免許が取消されて担当職務を遂行することができなくなった場合等には、任用権者は、職権により免職を命ずることができる。

任用権者は免職を命ずるときは人事委員会の意見を聴かなければならない。

また、任用権者は、地方自治団体の廃置・分合及び職制と定員の改廃または予算の減少などにより廃職または過員を生じた場合の免職基準を任用形態・業務実績・職務遂行能力・懲戒処分事実等を考慮して定めなければならないとされている。この免職基準を定めるときやこの事由による免職対象者を決定するときにはあらかじめ当該人事委員会の議決を経なければならないとされている。

(地方公務員法第62条)。

### (5) 定年

定年(停年)は、5級以上の一般職公務員は60歳、6級以下は57歳とされ、定年に達する月が1月から6月の間の場合は6月30日に、7月から12月の間の場合は12月31日に退職する(地方公務員法第66条)。6級以下の定年年齢が低いのは、大学卒の多い5級以上の職員とそうでない6級以下の職員の学校卒業後の勤務年数を等しくするためである(国家公務員の場合も同様)。

### (6) 名誉退職

公務員として20年以上勤続した者が定年前に自ら進んで退職する場合、予算の範囲内で名誉退職手当を支給できる。地方自治団体の廃置・分合及び職制と定員の改廃または予算の減少などにより廃職または過員を生じた場合には、勤続20年未満の者が定年前に自ら進んで退職する場合であっても、予算の範囲内で名誉退職手当を支給できる(1998年の改正で追加)。なお、再び経歴職公務

員として就職した場合などには返還しなければならないとされている。

名誉退職手当の支給対象範囲・支給額・支給手続・返還額・返還手続等に関して必要な事項は大統領令で定めることとされている。

(地方公務員法第 66 条の 2)

## 第 7 節 職員研修

すべて公務員と試補公務員になろうとする者は担当職務と関連のある学識・技術及び応用能力の養成のため法令の定めるところにより訓練を受けなければならないとされ、教育人的資源部長官または行政自治部長官は公務員訓練に関する総合的な企画・調整及び監督を行い、地方自治団体の長及び各級監督職位にある公務員は日常業務を通じて継続的に部下職員に訓練を命ずる責任を負うこととされている（地方公務員法第 74 条）。

これを受けて、地方公務員教育訓練法、地方公務員教育訓練法施行令が定められ、各地方自治団体では条例が定められている。

広域自治団体は、毎年度、教育訓練計画を地方公務員教育訓練法及び行政自治部長官の指針に基づき策定し、年度前に対象者の属する機関長へ報告しなければならないとされている。教育訓練計画には教育課程及び課程別教育対象区分、教育科目別教育要目及び配分時間、期別・機関別研修生選出計画、その他必要な事項が記載される。日本の各地方自治体の研修に比べ、研修課程・期間が長く、合宿制を採用するなど集中して研修できる体制になっている。広域自治団体にはそれぞれ公務員教育研修院が設置されており、おもにそこで実施されている。

公務員教育研修院以外の研修としては、次の 3 つがある。

### 1 職場訓練

所属の職場内で行う研修

### 2 国内委託訓練

公共教育機関や民間教育機関、国内大学等に委託して行う研修

### 3 国外教育訓練

外国の大学、研究所や政府機関、国際機構等に派遣する研修

## 第7章 自治立法

### 第1節 自治立法制定権の根拠

#### 1 地方議会と条例制定権

1961年に地方自治が停止され、「地方自治に関する臨時措置法」の規定により地方議会の権限を上級行政庁が代行するようになって以来、1988年の地方自治法第6次改正により地方議会が復活するまでの間は、自治立法制定権についても上級行政庁の関与が付されていた。すなわち、広域自治団体である市・道の条例については内務部長官の、基礎自治団体である市・郡・自治区の条例については市・道知事の承認が、それぞれ必要とされていた。

1991年に実施された地方議会議員選挙により30年ぶりに議会が復活した結果、この上級行政庁による承認は不要となり、地方自治団体の自治立法権についてもようやく十全の状態となった。

#### 2 条例制定権の法的根拠

条例、規則等の自治立法制定権の根拠は憲法及び地方自治法に求めることができる。

まず、憲法第117条第1項では、「地方自治団体は、住民の福利に関する事務を処理し、財産を管理し、法令の範囲内で自治に関する規定を制定することができる。」と規定し、「法令の範囲内」という留保のもとに自治立法権を保障している。

これを受け、地方自治法第15条では、「地方自治団体は法令の範囲内でその事務に関し条例を制定することができる。」と規定し、条例制定権の実定法上の根拠となっている。

### 第2節 条例の制定手続

#### 1 議会の議決等

条例の制定及び改廃は、地方議会の議決事項となっている。(地方自治法第35条第1項第1号) 条例案が地方議会で議決されたときは、議長は議決の日から5日以内に当該地方自治団体の長に移送し、移送を受けた長は20日以内にこれを公布しなければならない。

また、長が条例案に対して異議があるときは、当該条例案を移送の日から20日以内に理由を付して地方議会に還付し再議を要求することができる。ただしこの場合、長は条例案の一部のみの再議や修正案の再議は要求することができない。

再議要求を受けた地方議会は条例案を再議に付すこととなるが、在籍

議員の過半数の出席し、出席議員の3分の2以上が出席して従前と同じ議決をした場合はその条例案は条例として確定する。なお、地方自治団体の長が条例案の移送を受けてから20日以内に公布も再議の手続もせず不作為により20日の期間が経過した場合であっても、当該条例案は条例として確定することとされている。

## 2 公布

再議され確定した条例や長の不作為により期間が経過した条例は、地方自治団体の長が遅滞なく公布しなければならない。この場合において、条例が確定したとき（再議後確定した条例は移送を受けてから）から5日以内に長が公布しないときは、地方議会の議長がこれを公布することとされている。

条例に効力発生日の規定が明記されていない場合は、公布の日から20日が経過した日からその効力が発生する。公布の方法については、当該地方自治団体の公報に掲載して行うことが定められている。ただし、地方議会の議長が公布する場合は、公報若しくは日刊新聞への掲載又は掲示板に掲載して行うこととされている。（地方自治法施行令第12条第1項）

なお、公布日は、公報や新聞の発行日又は掲示板への掲載日である旨が明定されている。（地方自治法施行令第13条）

## 3 条例・規則審議会

地方自治団体の長が条例・規則を制定、改廃及び公布等をしようとする場合に、その妥当性・適法性等の適否を検討するため、長の所属下に条例・規則審議会を置くこととされている。（地方自治法施行令第10条の19）条例・規則審議会は、次の各号の事項を審議・検討する。

- ① 地方自治団体の長が地方議会に提出する条例案
- ② 地方議会の議決を経た条例公布案
- ③ 住民の条例制定又は改廃の請求における有効署名の確認、異議申請及び請求要件に関する事項
- ④ 地方自治団体の長が制定・改廃しようとする規則案
- ⑤ 予算案、決算案その他地方議会に提出する案件中、地方自治団体の長が審議会の審議・意見が必要と認めた事項

条例・規則審議会の議長は、地方自治団体の長が、副議長は、副知事副市長、副郡守、副区庁長が充てられ、委員は室長、局長、課長の中から選任される。

審議会の会議は議長、副議長を含む在籍委員の過半数の賛成により議

決する。この条例・規則審議会は、広域自治団体である市・道及び基礎自治団体である市・郡・区の全てに置かれており、年間10数回開催されるのが常態となっている。

### 第3節 法的特徴

#### 1 日本の制度との比較

韓国の地方自治法における条例及び規則に関する規定は、概ね日本の地方自治法の規定と類似はしているが、異なる点もいくつか見られる。

第1に、条例制定範囲の限界についてである。これに関し、日本の地方自治法では「…法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができる」（第14条第1項）と規定しているのに対して、韓国の地方自治法は「…法令の範囲内において条例を制定することができる」（第15条）と規定しており、立法範囲と自立性において、文理上より限定されたものとなっている。

第2に、住民の権利を規制し義務を課する、いわゆる行政事務条例の制定についてである。日本の地方自治法では「…義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」（第14条第2項）と規定し、必要的条例事項である旨を明記しつつ自治体任意の条例制定を前提としているのに対して、韓国の地方自治法では「…住民の権利の制限若しくは義務の賦課に関する事項又は罰則を定めるときは法律の委任がなければならない」（第15条ただし書）と規定し、行政事務条例の制定には法律の委任を要することとされている。

第3に、罰則規定の付与についてである。日本の地方自治法では、「…条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁固、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる」（第14条第3項）と規定し、条例に秩序罰だけでなく刑事罰も置くことができるとされている。これに対して韓国の地方自治法では、上述のように「…罰則を定めるときは法律の委任がなければならない」（第15条ただし書）とし、刑事罰については法律の委任を要することとしており、自治体の任意で付与できるのは秩序罰である「100万ウォン以下の過怠料」のみである。（第20条第1項）

第4に規則の制定についてである。日本の地方自治法では「普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる」（第15条第1項）としているのに対して、韓国の地方自治法では「地方自治団体の長は、法令又は条例が委任した範囲内においてその権限に属する事務に関して規則を制定することが



できる」とし、長の規則制定権についても法令又は条例の委任の範囲内に制限している。

第5に広域自治団体の条例と基礎自治団体の条例の関係である。地方分権一括法による改正前の日本の地方自治法では、都道府県が市町村の行政事務に関して必要な規定を設けることができ（いわゆる「統制条例」）これに違反する市町村条例は無効とされていたが、現行の規定ではこれが削除された。これに対して韓国の地方自治法では、「市・郡及び自治区の条例又は規則は市・道の条例又は規則に違反してはならない」（第17条）としており、一般的に広域自治団体の条例の優位性を規定している。

以上をまとめると、次の表のとおりとなる。

〈図表 7-1〉 自治立法権に関する日韓比較

| 区 分                | 韓国の地方自治法  | 日本の地方自治法   |
|--------------------|---|--|
| 条例の制定範囲            | 地方自治団体は、法令の範囲内において条例を制定することができる。<br>(第15条本文)                | 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。(第14条第1項)                 |
| 権利制限・義務賦課に関する条例の制定 | 住民の権利の制限若しくは義務の賦課に関する事項又は罰則を定めるときは法律の委任がなければならない。(第15条ただし書) | 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。(第14条第2項)       |
| 罰則規定               | 地方自治団体は、条例で条例違反行為に対して1千万ウォン以下の過怠料を定めることができる。(第20条第1項)       | 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁固、百万円以下の罰金、拘留、科料 |

|                               |  |   |
|-------------------------------|--|---|
| <p>長の規則制定権</p>                | <p>地方自治団体の長は、法令又は条例が委任した範囲内において、その権限に属する事務に関して規則を制定することができる。(第 16 条)</p> | <p>若しくは没収の刑又は 5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。(第 14 条第 3 項)</p> <p>普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。(第 15 条第 1 項)</p> |
| <p>広域自治団体の条例と基礎自治団体の条例の関係</p> | <p>市・郡及び自治区の条例又は規則は市・道の条例又は規則に違反してはならない。(第 17 条)</p>                     | <p>普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。(第 15 条第 2 項)</p> <p>(規定なし)</p>                 |

## 2 条例制定権の範囲を巡る法的問題と解釈

前述のとおり、韓国の地方自治団体の条例制定権の範囲は、法の文言上、日本と比較して、より限定・制約されたものとなっている。

これらの規定に対しては、韓国内においても議論があるところであるが、現実の判例を見ると、柔軟性のある法解釈などにより、法体系の理論的整合性を図りつつ多少なりとも地方自治団体の条例制定権を保障しようとする傾向が見られる。

まず、「法令の範囲内において」条例を制定することができる」と定めた地方自治法第 15 条本文の規定については、いわゆる法の先占領域での条例制定の可否を巡る問題がある。これについては生活保護法の「上乗せ条例」に相当する条例について、同法の規定に矛盾抵触せず、「法令の範

困内」とした判例がある。即ち生活保護法で生計費支援の対象とならない「自活保護」の対象者の中で、事実上生活が困難な者等一定要件を満たす者に対して、生活保護法とは別途に、同法に準ずる生計費を支援する内容の条例に対して、次のように判示し、これを認めたものである。

「地方自治団体は、法令に違反しない範囲内でその事務について条例が制定できるのであり、条例が規律する特定事項に対してそれを規律する国家の法令が既に存在している場合でも、条例が法令と別途の目的を期して規律することを意図するもので、その適用のために法令の規定が意図する目的と効果を全く阻害することがないとき、又は両者が同一の目的から出発したものであるとしても、国家の法令が必ずその定めにより全国にわたって一律に統一した内容を規律しようとする趣旨ではなく、各地方公共団体がその地方の実状に合うように別途規律することを容認する趣旨であると解釈されるときは、その条例が国家の法令に違反するものではない。」（大法院 1997 年 4 月 25 日低所得住民生計保護支援条例案議決無効確認訴訟判決）

また、地方自治法第 15 条ただし書は、行政事務条例の制定には法律の委任が必要とする旨の規定を設けているが、これについては、憲法で「地方自治団体は…法令の範囲内で自治に関する規定を制定することができる」（第 117 条第 1 項）と定めていることから、当該規定が違憲か合憲かについてかねてから争いがあるところである。これに対して大法院では次のように判示してこれを合憲としている。

「地方自治法第 15 条は、原則的に憲法第 117 条第 1 項の規定のとおり地方自治団体の自治立法権を保障しつつ、そのただし書で国民の権利制限・義務賦課を規定する条例の重大性に照らし立法政策的考慮により法律の委任が必要と規定しているところ、これは基本権の制限に対し法律留保原則を宣言した憲法第 37 条第 2 項の趣旨に符合しており、条例制定における上記のような場合に、法律の委任根拠を必要とすることは違憲性があるとはいえない。」（大法院 1995 年 5 月 12 日「全羅北道共同住宅入居者の保護のための条例案無効確認訴訟判決」）

一方、地方自治法第 15 条ただし書の解釈についても、憲法裁判所は、要件である「法律の委任」の意味を柔軟に解釈することにより、自治団体の条例制定権に多少の融通性を与えている。具体的には、たばこ事業法に直接の根拠規定がなく施行規則の規定を委任の根拠として制定された「たばこ自販機」の設置禁止条例について、次のように判示して合法としている。

「条例制定権者である地方議会は、選挙を通してその地域的な民主的正当

性を備えている住民の代表機関であり、憲法が地方自治団体に対して包括的な自治権を保障している趣旨からみて、条例に対する法律の委任は、法規命令に対する法律の委任のように必ず具体的な範囲を定めて行う必要がなく、包括的なことで足りる。」（憲法裁判所 1995 年 4 月 20 日 富川市たばこ自動販売機設置禁止条例違憲確認訴訟判決）

このように、現実の法解釈においては柔軟性のある運用がなされてはいるものの、行政学会や地方自治関係者の間では、そもそも地方自治法の規定自体を改正し、地方自治団体の条例制定権を明文法規で保障すべきという意見が強い。

#### 第 4 節 条例の制定事例

条例の制定範囲は様々な分野に及んでいる。

ここでは、広域自治団体の一つである江原道の場合を例として、現行条例の名称を具体的に列挙することにより、実際に条例が制定されている分野を鳥瞰することにする。

なお、分類は例規集の目次による。

## 第1 議会

- 江原道市郡議会議員選挙区及び選挙区別議員定数に関する条例
- 江原道議会公認条例
- 江原道議会に出席答弁することができる関係公務員の範囲に関する条例
- 江原道議会委員会条例
- 江原道議会行政事務監査及び調査に関する条例
- 江原道議会議員議政活動費等支給に関する条例
- 江原道議会事務機構設置及び職員定数条例
- 江原道議会顧問弁護士条例
- 江原道議政会支援条例
- 江原道議会定例会運営に関する条例

## 第2 公報

- 江原道政誌条例

## 第3 国際協力

- 江原道海外姉妹道研修生奨学金支援条例
- 江原道外国人投資誘致促進に関する条例

## 第4 監査

- 江原道公職者倫理委員会構成及び運営に関する条例
- 江原道条例・規則等公布に関する条例
- 江原道行政法規相談室条例
- 江原道顧問弁護士条例
- 江原道訴訟事件遂行証人等実費弁償条例
- 江原道訴訟遂行者褒賞金支給条例
- 江原道住民監査請求に関する条例
- 江原道立法予告に関する条例

## 第5 企画管理

### 1 企画

- 江原道政調停委員会条例
- 江原道各種委員会実費弁償条例
- 江原道発展研究院設立及び運営条例
- 江原道紛争調停委員会構成及び運営に関する条例
- 江原道議会議員障害等補償金支給に関する条例
- 江原道民の日条例
- 江原道民提案条例
- 21世紀江原道政企画委員会条例
- 南北江原道交流協力委員会条例

- 江原道南北交流協力基金条例
- 江原道学術振興条例
- 江原道地方空港利用航空事業者財政支援条例
- 2 予算
- 江原道地方財政計画審議委員会条例
- 江原道補助金管理条例
- 江原道財政運営状況公開条例
- 江原道民資誘致事業審議委員会条例
- 江原道地域開発基金設置条例
- 江原道地方公企業法適用対象事業の基準に関する条例
- 地方公社江原道医療院設置条例
- 江原道開発公社設置及び管理・運営条例
- 江原道地方公社・公団社長推薦委員会条例
- 江原道財政補填金配分条例
- 3 情報化
- 江原道地域情報化推進条例
- 第6 自治行政
- 1 総務
- 江原道地方公務員服務条例
- 江原道旗条例
- 江原道名誉道民証書授与条例
- 江原道公印条例
- 江原道副知事資格基準に関する条例
- 江原道褒賞条例
- 江原道試験手当支給条例
- 江原道地方公務員手当支給条例
- 江原道地方別定職公務員の任用等に関する条例
- 江原道公務員職場協議会設置・運営に関する条例
- 2 自治行政
- 江原道事務委任条例
- 江原道事務の民間委託条例
- 江原道行政機構設置条例
- 江原道地方公務員定員条例
- 江原道統合防衛協議会構成及び運営等に関する条例
- 江原道冬季オリンピック誘致委員会条例
- 2010 平昌冬季オリンピック誘致委員会支援育成条例

### 3 地域支援

- 江原道セマウル奨学金支給条例
- 江原道善行道民大賞条例
- 江原道第2の建国推進委員会条例

### 4 税務・会計

- 江原道税条例
- 江原道税減免条例
- 江原道収入証紙条例
- 江原道諸証明等手数料徴収条例
- 江原道地方税入徴収報奨金支給条例
- 江原道災害復旧公債条例
- 江原道小規模災害復旧公債条例
- 江原道道路開発事業地方債条例
- 江原道オリンピック対備・環境整備地方債条例
- 江原道農業村道路舗装地方債条例
- 江原道災害復旧地方債条例
- 江原道地方道路舗装地方債条例
- 江原道地方公務員旅費条例
- 江原道会計関係公務員財政保証条例
- 江原道決算監査委員選任及び運営に関する条例
- 江原道保証債務管理条例
- 江原道物品管理条例
- 江原道公有財産管理条例

### 5 体育青少年

- 江原道体育振興協議会組織運営に関する条例
- 江原道体育振興基金設置及び運営条例
- 江原道体育会館管理及び運営に関する条例
- 江原道ノルディック競技場運営管理条例
- 江原道青少年委員会運営条例
- 江原道世界ジャンボリー修練場施設利用料徴収条例
- 江原道青少年希望基金管理条例
- 江原道未来人材育成及び支援条例

## 第7 環境観光

### 1 観光政策

- 江原道国際観光博覧会組織委員会支援育成条例
- 江原道観光事業経営安定資金支援条例

- 江原道観光エキスポ発展基金設置及び運営条例
- 江原道観光エキスポ主題館等入場料及び施設利用料徴収条例
- 2 観光開発
- 江原道公園及び観光地開発管理特別会計設置条例
- 江原道立公園管理条例
- 江原道五色温泉管理条例
- 江原道中島観光地入場料及び施設使用料徴収条例
- 江原道観光振興法による課徴金徴収条例
- 3 文化芸術
- 江原道文化財保護条例
- 江原道文化賞条例
- 江原道文化芸術振興条例
- 江原道史編纂委員会条例
- 江原道地名委員会条例
- 江原道立芸術団運営条例
- 江原道国楽芸術会館運営条例
- 江原道伝統寺刹保存区域周辺地域保護条例
- 江原道栗谷大賞条例
- 江原道衣岩大賞条例
- 4 環境政策
- 江原道環境基本条例
- 江原道環境大賞条例
- 江原道環境汚染被害紛争調停条例
- 江原道環境保全諮問委員会条例
- 江原道自然学習院運営条例
- 江原道自然環境保全条例
- 清浄江原 2 1 実践協議会設置及び運営条例
- 江原道環境運営評価条例
- 東江流域自然休息地管理条例
- 5 きれいな水保全
- 江原道水質汚染低減基金設置及び運営条例
- 第8 保健福祉・女性
- 1 社会福祉
- 江原道社会福祉基金設置及び運営条例
- 江原道医療保護審議委員会条例
- 江原道医療保護基金特別会計設置及び運営条例



- 江原道災害救護基金管理条例
- 江原道障害者総合福祉館設置及び運営条例
- 江原道老人福祉基金設置及び運営に関する条例
- 江原道障害者福祉大賞条例
- 江原道社会福祉委員会条例
- 江原道公共施設内の売店及び自動販売機設置障害者優待条例
- 2 女性政策
  - 江原道女性発展条例
  - 江原道女性政策特別委員会条例
  - 江原道女性発展基金設置及び運営条例
  - 江原道申師任堂賞条例
  - 江原道女性会館運営条例
- 3 保健衛生
  - 江原道付設医院設置条例
  - 江原道抗結核剤補給手数料徴収条例
  - 江原道健康生活実践協議会条例
  - 江原道保健医療審議委員会条例
  - 江原道食品振興基金設置及び運営条例
- 第9 農政山林
  - 1 農漁村政策
    - 江原道農漁村指導者育成基金設置及び運営条例
    - 江原道農漁村振興基金設置及び運営条例
    - 江原道農漁業人大賞条例
    - 江原道1地域1名品特化事業育成基金設置及び運営条例
    - 江原道農漁業・農漁村特別対策委員会設置及び運営等に関する条例
  - 2 農産支援
    - 江原道水利系管理条例
  - 3 流通特作
    - 江原道農水特産物品質管理に関する条例
    - 江原道農水特産物陳品センター設置運営条例
  - 4 畜産
    - 江原道家畜衛生試験所検査手数料徴収条例
    - 江原道遺棄動物保護に関する条例
  - 5 山林政策
    - 江原道立春川修練場管理条例
    - 江原道立花木園管理及び運営条例

## 6 山林管理

○江原道自然休養林入場料及び施設使用料徴収条例

### 第10 産業経済

#### 1 経済政策

○江原道消費者保護条例

○江原道地域経済協議会条例

○江原道地方技能協議会運営条例

○江原道流通団地審議委員会運営条例

#### 2 企業支援

○江原道中小企業育成基金設置及び運営条例

○江原道地方公務員職務発明補償条例

○江原道郷土工芸館運営管理条例

○江原道夏季貯炭資金融資条例

○江原道中小企業製品購買促進条例

○江原道中小企業支援機関協議会設置及び運営条例

○江原道中小企業総合支援センター設立及び運営条例

○江原道信用保証財団支援に関する条例

○江原道企業及び投資誘致促進条例

#### 3 炭鉱地域開発

○江原道廃鉱地域開発支援に関する条例

○江原道廃鉱地域開発基金設置条例

### 第11 建設・都市

#### 1 地域・都市

○江原道建設総合計画審議会条例

○江原道河川占用料及び使用料徴収条例

○江原道災害対策基金運営管理条例

○江原道災害対策本部の運営等に関する条例

○江原道地下水条例

○江原道ボランティア活動支援条例

○江原道景観形成条例

○江原道都市計画条例

○江原道地方建設技術審議委員会条例

○江原道屋外広告物管理条例

○江原道公営開発事業設置条例

○江原道学校用地負担金賦課徴収及び特別会計設置条例

#### 2 防災治水

- 江原道災害対策基金運営管理条例
- 江原道災難管理基金運営管理条例
- 江原道災害影響評価条例
- 3 住宅施策
- 江原道農漁村住宅事業運営管理条例
- 江原道建築条例
- 4 道路交通
- 江原道建設工事品質試験手数料徴収条例
- 江原道道路補修用装備運営管理条例
- 江原道道路占用料徴収条例
- 江原道運送事業体従事員教育施設設立運営基金積立条例
- 江原道牽引自動車運営に関する条例
- 江原道自動車管理事業登録基準に関する条例
- 江原道物流政策委員会構成・運営等に関する条例
- 第12 消防本部
- 江原道義勇消防隊設置条例
- 江原道義勇消防隊子女奨学金基金条例
- 江原道火災予防条例
- 第13 直属機関等
- 1 農業技術院
- 江原道農機械修理所設置運営条例
- 江原道農業技術院試験・分析事務処理条例
- 江原道農業人団体会館運営管理条例
- 2 公務員教育院
- 江原道地方公務員教育施賞基金運営条例
- 3 保健環境研究院
- 江原道保健環境研究院の試験・研究に関する条例
- 4 道立江原専門大学
- 道立江原専門大学運営特別会計設置条例
- 江原道立大学奨学基金運営条例
- 5 環東海出張所
- 江原道漁港施設使用条例
- 江原道地域沿岸管理審議会条例

## 第8章 消防防災・教育・警察行政

### 第1節 消防防災

地方自治法では、地方自治団体の事務として、地域及び職場民防衛組織（義勇消防隊を含む。）の編成及び運営並びに指導及び監督、火災予防及び消防を規定している。

#### 1 韓国の消防制度の沿革

韓国では、1946～1948年の米国軍政時代に、それまで警察に属していた消防が独立し、初めて自治消防体制が敷かれた。中央には消防委員会と消防庁が、地方には道消防委員会と地方消防庁が設置された。しかし、1948年の韓国政府樹立後は国家消防体制が敷かれ、1958年の消防法制定により、中央では内務部の国家警察本部の中に消防課が、地方では警察局の中に消防課が設置され、身分は警察公務員法が適用される警察官となった。

1970年以降、見直しが行われ、1972年の政府組織法の改正により、消防は警察から再び独立した。この時点では、ソウル特別市と釜山直轄市の消防は自治消防であるが、その他の市・道は国家消防という二重の制度であった。1975年には内務部に民防衛本部が設置され、その中の組織として消防局が設置された。1978年には消防公務員法が制定され、消防職員の身分を規制・保障することとなった。同年に中央消防学校が設立され1980年には中央消防学校の建物が完成した。

1991年には消防法が改正され、1992年4月以降、市・道の広域自治消防が実施されることとなり、市・道に消防本部が設置され、消防職員の大部分は地方公務員となった。

2003年には2月の大邱地下鉄放火事件や9月の台風14号で多数の死傷者が出たことを契機として防災体制が抜本的に見直されることとなった。このため、政府は行政自治部の外庁として消防防災庁を設置することを決定している。

#### 2 消防制度

現行の消防制度としては、行政自治部民防衛災難統制本部に消防局が置かれ、16の広域団体（特別市・広域市・道）には消防本部が置かれている。

##### (1) 消防局

消防局は、消防行政、防護、予防、救急救助を担当しており、消防局長をはじめ課長、課員ともに消防公務員である。

消防局には、中央消防学校と中央 119 救助隊が併設されている。中央消防学校は、忠清南道天安市にあり、消防職員の教育訓練を行っている。

中央 119 救助隊は、1995 年 10 月に中央 119 救助隊職制大統領令が公布されることにより、同年 12 月に発足した。京畿道南楊洲市に訓練施設がある。ヘリコプター、車両等を有し、仁川国際空港とソウルを結ぶ高速道路のパトロールの任務にも携わっている。1997 年には中央 119 救助隊を中心とする 119 国際救助隊が発足し、国際救助活動にも関わっている。

## (2) 消防本部

各消防本部業務としては、消防行政、防護、救急救助を担当し、ソウル特別市のように消防防災本部として防災業務も所掌しているところもある。

消防本部のうち、5 の消防本部（ソウル特別市、光州広域市、京畿道、忠清南道、慶尚北道）には、地方消防学校が設置され、消防職員の教育訓練を行っている。12 の消防本部（ソウル特別市、釜山広域市、大邱広域市、仁川広域市、光州広域市、蔚山広域市、京畿道、江原道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尚北道）には、消防航空隊が組織されている。

## (3) 消防署

消防本部の下に全国で 147 箇所の消防署が設置されている。消防署の下、全国で 167 の 119 救助隊、4 の消防艇隊が組織され、766 箇所の消防派出所が設置されている。

## (4) 消防公務員

消防公務員には国家消防公務員と地方消防公務員の 2 職種があり、消防公務員の任用、教育訓練、服務、身分保障等に関しては、国家公務員法または地方公務員法の特例法として消防公務員法が適用される。

消防公務員の階級は、図表 8-1 のとおりである。

〈図表 8-1〉消防職員の階級

|    |    |      |        |       |       |       |       |       |       |       |       |
|----|----|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 階級 |    | 1 級  | 2 級    | 3 級   | 4 級   | 5 級   | 6 級   | 7 級   | 8 級   | 9 級   | 10 級  |
| 職級 | 国家 | 消防総監 | 消防正監   | 消防監   | 消防正   | 消防領   | 消防警   | 消防尉   | 消防長   | 消防校   | 消防士   |
| 階級 |    |      | 1 級    | 2 級   | 3 級   | 4 級   | 5 級   | 6 級   | 7 級   | 8 級   | 9 級   |
| 職級 | 地方 |      | 地方消防正監 | 地方消防監 | 地方消防正 | 地方消防領 | 地方消防警 | 地方消防尉 | 地方消防長 | 地方消防校 | 地方消防士 |

|    |           |                     |                                    |                      |        |        |       |    |    |    |
|----|-----------|---------------------|------------------------------------|----------------------|--------|--------|-------|----|----|----|
| 職位 | 行政自治部消防局長 | ソウル・釜山消防本部長、中央消防学校長 | 消防本部長、行政自治部課長、ソウル・釜山消防本部長、ソウル消防学校長 | 消防署長、消防本部課長、地方消防学校長等 | 消防署課長等 | 消防署係長等 | 派出所長等 | 係員 | 係員 | 係員 |
|----|-----------|---------------------|------------------------------------|----------------------|--------|--------|-------|----|----|----|

行政自治部と各市・道には、それぞれ消防公務員人事委員会が設置されている。国家消防公務員の場合、消防領以上は行政自治部長官の提請（提案して要請すること）により国務総理を経て大統領が任用し、消防警以下は、行政自治部長官が任用する。地方消防公務員の場合、市・道知事が任用する。

国家消防公務員と地方消防公務員の間では頻繁な人事交流が行われている。

### 3 防災行政

#### (1) 体系と行政機構

韓国では、防災行政を、自然災害（台風、洪水、豪雨、暴風、津波、暴雪、干ばつ、地震及びその他これに準ずる自然現象によって発生する災害）と人的災害（火災、崩壊、爆発、交通事故、化生放事故、環境汚染事故等、国民の生命と財産に被害を与える事故で、自然災害でないもの。災難と呼んでいる。）に分けて推進している。すなわち、災害対策の基本法には、自然災害については、自然災害対策基本法（農林漁業被害に関するものは農漁業災害対策基本法）であるが、人的災害については、これとは別に災難管理法がある。

これは、1990年以降、人的災害が多発し、人的災害対策の一層の充実を求める機運が高まっていた中で、1995年の三豊百貨店の崩壊事故が起こったことが直接の契機となり、人的災害について、特別の法体系で推進することとなったためである。

なお、災害災難の範囲を、戦時及び準戦時といった政治社会的災難まで含めるとすれば、民防衛事態に対処するために制定された民防衛基本法があることから、3元的法体系を基盤に防災対策が講じられていると考えることもできる。

防災行政機構としては、中央政府レベルでは、行政自治部民防衛災難統制本部が防災行政全般に関する事務を所掌しており、消防局及び民防衛災難管理局がその傘下にある。地方政府レベルでも、災害・災難の類型を基本として消防本部や自治行政担当部局の中に防災担当課が設置されている。ソウル市の場合、消防防災本部の中に防災企画課、民防衛課、救急救助課があり、京畿道の場合、消防災難本部に救急救助災難状況室が自治行政局に民防衛非常対策課がある。

災害が発生した場合には、地方次元では、

- ① 自然災害の場合、地方災害対策本部が設置され、広域自治団体にあっては市長・道知事が、基礎自治団体にあっては、市長・郡守・区庁長が本部長を務める。
- ② 人的災害の場合、発生した災害の類型に従い事故対策本部が設置されるが、広域自治団体にあっては市長・道知事が、基礎自治団体にあっては、市長・郡守・区庁長が本部長を務める。

なお、このような体制は、2003年に2月の大邱地下鉄放火事件や9月の台風14号で多数の死傷者が出たことを契機として抜本的に見直されることとなった。2003年10月に政府が決定した「災難及び安全管理基本法案」では、「国民の生命・身体・財産及び国家に被害を与えたり与える可能性があるもの」として

ア 台風・洪水・豪雨・暴風・高潮・大雪・旱魃・地震・黄砂その他のこれに準ずる自然現象により、発生する被害

イ 火災・崩壊・爆発・交通事故・化学兵器事故・環境汚染事故その他の類似の事故による被害

ウ エネルギー・通信・交通・金融・医療・水道など国家基盤体系の麻痺と伝染病拡散などによる被害

を『災難』として定義し、自然災害と人的災害の概念を統合した。

また、「災難及び安全管理基本法案」では、次の通り規定している。

- ① 中央安全管理委員会・地域安全管理委員会

安全管理に関する重要政策の審議及び総括・調整、安全管理の

ための関係部署間の協議・調整等を行うために国務総理所属下に中央安全管理委員会（委員長は国務総理、委員は中央行政機関または関係機関・団体の長）、調整組織としての調整委員会（委員長は行政自治部長官、幹事委員は消防防災庁長）を置くこととした。

地域別安全管理に関する重要政策の審議及び総括・調整、地域別安全管理業務の協議・調整のために、特別市長・広域市長・道知事所属下に市・道安全管理委員会を、市長・郡守・区庁長所属下に市・郡・区安全管理委員会（市・道委員会の委員長は市・道知事、市・郡・区委員会の委員長は市長・郡守・区庁長）を置くこととした。

### ② 中央災難安全対策本部、中央事故収拾支援本部

また、大規模な災難が発生したり発生する憂慮が顕著な時には行政自治部に中央災難安全対策本部（以下「中央対策本部」という）を置くこととした。中央対策本部の本部長（以下「中央本部長」という）は行政自治部長官がなり、中央本部長は中央対策本部の業務を総括して必要だと認める場合には中央災難安全対策本部会議を招集できる。中央対策本部を設置する時は主務部処の長場所属下に中央事故収拾支援本部（以下「収拾支援本部」という）を置く。ただし、海外災難が発生した時には外交通商部に収拾支援本部をおく。

中央本部長は災難の効率的な収拾のために関係災難管理責任機関の長に行政及び財政上の措置と所属職員の派遣その他の必要な支援を要請できる。この場合要請を受けた関係災難管理責任機関の長官は特別な事由がない限りこれに応じなければならない。

中央本部長は当該災難の収拾に必要な範囲の中で第 16 条の規定による地域本部長を指揮できる。中央本部長は災難の効率的な収拾のために中央収拾支援団を構成して、必要だと認める場合には中央収拾支援団を現地に派遣できる。

### ③ 地域災難安全対策本部

該当管轄区域の中で災難が発生したり発生する憂慮が顕著な場合に災難の予防または収拾に必要な措置を効果的に遂行できるようにするために、市・道知事は市・道災難安全対策本部（以下「市・道対策本部」という）を、市長・郡守・区庁長は市・郡・区災難安全対策本部（以下「市・郡・区対策本部」という）を設置することができる。ただし、当該災難と関連して中央対策本部をおく場合には市・道知事または市長・郡守・区庁長は市・道対策本部また



は市・郡・区対策本部を置かなければならない。

## (2) 総合防災センター

2002年4月、ソウル市では、各種災難・災害の通報を119に一元化し、出動指令を電算化するため、ソウル総合防災センターを設置した。ここには、119総合状況室、災害対策本部状況室、民防衛警報状況室が置かれ、防災関連情報資料のデータベース化による災難予防の強化、多重通信装備による現場対応能力の向上、関連機関のネットワークによる迅速かつ正確な情報伝達が図られている。

## 4 民防衛

韓国において民防衛とは、「敵の侵攻や全国または一部地方の安寧秩序を危うくする災害（民防衛事態）から、住民の生命と財産を保護するために政府の指導の下に住民が遂行しなければならない防空、応急的な防災・救急・復旧及び軍事作戦上必要な労力支援等一切の自衛的活動」をいうこととされ、民防衛基本法が1975年に制定されている。

20歳以上45歳未満の男子を主体として編成され、大きく分けて居住地を単位に編成される地域民防衛隊と、職場単位に編成される職場民防衛隊に区分される。地域民防衛隊は、邑・面・洞の下の統・里と呼ばれる居住地単位で編成される統・里民防衛隊と、隊員の中から市長・郡守等により選抜された者から成る技術支援隊に区分される。

民防衛隊の業務は、次のとおりである。

### ア 平常時

- ・ 挙動不審者及び民防衛事態等の通報網の管理運営
- ・ 防衛教育・訓練
- ・ 各種災難待避予防活動
- ・ 非常給水施設、待避所、待避地域及び統制所の設置管理
- ・ 民防衛警報網の管理及び警報体制の確立
- ・ 民防衛施設の維持管理

### イ 有事時

- ・ 警報伝達、住民統制
- ・ 交通統制、灯火管制
- ・ 人命救助、医療、消火活動

- ・ 被害施設物の応急復旧
- ・ 敵の侵攻時における軍事作戦に必要な物資の運搬等労力支援
- ・ 民心安定、戦勝意識の鼓吹等

## 第2節 教育行政（教育自治制度）

### 1 概要

幼稚園、幼稚園、初等学校、中学校、高等学校及びこれに準ずる各種学校の設置、運営及び指導、図書館、運動場、広場、体育館等教育、体育施設の設置及び管理は、地方自治団体の事務である（地方自治法第9条第2項第5号）が、教育・科学及び体育についての事務は、地方自治法第112条に基づき、地方自治団体の事務（市道事務）であっても、教育の自主性、専門性、地方教育の特殊性を考慮して、教育・学芸についての事務を管掌する機関を別途置くよう規定されている。

1991年、地方教育自治に関する法律が制定され、市と道に教育委員会と教育監（日本の教育長にあたる）を置き、教育・学芸の事務を処理するようにしている。

なお、地方教育行政機関の一般行政機関からの分離は、教育事務の特殊性をその根拠としていることから、地方教育行政機関の所管業務はそのような特殊性が明白な場合に限定し厳格に解釈されている。学説もそうであるし、実務上も、地方自治団体の長の業務が文化・体育・芸術に関して広く及んでいるのが実情である。

また、地方分権推進過程で地方教育組織も抜本的な改革が検討されている。

### 2 市・道教育委員会と教育監

市・道教育委員会と教育監の性格、任期等は図表8-2のとおりとなっている。教育監の下には、補助機関（副教育監）、教育機関及び下級教育行政機関（地域教育庁）が置かれる。教育監の下にあるこれらの機関は、一般に「教育庁」と呼ばれる。

〈図表8-2〉教育委員会・教育監の性格、任期等

|     | 教育委員会                                       | 教育監                              |
|-----|---|----------------------------------|
| 性 格 | ①審議及び議決機関<br>②地方教育自治に関する法律第8条に規定された事項を審議、議決 | ①独任制執行機関<br>②地方自治体の初中等教育に関する執行業務 |

|        |  |   |
|--------|--|---|
| 構 成    | ①選出職教育委員で構成<br>②教育委員の定数の半数以上は教育経歴者(教育行政経歴10年以上の者)で構成   | ①教育経歴又は教育公務員として教育行政経歴の5年以上の者で構成   |
| 任期及び定数 | ①教育委員の任期 4年<br>②市及び道により7～15名委員で構成<br>③委員の定数<br>ソウル(15名)釜山(11名)京畿(13名)大邱、仁川、江原、忠南、全北、全南、慶北、慶南(9名)<br>光州、大田、忠北、済州、蔚山(7名) | ①教育監の任期 4年<br>(1回重任可能)  |
| 選 出    | ①全国57圏域に146名の委員を選出<br>②学校運営委員会委員全員で構成された選挙員団が選出<br>③有効投票の多数得票者の順で決定するが、得票数の同一な教育委員が2名以上の場合は年長者順で当選                     | ①学校運営委員会全員で構成された選挙員団が選出<br>②有効投票の過半数得票者が決定されるが、過半数得票者のいない場合は決選投票実施<br>③単独候補出馬の際、投票者総数の過半数以上を要求する。 |
| 資 格    | ①学識の豊かで徳望の高い者<br>②市道議会議員の被選挙権のある者<br>③候補者登録日から過去2年間 政党の党员ではない者   | ①学識の豊かで徳望の高い者<br>②市道知事の被選挙権のある者<br>③候補者登録日から過去2年間 政党の党员ではない者                                      |
| 権 限    | 審議・議決権(条例案、予算決算案、使用料手数料等の賦課、重要財産の取得と処分等)<br>教育監の事務への監査・調査権   | ①所属公務員の人事権及び監督権<br>②再議要求及び提訴権<br>③先決処分権<br>④教育規則の制定権等   |
| その他    | 兼職の禁止<br>地方議会議員、国家・地方公務員、私立学校教員と兼職不可   | —   |

### 3 地域教育庁

「地域教育庁」とは、特別市・広域市・道の教育・学芸に関する事務を分掌するため1つまたは2つ以上の市・郡・自治区を管轄区域として設置された下級教育行政機関をいう。

地域教育庁の管轄区域及び名称は大統領令が定めるところによる。2つ以上の基礎自治団体にまたがって設置されている場合も少なくない。

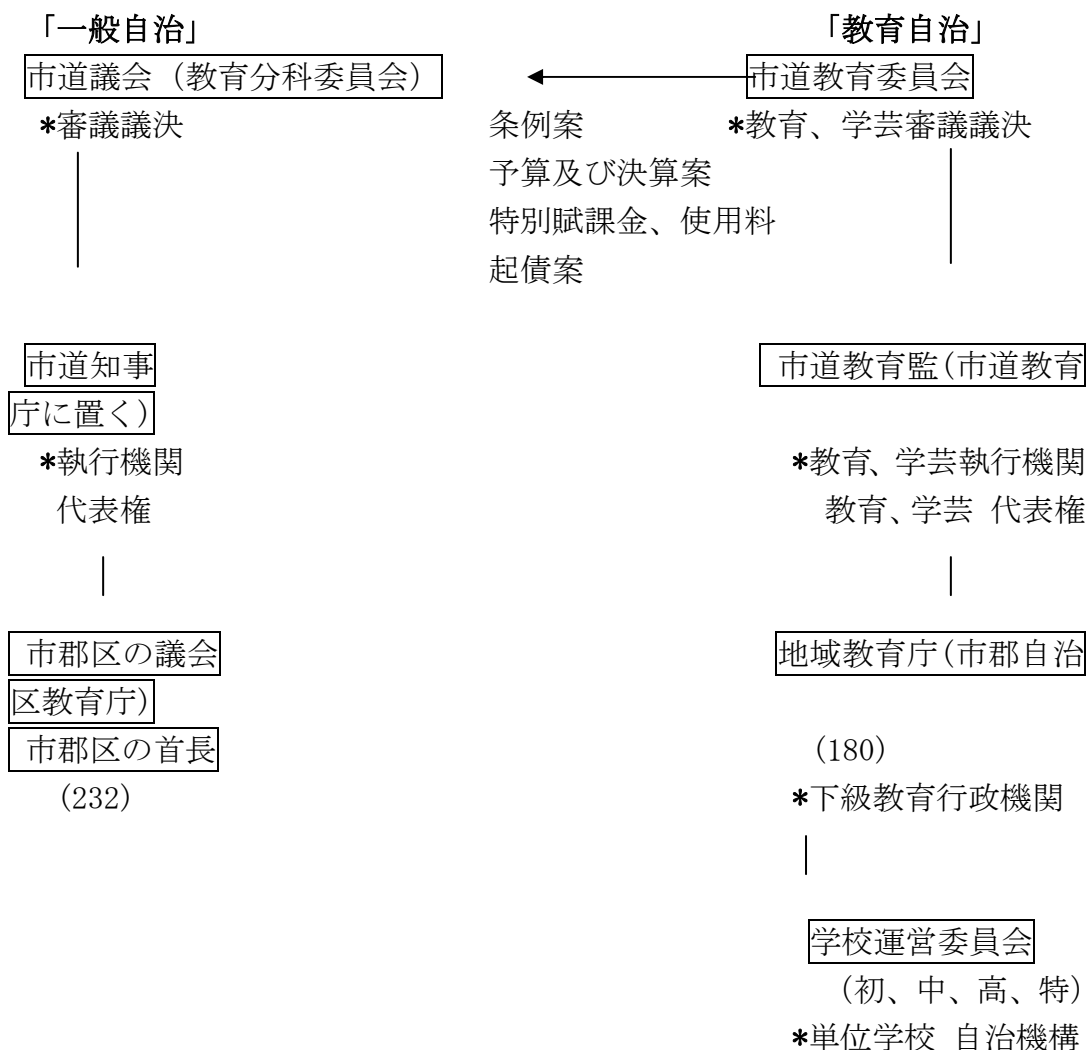
地域教育庁は、市・郡・自治区などの基礎自治団体とは直接関係がなく、日本でいえば市町村の教育委員会というより、むしろ都道府県の教育事務所に相当する。

#### 4 教育自治と一般自治の関係

教育監は、所属公務員の人事権、条例案などの議案提出権、予算の編成・執行権など広域団体長と同様の広範な権限を有している。また、日本では首長に、組織、職員の身分取扱い、予算の執行及び財産管理等の財務に関する総合的な調整権が認められているが、韓国の広域団体長にそのような権限は認められていない。

広域自治団体の職員と教育庁職員との間に人事交流はなく、特別市庁・広域市庁・道庁と教育庁とは庁舎が別々であり、また、教育関係予算は一般会計ではなく特別会計とされ、その歳入の大半を中央政府からの移転財源が占めている（第9章参照）。

〈図表8-3〉教育自治と一般自治の関係



### 第3節 警察行政（地方警察庁）

#### 1 韓国の警察制度の沿革

韓国では、1948年に中央では内務部傘下に治安局が、地方には市・道傘下に警察局が設置され、警察局の下に警察署が置かれた。その後、警察の中立化のため公安委員会の設置が論じられたが実現されなかった。1969年には警察公務員法が制定され公開採用・身分保障・定年制などが確立された。

1974年には内務部治安局が治安法部に昇格され、各級警察組織の機構拡充と機能の整備などが成し遂げられ、警察活動の活性化が図られた。

1991年5月に警察の基本法として警察法が制定され、警察の組織・機能・運用に新しい基盤が構築された。内務部（現：行政自治部）の外庁として警察庁が設立され、市・道単位に地方警察庁が設立され、警察行政の議事機関として警察委員会が設置されることとなった。

#### 2 警察制度

現行の警察制度としては、警察法第5条による警察行政の議事機関として警察委員会が置かれ、警察行政庁として中央警察庁、地方に地方警察庁と警察署が置かれている。

##### （1）警察委員会

行政自治部に警察行政に関する議決機関として警察委員会が設置されている。警察委員会は議決機関である点で行政機関である日本の公安委員会の場合とは異なっている。

警察委員会は①警察の人事・予算・整備・通信などに関する重要政策及び警察業務発展に関する事項、②人権保護と関連した警察の運営・改善に関する事項、③他の機関からの業務協力要請に関する事項、④その他重要な事項を審議・議決する（警察法第9条）。委員会は委員長1人、常任委員1人、非常任委員5人の7人で構成され、委員は行政自治部長官の推薦で国務総理を経て大統領が任命する。委員中2人は裁判官でなくてはならず、政党人は委員になれない。委員の任期は3年で、連任することはできない（警察法第5条、第6条、第7条）

##### （2）警察庁

治安に関する事務を管掌するために行政自治部長官所属下に警察庁が設置されている（警察法第2条第1項）。警察庁は行政自治部の外庁としての警察行政庁である。警察庁長は警察委員会の同意を得て行政自治部長官間の推薦で国務総理を経て大統領が任命する。警察庁長は警察に関する事務を統括し、庁務を管掌し、所属公務員

及び所属警察機関の長を指揮・監督する（警察法第 11 条）。

(3) 地方警察庁及び警察署

警察庁の事務を地域的に分担・遂行するために市・道知事所属下に地方警察庁が置かれ、地方警察庁所属下に警察署が置かれている（警察法第 2 条 3 項）。地方警察庁長は警察庁長の指揮・監督を受け、管轄区域内の警察事務を管掌し、所属公務員及び所属警察機関の長を指揮監督する（警察法第 14 条）。警察署長は地方警察庁長の指揮・監督を受け、管轄区域内の所管事務を管掌し、所属公務員を指揮・監督する（警察法第 17 条）。

地方警察庁長は、市・道知事の所属下にはあるが、市・道の事務を処理するのではなく、中央の警察庁の事務を地域で分担・遂行するのであり、また市・道知事の指揮・監督を受けるのではなく、中央の警察庁長の指揮・監督を受けるので、自治警察行政庁とはいえない。また、市・道には地方警察委員会が設置されていない。この点が日本と大きく異なる。ただし、地方行政と治安行政の業務協力その他必要な事項を協議・調整するために市・道知事所属下に治安行政協議会を置き（警察法第 16 条）、市・道行政と警察行政の連携を図っている。

このように、韓国では、地方警察庁長と警察署長は国家警察組織の一部と考えられ、一元的な国家警察制というべきであり、自治警察制は採られていない。

なお、地方分権の議論の中で自治警察制度の導入という課題が金大中政権時代に提起されている。盧武鉉新政権ではあらためて自治警察制度の導入を地方分権推進の課題としてとりあげている。

## 第9章 地方財政

### 第1節 地方財政の規模

#### 1 地方と国の比較

地方財政の2002年度当初予算の規模は、予算純計71兆3,933億ウォンで、2001年当初予算対比で10.7%増加、2001年最終予算純計（注）対比で9.8%減少となっている。

（注）地方自治団体会計間、市道・市郡区間の重複計算分を控除した金額。

政府予算との比較では、2002年度政府予算純系145兆9,602億ウォンは2001年当初予算純計134兆7,932億ウォン対比8.3%増加となっており、2002年度の国家財政と地方財政の比率は、67：33である。日本に比べ、地方財政のウェイトが小さい。（日本は政府一般会計予算規模と地方財政計画の比較で48：52）。

〈図表9-1〉 国家財政と地方財政

| 2002総予算規模(中央+地方)217兆3,535億ウォン |         |                         |        |        |           |         |        |
|-------------------------------|---------|-------------------------|--------|--------|-----------|---------|--------|
| 政府<br>145兆9,602億ウォン(67%)      |         | 自治団体(71兆3,933億ウォン(33%)) |        |        |           |         |        |
|                               |         | 依存財源(35%)               |        |        | 自主財源(65%) |         |        |
| 国税                            | その他     | 交付税                     | 譲与金    | 補助金    | 地方税       | 税外収入    | 地方債    |
| 1,036,499                     | 423,103 | 103,123                 | 47,584 | 99,115 | 249,097   | 185,942 | 29,072 |

〈図表9-2〉 地方財政会計規模 (単位：億ウォン)

| 年度別  | 計       |         | 一般会計    |         | 特別会計    |         |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|      | 当初予算    | 最終予算    | 当初予算    | 最終予算    | 当初予算    | 最終予算    |
| 1999 | 500,654 | 609,220 | 357,652 | 443,588 | 143,002 | 165,632 |
| 2000 | 555,088 | 650,549 | 405,097 | 485,928 | 149,991 | 164,621 |
| 2001 | 644,892 | 791,099 | 490,564 | 605,474 | 154,328 | 185,625 |
| 2002 | 713,933 |         | 540,900 |         | 173,033 |         |

〈図表9-3〉 中央政府と地方自治団体の一般会計純計財政規模比較 (単位：億ウォン、億円)

| 区分   | 韓国      |         |         | 日本      |           |         |
|------|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|
|      | 中央政府    | 地方自治団体  | 地方予算構成比 | 中央政府    | 地方自治団体    | 地方予算構成比 |
| 1975 | 13,744  | 4,304   | 23.8%   | 214,734 | 260,444   | 54.8%   |
| 1980 | 66,352  | 19,454  | 22.7%   | 440,407 | 468,031   | 51.5%   |
| 1990 | 274,557 | 154,910 | 36.1%   | 717,035 | 804,100   | 52.9%   |
| 1995 | 514,981 | 366,673 | 41.6%   | 805,572 | 1,013,156 | 55.7%   |
| 1999 | 840,798 | 446,635 | 34.7%   | 818,601 | 885,316   | 52.0%   |
| 2000 | 926,022 | 486,127 | 34.4%   | 849,871 | 889,300   | 51.1%   |
| 2001 | 991,800 | 605,474 | 37.9%   | 826,524 | 893,071   | 51.9%   |

注) 韓国は一般会計を基準、日本は一般会計予算と地方財政計画を基準



にしている。

## 2 地方自治団体種類別

地方自治団体種類別に予算規模を比較すると、広域地方自治団体の予算規模は437,503億ウォン（構成比61.3%）、基礎地方自治団体の予算規模は276,430億ウォン（構成費38.7%）となっている。

〈図表9-4〉自治団体種類別予算規模比較（単位：億ウォン）

| 団体別 | 予算規模    | 構成比    | 一般会計    | 構成比    | 特別会計    | 構成比    |
|-----|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
| 計   | 713,933 | 100.0% | 540,900 | 100.0% | 173,033 | 100.0% |
| 小計  | 437,503 | 61.3%  | 327,636 | 60.6%  | 109,867 | 63.5%  |
| 特別市 | 106,231 | 14.9%  | 78,437  | 14.5%  | 27,794  | 16.1%  |
| 広域市 | 126,870 | 17.8%  | 80,713  | 14.9%  | 46,157  | 26.7%  |
| 道   | 204,402 | 28.6%  | 168,486 | 31.1%  | 35,916  | 20.8%  |
| 小計  | 276,430 | 38.7%  | 213,264 | 39.4%  | 63,166  | 36.5%  |
| 市   | 158,966 | 22.3%  | 113,151 | 20.9%  | 45,815  | 26.5%  |
| 郡   | 81,856  | 11.5%  | 72,031  | 13.3%  | 9,825   | 5.7%   |
| 自治区 | 35,608  | 5.0%   | 28,082  | 5.2%   | 7,526   | 4.3%   |

## 3 地方自治団体の財源

財源は、地方税、税外収入（使用料、手数料、売却財産、賃貸収入など）、地方交付税、地方譲与金、交付金、補助金、地方債からなっている。

地方税の構成比は、46.1%であり、ソウル特別市及び広域市では、それぞれ88%、62%と高いが、道、市ではそれぞれ37%、25%に過ぎない。

〈図表9-5〉一般会計歳入財源別比較

（単位：億ウォン、億円）

| 区分    | 韓国      |        | 日本      |        | 日本      |        |
|-------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
|       | 2002年度  | 構成比    | 2001年度  | 構成比    | 2001年度  | 構成比    |
| 計     | 540,900 | 100.0% | 605,474 | 100.0% | 893,071 | 100.0% |
| 地方税   | 249,097 | 46.1%  | 250,212 | 41.3%  | 355,810 | 39.8%  |
| 税外収入  | 62,172  | 11.5%  | 87,554  | 14.5%  | 68,656  | 7.7%   |
| 地方交付税 | 103,073 | 19.1%  | 123,432 | 20.4%  | 212,516 | 23.8%  |
| 地方譲与金 | 45,741  | 8.5%   | 47,593  | 7.9%   | 6,237   | 0.7%   |
| 補助金   | 75,735  | 14.0%  | 88,753  | 14.7%  | 130,745 | 14.6%  |
| 地方債   | 5,082   | 0.9%   | 7,930   | 1.3%   | 119,107 | 13.3%  |

〈図表9-6〉一般会計団体別財源別歳入予算構成比較

|        | 地方税 | 税外収入 | 地方交付税 | 地方譲与金 | 交付金 | 補助金 | 地方債 |
|--------|-----|------|-------|-------|-----|-----|-----|
| ソウル特別市 | 88% | 7%   |       |       |     | 5%  |     |
| 広域市    | 62% | 7%   | 5%    | 5%    |     | 16% | 5%  |
| 道      | 37% | 4%   | 13%   | 10%   |     | 35% | 1%  |
| 市      | 25% | 15%  | 20%   | 7%    | 7%  | 24% | 1%  |

注) 総計規模で作成

4 財政規模の拡大と財源の伸張

韓国では、1997年の経済危機時には緊縮財政となったもの、その後のV字型景気回復で経済成長が続き、財政規模は概して増加してきている。

〈図表9-7〉会計別歳入純計予算規模（1985～2002推移）

（単位：億ウォン）

| 年度別    |       | 1985   | 1990    | 1995    | 2000    | 2001    | 2002    |
|--------|-------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 会計・財源別 |       |        |         |         |         |         |         |
| 総規模    | 計     | 65,946 | 229,140 | 523,789 | 771,761 | 791,099 | 713,933 |
|        | 地方税   | 16,546 | 63,786  | 153,169 | 203,616 | 250,212 | 249,097 |
|        | 税外収入  | 33,736 | 93,240  | 207,465 | 315,315 | 218,012 | 185,942 |
|        | 地方交付税 | 10,061 | 27,647  | 56,746  | 84,494  | 123,520 | 103,123 |
|        | 地方譲与金 | 0      | 0       | 18,701  | 37,134  | 49,152  | 47,584  |
|        | 補助金   | 5,603  | 21,905  | 41,092  | 98,927  | 114,165 | 99,115  |
|        | 地方債   | 0      | 22,562  | 46,616  | 32,275  | 36,038  | 29,072  |
| 一般会計   | 計     | 42,123 | 154,910 | 366,673 | 576,532 | 605,474 | 540,900 |
|        | 地方税   | 16,546 | 63,786  | 153,169 | 203,616 | 250,212 | 249,097 |
|        | 税外収入  | 10,829 | 39,796  | 90,325  | 166,536 | 87,554  | 62,172  |
|        | 地方交付税 | 10,061 | 27,647  | 56,713  | 84,494  | 123,432 | 103,073 |
|        | 地方譲与金 |        |         | 18,701  | 37,134  | 47,593  | 45,741  |
|        | 補助金   | 4,687  | 20,418  | 32,190  | 76,529  | 88,753  | 75,735  |
|        | 地方債   |        | 3,263   | 15,575  | 8,223   | 7,930   | 5,082   |
| 特別会計   | 計     | 23,823 | 74,230  | 157,116 | 195,229 | 185,625 | 173,033 |
|        | 税外収入  | 22,907 | 53,444  | 117,140 | 148,779 | 130,458 | 123,770 |
|        | 地方交付税 |        |         | 33      |         | 88      | 50      |
|        | 地方譲与金 |        |         |         |         | 1,559   | 1,843   |
|        | 補助金   | 916    | 1,487   | 8,902   | 22,398  | 25,412  | 23,380  |
|        | 地方債   |        | 19,299  | 31,041  | 24,052  | 28,108  | 23,990  |

〈図表 9 - 8〉 地方自治団体一般会計歳入純計増加率比較

| 年度別 |     | 1990    | 1992    | 1993    | 1994    | 1995      | 2000    | 2001    |
|-----|-----|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|
| 韓国  | 規模  | 154,910 | 220,787 | 237,003 | 302,800 | 366,673   | 486,127 | 605,474 |
|     | 増加率 | 基準年度    | 42.5%   | 53.0%   | 95.5%   | 136.7%    | 213.8%  | 290.9%  |
| 日本  | 規模  | 804,100 | 914,238 | 953,142 | 959,945 | 1,013,156 | 889,300 | 893,071 |
|     | 増加率 | 基準年度    | 13.7%   | 18.5%   | 959,945 | 26.0%     | 10.6%   | 11.1%   |

#### 5 事業予算投資総規模

地方自治団体の事業予算投資規模は、2002 年当初で 388,360 億ウォンであり、財源は、国費、譲与金のほかは、各地方自治団体の固有財源で賄われている。

〈図表 9 - 9〉 財源別・投資部門別構成比較（2002 年当初予算）

（単位：億ウォン）

| 区分         | 計       | 国費     | 譲与金    | 市道費     | 市郡区費    | その他   |
|------------|---------|--------|--------|---------|---------|-------|
| 計          | 388,360 | 93,407 | 26,974 | 117,948 | 147,348 | 2,683 |
| 一般行政       | 19,679  | 799    | 52     | 5,024   | 13,733  | 71    |
| 社会開発       | 220,811 | 54,037 | 9,739  | 68,099  | 88,139  | 797   |
| 経済開発       | 145,598 | 38,304 | 17,176 | 43,288  | 45,096  | 1,734 |
| 民防衛、消防、その他 | 2,272   | 267    | 7      | 1,537   | 380     | 81    |

※

地方債 619 億ウォンはその他に含む。

## 第2節 地方財政運営と予算・決算

### 1 地方財政運営の基本原則

地方自治団体運営の基本原則は、収支均衡の原則に従った健全財政と国家施策の具現である。(地方自治法第113条、第114条)

地方と国家の関係では、次のようなルールが定められている。

#### ① 不当な影響の禁止

自治体財政の健全な運営に努め、国家の政策に反したり、国家や他の自治体の財政に不当な影響をあたえてはならない。(地方財政法第2条)

#### ② 地方財政計画の策定

自治団体長は地方財政計画を作成し、国に提出しなければならない。(地方財政法第16条)

#### ③ 地方財政運営への国の関与

国の予算編成基本指針遵守、地方税法の制改定、交付金・譲与金・補助金の交付、地方債発行承認、予算・決算報告、会計監査実施

### 2 予算制度

#### (1) 予算原則

##### ① 会計年度(地方自治法第116条)

地方自治団体の会計年度は、「1月1日から12月31日」までである。

##### ② 予算の種類

一般会計予算と特別会計予算に分けられる。(地方自治法第117条)

##### ③ 本予算(地方自治法第118条)

地方自治団体の長は、会計年度ごとに予算案を編成して、市道の場合は会計年度開始50日前までに、市郡区の場合は40日前までに地方議会に提出し、市道議会においては予算案を会計年度開始15日前までに、市郡議会においては会計年度開始10日前までに議決しなければならない。このようにして成立した予算を本予算と呼ぶ。

##### ④ 修正予算

ほとんどの地方自治団体において、地方交付税、地方譲与金、国庫補助金等の国家への依存財源が多いこと、また1年前から編成作業が始まることから、予算案を作成する時点と議会へ提出する時点とで社会的・経済的環境が大きく変化している場合がある。

そのため、予算が議会に提出した後に社会的・経済的環境が変化した場合、すでに議会に提出した予算案に対する修正予算を作成して議会に再度提出できる。

⑤ 追加更正予算（補正予算）（地方自治法第 121 条、地方財政法第 36 条）

地方自治団体の予算が成立し、会計年度が開始された後に発生した事由により、既に成立した予算を変更するため編成する予算。地方自治団体の長は、すでに成立した予算に変更を加える必要があるときには、追加更正予算を編成し、地方議会の議決を得なければならない。最終予算に占める割合が高い。

⑥ 準予算（予算不成立時の予算執行）（地方自治法第 122 条）

地方議会において新しい会計年度が開始されるときまでに予算案を議決できない場合、地方自治団体の長は、予算案が議決されるまでの間は、ア 法令や条例の定めるところに従って設置された機関あるいは施設の維持・運営費、イ 法令又は条例上の支出義務の履行 ウ すでに予算として承認された事業の継続推進のための経費に限り、前年度予算に準じて支出することができる。これは地方自治団体の予算に、政府予算と同じ準予算制度を導入しているもので、準予算として執行された予算については、議会の議決を得る必要はなく、本予算が成立すれば成立した本予算によって執行されたものとみなされる。（地方財政法第 37 条第 2 項）

⑦ 予算の内容（地方財政法第 31 条）

ア 予算は、予算総則、歳入・歳出予算、継続費、債務負担行為、明示繰越費を総称する。

イ 予算総則には、歳入・歳出予算、継続費、債務負担行為及び明示繰越費に関する総括的規定及び地方債及び一時借入金の限度額その他予算執行に関して必要な事項を定めなければならない。

(2) 予算の編成と議決

予算の編成と議決の流れは、次のとおりである。

〈図表 9-10〉 予算編成と議決の流れ

|                     |  |
|---------------------|--|
| 地方財政計画（地方財政法第 16 条） | 地方予算編成・財政運用の基本計画（1 月、自治団体の長が行政自治部長官に提出 |
|---------------------|--|

|  |  |
|--|--|
| 主要投融资審査(地方財政法第 30 条)   | 主要新規事業の事業必要性・事業計画妥当性を審査(2月～4月)   |
| 予算編成基本指針示達(地方財政法第 30 条)  | 関係法令の遵守、地方財政の方向性、依存財源の予算編成方法、基準経費の設定など(7月末)  |
| 予算編成<br>広域自治団体：50 日前<br>基礎自治団体：40 日前<br>(地方自治法第 118 条第 1 項)      | 地方財政計画に反映された事業を対象とした投融资審査を経て決定された事業に限り予算編成(8月～11月)   |
| 予算議決<br>広域自治団体：15 日前<br>基礎自治団体：10 日前<br>(地方自治法第 118 条第 2 項)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会提出後に予算案の範囲内で修正再提出できる。(修正予算制度)(地方自治法大 118 条第 4 項)</li> <li>・議会の長の同意なく支出予算の増額や新たに費目を設定したりできない。(地方自治法第 118 条第 3 項)</li> <li>・新会計年度開始までに議決できない場合、一部の経費は前年度予算に準じて執行できる。(準予算制度)(地方財政法第 122 条)</li> </ul> |
| 予算案の移送・告示<br>広域自治団体→行政自治部長官<br>基礎自治団体→広域自治団体の長<br>(地方自治法第 124 条) |  |

### 3 決算制度

#### (1) 決算制度

地方自治団体の首長は出納閉鎖後 3 ヶ月以内に、決算書及び証憑書類を作成して地方議会が選任した検査委員の検査意見書を添付して翌年の地方議会の承認を得なければならない。

#### (2) 決算の流れ

決算の流れは、次のとおりである(地方自治法第 125 条)。

#### 〈図表 9-11〉 決算の流れ

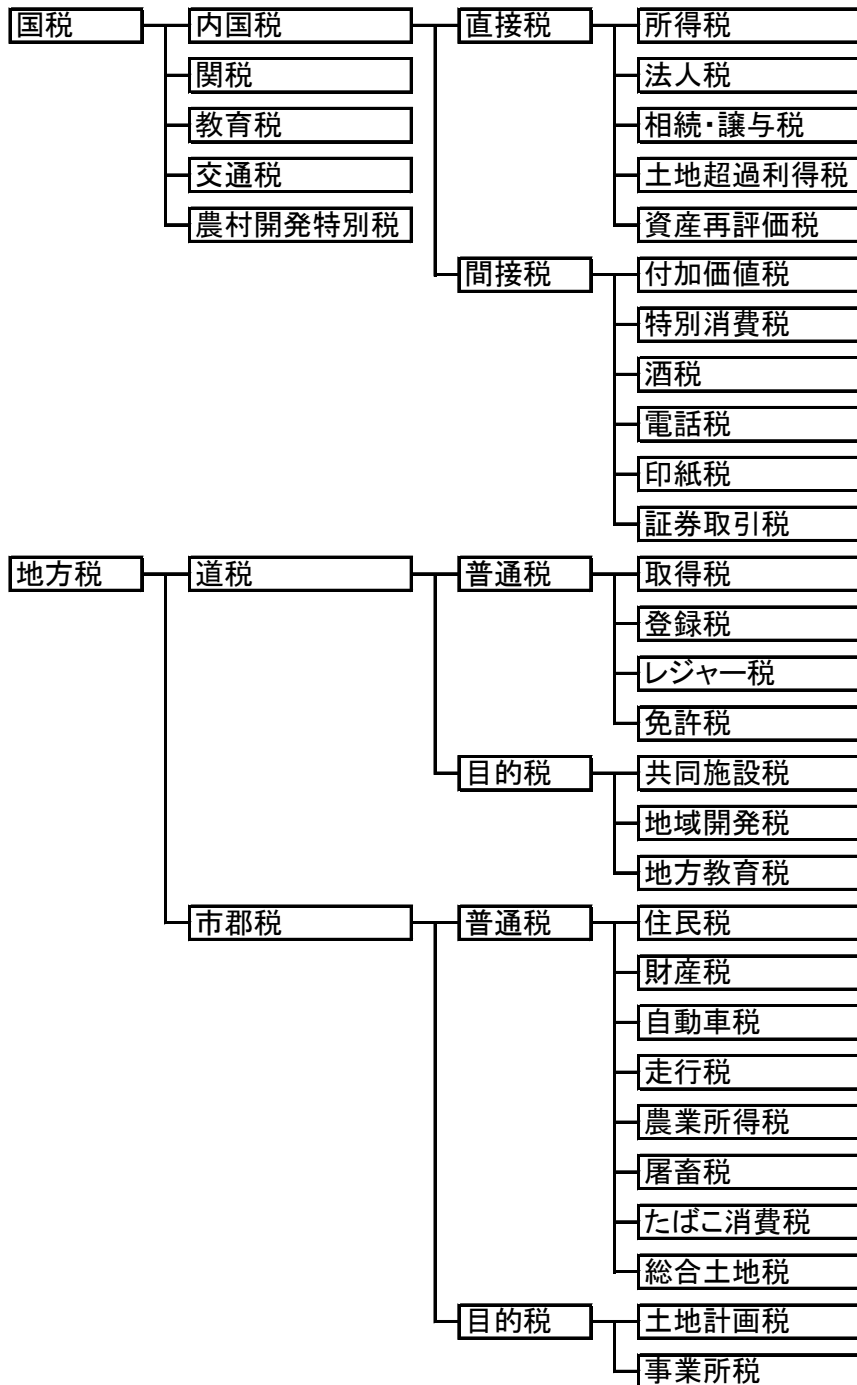
|            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| 決算書・証拠書類作成 | 長は出納閉鎖(次年度 2 月末)後、80 日以内に作成     |
| 検査委員の検査    | 検査委員は地方議会・公認会計士などから議会が選任        |
| 議会審議・承認    |                                 |
| 報告・告示      | 長は議会承認後 5 日以内に報告・告示(報告先は予算案と同様) |

### 第3節 地方税体系

#### 1 租税体系

国税、地方税あわせた租税体系は、図表9-12のとおりとなっている。(税目の個別内容は第11章で解説)

〈図表9-12〉租税体系



なお、韓国では国税・地方税全税収に占める地方税の構成比は20%程度であり、日本に比べると低い。

〈図表9-13〉 国税と地方税の構成比較

(単位：億ウォン：億円)

| 年度別  | 韓国        |         |         |         | 日本      |         |         |         |
|------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|      | 計         | 国税      | 地方税     | 地方税構成比率 | 計       | 国税      | 地方税     | 地方税構成比率 |
| 1990 | 332,260   | 268,474 | 63,786  | 19.2%   | 962,302 | 627,798 | 334,504 | 34.8%   |
| 1991 | 362,445   | 282,094 | 80,351  | 22.2%   | 982,837 | 632,110 | 350,727 | 35.7%   |
| 1992 | 465,805   | 371,183 | 94,622  | 20.3%   | 919,647 | 573,964 | 345,683 | 37.6%   |
| 1993 | 502,866   | 392,606 | 110,260 | 21.9%   | 907,055 | 571,142 | 335,913 | 37.0%   |
| 1994 | 604,897   | 472,619 | 132,278 | 21.9%   | 865,398 | 540,007 | 325,391 | 37.6%   |
| 1995 | 720,914   | 567,745 | 153,169 | 21.2%   | 886,380 | 549,630 | 336,750 | 38.0%   |
| 1999 | 936,893   | 754,772 | 182,121 | 19.4%   | 841,500 | 488,543 | 352,957 | 41.9%   |
| 2000 | 1,132,963 | 929,347 | 203,616 | 18.0%   | 837,158 | 486,590 | 350,568 | 41.9%   |
| 2001 | 1,209,203 | 958,991 | 250,212 | 20.7%   | 848,030 | 492,220 | 355,810 | 42.0%   |

## 2 課税主体別税配分

広域自治団体と基礎自治団体の税配分は、特別市・広域市の地域と道の地域では異なっている。

### (1) 道税と市・郡税

道税は、取得税、登録税、レジャー税、免許税、共同施設税、地域開発税、地方教育税の7税目である。

市・郡税は、住民税、財産税、自動車税、走行税、農業所得税、屠畜税、たばこ消費税、総合土地税、都市計画税、事業所税の10税目である。

### (2) 特別市・広域市税と自治区税

特別市・広域市税としては、取得税、登録税、レジャー税、共同施設税、地域開発税、地方教育税、住民税、自動車税、走行税、農業所得税、屠畜税、たばこ消費税、都市計画税の13税目である。

自治区税は免許税、財産税、総合土地税、事業所税の4税目である。

## 3 税収構成

税収が最も多い税目は、登録税 49,238 億ウォン (構成比 19.8%) で、



住民税 33,492 億ウォン（構成比 13.4%）、地方教育税 32,782 億ウォン（構成比 13.2%）、取得税 32,205 億ウォン（構成比 12.9%）と続く。

〈図表 9 - 1 4〉 地方税団体別税目別規模（2002 年度）

（単位：億ウォン）

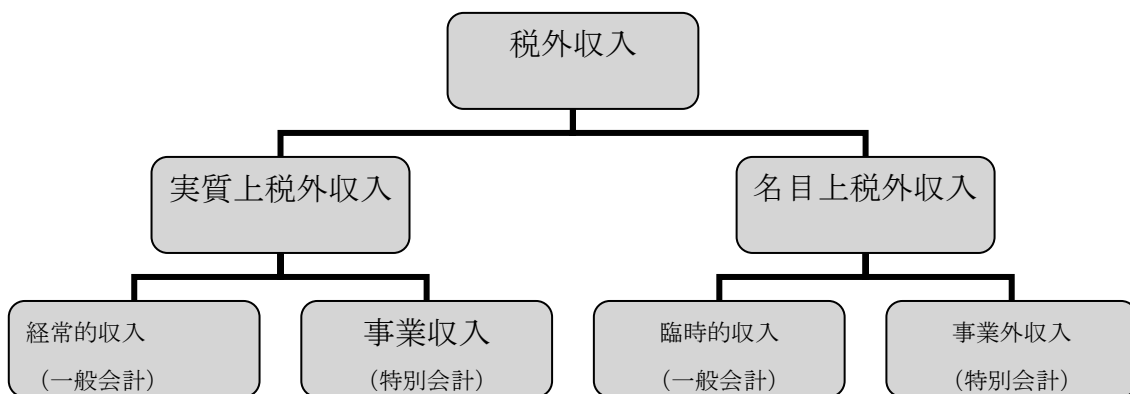
| 税目別   | 団体別     | 計       | 特別・広域市税 | 道税     | 市税     | 郡税     | 自治区税   | 構成比 (%) |
|-------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 計     |         | 249,097 | 119,915 | 62,021 | 43,077 | 9,413  | 14,671 | 100.0%  |
| 普通税   | 取得税     | 32,205  | 15,917  | 16,288 |        |        |        | 12.9%   |
|       | 登録税     | 49,238  | 27,303  | 21,935 |        |        |        | 19.8%   |
|       | 免許税     | 556     | 4       | 229    |        |        | 323    | 0.2%    |
|       | 住民税     | 33,492  | 21,473  |        | 10,169 | 1,850  |        | 13.4%   |
|       | 財産税     | 7,720   |         |        | 3,089  | 554    | 4,077  | 3.1%    |
|       | 自動車税    | 16,409  | 8,194   |        | 6,697  | 1,518  |        | 6.6%    |
|       | 農業所得税   | 16      |         |        | 6      | 10     |        | 0.0%    |
|       | 屠畜税     | 454     | 79      |        | 251    | 124    |        | 0.2%    |
|       | レジャー税   | 8,068   | 3,046   | 5,022  |        |        |        | 3.2%    |
|       | たばこ消費税  | 23,379  | 11,358  |        | 9,240  | 2,781  |        | 9.4%    |
|       | 総合土地税   | 13,258  |         |        | 4,523  | 1,054  | 7,681  | 5.3%    |
|       | 走行税     | 9,338   | 5,142   |        | 3,495  | 701    |        | 3.7%    |
| 小計    | 194,133 | 92,516  | 43,474  | 37,470 | 8,592  | 12,081 | 77.9%  |         |
| 目的税   | 土地計画税   | 8,149   | 4,953   |        | 2,883  | 313    |        | 3.3%    |
|       | 共同施設税   | 3,624   | 1,963   | 1,661  |        |        |        | 1.5%    |
|       | 事業所税    | 4,037   |         |        | 1,563  | 306    | 2,168  | 1.6%    |
|       | 地域開発税   | 858     | 727     | 131    |        |        |        | 0.3%    |
|       | 地方教育税   | 32,782  | 16,904  | 15,878 |        |        |        | 13.2%   |
| 小計    | 49,450  | 24,547  | 17,670  | 4,446  | 619    | 2,168  | 19.9%  |         |
| 過年度収入 |         | 5,514   | 2,852   | 877    | 1,161  | 202    | 422    | 2.2%    |

（出典：行政自治部『2002 年度地方自治団体予算概要』）

#### 第4節 税外収入

韓国では、一般会計において、財産賃貸収入、使用料収入、手数料収入、徴収交付金、事業収入、利子収入のほか、繰越金、純歳計剰余金、過年度収入等も含めて税外収入として整理されている。特別会計においては、事業収入、事業外収入ともに税外収入として整理されている。

〈図表 9－15〉 税外収入の体系



| 経常的収入   | 事業収入  | 臨時的収入  | 事業外収入  |
|---|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財産賃貸収入</li> <li>・ 使用料収入</li> <li>・ 手数料収入</li> <li>・ 徴収交付金</li> <li>・ 事業収入</li> <li>・ 利子収入</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上水道事業</li> <li>・ 下水道事業</li> <li>・ 住宅事業</li> <li>・ 公営開発事業</li> <li>・ 地域開発基金</li> <li>・ その他事業収入</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財産売却代金</li> <li>・ 繰越金</li> <li>・ 純歳計剰余金</li> <li>・ 転入金</li> <li>・ 預託金及び預受金</li> <li>・ 融資金</li> <li>・ 負担金</li> <li>・ 雑収入</li> <li>・ 過年度収入</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 繰越金</li> <li>・ 過年度収入</li> <li>・ 転入金</li> <li>・ その他</li> </ul> |

※その他事業収入

・ 駐車料金、通行料収入、精算金収入、分担金収入、その他

※繰越金

- ・ 国庫補助金使用残額、市・道費補助金使用残額、前年度繰越事業費

一般会計税外収入団体別目別規模は、図表 9-12 のとおりであり、2002 年予算ベースで、構成比が高い項目は、純歳計剰余金 23,304 億ウォン（構成比 34.1%）、手数料収入 4,691 億ウォン（構成比 11.0%）、利子収入 6,477 億ウォン（構成比 9.5%）となっている。このことは、純歳計剰余金の金額に左右されやすいことを示しており、財政事情が好転した次の年度は税外収入が増加しやすい。図表 9-13 では、2000 年度が高い収入額を示しているが、IMF ショック後の構造調整推進と V 字型景気回復を受けた結果である。

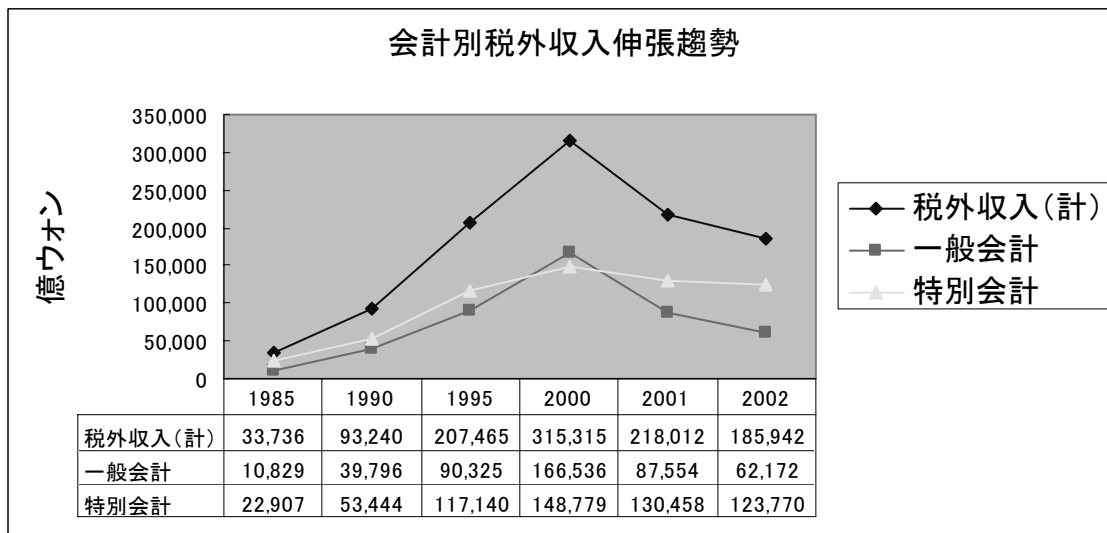
〈図表 9-16〉一般会計税外収入団体別目別規模

（単位：億ウォン）

| 団体別     |          | 計      | 特別・広域市 | 道     | 市      | 郡     | 自治区    | 構成比 (%) |
|---------|----------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|---------|
| 目別      | 計        | 68,387 | 11,301 | 6,726 | 25,250 | 8,986 | 16,124 | 100.0%  |
| 経常的税外収入 | 財産賃貸収入   | 825    | 238    | 31    | 311    | 98    | 147    | 1.2%    |
|         | 使用料収入    | 4,691  | 1,571  | 377   | 1,268  | 543   | 932    | 6.9%    |
|         | 手数料収入    | 7,495  | 434    | 200   | 2,866  | 1,122 | 2,873  | 11.0%   |
|         | 事業収入     | 2,542  | 1,759  | 166   | 341    | 229   | 47     | 3.7%    |
|         | 徴収交付金収入  | 5,243  | 254    | 240   | 1,447  | 313   | 2,989  | 7.7%    |
|         | 利子収入     | 6,477  | 798    | 1,373 | 2,473  | 1,274 | 559    | 9.5%    |
|         | 小計       | 27,273 | 5,054  | 2,387 | 8,706  | 3,579 | 7,547  | 39.9%   |
| 臨時的税外収入 | 財産売却収入   | 4,981  | 1,268  | 554   | 1,972  | 362   | 825    | 7.3%    |
|         | 純歳計剰余金   | 23,304 | 1,000  | 2,204 | 10,492 | 4,220 | 5,388  | 34.1%   |
|         | 繰越金      | 368    | 62     | 45    | 88     | 47    | 126    | 0.5%    |
|         | 転入金      | 3,672  | 1,870  | 131   | 1,275  | 194   | 202    | 5.4%    |
|         | 預託金及び預受金 | 111    |        |       | 111    |       |        | 0.2%    |
|         | 融資金元金収入  | 329    | 19     | 253   | 8      | 46    | 3      | 0.5%    |
|         | 負担金      | 3,434  | 609    | 914   | 1,381  | 194   | 336    | 5.0%    |
|         | 雑収入      | 3,948  | 1,235  | 213   | 1,009  | 298   | 1,193  | 5.8%    |
|         | 過年度収入    | 967    | 184    | 25    | 208    | 46    | 504    | 1.4%    |
|         | 小計       | 41,114 | 6,247  | 4,339 | 16,544 | 5,407 | 8,577  | 60.1%   |

（出典：行政自治部『2002 年度地方自治団体予算概要』）

〈図表 9 - 1 7〉 会計別税外収入推移 (1985~2002 推移)



注) 2000 年度までは決算額、2001 年度最終予算額、2002 年度当初予算額

## 第5節 地方財政調整制度

### 1 中央政府の地方財政への財源移転

中央政府の地方財政への財源移転は、地方交付税、地方譲与金（日本の地方譲与税に相当）、国庫補助金によって行われている。このうち、地方交付税が43.9%を占め〈図表9-19〉、重要な役割を果たしている。

〈図表9-18〉 中央政府の地方財政への財源移転

| 区分   | 地方交付税                                  | 地方譲与金   | 国庫補助金                          |
|------|--|---|--------------------------------|
| 根拠法令 | 地方交付税法                                 | 地方譲与金法  | 補助金の予算及び管理に関する法律               |
| 財源構成 | 内国税の15%<br>普通交付税 10/11<br>特別交付税 1/11   | ・酒税の100%<br>・交通税の14.2%<br>・農漁村特別税 23/150                                  | 国家の一般会計または特別会計予算で計算            |
| 用途   | 用途指定なく自治団体一般会計予算に使用                    | 法によって用途指定：<br>・道路準備事業<br>・水質汚染防止事業<br>・農漁村地域開発事業<br>・青少年育成事業<br>・地域開発事業など | 用途指定：<br>・特定の支援対象事業<br>・財政需要充当 |
| 配分方法 | 団体別基準財政収入額と基準財政需要額を算定した後、財政不足額を基準に包括配分 | 対象事業別客観的配分基準に基づき配分  | 支援事業優先順位などに基づき支援               |
| 性格   | 一般財源（自主財源性格）                           | 特定財源（地域開発事業分は一般事業財源である）   | 特定財源（依存財源性格）                   |

〈図表 9 - 1 9〉 2002 年度中央政府移転財源の構成比

(単位：億ウォン)

| 区分 | 計       | 構成比    | 地方交付税   | 構成比   | 地方譲与金  | 構成比   | 国庫補助金   | 構成比   |
|----|---------|--------|---------|-------|--------|-------|---------|-------|
| 計  | 269,340 | 100.0% | 118,211 | 43.9% | 43,496 | 16.1% | 107,633 | 40.0% |

※地方自治団体の 2002 年当初予算を反映した金額ではなく、国家から支援された金額を基準に作成したもの

## 2 地方交付税

### (1) 目的

地方自治団体の行政運営に必要な財源を交付し、財政を調整することで地方行政の健全な発展を図ることが目的である。(地方交付税法第 1 条)

### (2) 機能

① 財源の均衡化 (財政調整機能) ② 財源の補償 (財源補償機能)

### (3) 財源の性格

#### ① 地方自治団体の固有財源

国税として国家が代わりに徴収するが、合理的基準によって再配分するもので地方の固有財源的性格を持つ。

#### ② 地方の一般財源

地方交付税の使用目的は、地方自治団体の自主的な判断に任せてあり、国家がその使用目的を制限するような条件をつけるものではない。

この点から、地方交付税は国庫補助金と根本的に違う性格を持っていて、地方税と同様、憲法で保障された地方自治の理念を実現させるための重要な一般財源である。

#### ③ 国家と地方の税源配分を補完

国家と地方間の税源不均衡を垂直的に調整し、税源配分を合理的に補完する。

### (4) 地方交付税制度の沿革

1951 年：臨時地方分与税制度として出発

- ・ 国税中、特定税目 (地稅等) の一定率を交付 (34.68%)

1959 年：地方財政調整交付金制度運用

- ・ 国税中、特定税目 (營業稅等) の一定率交付 (40%)

1962 年：地方交付税制度運用

- ・ 国税中、特定税目 (營業稅・酒稅等) の一定率交付 (40%)

1969 年：内國稅總額の 17.6% (普通 16%、特別 1.6%) 法定率

## 交付

1973年～1982年：「8.3措置」で法定率停止

- ・ 「経済の安定と成長に関する大統領緊急命令」

1983年以後：「8.3措置」廃止により、法定率復活

- ・ 内国税総額の13.27%法定率交付
- ・ 増額交付金制度新設※

2000年：地方交付税法定率上向き調整

- ・ 内国税総額の13.27%→15%

※ 1983年度に新設された増額交付金は韓国の地方交付税の財源変遷に由来する制度である。1973年～1982年まで交付税の法定率を停止し、1983年以後、法定率を復活させることとなったが、当時の内務部（現行政自治部）が1972年までと同じく17.6%に回復するよう主張したのに対し、経済企画院（現財政経済部）が1973年～1982年までの平均交付水準である11～12%とするよう主張した。その結果、内国税総額の13.27%を法定率とする代わりに折衷案として採用されたのが、「増額交付金」であった。

この増額交付金は、あくまで「国家予算が定めるところに応じて交付」されるにすぎず、中央政府の裁量の余地が大きい制度である。したがって、増額交付金は一般財源としての財政調整財源という地方交付税本来の趣旨を歪めるものとして批判が強い。1987年には増額交付金が地方交付税総額の22.1%を占めて国の地方による支配と危惧された時期もあったが、最近では、数%程度に収まっている（図表9-16参照）。

〈図表 9 - 2 0〉 地方交付税交付額の年度別推移

(単位：百億ウォン)

| 年度別  | 計          | 普通交付税      | 特別交付税     | 増額交付金   |
|------|------------|------------|-----------|---------|
| 1986 | 1,295,903  | 1,008,781  | 100,878   | 186,244 |
| 1987 | 1,609,638  | 1,139,800  | 113,990   | 355,848 |
| 1988 | 1,720,822  | 1,433,161  | 131,689   | 155,972 |
| 1989 | 2,186,915  | 1,784,216  | 178,418   | 224,281 |
| 1990 | 2,764,654  | 2,304,893  | 230,574   | 229,187 |
| 1991 | 3,452,402  | 3,053,265  | 305,411   | 93,726  |
| 1992 | 3,927,749  | 3,533,726  | 353,373   | 40,650  |
| 1993 | 4,413,085  | 4,011,896  | 401,189   |         |
| 1994 | 4,862,645  | 4,295,062  | 429,507   | 138,076 |
| 1995 | 5,725,526  | 4,985,661  | 498,565   | 241,300 |
| 1996 | 6,635,440  | 5,797,940  | 579,794   | 257,706 |
| 1997 | 7,040,709  | 6,142,666  | 614,266   | 283,777 |
| 1998 | 7,251,289  | 6,353,842  | 635,384   | 262,063 |
| 1999 | 6,900,415  | 5,782,518  | 578,252   | 539,645 |
| 2000 | 8,365,111  | 7,468,678  | 693,239   | 203,194 |
| 2001 | 10,304,266 | 9,312,076  | 934,690   | 57,500  |
| 2002 | 11,821,145 | 10,622,860 | 1,062,285 | 136,000 |



(5) 地方交付税の財源

- ① 内国税総額の15%相当額（地方交付税法第4条第1項）  
国税中、目的税（教育税、交通税、農特税）と国家が地方自治団体に譲渡する金額（譲与金）は除外
- ② 内国税清算額（地方交付税法第5条第2項）  
政府追更予算（追加更正予算の略）のために内国税の増減がある場合地方交付税もこれを増減する。
- ③ 地方財政上、やむを得ない需要がある場合、別途増額交付（増額交付金）  
国家予算が定めるところにより交付（地方交付税法施行令第10条第3項）

(6) 2002 地方交付税税源規模

総規模— 11兆8,212億ウォン  
地方交付税—11兆6,852億ウォン  
※2002 内国税総額 77兆9,010億ウォン  
普通交付税（10/11）：10兆6,229億ウォン  
特別交付税（1/11）：1兆623億ウォン  
増額交付金— 1,360億ウォン  
全南道庁移転：450億ウォン  
全北道庁移転・新築：150億ウォン  
寧越（ヨンウォル）ダム関連特別支援事業：77億ウォン  
仁川国際空港基盤拡充：173億ウォン  
伽耶圏地域整備事業：200億ウォン  
光州循環道路拡充：200億ウォン  
大田国道4号線拡舗装事業：110億ウォン

(7) 地方交付税の種類（地方交付税法第4条第2項、第3項）

- ① 普通交付税：交付税総額の10/11相当額  
地方自治団体間の財政力格差緩和のための一般財源として、毎年度基準財政収入額が基準財政需要額に達しない自治団体に対してその未達額（財政不足額）を基礎として交付する。  
算定方法は公式的な統計、客観性がある資料を基礎にし、法令で定めた方式と手続きによって割り当てる。
- ② 特別交付税：交付税総額の1/11相当額  
普通交付税の画一的算定方法で把握できない財政需要に対す

る補完的財源として、全国体典（国体）、行政区域改編等、地域懸案事業に対する財政需要や年度中に発生した災害等予測できない事態に対する備え、地方庁査定費、地方公共施設の新設・復旧・拡張・補修等の特別財政需要を補填する。

交付方法は地方自治団体が交付申請をする場合、交付目的の妥当性、投資効果、財源負担能力等を総合検討した後に交付する。

### ③ 増額交付金

地方財政上、やむを得ない需要がある場合、法定交付率（15%）のほかに国家が予算として別途増額する交付金。

交付方法は当該年度国家予算で計算する内容により用途を指定して交付する。

## （8） 普通交付税の算定

### 算定原則

毎年度基準収入額が、基準財政需要額に達しない自治団体に対し、その未達額を基準に交付する。（地方交付税法第6条第1項）

なお、韓国では基準財政収入額の算定に当たっては全地方自治団体が地方税収入の80%に統一されている。

〈図表9-21〉 地方交付税の算定方式

|  |   |                                |   |         |   |       |
|--|---|--------------------------------|---|---------|---|-------|
| 基準財政需要額                                    | － | 基準財政収入額                        | ＝ | 財政不足額   | ÷ | 普通交付税 |
| （12測定項目・31細項目別<br>基礎需要＋補正需要±<br>需要インセンティブ） |   | （地方税収入の80%<br>＋補正収入±収入インセンティブ） |   | ↑       |   |       |
|  |   |                                |   | （調整率適用） |   |       |
| ⇒ 各自治団体別財政不足額を基礎に調整率を適用して調整交付              |   |                                |   |         |   |       |

自治区に対しては当該特別市または広域市の基準財政需要額及び基準財政収入額に合算し算定して、これを当該特別市または広域市に一括交付する。（地方交付税法第6条第1項但し書き）

### ※自治区を合算算定する理由

自治区は同様の基礎団体である市郡とは異なり、道路、上下水道、都市計画など14事務を自治区ではなく、市本庁で直接処理し、地方税運用も市税中心で自治区税は4税目に過ぎない。

これと同様に、遂行事務と税制面で特例的な部分が多いため、地方自治法第160条の規定により、市税のうち取得、登録税の一

定率を税源として別途の「自治区財源調整交付金制度」を運用する。(機能及び配分方式が交付税制度と類似)

都農複合形態の市の場合、洞地域に対しては市の算定基準を、邑面地域に対しては郡の算定基準を適用、最初の5年間はそれぞれ分離算定した後、合算して交付する。(地方交付税法施行令第4条)

(9) 基準財政需要額の算定

基準財政需要額の意義

すべての地方自治団体が合理的で適正な基本行政水準を維持するとき必要とする基本的な財政需要で、各地方自治団体が実際に支出しようとする経費の実績値でなく、自治団体別地自然的・地理的・社会的諸般の条件に対応する合理的であり妥当な水準の「標準的な財政需要」を意味する。

算定方法

$$\boxed{\text{基礎需要額}} + \boxed{\text{補正需要額}} + \boxed{\text{需要インセンティブ}}$$

○基礎需要額

$$\boxed{\text{項目別測定単位数値} \times \text{単位費用} \times \text{補正係数}}$$

③ 測定項目

基準財政需要額を合理的に測定するために機能別・性質別に分類設定した財政需要項目をいう。

- ・ 経費別構成比率、代表性などを考慮して設定

※ 立法・選挙管理費、一般行政費、社会保障費など12項目〈31細項目〉

④ 測定単位

需要推定項目別地方財政需要を合理的・客観的に測定するための単位をいう。

測定項目別財政運営現況に対する説明力(相関関係)が一番高い単位を採択し採用する。

※人件費：公務員定員、清掃費：世帯数、社会福祉費：人口数など20単位

⑤ 単位費用

基準財政需要額を算定するための各測定単位別1単位当たり数値に適用される標準的な単価をいう。

同種自治団体の標準行政需要額を求めた後、該当測定単位数値で除した値とする。

※単位費用＝同種自治団体の標準行政需要額総額／同種自治団体の測定単位数値の和

⑥ 補正係数

基準財政需要額を、自治団体別環境要因を考慮せずに「測定単位数値×標準単位費用」だけで一律算定すれば、標準的な行政需要額より過多・過少算定された不合理な点があるため自治団体の社会的・自然的条件の差による経費等の差を加減反映することをいう。

※補正係数＝当該団体の単位費用（標準行政需要額＋地域均衡需要額／測定単位数値）

／同種団体の標準単位費用

ア：補正需要額：基礎需要額外の法令規定などによる別途追加需要

○ 財政補てん金：一般財政補てん金の100%該当額

○ 中等教員人件費：特別市・広域市・京畿道負担額の50%

○ 教育費特別会計転出金：特別市・広域市のたばこ消費税の45%、市・道税3.6%

○ 都農統合市財政需要補完：基礎需要額の9%範囲

イ：需要インセンティブ：6項目反映

○ 地方公務員定員縮減 ○非正規職公務員縮減 ○邑面洞統合誘導

○経常経費節減 ○上水道料金現実化 ○地方庁舎管理の適正化

(10) 基準財政収入額の算定

① 基準財政収入額の意義

『基準財政需要額』に対応する概念として各自治団体の財政収入を合理的に測定するために一定の方法によって算定する金額である。

依存収入、臨時的収入、特定目的のための収入等は普遍的収入ではないため安定的な財政支援のための算定対象から除外する。

② 算定方法

基礎収入額 + 補正収入額 + 収入インセンティブ

基礎収入額：地方税のうち普通税収入額の80%

地方税は税目別徴収額を基準に時系列方式で推計

※ 基準税率を80%にする理由

自治団体別行政運営に必要な余裕財源保障及び地方税徴収努力等自主収入増大意欲を鼓舞するため（一種のインセンティブ付与システム）

補正収入額：基礎収入額外に法令規定などによる別途追加収入

- 目的税収入額の80%
  - ・ 共同施設税、地域開発税、都市計画税、事業所税
- 経常税額収入額の80%
  - ・ 財産賃貸収入、使用料、手数料、利子収入
- 一般財政補てん金の100%
  - ・ 人口数(60%)、徴収実績(40%)適用推計
- 地方税決算額清算分の50%
- 一般財政補てん金決算額清算分の50%

収入インセンティブ：7項目を反映

- 地方税収入率
- 住民税個人均等引き上げ
- 課税標準現実化
- 地方税税源発掘
- 弾力税率適用
- 手数料現実化
- 地方税滞納率縮小

(11) 地方交付税の配定

基準財政収入額が基準財政需要額に達しない自治団体に対し、その未達額（財政不足額）を基礎に交付する。

財政不足額が当該年度普通交付税総額を超過する場合、調整率を適用し交付する。（施行規則第3条）

$$\text{普通交付税} = \text{財政不足額} \times \text{調整率}$$

※調整率＝普通交付税総額／財政不足額が発生した団体の財政不足額の総額

(12) 不交付団体

基準財政収入が基準財政需要を超過する場合、不交付となる。

広域団体（2）：ソウル、京畿

基礎団体（8）：水原、安養、城南、富川、安山、高陽、果川、龍仁

〈図表9-22〉団体別交付・不交付団体数現況（2002年度）

（単位：億ウォン）

| 区分  | 団体数 |     |     | 普通交付<br>税交付額 | 備考(不交付団体)               |
|-----|-----|-----|-----|--------------|-------------------------|
|     | 計   | 交付  | 不交付 |              |                         |
| 計   | 179 | 169 | 10  | 106,229      | ソウル                     |
| 特別市 | 1   |     | 1   | 0            |                         |
| 広域市 | 6   | 6   |     | 3,999        | 京畿                      |
| 道   | 9   | 8   | 1   | 19,107       | 水原、城南、安養、富川、安山、高陽、果川、龍仁 |
| 市   | 74  | 66  | 8   | 37,309       |                         |
| 郡   | 89  | 89  |     | 45,814       |                         |

(13) 特別交付税の運用

① 需要区分、配分比率と交付時期（地方交付税法施行令第9条）

〈図表9-23〉特別地方交付税の交付時期

|             | 交付対象       | 配分比率 | 交付時期           |
|-------------|------------|------|----------------|
| 施策事業需要      | 特別交付税<br>の | 30%  | 前年度12月末        |
| 財政補てん需<br>要 | 〃          | 20%  | 当該需要が発生したとき毎   |
| 災害対策需要      | 〃          | 10%  | 当該災害需要が発生したとき毎 |
| 地域開発需要      | 〃          | 20%  | 毎年6月末までに配定     |
| 特定懸案需要      | 〃          | 20%  | 当該需要が発生したとき毎   |

② 交付対象

ア：施策事業需要

国家的に重点を置き、推進しようとする重点施策や模範・奨励する事業需要を算定して交付

例) 住居環境改善、地方上水道施設拡充、消防力補強、自転車利用施設拡充など

イ：改定補てん需要

国家主要行事と関連した地方需要の反映及び各種財政関連地方財務償還額の補てん

例) 国家誘致国際行事、全国祭典都市整備、行政区域改変需要補てん等

ウ：災害対策需要

年度中に発生した風水害など自然的災害及び人為的な災害発生時復旧費中地方負担額の一部と災害予防事業を算定して

交付

例) 干・水害、暴雪、冷害、災難予防需要など

エ：地域開発需要

基準財政需要額算定方法の画一性、地域的特殊性として普通交付税算定に反映できない地域特別需要を補てん

オ：特定懸案需要

地方公共施設の新設、復旧、拡張など事業推進の緊急性を要する地域懸案事業を推進する場合、総合審査後交付

例) 道路橋梁施設、河川改修、場・下水道施設、公害防止事業など

③ 運営方法

自治団体の長の申請、又は行政自治部長官が必要とする場合に交付する。使用に関して条件の付与、用途の制限が可能であり、交付目的に違反した時は、特別交付税の返還又は減額措置を行う。

(14) 不当交付税の是正

① 算定資料の誇張・虚偽記載の場合

自治団体が交付税算定資料を誇張又は虚偽記載し、不当に交付税を受けた場合、又は受けようとした場合には、行政自治部長官は、正当に受けることができる金額を超過した部分の返還を命じ、又は不当に受けようとした金額を減額することができる。(地方交付税法第 11 条第 1 項)

② 経費の過多支出・収入徴収怠慢の場合

自治団体が法令の規定に違反し、著しく過大な経費を支出したとき、又は確保しなければならない収入の徴収を怠慢したときには、行政自治部長官は、当該団体に交付する交付税の減額、又は既に交付した交付税の一部返還を命ずることができる。(地方交付税法第 11 条第 2 項)

③ 異議申請

普通交付税の決定通知を受けた場合に当該交付税算定基礎などに異議があるときには通知を受けた日から 30 日以内に異議申請を

することができる。

異議申請を受けた行政自治部長官は30日以内にこれを審査し、その結果を通知すること(地方交付税法第13条)

異議申請が妥当であると認定する場合、次の交付税算定時に加算又は減額すること(地方交付税法施行令第14条)

(15) インセンティブ制及び減額制運営

① インセンティブ制の運営

ア：目的

自治団体の経常経費節約、税収増大など自求努力と責務を果たした程度を普通交付税(基準財政需要額及び基準財政需要額)算定時反映させて地方財政運営の健全化の誘導(根拠：地方交付税法施行規則第5条の3)

イ：適用対象

基準財政需要・収入額算定項目のうち自求努力が望まれる項目として客観的基準によって反映可能項目対象(現在13種)

〈図表9-24〉インセンティブ制の項目と年度別運用状況

|   |  |
|---|--|
| 〈基準財政需要額(6種)〉 <ul style="list-style-type: none"><li>・公務員定員縮減運営</li><li>・経常経費縮減運営</li><li>・非正規職公務員縮減運営</li><li>・上水道料金現実化</li><li>・邑面洞統合誘導</li><li>・地方庁舎管理適正化運営</li></ul> | 〈基準財政収入額(7種)〉 <ul style="list-style-type: none"><li>・地方税徴収率向上</li><li>・住民税・個人均等割引上げ</li><li>・総合土地税課税標準現実化</li><li>・弾力税率適用</li><li>・手数料現実化</li><li>・地方税滞納率縮小</li><li>・地方税税源発掘</li></ul> |
|---|--|

|        |   |           |   |          |   |           |   |           |
|--------|---|-----------|---|----------|---|-----------|---|-----------|
| 97(4種) | + | 98~99(5種) | + | 2000(8種) | + | 2001(11種) | + | 2002(13種) |
|--------|---|-----------|---|----------|---|-----------|---|-----------|



|  |   |  |  |   |
|--|---|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公務員定数縮減</li> <li>・ 非正規職公務員縮減</li> <li>・ 経常経費縮減</li> <li>・ 地方税徴収率</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 邑面洞統合誘導</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上水道料金現実化率</li> <li>・ 住民税個人均等割</li> <li>・ 総合土地税現実化率</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方庁舎管理適正化</li> <li>・ 弾力税率適用</li> <li>・ 手数料現実化率</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税対能率縮小</li> <li>・ 地方税税源発掘</li> </ul> |
|--|---|--|--|---|

運営方法：算定項目別自求努力の程度を関連統計によって客観化（算出公式）算定、基準財政需要・収入額に加減反映

## ② 減額制の運営

ア：推進背景（目的）

違法な予算編成・支出、確保しなければならない収入の徴収怠慢など不健全財政運営をする地方自治団体に対して、その結果を地方交付税算定時反映（減額）し、地方財政運営の健全性と責任制を確保するもの。（根拠：地方交付税法第11条第2項）

イ：減額適用対象及び減額基準（根拠：地方交付税法施行令第12条）

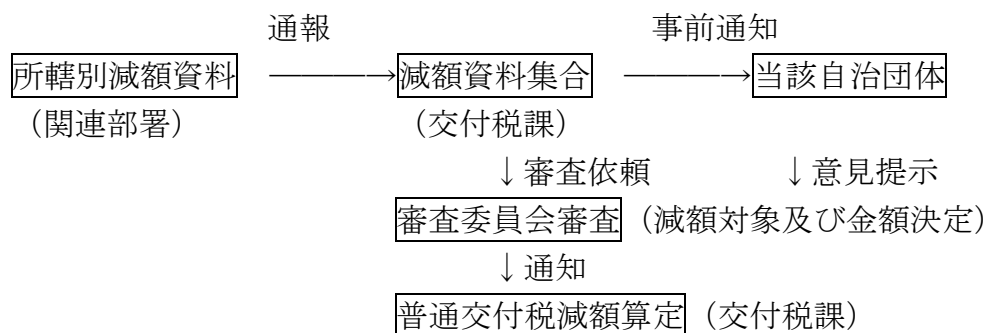
- ・ 地方自治団体未承認事業予算編成・支出一支出金額の10/100以内
- ・ 投・融資未審査事業予算編成・支出一支出金額の10/100以内
- ・ 予算編成基本指針に違反した予算編成・支出一支出金額以内
- ・ 監査結果違法な経費の過大支出・収入徴収怠慢—支出金額・未徴収金額以内

※2002年度から導入、運営（2002年度以後違法な予算編成・支出行為対象2003年度算定分から適用）

## ③ 運営方法

- ・ 関連部署、監査部署などで具体的に確認・通報した違法行為対象
- ・ 減額対象金額は「地方交付税調定審査委員会」で審査決定
- ・ 審査委員会の決定金額を土台に翌年度当該団体に交付する普通交付税を減額算定

〈図表 9 - 2 5〉 減額制の運営の流れ



### 3 地方譲与金

#### (1) 目的

国税の一部を地方に譲与し、地方自治団体の財政基盤拡充・道路整備事業など法令が定める特定目的の事業需要に充当する地方財政支援制度である。(地方譲与金法第1条)

#### (2) 対象事業

道路整備事業、農漁村地域開発事業、水質汚染防止事業、青少年育成事業、地域開発事業など。(地方譲与金法第4条)

#### (3) 財源

酒税の100%、交通税の4.2%、農特税の23/150

#### (4) 地方譲与金制度変遷

地方譲与金制度の沿革及び歳入・配分の推移は、図表9-22～9-24のとおりである。

〈図表9-26〉地方譲与金制度の沿革

|             |   |
|-------------|---|
| 1990年12月31日 | 地方譲与金法制定  |
| 1991年制度導入施行 | 土地超過利得税50%、酒税15%、電話税100%  |
| 1991年12月21日 | 地方譲与金法改定：酒税15%→60%に拡大   |
| 1993年12月31日 | 酒税60%→80%に拡大  |
| 1996年12月12日 | 酒税80%→100%に拡大   |
| 1999年12月28日 | 酒税100%→95%、2001年以後100%に還元   |
| 2000年12月29日 | 電話税廃止(2001.9.1)及び交通税譲与14.2%<br>(2001年度は2.4%)  |
| 2001年12月29日 | 地方譲与金法改定：農村開発特別税転入額拡充<br>(19/150→23/150)譲与金対象事業間財源配分<br>比率調整(酒税譲与財源中 道路6.6%減→水<br>質汚染防止6.6%増) |

〈図表9-27〉地方譲与金歳入の推移 (単位：億ウォン)

| 年度別  | 計      | 土超税<br>(50%) | 酒税(15<br>~100%) | 電話税<br>(100%) | 交通税<br>(2.4%) | その他地<br>方譲与金 | 前年度繰<br>越金 | 農特税<br>(19/150) |
|------|--------|--------------|-----------------|---------------|---------------|--------------|------------|-----------------|
| 1992 | 12,240 | 609          | 7,974           | 3,604         |               |              | 53         |                 |
| 1993 | 13,369 | 1,613        | 8,206           | 3,997         |               |              | △447       |                 |
| 1994 | 17,238 | 280          | 12,366          | 4,587         |               |              | 5          |                 |
| 1995 | 22,710 | 140          | 14,596          | 5,430         |               | 20           | 774        | 1,750           |
| 1996 | 26,343 | 68           | 16,670          | 6,610         |               | △129         | 1,374      | 1,750           |
| 1997 | 29,037 | △4           | 17,898          | 7,886         |               | 22           | 1,987      | 1,248           |
| 1998 | 32,096 | 25           | 18,145          | 9,219         |               | 27           | 3,649      | 1,031           |
| 1999 | 37,883 |              | 20,780          | 11,914        |               | 12           | 2,640      | 2,537           |
| 2000 | 37,810 |              | 18,644          | 14,573        |               | 2            | 2,775      | 1,816           |
| 2001 | 47,795 |              | 25,094          | 13,027        | 2,606         |              | 4,003      | 3,065           |
| 2002 | 29,113 |              | 29,312          |               |               |              | △2,903     | 2,704           |

注) 2000 年までは決算額、2001 年度最終予算額、2002 年度政府予算額

〈図表 9-28〉 事業別地方譲与金配分の推移 (単位: 億ウォン)

| 年度別  | 計       | 道路整備    | 農漁村地<br>域開発 | 水質汚染<br>防止 | 青少年育<br>成 | 地域開発   |
|------|---------|---------|-------------|------------|-----------|--------|
| 計    | 310,948 | 162,204 | 26,562      | 70,293     | 2,296     | 49,593 |
| 1991 | 5,570   | 5,570   |             |            |           |        |
| 1992 | 12,506  | 8,817   | 1,438       | 2,126      | 125       |        |
| 1993 | 14,705  | 10,367  | 1,691       | 2,500      | 147       |        |
| 1994 | 17,747  | 10,325  | 1,684       | 2,490      | 147       | 3,101  |
| 1995 | 18,701  | 10,826  | 1,570       | 3,121      | 137       | 3,047  |
| 1996 | 25,471  | 14,588  | 2,184       | 3,938      | 190       | 4,571  |
| 1997 | 31,891  | 15,827  | 2,489       | 6,867      | 216       | 6,492  |
| 1998 | 28,627  | 14,056  | 2,285       | 6,676      | 199       | 5,411  |
| 1999 | 27,729  | 13,923  | 2,347       | 6,714      | 204       | 4,541  |
| 2000 | 36,710  | 17,800  | 3,050       | 9,317      | 265       | 6,278  |
| 2001 | 47,795  | 22,928  | 3,861       | 12,250     | 329       | 8,427  |
| 2002 | 43,496  | 17,177  | 3,963       | 14,294     | 337       | 7,725  |

(5) 2002 年地方譲与金対象事業及び財源配分

- 道路整備事業 (交通税譲与財源全額+酒税譲与財源の 8.1%+農特  
税転入額の 5/10)
  - ・ 広域市道・地方道・市の国道・郡道・農漁村道路整備事業
- 水質汚染防止事業 (酒税譲与財源の 46.6%+農特税転入額の  
5/10)
  - ・ 下水終末・糞尿処理及び畜産排水・汚染河川浄化・下水整備・  
農漁村下水道整備事業
- 青少年育成事業 (酒税譲与財源の 1.2%)
- 地域開発事業 (酒税譲与財源の 30%)  
譲与基準: 法令が定める配分基準により譲与
- 客観的基準による配定事業: 広域市道・農漁村道路・地方開発・  
農漁村生活環境整備・地域開発事業
- 事業開発審査のための配定事業: 市の国道・市の市道・水質汚  
染防止・青少年育成事業
- 客観的基準及び審査平行事業: 地方道・郡道整備事業

4 国庫補助金

韓国の国庫補助金とは、日本の国庫負担金、国庫委託金、国庫補助金をまとめたものであり、すなわち日本でいう国庫支出金に相当する。

〈図表 9-29〉 国庫補助金交付額と地方負担の推移 (単位: 億ウォン)

| 年度別  | 計       | 国庫補助金   | 地方費負担  | その他    |
|------|---------|---------|--------|--------|
| 1990 | 32,120  | 20,681  | 11,439 |        |
| 1995 | 88,854  | 38,883  | 37,793 | 12,178 |
| 1996 | 96,365  | 49,361  | 32,492 | 14,512 |
| 1997 | 111,269 | 55,456  | 41,390 | 14,423 |
| 1998 | 133,575 | 77,656  | 43,193 | 12,726 |
| 1999 | 147,774 | 98,076  | 40,281 | 9,417  |
| 2000 | 154,614 | 98,927  | 50,698 | 4,989  |
| 2001 | 167,848 | 103,494 | 55,234 | 9,120  |
| 2002 | 167,901 | 107,633 | 56,469 | 3,799  |

注：1999年までは決算額、2000年度からは中央部処確定額

国の部処別には、保健福祉部、建設交通部、農林部からの国庫補助金額の規模が大きい。

〈図表9-30〉2002年度国庫補助金国家予算確定額（単位：億ウォン）

| 部処別      | 計       | 国庫補助金   | 純地方費   | 財政融資金 | 受益者負担 |
|----------|---------|---------|--------|-------|-------|
| 合計       | 167,901 | 107,633 | 56,469 | 1,214 | 2,585 |
| 外交通商部    | 61      | 61      |        |       |       |
| 行政自治部    | 7,355   | 4,201   | 3,154  |       |       |
| 教育部      | 30      | 30      |        |       |       |
| 文化観光部    | 9,208   | 3,848   | 5,079  |       | 281   |
| 農林部      | 20,132  | 15,118  | 4,043  | 624   | 347   |
| 産業資源部    | 6,254   | 3,318   | 2,183  | 95    | 658   |
| 保健福祉部    | 64,616  | 45,205  | 19,055 |       | 356   |
| 環境部      | 8,422   | 3,832   | 4,550  | 5     | 35    |
| 労働部      | 396     | 291     | 105    |       |       |
| 女性部      | 224     | 159     | 65     |       |       |
| 建設交通部    | 34,032  | 21,441  | 12,591 |       |       |
| 海洋水産部    | 5,572   | 3,623   | 1,519  | 199   | 231   |
| 兵務庁      | 180     | 180     |        |       |       |
| 農村新興庁    | 1,448   | 662     | 559    | 152   | 75    |
| 山林庁      | 5,420   | 2,799   | 1,880  | 139   | 602   |
| 中小企業庁    | 2,103   | 900     | 1,203  |       |       |
| 食品医薬品安全庁 | 4       | 2       | 2      |       |       |
| 文化財庁     | 2,389   | 1,908   | 481    |       |       |
| 国家報勲処    | 55      | 55      |        |       |       |

※地方自治団体の2002年当初予算を反映した金額でなく、国家から支援する金額を基準に作成したもの

##### 5 広域自治団体から基礎自治団体への財源移転

市・道費補助金、調整交付金、財政補てん金によって広域自治団体から基礎自治団体への財源移転が行われており、一つの財政調整の役割を果たしている。特別市・広域市と自治区・郡の間では、財政補てん金の方が市・道費補助金より多く、道と市・郡の間では、市・道費補助金の

方が財政補てん金より多くなっている（図表 9 - 2 8 参照）。

（図表 9 - 3 1）〈図表 広域自治団体から基礎自治団体への財源移転

| 区分   | 市・道費補助金  | 調整交付金   | 財政補てん金  |
|------|--|---|---|
| 根拠法令 | <p>○地方財政法第 20 条『市・道は施策上必要があると認められるとき、又は市・郡及び自治区の財政上特に必要であると認められるときは、予算の範囲内において市・郡及び自治区に補助金を交付することができる。』</p> <p>○地方財政法施行令第 24 条『補助金等に対する交付申請・交付決定及び使用などに関する基本的な事項は当該地方自治団体の条例で定める。』</p> | <p>○地方自治法第 160 条第 1 項『特別市長及び広域市長は、市税収入中の一定額を確保して条例が定めるところにより自治区相互間の財源を調整しなければならない。』（1988. 4. 6 改定）</p> <p>○地方財政法施行令第 57 条『法第 160 条の規定により自治区相互間の調整財源は当該市税中取得税と登録税とし、自治区相互間の財源調整方法を定める条例には調整交付金の交付率・算定方法及び交付時期などが含まれない。』（1995. 7. 1 改定）</p> | <p>○地方財政法第 24 条の 2『市・道知事(特別市長を除く)は市・郡で聴取した広域市税・道税(共同施設税を除く)の 27% (人口 50 万以上の市と自治区でない区を設置している市の場合には 47%) に該当する金額を市・郡に対する財政補てん金として確保し、市・郡に配分しなければならない。』</p> |
| 財源   | <p>○市・道の一般会計又は特別会計</p>   | <p>○特別市・広域市税である取得税・登録税中条例で定める一定額</p> <p>ソウル 50%、釜山 51%、大邱 52%、仁川 50%、光州 70%、大田 68%、蔚山 58%</p> <p>○一般交付金と特別交付金で運用</p> <p>ソウル 10%、釜山 5%、大邱 10%、仁川 10%、光州 10%、大田 10%、蔚山 10%</p>  | <p>○広域市・道の徴収交付金中、条例で定める一定額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般財政補てん金：90%</li> <li>・施策推進補てん金：10%</li> <li>・特別財政補てん金</li> </ul>                  |
| 用途   | <p>○特定の支援対象事業財政需要充当（用途指定）</p>  | <p>用途指定なく基礎自治団体の一般財源として使用</p>   | <p>用途指定なく基礎自治団体の一般財源として使用（施策推進補てん金は市長・郡守が要請する事業又は市・道知事が必要と認める事業</p>   |
| 配分方法 | <p>支援事業別事業優先順位などによって支援</p>   | <p>基礎自治団体別基準財政収入額と基準財政需要額を分析した後</p>   | <p>人口、徴収実績、当該市・郡の財政事情その他大統領令で定め</p>   |

|  |               |          |
|--|---------------|----------|
|  | 財政不足額を基準に包括配分 | る基準により配分 |
|--|---------------|----------|

〈図表 9 - 3 2〉 2002 年度広域自治団体から基礎自治団体への財源移転（総計）

（単位：億ウォン、％）

| 区分    | 計      | 構成比  | 市・道費補助金 | 構成比  | 交付金補てん金 | 構成比  |
|-------|--------|------|---------|------|---------|------|
| 計     | 72,563 | 100% | 38,081  | 100% | 34,483  | 100% |
| 特別自治区 | 13,326 | 18%  | 2,505   | 7%   | 10,821  | 31%  |
| （広域市） | 15,265 | 21%  | 5,628   | 15%  | 9,638   | 28%  |
| 自治区   | 14,351 | 20%  | 4,924   | 13%  | 9,428   | 27%  |
| 郡     | 914    | 1%   | 704     | 2%   | 210     | 1%   |
| （道）   | 43,972 | 61%  | 29,948  | 79%  | 14,024  | 41%  |
| 市     | 29,586 | 41%  | 17,197  | 45%  | 12,389  | 36%  |
| 郡     | 14,386 | 20%  | 12,751  | 33%  | 1,635   | 5%   |

## 第 6 節 地方債制度

### 1 地方債の意義と規模

地方自治団体が財政収入の不足を補うため、課税権を実質的な担保として資金調達によって負担する債務である。証書借入または証券発行の形式をとる。

なお、韓国の地方財政では、均衡予算の原則が強く維持されており、地方債の発行割合は高くない（一般会計の地方債依存率は 1999 年の 5.3% をピークに低下し 2002 年は 0.9%）し、地方債残高も一般会計で 75,060 億ウォン（2002 年一般会計財政規模 540,900 億ウォンの 14%）にとどまっている。

〈図表 9 - 3 3〉 年度別地方債発行推移（純計規模）

（単位：億ウォン、％）

| 年度別  | 総規模     |        |      | 一般会計    |        |      | 特別会計    |        |       |
|------|---------|--------|------|---------|--------|------|---------|--------|-------|
|      | 総規模     | 地方債    | 依存率  | 規模      | 地方債    | 依存率  | 規模      | 地方債    | 依存率   |
| 1996 | 532,062 | 40,271 | 7.6% | 378,769 | 8,736  | 2.3% | 153,293 | 31,535 | 20.6% |
| 1997 | 695,716 | 44,580 | 6.4% | 507,650 | 13,361 | 2.6% | 188,066 | 31,219 | 16.6% |
| 1998 | 575,401 | 51,934 | 9.0% | 424,733 | 21,398 | 5.0% | 150,668 | 30,536 | 20.3% |
| 1999 | 609,931 | 51,626 | 8.5% | 446,635 | 23,647 | 5.3% | 163,296 | 27,979 | 17.1% |
| 2000 | 771,761 | 32,276 | 4.2% | 576,532 | 8,224  | 1.4% | 195,229 | 24,052 | 12.3% |
| 2001 | 791,099 | 36,038 | 4.6% | 605,474 | 7,930  | 1.3% | 185,625 | 28,108 | 15.1% |
| 2002 | 713,933 | 29,072 | 4.1% | 540,900 | 5,082  | 0.9% | 173,033 | 23,990 | 13.9% |

注）2000 年度までは決算額、2001 年度最終予算額、2002 年度当初予算額

〈図表 9 - 3 4〉 地方債現況（会計別）（2001.12.31 現在）

（単位：件、億ウォン）

| 区分  | 計     |         | 一般会計  |        | その他特別会計 |        | 公企業特別会計 |        |
|-----|-------|---------|-------|--------|---------|--------|---------|--------|
|     | 件     | 金額      | 件     | 金額     | 件       | 金額     | 件       | 金額     |
| 総計  | 7,539 | 177,696 | 3,140 | 75,060 | 2,377   | 53,988 | 2,022   | 48,648 |
| 市計  | 1,063 | 92,748  | 594   | 28,695 | 174     | 43,567 | 295     | 20,486 |
| ソウル | 65    | 18,974  | 23    | 2,003  | 32      | 15,799 | 10      | 1,172  |
| 釜山  | 228   | 24,740  | 111   | 7,738  | 49      | 11,681 | 68      | 5,321  |
| 大邱  | 200   | 19,135  | 131   | 5,951  | 30      | 9,423  | 39      | 3,761  |
| 仁川  | 141   | 7,136   | 82    | 2,731  | 11      | 195    | 48      | 4,210  |
| 光州  | 166   | 9,478   | 117   | 4,821  | 12      | 2,663  | 37      | 1,994  |
| 大田  | 155   | 8,143   | 91    | 2,859  | 15      | 2,850  | 49      | 2,434  |
| 蔚山  | 108   | 5,142   | 39    | 2,592  | 25      | 956    | 44      | 1,594  |
| 道計  | 6,476 | 84,948  | 2,546 | 46,365 | 2,203   | 10,421 | 1,727   | 28,162 |
| 京畿  | 1,231 | 22,588  | 483   | 11,560 | 303     | 1,929  | 445     | 9,099  |
| 江原  | 590   | 7,117   | 245   | 4,253  | 168     | 634    | 177     | 2,230  |
| 忠北  | 368   | 3,898   | 92    | 2,330  | 205     | 388    | 71      | 1,180  |
| 忠南  | 594   | 8,402   | 206   | 4,170  | 230     | 986    | 158     | 3,246  |
| 全北  | 605   | 8,531   | 255   | 4,833  | 160     | 1,012  | 190     | 2,686  |
| 全南  | 923   | 6,250   | 418   | 2,793  | 404     | 2,022  | 101     | 1,435  |
| 慶北  | 1,122 | 12,133  | 456   | 8,133  | 386     | 1,183  | 280     | 2,817  |
| 慶南  | 697   | 9,873   | 229   | 4,363  | 268     | 994    | 200     | 4,516  |
| 済州  | 346   | 6,156   | 162   | 3,930  | 79      | 1,273  | 105     | 953    |

## 2 根拠法令

地方自治団体の長は、その地方自治団体の恒久的利益となり、又は地方災害復旧等の必要があるときには、行政自治部長官の承認を受けた範囲内において地方議会の議決を得て地方債を発行することができる。（地方自治法第 115 条第 1 項）

## 3 地方債の種類

政府資金債：政府管理特別会計、基金等

地方公共資金債：地域開発基金、庁舎基金等

民間資金債：銀行など金融機関融資金など

借款：外国の公共借款導入、地方で転貸方式起債

## 4 地方債発行承認

翌年度地方債発行計画：発行前年度に一括承認（行政自治部長官）

発行年度中で避けられない事業：随時申請、個別承認

※ 一括承認の手続き

翌年度地方債発行計画樹立指針の至達（行政自治部→地方自治団体）

翌年度地方債発行計画樹立、提出（地方自治団体→行政自治部）

地方債発行計画関係部署協議及び審査



地方債発行承認、通知（行政自治部→該当地方自治団体）  
地方債発行議会議決（予算）及び施行

## 第7節 地方財政管理

韓国では、地方財政管理運営のため、地方中期財政計画制度が定められている。また、地方自治団体の各種投資事業に対する無分別な重複・過剰投資を事前に防止するための地方財政投融资審査制度が1994年から講じられている。

### 1 地方中期財政計画制度

#### (1) 制度概要

(地方財政法第16条)

##### ア 計画内容

各自治団体単位で中期財政計画（5カ年単位）樹立・運用  
条件変動によって毎年連動（修正）計画樹立

中期発展目標、財政展望、国家及び地方単位計画の総合推進のため財源配分計画

|        |              |
|--------|--------------|
| 1・2次年度 | 前年度及び当該年度の予算 |
| 3次年度   | 翌年度予算編成基準提示  |
| 4～5年度  | 発展経過性格       |

##### イ 樹立手続き

- ・ 地方中期財政計画樹立・運用指針示達（行政自治部→地方自治団体）
- ・ 各自治団体別地方中期財政計画樹立、地方議会に報告後提出（地方自治団体→行政自治部）

（なお、各地方自治団体は、地方財政計画樹立に当たっては、各地方自治団体に設置する地方財政計画審議委員会に諮問）

- ・ 行政自治部から地方財政中期計画を総合・中央関係部処と協議後確定、報告（国務会議）

#### (2) 地方中期財政計画の国家財政支援との連携

国家施策と連携した地域単位計画樹立

- ・ 中央施策の地方計画反映、国家計画との連携可否等
- ・ 地方財政だけでなく、国家の財政的裏づけにより、地方単位計画としての実効性を確保

#### (3) 計画運営

- ア 地方中期財政計画制度定着及び運用
  - ・ 正確な数値分析による実効性のある中期財政計画の樹立と施行
  - ・ 中期財政計画のため予算編成及び執行など
- イ 国家次元の支援体系構築
  - ・ 地方の中期地方財政需要の正確な判断、国家の地方自治団体支援規模測定

〈図表 9-35〉 2002年分野別投資事業計画

(1) 投資事業部門別構成比及び伸張率 (単位：億ウォン)

| 区分                 | 計         | %      | 2000    | 2001    | 2002    | 2003    | 2004    | 年平均伸張率 |
|--------------------|-----------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 計                  | 2,253,458 | 100.0% | 406,085 | 418,342 | 458,074 | 474,786 | 496,171 | 5.5%   |
| 一般行政               | 90,177    | 4.0%   | 17,590  | 17,105  | 18,742  | 18,304  | 18,436  | 1.2%   |
| 教育文化<br>体育青少年      | 186,316   | 8.3%   | 32,392  | 36,703  | 37,163  | 38,876  | 41,182  | 6.8%   |
| 保健及び<br>生活環境<br>改善 | 357,633   | 15.9%  | 63,885  | 65,812  | 74,738  | 74,944  | 78,254  | 5.6%   |
| 社会保障               | 300,641   | 13.3%  | 46,126  | 56,438  | 62,530  | 66,386  | 69,161  | 12.5%  |
| 住宅及び<br>地域社会<br>開発 | 276,726   | 12.3%  | 50,183  | 55,466  | 55,417  | 55,594  | 60,066  | 4.9%   |
| 農林水産<br>開発         | 206,189   | 9.1%   | 36,596  | 37,717  | 39,587  | 44,667  | 47,622  | 7.5%   |
| 地域経済<br>開発         | 123,815   | 5.5%   | 22,657  | 24,117  | 26,055  | 25,381  | 25,605  | 3.3%   |
| 国土資源<br>保存開発       | 561,664   | 24.9%  | 98,245  | 98,929  | 112,220 | 122,828 | 129,442 | 7.9%   |
| 交通管理               | 134,417   | 6.0%   | 34,893  | 23,079  | 28,675  | 24,708  | 23,062  | -8.5%  |
| 民防衛・<br>消防         | 15,880    | 0.7%   | 3,518   | 2,976   | 2,947   | 3,098   | 3,341   | -1.3%  |

(2) 分野別財源調達計画

(単位：億ウォン)

| 区分                 | 財源別     |        |         |        |       |         |        |       |
|--------------------|---------|--------|---------|--------|-------|---------|--------|-------|
|                    | 計       | %      | 国費      | 譲与金    | 国家基金  | 地方費     | 地方債    | 債務負担  |
| 合計                 | 458,074 | 100.0% | 112,276 | 48,721 | 2,020 | 263,981 | 27,811 | 3,265 |
|                    |         |        | 24.5%   | 10.6%  | 0.4%  | 57.6%   | 6.1%   | 0.7%  |
| 一般行政               | 18,742  | 4.1%   | 634     | 0      | 241   | 16,763  | 1,034  | 70    |
| 教育文化<br>体育青少年      | 37,163  | 8.1%   | 8,182   | 354    | 411   | 27,677  | 239    | 300   |
| 保健及び<br>生活環境<br>改善 | 74,738  | 16.3%  | 7,624   | 13,866 | 1,076 | 44,646  | 7,039  | 487   |
| 社会保障               | 62,530  | 13.7%  | 33,967  | 0      | 1     | 28,562  | 0      | 0     |
| 住宅及び<br>地域社会<br>開発 | 55,417  | 12.1%  | 1,255   | 9,755  | 4     | 36,943  | 6,917  | 543   |
| 農林水産<br>開発         | 39,587  | 8.6%   | 22,564  | 0      | 12    | 16,186  | 705    | 120   |
| 地域経済<br>開発         | 26,055  | 5.7%   | 6,338   | 0      | 265   | 17,866  | 1,236  | 350   |
| 国土資源<br>保存開発       | 112,220 | 24.5%  | 22,256  | 24,746 | 10    | 61,015  | 2,798  | 1,395 |
| 交通管理               | 28,675  | 6.3%   | 8,760   | 0      | 0     | 12,078  | 7,837  | 0     |
| 民防衛・<br>消防         | 2,947   | 0.6%   | 696     | 0      | 0     | 2,245   | 6      | 0     |

## 2 地方財政投融资審査制度

### (1) 必要性

地方財政の計画的・効率的運営を期して各種投資事業に対する無分別な重複・過剰投資を事前に防止し、毎年予算編成事業の妥当性・効率性を審査するために 1992 年から導入され、1994 年 12 月に法的に制度化された。

### (2) 制度概要

#### ア 根拠

- 地方財政法第 30 条③、④／施行令第 30 条②～⑤、第 30 条の 2、第 30 条の 3
- 地方財政投融资審査事業審査規則(行政自治部令 2001.4.6 全文改定)

#### イ 対象事業

##### (ア) 自治団体審査

- ・市・郡・自治区審査：市・郡；区 10 億以上 30 億ウォン未満事業  
全額 市・郡・区費事業中 10 億以上事業
- ・市・道審査：ソウル 30 億ウォン以上、  
広域市・道 20 億ウォン以上 200 億ウォン未満新規事業、  
全額 市・道費事業中 20 億ウォン以上事業

##### (イ) 依頼審査

- ・市・道審査：30 億ウォン以上～200 億ウォン未満新規事業
- ・中央審査：200 億ウォン以上新規事業、10 億ウォン以上イベント事業、外国借款導入・海外投資事業

※審査除外事業：災害復旧法令又は国家関連計画によって確定した事業 (19)

- ウ 審査基準：事業妥当性、国家計画との整合性、財源確保対策等

〈図表 9-36〉地方財政投融资審査制度施行実績

| 区分  | 1996 年               | 1997 年               | 1998 年             | 1999 年             | 2000 年             | 2001 年               |
|-----|----------------------|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------|
| 総対象 | 344 件<br>188,654     | 205 件<br>180,856     | 126 件<br>66,317    | 97 件<br>94,668     | 146 件<br>82,217    | 209 件<br>166,089     |
| 適正  | 218 件<br>122,681 63% | 75 件<br>27,712 37%   | 82 件<br>44,727 65% | 61 件<br>67,352 63% | 84 件<br>28,897 58% | 172 件<br>134,652 82% |
| 非適正 | 126 件<br>65,973 37%  | 130 件<br>153,144 63% | 44 件<br>21,590 35% | 36 件<br>27,316 37% | 62 件<br>53,320 42% | 37 件<br>31,437 18%   |

※適正＝適正＋条件付き推進、不適正＝再検討＋不適正＋返戻

## 第8節 自治団体間財政不均衡の深化と財政自立度

### 地方自治団体間財政不均衡

韓国の地方財政においても、地方自治団体間の財政不均衡が深化している。

韓国における財政自立度の指標は、次の算式

$$(\text{地方税} + \text{税外収入}) / \text{一般会計歳入決算額} \times 100 (\%)$$

広域自治団体の財政自立度を比較すると、全国平均 54.6%に対して、最高のソウル特別市が 94.7%、最低の全羅南道が 13.7%となっている。基礎自治団体の財政自立度を比較すると、最高の果川市（京畿道）が 94.8%、最低の長興郡（全羅南道）が 9.2%となっている。

また、財政自立度 50%未満の団体は 197 団体（8 広域自治団体、189 基礎自治団体）で全団体の 79%を占めている。

〈図表 9-37〉 財政自立度比較

| 区分 | 特別市            | 広域市           | 道              | 市                 | 郡                 | 自治区               |
|----|----------------|---------------|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 平均 | 94.7           | 66            | 34.6           | 47.5              | 19.1              | 46                |
| 最高 | 94.7<br>(ソウル市) | 73.1<br>(仁川市) | 70.1<br>(京畿道)  | 94.8<br>(京畿道 果川市) | 58.5<br>(蔚山市 蔚州郡) | 93.7<br>(ソウル市 中区) |
| 最低 |                | 56.7<br>(光州市) | 13.7<br>(全羅南道) | 14.3<br>(慶尚北道 慶市) | 9.2<br>(全羅南道 長興郡) | 21.5<br>(光州市 南区)  |

〈図表 9-38〉 財政自立度分布（単位：団体数）

| 自立度 \ 団体数 | 合計  | 構成比  | 市・道 | 市  | 郡  | 自治区 |
|-----------|-----|------|-----|----|----|-----|
| 合計        | 248 | 100% | 16  | 74 | 89 | 69  |
| 10%未満     | 4   | 2%   |     |    | 4  |     |
| 10～30%    | 116 | 47%  | 7   | 26 | 76 | 7   |
| 30～50%    | 77  | 31%  | 1   | 19 | 8  | 49  |
| 50～70%    | 31  | 13%  | 5   | 18 | 1  | 7   |
| 70～90%    | 16  | 6%   | 2   | 10 |    | 4   |
| 90%以上     | 4   | 2%   | 1   | 1  |    | 2   |

財政自立度 50%未満：197 団体（79%）

## 第9節 教育財政

### 1 概要

教育財政については、地方教育法に基づき教育費特別会計を置くなど一般の地方財政とは異なった運営が行われている。

#### (1) 教育・学芸に関する経費

教育・学芸に関する経費は、教育に関する特別賦課金・手数料・使用量その他教育・学芸に関する財産収入、地方教育財政交付金、地方教育譲与金及び当該地方自治団体の一般会計からの転入金又はその他教育・学芸に属する収入で充当する(地方教育法第45条)。

#### (2) 義務教育経費

義務教育に従事する教員の報酬とその他義務教育に関連する経費は、地方教育財政交付金法が定めているところにより国家が負担し、義務教育外の教育に関連する経費は、地方教育財政交付金法が定めているところにより国家とその設置・運営する地方自治団体が負担する(地方教育法第46条)。

#### (3) 教育費特別会計

市・道の教育・学芸に関する経費を別に処理するために当該地方自治団体に教育費特別会計を置く(地方教育法第47条)。

#### (4) 教育費の補助

国家は予算の範囲内において市・道の教育費を補助し、国家の教育費補助に関する事務は教育人的資源部長官が管掌する(地方教育法第48条)。

### 2 教育財政の現状

#### (1) 概要

2000年度教育財政(中央政府予算と地方自治団体予算を合わせたもの)は252,797億ウォンであり、このうち中央政府予算が197,256億ウォンと全体の78.0%を占める。しかし、中央政府教育財政予算の相当部分が地方教育財政予算への移転支出であり、中央政府教育財政予算から移転財源部分を差引くと中央政府教育財政は16.5%に過ぎない。

#### (2) 中央政府からの財源移転

地方自治団体教育費特別会計のうち、中央政府が負担する財源の比率は全体で73.7%に達している。

##### ア 地方教育財政交付金

地方教育財政交付金は、地方教育財政交付金法（1971年制定）により確保された法定財源である。現在、地方教育財政交付金は、当該年度の義務教育機関の教員俸給と各種手当を合計した全額に相当する金額及び当該年度の内国税総額の13.0%に相当する金額を財源として、地方自治団体別に算定された基準財政需要額と基準財政収入額の格差を中央政府が交付することとされている。この基準財政収入には、自体収入、転入金等はもちろん、中央政府から交付される地方譲与金も含まれる。

1971年に制定されたこの制度は、現在に至るまで数度の改正を経ているが、現行地方教育財政交付金は、経常交付金、俸給交付金、増額交付金で構成され、地方教育財政全体の44.6%を占めている。

〈図表9-39〉教育地方財政交付金の推移

(単位：百万ウォン・%)

| 区分   | 全国        |      | ソウル     |      | 広域市       |      | 道         |      |
|------|-----------|------|---------|------|-----------|------|-----------|------|
| 2000 | 9,411,221 | 44.6 | 596,581 | 17.4 | 1,991,747 | 37.6 | 6,822,893 | 55.1 |
| 1999 | 8,584,844 | 43.8 | 461,739 | 15.3 | 1,711,380 | 35.3 | 6,411,725 | 54.7 |
| 1998 | 9,111,151 | 52.0 | 443,338 | 17.3 | 1,996,454 | 46.0 | 6,671,359 | 62.8 |

「地方財政年鑑」（行政自治部）

#### イ 地方教育譲与金

地方教育譲与金は、地方教育譲与金法（1990年制定）により確保された法定財源である。この財源は「国税と地方税の調整等に関する法律第5条第2項」の規定により国税の一部を地方自治体に譲与するものであり、教育税全額をその財源としている。

教育税は、教育税法に基づき、4種の国税と7種の地方税に付加されていたが、2001年から地方税に付加・徴収されていた教育税が地方税へ転換された。

〈図表9-40〉教育地方譲与金の推移

(単位：百万ウォン・%)

| 区分   | 全国        |      | ソウル       |      | 広域市       |      | 道         |      |
|------|-----------|------|-----------|------|-----------|------|-----------|------|
| 2000 | 5,223,720 | 24.7 | 1,141,710 | 33.3 | 1,389,972 | 26.2 | 2,692,038 | 21.7 |
| 1999 | 4,690,114 | 24.0 | 1,038,738 | 34.5 | 1,248,287 | 25.8 | 2,403,089 | 20.5 |
| 1998 | 4,570,800 | 26.1 | 1,030,608 | 40.3 | 1,210,205 | 27.9 | 2,329,987 | 21.9 |

「地方財政年鑑」（行政自治部）

#### ウ 国庫補助金

教育人的資源部が、地方自治団体教育費特別会計に国庫補助金を支給している。しかし、国庫補助金規模は毎年、地方教育財政

の1%程度に過ぎない。

〈図表9-41〉地方自治団体教育費特別会計への国庫補助金の推移

(単位：百万ウォン・%)

| 区分   | 全国      |     | ソウル    |     | 広域市    |     | 道       |     |
|------|---------|-----|--------|-----|--------|-----|---------|-----|
| 2000 | 210,628 | 1.0 | 27,457 | 0.8 | 52,096 | 1.0 | 131,075 | 1.1 |
| 1999 | 217,028 | 1.1 | 25,663 | 0.9 | 62,096 | 1.3 | 129,269 | 1.1 |
| 1998 | 200,905 | 1.1 | 32,093 | 1.3 | 49,030 | 1.1 | 119,782 | 1.1 |

「地方財政年鑑」(行政自治部)

(2) 地方自治団体一般会計からの財源移転

ア 法定転入金

地方教育自治制度は特別地方自治機関で運営され、一般会計と教育費特別会計に完全に分離しているが、地方教育財政交付金法に地方自治団体の一般会計から教育費特別会計に経費を支援しなければならない旨の規定があり、これに基づき財政支援が行われている。

〈図表9-42〉法定転入金の推移

(単位：百万ウォン・%)

| 区分   | 全国        |     | ソウル     |      | 広域市     |     | 道       |     |
|------|-----------|-----|---------|------|---------|-----|---------|-----|
| 2000 | 1,161,381 | 5.5 | 638,558 | 18.6 | 411,651 | 7.8 | 111,172 | 0.9 |
| 1999 | 1,081,170 | 5.5 | 605,636 | 20.1 | 384,213 | 7.9 | 91,321  | 0.8 |
| 1998 | 1,093,664 | 6.2 | 598,666 | 23.4 | 401,008 | 9.2 | 93,990  | 0.9 |

「地方財政年鑑」(行政自治部)

主な法定転入金は次のとおりである。

(ア) 義務教育機関を除く公立の各級学校教員の俸給

義務教育機関を除く公立各級学校教員の俸給について、ソウル特別市は全額、釜山広域市は50%、釜山広域市を除く広域市及び京畿道は10%に該当する金額をそれぞれ地方自治体一般会計からの転入金として充当するものである。

(地方教育財政交付金法第11条1項)

なお、釜山広域市を除く広域市及び京畿道については2001年度からの適用であり、その他の道については、除外されている。

(イ) たばこ消費税総額の45%転入金

ソウル特別市及び広域市がたばこ消費税の45%に該当する金額を毎会計年度予算に教育費特別会計転出金として計上するものである。(地方教育財政交付金法第11条2項)



たばこ消費税からの転入金についても道は除外されている。

(ウ) 特別市税、広域市税及び道税転入金

ソウル特別市、広域市及び道が特別市税、広域市税又は道税総額の1000分の36に該当する金額をそれぞれ毎会計年度に教育費特別会計転入金として計上するものである。

(地方教育財政交付金法第11条2項)

(エ) 地方教育税

地方自治団体の自主財源及び自立性を確保するために2001年から新しく施行された制度で、地方税法第260条の3に規定された地方教育税に該当する金額を毎会計年度予算に教育費特別会計転入金として計上するものである。

なお、補正予算による地方教育税の増減や予算額と決算額の差額による転出金の差額は精算される。

〈図表9-43〉地方教育税の課税対象及び税率

| 課税対象                      | 税率                                  |
|---------------------------|-------------------------------------|
| ・地方税法の規定により納付すべき登録税額      | 100分の20                             |
| ・地方税法の規定により納付すべきレジャー税額    | 100分の60                             |
| ・地方税法の規定により納付すべき住民税均等割の税額 | 100分の10 (但し、人口が50万以上の市にあっては100分の25) |
| ・地方税法の規定により納付すべき財産税額      | 100分の20                             |
| ・地方税法の規定により納付すべき自動車税額     | 100分の30                             |
| ・地方税法の規定により納付すべきたばこ消費税額   | 100分の50                             |
| ・地方税法の規定により納付すべき総合土地税額    | 100分の20                             |

イ 非法定転入金

地方教育財政交付金法等で転入金額又は一定率を定めず、他の法令により負担経費の一部を補助するものをいう。

〈図表9-44〉非法定転入金の推移

(単位：百万ウォン・%)

| 区分   | 全国     |     | ソウル    |     | 広域市   |     | 道      |     |
|------|--------|-----|--------|-----|-------|-----|--------|-----|
|      | 金額     | 税率  | 金額     | 税率  | 金額    | 税率  | 金額     | 税率  |
| 2000 | 30,646 | 0.1 | 11,682 | 0.3 | 7,390 | 0.1 | 11,574 | 0.1 |
| 1999 | 26,934 | 0.1 | 7,677  | 0.3 | 9,867 | 0.2 | 9,390  | 0.1 |
| 1998 | 38,273 | 0.2 | 10,469 | 0.4 | 8,966 | 0.2 | 18,838 | 0.2 |

「地方財政年鑑」(行政自治部)

主な非法定転入金は次のとおりである。

(ア) 公共図書館運営及び運営経費負担

地方教育自治に関する法律第 41 条の規定により教育監が設立運営する公共図書館については当該自治体の一般会計予算の範囲内でその運営費の一部を負担する。(図書館及び読書振興法第 22 条)

(イ) 特殊教育機関設置経営及び私立特殊学校経費補助

国家及び自治体は特殊教育機関の設置運営及び特殊教育のための施設拡充、特殊教育に必要な教材研究開発普及に係る経費を予算の範囲内で優先的に支給し、私立特殊教育機関について運営費、施設費、教員給与及びその他特殊教育に必要な経費を予算の範囲内で補助する。(特殊教育振興法第 3 条、第 6 条)

(ウ) 学校給食施設、設備の設置・運営支援

学校給食実施に必要な施設設備に要する経費と学校給食運営に必要な経費の中で、大統領令で定める経費以外の給食にかかる経費は、大統領令が定めるところにより父兄負担を原則とし、必要な場合には国家又は地方自治団体が支援することができる。(学校給食法第 8 条)

(3) 地方教育費特別会計自体負担財源

地方教育費特別会計財源のうち、中央政府負担財源、地方自治体からの転入金を除いた残りが自体収入である。このような財源としては、財産収入、使用料・手数料、入学金及び授業料、寄付金及びその他諸収入等を挙げることが出来る。

2000 年度地方自治団体教育費特別会計における自体負担財源の比率はソウル 26.1%、広域市 22.8%、道 17.9%である。その中で最も規模が大きく安定的な財源は学生の納入金収入である。

しかし、授業料の決定は、法律的には各自自治団体の裁量により決定することになっているが、実際は、教育人的資源部が毎年作成する水準をそのまま適用している。

3 教育予算の手続き

(1) 予算の編成及び運営

教育監は毎会計年度ごとに教育人的資源部長官が示達する予算編成基本指針により予算を編成し、会計年度開始 70 日前までに教育委員会に提出しなければならない。さらに教育監は教育委員会から議決された予算案を会計年度開始 50 日前までに市・道議会に提出しなければならない。一方、教育監は予算案を提出したやむをえな

い事由によりその内容の一部を修正しようとする時には修正予算案を作成し当該教育委員会又は市・道議会に提出することができる（地方教育法施行令第24条第1項～第3項）。

教育監は教育庁に属する歳入・歳出予算を教育庁別に区分し、教育長が自主的に健全な運用がなされるよう助長しなければならない（地方教育法施行令第24条④）。

(2) 予算案の審議・議決

教育委員会は教育監が編成し提出した予算案を会計年度開始60日前までに議決しなければならない、教育委員会は教育監の同意なく、支出予算各項の金額を増加する等、新たな費目を設置することはできない（地方教育法施行令第25条）。

(3) 特別賦課金の賦課・徴収等

地方教育自治に関する法律第45条の規定（教育・学芸に関する経費）による特別賦課金は、特別な財政需要がある時に当該市・道の条例が定めるところにより賦課・徴収し、この場合特別賦課金は特別賦課を必要とする経費の総額を超過し賦課することはできない（地方教育法施行令第26条）。

## 第10節 地方財政改革の方向

現在の盧武鉉政権は2003年7月4日の地方分権推進ロードマップの中で、画期的な財政分権の推進を掲げている。主要課題としては、地方交付税の法定率の引上げ等による地方財政力の拡充及び不均衡の緩和、国税と地方税の財源の合理的調整、地方税制の改善、国庫補助金制度の改善、地方財政運営の自律性の強化（例 予算編成基本指針を廃止し予算編成基準に転換、地方債発行の個別承認制度の廃止）、複式簿記会計制度の導入、地方財政運営の透明性・健全性の確保（例 特別交付税の割合1/11の縮小）等である。さらに7月29日に発表された財政・税制改革ロードマップでは、付加価値税の一部の地方消費税転換も掲げている。

なお、地方分権と同時に国家均衡発展が推進されており、そのための国の特別会計の財源として、地方譲与金を改編する法案を10月に決定し、国会に提出している。これは、地方譲与金を廃止し○道路整備・地域開発事業→地方交付税、○水質汚染防止・青少年育成事業→国庫補助金、○農漁村地域開発事業→国家均衡発展特別会計の財源に改編するもので、同時に地方交付税の法定率を15%→17.8%に引上げ、さらに、地方財政の困難さ考慮して2005年から18.3%に追加引上げを行うとしている。

## 第10章 地方公企業

### 第1節 概念

地方自治団体は、住民の福祉増進と事業の効率的遂行のため地方公企業を設置し運営することができることとされ、地方公企業の設置・運営に関して必要な事項は別途法律で定めるとされている（地方自治法第137条）。このほか、地方自治団体は、出資により法人を設立したり、地方自治団体の者と共同で民法上の財団法人や商法上の株式会社を設立・運営している。

地方公企業とは、地方自治団体が住民の福利の増進及び生活レベルの向上のために直接・間接経営する事業のうち、地方公企業法に基づき設立した地方直営企業及び地方公社・公団をいう。

### 第2節 沿革

地方公企業法は、1969年に制定、1970年から施行された後、数回の改正が行われた。

地方公企業法の制定当時は、上下水道などの直営企業を中心に設立・運営。

1981年： 最初の公社であるソウル市地下鉄公社、1983年には最初の公団であるソウル市施設管理公団が設立された。

1992年： 経営法化制度の導入及び第3セクター設立根拠を提示。

1999年： 設立認可権および社長任命承認権の廃止など、事前規制の緩和及び経営診断制度の導入など事後規制を強化。

- 2002年：
- ① 住宅事業または土地開発事業を営む地方直営企業の特別会計から必要な時には利金の一部を地方自治団体の一般会計で転出可能、
  - ② 社長推薦委員会の構成と運営に関しては大統領令が定める基準によって条例で規定、
  - ③ 地方公社の契約秩序確立のための入札参加資格を制限
  - ④ 地方自治団体が出資法人の債務に対して保証をする時には地方自治団体の出資持分を超過することができない、
  - ⑤ 地方自治団体の長は、地方公社・公団の外の出資法人に対する検査結果不実経営が認められる場合、株式の譲り渡し、解散請求など必要な措置、
  - ⑥ 地方公企業に対する経営評価の客観性と信頼性を確

保するために経営評価の主体を地方自治団体の長から行政自治部長官に変更した。

### 第3節 地方公企業の類型及び団体数

#### 1 地方公企業の経営形態

##### (1) 直接経営(地方直営企業)

地方自治団体が設置し、経営する団体  
(上水道, 下水道, 住宅, 宅地開発など)

##### (2) 間接経営(地方公社・公団)

地方自治団体が50%以上を出資した独立法人  
(医療院, 施設管理など)

##### (3) 第3セクター

資本金の50%未満を出資して、地方自治団体以外の者と共同で設立・運営する民法上の財団法人や商法上の株式会社

#### 2 地方公企業の特質

- 経営(設立)主体：地方自治団体(特殊法人)
- 事業領域：住民の福祉増進のための公益事業の企業性がある事業
- 経営原則：公共性と企業性の調和, 独立採算原則
- 予算会計：地方公企業特別会計(複式簿記及び予算)
- 財源調達：受益者負担の原則
- 管理責任：管理者の指定及び経営権限の付与

地方直営企業と公社公団の差異を図表にすると〈図表10-1〉のようになる。

〈図表10-1〉 地方直営企業と公社・公団の差異点

| 区分 | 地方直営企業                 | 地方公社                         | 地方公団                     | 官民共同出資法人                             |
|----|------------------------|------------------------------|--------------------------|--------------------------------------|
| 概念 | 地方自治団体が直接行政組織形態で運営する事業 | 地方自治団体が50%以上を出資した法人形態で運営する事業 | 地方自治団体が100%出捐した法人で運営する事業 | 地方自治団体以外との者と共同で資本金又は財産の1/2未満を出資・出捐した |

|          |                 |                   |                      |                 |
|----------|-----------------|-------------------|----------------------|-----------------|
|          |                 |                   |                      | 法人を設立・運営する事業    |
| 性格       | 行政機関            | 一種の会社<br>(払い下げ可能) | 一種の公共機関<br>(払い下げ不可能) | 株式会社又は財団法人      |
| 業務関係     | 地方自治団体の業務の一部    | 独立した事業<br>(完全性)   | 独立した業務の委・受託<br>(限定性) | 独立した事業<br>(完全性) |
| 経営費用     | 資本金＋販売収入        | 資本金＋販売収入          | 出捐金＋受託金＋手数料収入        | 資本金＋販売収入        |
| 資本調達     | 公企業地方債発行        | 社債＋民間出資           | 公団債発行                | 社債＋民間出資         |
| 経営者      | 自治団体の長<br>(管理者) | 社長、理事             | 理事長、理事               | 社長、理事           |
| 解散時の資本処理 | 設立団体帰属          | 出資者に帰属            | 設立団体帰属               | 出資者に帰属          |
| 予・決算承認   | 地方議会            | 理事会               | 理事会                  | 理事会             |

### 3 地方公企業の数

地方公企業の数、1970年には7社であったが、1980年59社、1990年181社、1995年287社、2000年301社と増加してきており、2002年6月末には319社となっている。地方直営企業183社のうち、上水道事業は101社と過半数を占めている。

〈図表10-2〉 地方公企業団体数 (2002.6.30基準)

| 区分     | 2000.12.31<br>決算基準 | 2001.6.30<br>集計 | 2001.12.31<br>決算対象 | 2002.5.2<br>経営評価<br>対象 | 2002.6.30<br>集計 |
|--------|--------------------|-----------------|--------------------|------------------------|-----------------|
| 総数     | 301                | 308             | 312                | 154                    | 319             |
| 直営     | 175                | 174             | 174                | 60                     | 183             |
| 上水道    | 94                 | 94              | 96                 | 43                     | 101             |
| 下水道    | 22                 | 22              | 22                 | 7                      | 26              |
| 公営開発   | 44                 | 43              | 41                 | 10                     | 41              |
| 地域開発基金 | 15                 | 15              | 15                 | 0                      | 15              |
| 間接     | 126                | 134             | 138                | 94                     | 136             |
| 公社     | 62                 | 62              | 63                 | 56                     | 63              |
| 公団     | 30                 | 38              | 39                 | 38                     | 40              |
| 株式会社   | 34                 | 34              | 36                 | 0                      | 33              |

#### 第4節 地方公企業の経営実態と経営評価、経営診断

##### 1 経営実態（2001年12月31日基準）

経営実態は、次のとおりである。

- (1) 資産規模：33兆9,528億ウォン  
 (直営企業22兆886億ウォン、公社・公団11兆8,642億ウォン)
  - ・ 資産：55兆883億ウォン  
 (直営企業33兆3,020億ウォン、公社・公団21兆7,863億ウォン)
  - ・ 負債：21兆1,355億ウォン  
 (直営企業11兆2,134億ウォン、公社・公団9兆9,221億ウォン)
- (2) 職員数：51,371名（直営企業15,273名、公社・公団36,132名）
- (3) 経営成果：当期純利益 △2,327億ウォン  
 (収益8兆1,479億ウォン、費用8兆3,806億ウォン)
  - ・ 直営企業：5,594億ウォン  
 (収益4兆5,450億ウォン、費用3兆9,856億ウォン)
  - ・ 公社・公団：△7,921億ウォン  
 (収益3兆6,029億ウォン、費用4兆3,950億ウォン)

〈図表10-3〉地方公企業の当期純利益の年度別推移（単位：億ウォン）

| 区分    | 1996年   | 1997年   | 1998年   | 1999年   | 2000年   | 2001年   |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 計     | 3,329   | 1,887   | △ 3,201 | △ 959   | △ 2,995 | △ 2,327 |
| 直営企業  | 6,857   | 8,695   | 3,556   | 5,116   | 5,176   | 5,594   |
| 公社・公団 | △ 3,528 | △ 6,808 | △ 6,757 | △ 6,075 | △ 8,171 | △ 7,921 |

##### 2 地方公企業経営評価

年度別経営実績に対し客観的な評価を行い、その結果を以後の経営に反映させることを企図するとともに、経営評価とインセンティブを連携させた責務経営の具現を図るため導入された。主要内容は、次のとおりである。

ア 根拠：地方公企業法第78条（1993年から実施）

イ 評価主体：行政自治部長官（2002年3月25日法改定公布、自治団体長から行政自治部長官に変更）

ウ 評価手続き：

評価計画樹立・示達（毎年3月）→評価団構成（4月）→評価実施（5～8月）→経営評価委員会審議→評価結果措置（10～11月）

※経営評価委員会：7名（委員長1名、委員：地方財政経済局長を含む6名）

#### エ 経営評価結果の活用

- ・ 経営評価結果によって機関成果給の支給（5等級、基本給の100～300%）
- ・ 経営診断対象選定の基礎資料として活用
- ・ 経営評価が完了後、経営評価指標の改善など

#### オ 2002年経営評価

- ・ 評価対象：154公企業（直営企業60、公社・公団94）
- ・ 経営評価機関の指定
- ・ 地方直営企業及び地方公社・公団（122）：韓国自治経営評価院
- ・ 地方公社医療院（32）：全国地方公社医療院連合会

### 3 地方公企業経営診断

地方公企業設立認可権、所長任命承認権などの主要権限が地方自治団に委譲されることに伴い、地方公企業の乱立を防止し、地方公企業の健全な育成・発展を図るために、1999年1月29日地方公企業法改定時、国家の事後チェックシステムとして導入された。

#### ア 主要内容

(ア) 根拠：地方公企業法第78条の2

(イ) 診断対象：経営評価結果を基に診断対象を選定

- ・ 3年以上連続して当期純損失の発生、特別の理由なしに営業収入の著しい減少、法人の清算又は民営化が必要な地方公企業等

(ウ) 経営診断実施

##### ① 経営診断班

- ・ 『経営診断班』を構成し、現地で精密な経営診断を実施
- ・ 地方公企業法施行令第71条に基づき、行政自治部長官が対象の企業別に経営診断のために構成する。
- ・ 具体的な経営診断計画を立て経営診断を行い、経営診断報告書を作成する。経営診断後には解散する。

※ 関係公務員及び公認会計士等専門家7人以内で構成

##### ② 経営診断委員会

- ・ 『経営診断委員会』の審議を経て最終確定

※経営診断委員会：7名（委員長：行政自治部次官、委員：地方財政経済局長を含む経営診断に豊富な経験を持つ教授、会計士等6名）



(エ) 手続き

- 経営評価（毎年8月まで）→経営診断対象選定（11月中）→経営診断（経営診断班及び経営診断委員会運営）→経営改善命令

(オ) 診断結果に対する措置

- 当該地方公企業の役職員に対する減俸・解任等の人事措置
- 事業規模の縮小・組織改編及び労働調整
- 法人の清算及び民営化等

## 第11章 地方税

### 1 地方税制の沿革

韓国の地方税制は1949年の地方自治制度の発足とともに始まっている。地方税法は1949年12月12日に制定され、道及び市・郡に地方税の賦課徴収権が与えられた。税目は、道税として、戸別税、家屋税などがあり、市邑面税として、車両税、特別営業税などがあつた。独立税より国税附加税を中心とした構造となっていた。また、市邑面税には国税附加税以外に道税附加税もあつた。

1961年の「地方自治に関する臨時措置法」により郡が基礎自治団体となる一方、邑・面は郡の下部行政単位になったことに伴い、市邑面税は市郡税に改められた。

附加税については、1967年に「国税附加税廃止に関する臨時措置法」が施行され、国税附加税が廃止された。道税附加税は、1976年に廃止された。

1973年には住民税が新設された。1976年には遊興飲食税が廃止される一方で登録税を国税から道税に移管し、住民税、自動車税、屠畜税が道税から市郡税に移管されるとともに事業所税が新設された。

1984年には市郡税としてたばこ販売税が新設され、1988年にたばこ消費税に改編された。1989年には市郡税として総合土地税が新設された。

1991年には、道税として地域開発税が新設され、共同施設税が市郡税から道税に移管された。地域開発税は、各地域に賦存する資源を地方税源化するもので、天然資源開発やコンテナの取扱いによって地域に発生する外部不経済により追加的財政支出が引き起こされる反面、既存の地方税では相応する税収が期待できないことが背景となっている。

1993年には馬券税が競走・馬券税とされ課税対象が競輪、競艇の投票券にまで拡大された。また、1994年以降は場外投票券発売所所在の市道にも一定の割合で税収が配分されるようになった。2002年にはレジャー税に改められ、闘牛も対象とされるようになった。

1999年末には韓米自動車貿易協定の結果に伴う自動車税率引下げによる地方税減収を補うために走行税が新設された。

2001年には、それまで地方税に附加課税されていた教育税が別途分離され、国税の教育税とは別途に地方教育税が新設された。地方教育税は、課税権者を地方自治団体の長とする地方税の一つであるため、税収が増加すれば地方交付税は減少することとなる。

### 2 地方税法の構成

地方税法の構成は、次のとおりとなっている。

- 第1章 総則
- 第2章 道税
- 第3章 市・郡税
- 第4章 目的税
- 第5章 課税免除及び軽減

### 3 税目概要

#### (1) 普通税

##### ア 取得税(地方税法第105条)

不動産、車両機械装備、立木、航空機、船舶、鉱業権、漁業権、ゴルフ会員権、コンドミニアム会員権又は総合体育施設利用権の取得に対して当該取得物件所在地の道でその取得者に賦課する。

##### イ 登録税(地方税法第124条)

財産権その他権利の取得、移転、変更又は消滅に関する事項を公簿に登記又は登録する場合において、その登記又は登録を受けた者に賦課する。

##### ウ レジャー税(地方税法第152条、第153条)

競輪・競艇・競馬等の事業を営む者は当該課税対象事業場と場外発売所が所在する道にそれぞれレジャー税を納付する義務がある。

##### エ 免許税(地方税法第161条)

各種の免許を受けた者は、その免許の種類ごとに毎年免許税を納付しなければならない。ただし、免許の有効期間が一年以下の場合及び建築許可に対しては、免許をするとき1回に限り免許税を賦課する。

##### オ 住民税(地方税法第172条)

均等割の納税義務者は、市・郡内に住所を有する個人と市・郡内に事務所又は事業所を有する法人及び市・郡内に大統領で定める一定規模以上の事務所又は事業所を有する個人とする。

所得割の納税義務者は、市・郡内において所得税・法人税・農業所得税の納税義務がある個人と法人とする。

##### カ 財産税(地方税法第181条)

財産税は市・郡・区のうちに所在する財産(建築物・船舶・航空機)

に対して賦課する。

キ 自動車税（地方税法第 196 条の 3）

市・郡内において自動車を所有する者は自動車税を納付する義務を負う。

ク 走行税（地方税法第 196 条の 16）

走行税は、非営業用乗用自動車に対する自動車税の納税地を管轄する市・郡で揮発油、軽油及びこれと類似の代替油類に賦課する。

ケ 農業所得税（地方税法第 198 条）

農業所得がある者はその作物の栽培地を管轄する市・郡に農業所得税を納付しなければならない。

コ たばこ消費税（地方税法第 224 条、第 225 条）

たばこ消費税の課税対象はたばことする。製造者は製造場から搬出したたばこに対し、輸入販売業者は保税区域から搬出したたばこに対し、たばこ消費税を納付する義務がある。

サ 屠畜税（地方税法第 234 条）

屠畜税は牛・豚の屠殺に対してその屠殺地所在の市郡で屠殺者に賦課する。

シ 総合土地税（地方税法第 234 条の 8、第 234 条の 9）

総合土地税の課税対象はすべての土地とする。総合土地税課税基準日現在土地を事実上として所有している者は総合土地税を納付する義務がある。

(2) 目的税

ア 都市計画税（地方税法第 235 条）

都市計画税は、都市計画事業に必要な費用に充当するため、都市計画法により告示した都市計画区域内にある大統領で定める土地又は建築物を課税対象として、土地または建築物所在地の特別市長・広域市長又は市長、郡守が普通徴収の方法により賦課徴収する。

イ 共同施設税（地方税法第 239 条）

市・道は消防施設、汚物処理施設、水利施設、その他公共施設に必要な費用を充当するためにその施設により利益を受ける者に対して共同施設税を賦課することができる。

ウ 事業所税（地方税法第 244 条）

事業所税は、環境改善及び整備に必要な費用に充当するために市・郡内に事業所を置く者（財産割は毎年 7 月 1 日現在事業所課税台帳に登載された事業主、従業員割は従業員に給与を支払う事業主）に賦課する。

エ 地域開発税（地方税法第 253 条、第 254 条）

地域開発税は、地域の均衡開発及び水質改善及び水質現保護等に必要な財源を確保するために発電用水、地下水、地下資源、コンテナを取り扱う埠頭を利用するコンテナであって大統領令が定めるものを課税対象とする。

納税義務者は次のとおり

- ① 発電用水 流水を利用して直接水力発電する者
- ② 地下水 地下水を開発して飲用水として製造、販売し、又は沐浴用水として活用する等地下水を利用するために採水するもの
- ③ 地下資源 採鉱した地下資源を原料として直接製品を生産する採鉱者
- ④ コンテナ コンテナを取り扱う埠頭を利用してコンテナを入出港する者

オ 地方教育税（地方税法 260 条の 2）

地方教育の質的向上に必要な地方教育財政の拡充に必要な財源を確保するために地方税法の規定による登録税、レジャー税、住民税均等割、財産税、非営業用常用自動車に対する自動車税、たばこ消費税及び総合土地税の納税義務者は地方教育税を納付する義務を負う。

4 韓国の地方税制の特色

(1) 賦課徴収の委任

韓国では、地方税の賦課徴収は基礎自治団体が行っており、市・郡・自治区は、その市・郡・自治区内の広域自治団体の税を徴収し、広域自治団体に納入する義務を負っている。委任においては、基礎

自治団体の同意を要せず、基礎自治団体はこれを拒むことはできない。なお、広域自治団体の長は、納税義務者または特別徴収義務者に対して、直接、納税告知書または納入通知書を交付することができる。(地方税法第 53 条第 1 項)

広域自治団体は、納入された税額の中から、大統領令で定めるところに従い条例で定める交付率により、その処理費として市・郡・自治区に徴収交付金を交付しなければならない(地方税法第 53 条第 2 項)。すなわち、広域自治団体は、市・郡・自治区に対して、広域自治団体の税収入の 3%を徴収交付金として支払うこととされている(地方税法施行令第 41 条)。この徴収交付金制度は 1949 年に導入されたものだが、交付率が順次引き上げられ、1979 年には 30%に統一され、財政調整的な意味合いも持ってきた。1988 年には自治区制度の導入に伴い特別市税、直轄市税の自治区に対する徴収交付率は新たに 3%とされたものの、1990 年には地方自治の実施に伴い中央政府と道の事務が大幅に移譲されることによって発生する財源不足を補うねらいで人口 50 万人以上の市に対する交付率が 30%から 50%に引き上げられた。この様な中で、道では道税事務所を設置して道税を直接徴収するとか、徴収交付金交付率を道条例に委任することを要求したり、反面、市・郡では人口 50 万人以上の市のように徴収交付率の引上げを要求したりするなど、広域自治団体と基礎自治団体の間に葛藤が見られるようになった。そこで、従前の道税徴収交付率を実際の徴税処理費を勘案し 3%に統一し、残余財源を人口、徴税実績を勘案して市・郡に再交付する一種の財政調整制度である財政保全交付金制度を導入することとした。財政保全交付金の 90%は一般財源保全金で、人口規模 60%、徴税実績 40%の比率で按分され、基礎自治団体に交付される。10%は施策推進保全金として市・郡の地域開発事業に応じて配分される。なお、交付税不交付団体がある道(京畿道)の場合には、一般財源保全金の一部を不交付団体に対する特別財政保全金として配分できる特例を置いている。

広域自治団体の税務担当部局は、市・郡・自治区に対する指導及び税務調査を行うが、税務調査の結果に伴う賦課徴収は、市・郡・自治区が行う。

なお、市・郡・自治区における賦課徴収実務は、第一線行政機関である邑・面・洞において行われてきたが、1998 年からの邑・面・洞の機能転換に伴い、市・郡・自治区の本庁のみで行われるところも多い。

(2) 官許事業の制限

韓国では、許認可事業者が3回以上不当に滞納した場合、ペナルティとして自治団体長は主務官庁に許認可取消を要求できる（地方税法第40条）とされている。

(3) 課税自主権の拡大

1) 税率設定

韓国でも、租税法律主義の下ではあるが、地方自治団体の課税自主権が拡大されてきた。

そもそも1949年の地方税法制定時には、全税目で制限税率とされていたが、1961年の全面改正でほとんどの税目が一定税率とされた。1973年によりやくいくつかの税目で標準税率制度が新たに採用された。1991年に新設された地域開発税は標準税率とされ、自動車税も標準税率に改められた。1995年には住民税個人均等割が制限税率に改められ、1997年には取得税、登録税、財産税が標準税率に改められた。その結果、17の地方税目中、4税目（レジャー税、免許税、農地税、走行税）を除く12個の税目に対する税率決定権が地方自治団体に付与されている。

自主的な税率設定を韓国では弾力税率の活用とよんでいるが、韓国の各地方自治団体が条例で税率を自由に定めている例はわずかである。

〈図表11-1〉弾力税率適用状況

| 税目  | 課税対象  |      | 税率     | 税率適用可能範囲                      | 弾力税率適用 |
|-----|-------|------|--------|-------------------------------|--------|
| 取得税 | 不動産等  |      | 2%     | 標準税率(100分の50の範囲内で条例により加減調整可能) | 該当なし   |
| 登録税 | 不動産登記 | 定率税: | 0.1~3% | 標準税率(100分の50の範囲内で条例により加減調整可能) | 該当なし   |
|     |       | 定額税  | 3,000W |                               |        |

|      |       |                  |                 |  |                             |            |
|------|-------|------------------|-----------------|--|-----------------------------|------------|
| 住民税  | 均等割   | 個人               | 10,000W以内       | 10,000W以内で調整可能な制限税率                    | 最低(全北:完州郡、全南:光陽市・務安郡)       | 2,000W     |
|      |       |                  |                 |  |                             | 最高(忠北:報恩郡) |
|      |       | 事業場              | 50,000W         | 標準税率(100分の50の範囲内で条例により加減調整可能)          | 該当なし                        |            |
|      |       | 法人               | 50,000～500,000W |  | 該当なし                        |            |
|      | 所得割   | 所得税額、法人税額、農業所得税額 | 10%             |  | 農業所得税額(慶北:慶山市)              | 10→7.5%    |
| 財産税  | 建築物等  |                  | 0.3～7%          | 標準税率(100分の50の範囲内で条例により加減調整可能)          | 飛行機                         |            |
|      |       |                  |                 |  | ソウル:江西区、釜山:江西区、仁川:中区、濟州:濟州市 | 0.3→0.25%  |
|      |       |                  |                 |  | 大邱:東区                       | 0.3→0.2%   |
| 自動車税 | 乗用自動車 | cc当税額            | 18～220W         | 標準税率(特別市・広域市は、100分の50の範囲内で条例により加減調整可能) | 該当なし                        |            |
|      | 貨物自動車 | 年税額              | 3,300～157,500W  |  |                             |            |



|       |           |           |          |                               |                       |                 |
|-------|-----------|-----------|----------|-------------------------------|-----------------------|-----------------|
| 屠畜税   | 牛肉・豚肉の時価  |           | 1%以内     | 制限税率(1%以内で条例により決定)            | 該当なし                  |                 |
| 都市計画税 | 土地・建築物の価額 |           | 0.20%    | 標準税率(0.3%以内で条例により決定)          | 該当なし                  |                 |
| 共同施設税 | 建築物・船舶の価額 |           | 0.6～1.6% | 標準税率(100分の50の範囲内で条例により加減調整可能) | 該当なし                  |                 |
| 事業所税  | 財産割       | 事業所1㎡当    | 250W以内   | 制限税率                          | 該当なし                  |                 |
|       | 従業員割      | 従業員給与総額   | 0.5%以内   |                               |                       |                 |
| 地域開発税 |           |           |          | 標準税率(100分の50の範囲内で条例により加減調整可能) | 江原道<br>(地域開発税の課税対象全体) | 50%加算           |
|       | 発電用水      | 10立法メートル当 | 2W       |                               | 慶尚北道                  | 2W→3W           |
|       | 地下水       | 1立法メートル当  | 20～200W  |                               | 済州道                   | 20～200W→30～300W |
|       | 地下資源      | 鉱物の価額     | 0.20%    |                               | 江原道以外は該当なし            |                 |
|       | コンテナ      | 1TEU当     | 15,000W  |                               | 釜山広域市                 | 15,000W→20,000W |

|           |       |        |   |          |  |
|-----------|-------|--------|---|----------|--|
| 地方教育<br>税 | 本税の税額 | 10～60% | 標準税率(100<br>分の50の範囲<br>内で条例により<br>加減調整可能) | 該当な<br>し |  |
|-----------|-------|--------|---|----------|--|

## 2) 任意税目

韓国では、法定の税目以外に各地方自治団体が条例で税を創設することは、認められていない。しかし、地域開発税では任意税目制度が採用されており、法定外税に近い役割を果たしているともいえる。

## 5 各税目の課税対象及び税率

### (1) 概要

#### 1) 取得税

##### ○ 課税対象

不動産(土地、建築物)、車両、機械装備(建設機械等)、立木、航空機、船舶、鉱業権、漁業権、ゴルフ・コンドミニアム・総合体育施設利用会員権

##### ○ 税率

- ・ 一般税率：1,000分の20(2%)
- ・ 大都市内工場新增設、本店事業用不動産：3倍重課
- ・ 別荘、ゴルフ場、高級住宅、高級娯楽場、高級船舶、大規模遊休地：5倍重課

##### ○ 納付方法：取得日から30日以内に申告納付

※ 申告納付期間内に納付しない場合、市長・郡守が賦課・徴収(20%の加算税を加算)

#### 2) 登録税

##### ○ 課税対象

財産権その他権利の取得・移転・変更に関する事項を公簿に登記または登録(登載を含む)する行為

##### ○ 税率

**【不動産登記】**

〈一般税率〉

- ・ 所有権保存登記 1,000 分の 8
- ・ 無償承継取得  
相続：農地 1,000 分の 3、その他 1,000 分の 8  
その他取得 1,000 分の 15
- ・ 有償承継取得  
農地 1,000 分の 10  
その他 1,000 分の 30
- ・ 地上権、チョンセ権設定等 1,000 分の 2
- ・ その他登記 1 件当たり 3,000W

〈重課税率〉

- ・ 大都市内工場新增設：一般税率の 3 倍  
※ 外国人投資企業の場合は 2003 年まで投資比率  
に応じて重課除外
- ・ 大都市内法人設立・設置：一般税率の 3 倍

【法人登記】

- ・ 営利法人設立、合併及び資本金変更 1,000 分の 4
- ・ 非営利法人の設立・合併・出資増加 1,000 分の 2
- ・ 本店移転 件当たり 75,000W
- ・ 支店設置及びその他登記 件当たり 23,000W

【自動車登録】

〈非営業用乗用自動車〉

- ・ 新規・所有権移転 1,000 分の 50  
※ 軽自動車（排気量 800cc 以下）1,000 分の 20
- ・ 抵当権設定 1,000 分の 2
- ・ その他登録 件当たり 7,500W

〈その他自動車〉

- ・ 新規・所有権移転（営業用） 1,000 分の 20  
※ 非営業用 1,000 分の 30
- ・ 抵当権設定 1,000 分の 2
- ・ その他登録 件当たり 7,500W

○ 納付方法：

登記・登録時に登録税を申告納付し領収証を添付して登記・登録（登録税を納付せずに登記・登録を行う時には 20% の加算税を加算して賦課・徴収）

### 3) レジャー税

#### ○ 課税対象

競輪場・競艇場・競馬場及び場外発売所における勝者・勝馬投票券発売行為、伝統闘牛競技に関する法に基づく闘牛

※ 納税義務者：競輪・競艇に係る競走事業者、韓国馬事会、伝統闘牛競技に関する法に基づく闘牛競技施行者

○ 税率：勝者・勝馬投票券及び闘牛競技投票券の発売額の100分の10

○ 納期：勝者・勝馬投票券、闘牛競技投票券等の発売日が属する月の翌月10日までに申告納付

なお、1995年から場外発売所で販売される勝者・勝馬投票券に対する税収は競馬場所在地の広域自治団体と場外発売所所在地の広域自治団体間で按分する（地方税法第155条）こととされた。その割合は50%対50%とするが、激変緩和のため、1995年は80%対20%、1996年は60%対40%とされたほか、競輪場・競艇場・競馬場が新設された場合には、5年間、施設所在地の広域自治団体に80%、場外発売所所在地の広域自治団体に20%を納付することとされた（地方税法施行令第105条の3、地方税法施行規則第56条の2等）。

### 4) 免許税

#### ○ 課税対象

特定の営業設備または行為に関して権利の設定または禁止の解除を行う行政処分と申告の受理・登録の行政行為

※ 免許の有効期間が1年を超過する免許の場合は、毎年1月1日にその免許が更新されると見なして課税

#### ○ 税率

| 区分  | 人口 50 万人以上の市及び自治区ではない区が設置される市 | その他の市   | 郡       |
|-----|-------------------------------|---------|---------|
| 第1種 | 45,000W                       | 30,000W | 18,000W |
| 第2種 | 36,000W                       | 22,500W | 12,000W |

|     |         |         |        |
|-----|---------|---------|--------|
| 第3種 | 27,000W | 15,000W | 8,000W |
| 第4種 | 18,000W | 10,000W | 6,000W |
| 第5種 | 12,000W | 5,000W  | 3,000W |

○ 納期

- ・ 定期分：毎年1月16日～1月31日を納期として賦課・徴収
- ・ 随時分：免許証書交付時申告納付

5) 住民税

○ 納税義務者

- ・ 均等割：市・郡内に住所及び事業場を有する個人または法人
- ・ 所得割：所得税・法人税及び農業所得税の納税義務者

○ 税率

- ・ 所得割：所得税額・法人税額・農業所得税額の10%
- ・ 個人均等割：10,000Wを限度とし法の範囲内で条例により定める税率
- ・ 個人事業者均等割：50,000W
- ・ 法人均等割

| 区分  | 税額   |
|---|------|
| 資本金100億W、従業員100人超                                   | 50万W |
| 資本金50億W超100億W以下、従業員100人超                            | 35万W |
| 資本金50億W超、従業員100人以下<br>資本金30億W超50億W以下、従業員100人超       | 20万W |
| 資本金30億W超50億W以下、従業員100人以下<br>資本金10億W超30億W以下、従業員100人超 | 10万W |
| その他の法人  | 5万W  |

○ 納付方法

- ・ 均等割：毎年8月16日～8月31日を納期として賦課・徴収
- ・ 法人税割：事業年度終了日から4ヶ月以内に申告納付  
※ 申告納付未履行の場合、20%の加算税を加算し賦課・徴収
- ・ 所得税割（申告納付）：所得税法に基づき所得税を申告納付する場合（譲渡所得税は予定申告納付）は、その申

告納付期間の満了日

※ 2001年5月1日から所得税と同時徴収

- ・ 所得税割（特別徴収）：勤労所得税等を源泉徴収する場合、住民税所得割を同時徴収、翌月10日までに申告納付

6) 財産税

- 課税対象：建築物、船舶、航空機
- 税率

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 一般税率       | 時価標準額の1,000分の3  |
| 大都市内の工場新增設 | 時価標準額の1,000分の15 |
| 住居地域内の工場   | 時価標準額の1,000分の6  |
| 奢侈性財産      | 時価標準額の1,000分の50 |

住居用建築物（住宅）の税率

| 時価標準額             | 税率                            |
|-------------------|-------------------------------|
| 1,200万W以下         | 1,000分の3                      |
| 1,200万W超1,600万W以下 | 36,000W+1,200万W超過額の1,000分の5   |
| 1,600万W超2,200万W以下 | 56,000W+1,600万W超過額の1,000分の10  |
| 2,200万W超3,000万W以下 | 116,000W+2,200万W超過額の1,000分の30 |
| 3,000万W超4,000万W以下 | 356,000W+3,000万W超過額の1,000分の50 |
| 4,000万W超          | 856,000W+4,000万W超過額の1,000分の70 |

- 納付方法：毎年6月1日現在の財産税課税台帳上の所有者に対し、7月16日～7月31日を納期として賦課・徴収
- ※ 納付税額 1,000万W超の納税者は分納、物納が可能

7) 自動車税

- 課税対象：自動車管理法の規定に基づき登録または申告された車両とダンプトラック及びコンクリートミキサートラック
- 税率

① 乗用自動車：排気量×cc当たり税額＝年税額

| 営業用       |         | 非営業用      |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 排気量       | cc当たり税額 | 排気量       | cc当たり税額 |
| 1,000cc以下 | 18W     | 800cc以下   | 80W     |
| 1,500cc以下 | 18W     | 1,000cc以下 | 100W    |
| 2,000cc以下 | 19W     | 1,500cc以下 | 140W    |
| 2,500cc以下 | 19W     | 2,000cc以下 | 200W    |
| 2,500cc超  | 24W     | 2,000cc以上 | 220W    |

② その他の乗用自動車（年税額）

| 営業用     | 非営業用     |
|---------|----------|
| 20,000W | 100,000W |

③ 乗合自動車（年税額）

| 区分     | 営業用      | 非営業用     |
|--------|----------|----------|
| 高速バス   | 100,000W | —        |
| 大型貸切バス | 70,000W  | —        |
| 小型貸切バス | 50,000W  | —        |
| 大型一般バス | 42,000W  | 115,000W |
| 小型一般バス | 25,000W  | 65,000W  |

④ 貨物自動車（年税額）

| 最大積載量      | 営業用     | 非営業用     |
|------------|---------|----------|
| 1,000kg以下  | 6,600W  | 28,500W  |
| 2,000kg以下  | 9,600W  | 34,500W  |
| 3,000kg以下  | 13,500W | 48,000W  |
| 4,000kg以下  | 18,000W | 63,000W  |
| 5,000kg以下  | 22,500W | 79,500W  |
| 8,000kg以下  | 36,000W | 130,500W |
| 10,000kg以下 | 45,000W | 157,500W |

⑤ 特殊自動車（年税額）

| 区分      | 営業用     | 非営業用     |
|---------|---------|----------|
| 大型特殊自動車 | 36,000W | 157,500W |

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 小型特殊自動車 | 13,500W | 58,500W |
|---------|---------|---------|

⑥ 三輪以下小型自動車（年税額）

|        |         |
|--------|---------|
| 営業用    | 非営業用    |
| 3,300W | 18,000W |

○ 納期及び納税義務者

年税額を2期に分けて納期が属する月の1日現在の自動車の所有者に対して賦課・徴収（納税者の申請がある場合には月割計算で賦課）

- ・ 第1期分：6月16日～6月30日
- ・ 第2期分：12月16日～12月31日

※ 年税額を一時に納税する場合には残余期間の自動車税10%控除

8) 走行税

○ 納税義務者

揮発油及び軽油に関して交通税の納税義務者である者

：製油会社（5社：SK、LG、S-oil、仁川、現代）及び石油類輸入者

○ 税率：揮発油・軽油に関する交通税額の12%

○ 納付方法

納税義務者（製油会社等）が製油製造場、税関所在地の市長・郡守（特別徴収義務者）に翌月末日までに納付

○ 市・郡別配分方法

- ・ 送金：特別徴収義務者が翌月10日までに蔚山広域市へ送金
- ・ 配分：蔚山広域市長が按分し翌月25日までに全国の市・郡に送金

※ 配分基準：自治団体別に前年度自家用自動車分自動車税徴収額比率で按分し配分

9) 農地税

○ 課税対象：農地で農作物を栽培して得た所得または農作物



を栽培するようにしたことにより得た所得

○ 税率

| 課税標準                     | 税率                                    |
|--------------------------|---------------------------------------|
| 400 万 W 以下               | 課税標準額の 100 分の 3                       |
| 400 万 W 超 1,000 万 W 以下   | 12 万 W + 400 万 W 超の金額の 100 分の 10      |
| 1,000 万 W 超 4,000 万 W 以下 | 72 万 W + 1,000 万 W 超の金額の 100 分の 20    |
| 4,000 万 W 超 8,000 万 W 以下 | 672 万 W + 4,000 万 W 超の金額の 100 分の 30   |
| 8,000 万 W 超              | 1,872 万 W + 8,000 万 W 超の金額の 100 分の 40 |

※課税標準＝収入金額－必要経費－（非課税所得＋減免所得）－基礎控除額

○ 納付方法

- ・ 申告納付～翌年 5 月 31 日まで
- ・ 税額の決定及び精算：翌年 6 月末まで  
一追加納付税額は翌年 7 月 16 日～7 月 31 日を納期として  
賦課・徴収

※ 超過納付金額がある場合には還付

10) たばこ消費税

○ 課税対象：たばこ

○ 税率

- ・ 紙巻たばこ 20 本当たり 460W

※ 販売価格 200W 以下は、40W

- ・ パイプたばこ 50 g 当たり 910W
- ・ 葉巻たばこ 50 g 当たり 2,600W
- ・ 刻みたばこ 50 g 当たり 910W
- ・ 噛みたばこ 50 g 当たり 1,040W
- ・ 嗅ぎたばこ 50 g 当たり 650W

○ 納付方法

製造者または輸入販売業者が毎月 1 日から月末まで製造場  
または保税区域から搬出したたばこに対して税額を計算し、

翌月末までに申告納付

11) 屠畜税

- 課税対象：牛・豚の屠畜者
- 税率：牛・豚の時価の 1,000 分の 10
- 納付方法

屠畜場経営者は、特別徴収した前月分の屠畜税を翌月 5 日までに市長・郡守に申告納入

12) 総合土地税

- 課税対象：全国のすべての土地
- 課税標準：時価標準額として個別公示地価に倍率適用
- 税率

① 分離課税対象土地

- ・ 工場用地（工業地域等）：1,000 分の 3
- ・ 個人所有農地・林野・牧場用地：1,000 分の 1
- ・ ゴルフ場等奢侈性土地：1,000 分の 50
- ・ 土地公社、住宅公社等の供給用土地：1,000 分の 3
- ・ 非営利事業者所有土地（農地を含む）：1,000 分の 3
- ・ 水資源公社の供給用土地：1,000 分の 3

② 総合合算対象土地

| 時価標準額                    | 税率                                       |
|--------------------------|--|
| 2,000 万 W 以下             | 1,000 分の 2                               |
| 2,000 万 W 超 5,000 万 W 以下 | 4 万 W + 2 千万 W 超の金額の 1,000 分の 3          |
| 5,000 万 W 超 1 億 W 以下     | 13 万 W + 5 千万 W 超の金額の 1,000 分の 5         |
| 1 億 W 超 3 億 W 以下         | 38 万 W + 1 億 W 超の金額の 1,000 分の 7          |
| 3 億 W 超 5 億 W 以下         | 178 万 W + 3 億 W 超の金額の 1,000 分の 10        |
| 5 億 W 超 10 億 W 以下        | 378 万 W + 5 億 W 超の金額の 1,000 分の 15        |
| 10 億 W 超 30 億 W 以下       | 1,128 万 W + 10 億 W 超の金額の 1,000 分の 20     |
| 30 億 W 超 50 億 W 以下       | 5,128 万 W + 30 億 W 超の金額の 1,000 分の 30     |
| 50 億 W 超                 | 1 億 1,128 万 W + 50 億 W 超の金額の 1,000 分の 50 |

③別途合算対象土地

| 時価標準額    | 税率         |
|----------|------------|
| 1 億 W 以下 | 1,000 分の 3 |

|               |                               |
|---------------|-------------------------------|
| 1億W超5億W以下     | 30万W+1億W超の金額の1,000分の4         |
| 5億W超10億W以下    | 190万W+5億W超の金額の1,000分の5        |
| 10億W超30億W以下   | 440万W+10億W超の金額の1,000分の6       |
| 30億W超50億W以下   | 1,640万W+30億W超の金額の1,000分の8     |
| 50億W超100億W以下  | 3,240万W+50億W超の金額の1,000分の10    |
| 100億W超300億W以下 | 8,240万W+100億W超の金額の1,000分の12   |
| 300億W超500億W以下 | 3億2,240万W+300億W超の金額の1,000分の15 |
| 500億W超        | 6億2,240万W+500億W超の金額の1,000分の20 |

○ 納付方法

課税基準日（6月1日）現在の所有者に対し毎年10月16日～10月31日までを納期として賦課・徴収

※ 1,000万W超の税額の納税者は分納、物納が可能

13) 都市計画税

○ 課税対象：課税基準日現在の所有者を納税義務者とし

・ 土地：都市計画法に基づき都市となる都市計画区域内のすべての土地（田・畑・果樹園・牧場用地・林野は除外）

・ 建築物：都市計画区域内にある建築物

※ 賦課地域の公示：地方自治団体の条例で定めるところに基づき議会の議決を得て賦課地域を公示

○ 税率：時価標準額の1,000分の2

○ 納付方法：普通徴収（賦課公示）

| 区分  | 課税基準日  | 納期            |
|-----|--------|---------------|
| 建築物 | 毎年6月1日 | 7月16日～7月31日   |
| 土地  | 毎年6月1日 | 10月16日～10月31日 |

※土地は総合土地税、建築物は財産税と併記して賦課公示

14) 共同施設税

○ 概要：消防施設等公共施設に必要な経費に充当するため、その施設に起因して利益を受ける者に対して賦課する目的税

○ 課税対象：建築物及び船舶

○ 税率

・ 一般課税（逓次累進課税）

| 時価標準額           | 税率           |
|-----------------|--------------|
| 500 万 W 以下の価額   | 1,000 分の 0.6 |
| 1,000 万 W 以下の価額 | 1,000 分の 0.8 |
| 2,000 万 W 以下の価額 | 1,000 分の 1.0 |
| 3,000 万 W 以下の価額 | 1,000 分の 1.2 |
| 5,000 万 W 以下の価額 | 1,000 分の 1.4 |
| 5,000 万 W 超の価額  | 1,000 分の 1.6 |

- ・ 重加税（一般税率の 2 倍）：火災危険建物

○ 納付方法：財産税に併記して賦課公示（7 月 16 日～7 月 31 日）

※ 納税義務者：毎年 5 月 1 日現在の建築物及び船舶所有者

15) 事業所税

○ 課税対象：市・郡内に所在する事業所

○ 税率

- ・ 財産割：毎年 7 月 1 日現在の事業所または事務所用建築物

延べ面積 1 m<sup>2</sup>当たり 250W

※ 延べ面積 330 m<sup>2</sup>以下は除外

- ・ 従業員割：従業員給与総額の 1,000 分の 5

○ 納付方法

- ・ 財産割：7 月 1 日～7 月 31 日までを納期として申告納付

- ・ 従業員割：毎月の納付税額を翌月 10 日までに申告納付

16) 地域開発税

○ 課税対象：発電用水（揚水発電用水は除外）、地下水、地下資源、コンテナ埠頭を利用するコンテナ

○ 税率（標準税率）

- ・ 発電用水： 発電に用いられる水 10 立方メートル当たり 200 W

- ・ 地下水

|     |                  |
|-----|------------------|
| 飲料水 | 1 立方メートル当たり 200W |
| 温泉水 | 1 立方メートル当たり 100W |

|        |                |
|--------|----------------|
| その他の用途 | 1立方メートル当たり 20W |
|--------|----------------|

- ・ 地下資源：鉱物価額の 1,000 分の 2
- ・ コンテナ：コンテナ 1TEU※当たり 15,000W
- 納付方法：毎月の税額を算出し翌月 10 日（コンテナの場合は 20 日）までに申告納付
- ※ TEU (Twenty Equivalent Unit)：長さ 20 フィートのコンテナ 1 個の単位

#### 17) 地方教育税

- 課税対象：地方税の 7 税目（取得税、レジャー税、財産税、総合土地税、住民税均等割、たばこ消費税、自動車税に附加される。
- 税率（標準税率）

|     | 税目     | 附加税率                  |
|-----|--------|-----------------------|
| 道税  | 登録税    | 20%                   |
|     | レジャー税  | 60%                   |
| 市郡税 | 財産税    | 20%                   |
|     | 総合土地税  | 20%                   |
|     | 住民税均等割 | 10%（人口 50 万人以上の市 25%） |
|     | たばこ消費税 | 50%                   |
|     | 自動車税   | 30%                   |

#### (2) 重課税

個々の税目では、地方税法に基づき重課税される場合がある。図表にすると、次のとおりとなる。

〈図表 1 1 - 2〉地方税重課税一覧

| 税目別 | 重課対象及び税率  |
|-----|---|
| 取得税 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○重課税対象財産：10%（一般税率の 5 倍） <ul style="list-style-type: none"> <li>・高級住宅：建築物延面積 331 m<sup>2</sup>（共同住宅の場合は専用面積 245 m<sup>2</sup>）超、課税標準 2,500 万W超など</li> <li>・高級娯楽場：カジノ場、舞踏遊興飲食店など</li> <li>・高級船舶：豪華自家用船舶（課税標準 100 万W以上）</li> <li>・別荘及びゴルフ場</li> </ul> </li> <li>○大都市内新增設工場：6%（一般税率の 3 倍）</li> <li>○首都圏過密抑制圏域内の本店・駐在事務所の新・増築用不動産：6%</li> </ul> |

|       |   |
|-------|---|
|       | (一般税率の3倍)   |
| 登録税   | ○大都市内の法人設立と支店または事務所の設置に伴う登記：3倍重課<br>・所有権移転：3%→9%など<br>○大都市内の工場新・増設：3倍重課                         |
| 財産税   | ○奢侈性財産：5%（最低税率0.3%の16.7倍）<br>※住宅の累進最高税率は7%<br>○大都市内の工場新・増設：1.5%（5倍重課）<br>○市の住居地域内の工場：0.6%（2倍重課） |
| 共同施設税 | ○火災危険建築物：2倍重課<br>・ホテル、遊興場、市場、給油所、劇場など   |
| 事業所税  | ○汚染物質排出事業所：財産割 税率の2倍<br>（事業所延面積1㎡当たり250W→1㎡当たり500W）   |

(3) 地方税に附加される附加税の現況

地方税に附加される税としては、農漁村特別税とそれ自体地方税である地方教育税がある。

農漁村特別税は農漁村特別税法に基づき、農漁業の競争力強化並びに農漁村産業基盤施設の拡充及び農漁村地域開発事業のために必要な財源を確保するために1994年に創設されたもので、所得税など国税の5税目、地方税の3税目に附加されている。

地方教育税は、(1)17)のとおり地方税の7税目に附加されるものである。なお、酒税など国税の3税目に附加される教育税がある。

〈図表11-3〉

| 区分 | 本税（地方税）  | 附加税税率 |          |
|----|----------|-------|----------|
|    |          | 地方教育税 | 農漁村特別税   |
| 道税 | ①取得税     | —     | 10%      |
|    | （取得税減免額） | —     | 減免税額の20% |
|    | ②登録税     | 20%   | —        |
|    | （登録税減免額） | —     | 減免税額の20% |
|    | ③レジャー税   | 60%   | 20%      |

|       |           |                       |        |
|-------|-----------|-----------------------|--------|
| 市郡税   | ①財産税      | 20%                   | —      |
|       | ②総合土地税    | 20%                   | 10～15% |
|       | ③住民税（均等割） | 10%                   | —      |
|       |           | （人口 50 万人以上の市<br>25%） | —      |
|       | ④たばこ消費税   | 50%                   | —      |
| ⑤自動車税 | 30%       | —                     |        |

## 6 地方税制改革の方向

### （1）地方分権改革の流れ

盧武鉉政権の下で地方分権が推進される中で、地方税についても改革が検討されている。7月4日に政府革新・地方分権委員会が発表した地方分権推進ロードマップでは、地方税制の現況・問題点、改善の方向を次のとおり整理している。

〈図表 1 1 - 4〉

| 現況と問題点  | 改善の方向   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・弾力税率の活用不足</li> <li>・地方自治体の自助努力不足 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 課税標準の現実化と滞納税徴収努力不足等</li> </ul> </li> <li>・不必要な法制度による税収蚕食 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 地方税非課税減免の種類と規模拡大</li> <li>— 非課税減免税額が自己税収の10%を上回る</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税自主権の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 地域開発税 新税目拡大</li> <li>— 弾力税率適用の活性化</li> </ul> </li> <li>・自治体の自助努力強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 財産税と総合土地税の課税標準の現実化</li> <li>— 滞納税徴収強化</li> </ul> </li> <li>・非課税減免制度の改善</li> </ul> |

また、7月29日に政府革新・地方分権委員会が発表した「財政・税制改革ロードマップ」によれば、高所得者に対する課税を強化するため、金融所得総合課税の基準を下方修正する一方、財産税と総合土地税の課税標準を毎年3%ずつ引き上げる計画としている。国税の一部を地方税に転換するため、2005年から法令を整備し、2006年から段階的に施行するとした。具体的には、国税である付加価値税の一部を地方消費税に転換するとともに、地方の新しい税源を見出すため、カジノ税、原子力発電税、観光税などの新設を提案している。

## (2) 不動産価格高騰対策

さらに、昨今の首都圏を中心としたマンション価格高騰に対処するため、不動産総合対策が相次いで発表されている。

### 1) 不動産保有課税再編方案

まず、韓国の行政自治部は9月1日、「不動産保有課税再編方案」をまとめた。基礎自治団体が徴収している現行の総合土地税とは別途に、国税庁が不動産を多数保有している5万～10万人（全国ベース）に対し、個人別土地を合計して累進税率を適用、重課する「総合不動産税（仮称）」を、2006年から国税として新設する。なお、総合不動産税（仮称）の税収は、地方財政の脆弱な地方自治団体の支援に全額使われる。

財産税（基礎自治団体が賦課徴収する地方税）の算出方式も、2004年からは、マンションについては、これまでの建物の面積に比例して財産税を算出する方式から時価を反映する方式に改める方針である。こうなれば、ソウルの場合、江南地域のマンションの財産税は現行より平均60～70%引き上げられ、一方、江北地域と首都圏、地方の一部マンションは20～30%程度引き下げられる見通しであるという。

さらに、現在、公示時価の36%程度となっている総合土地税の課税標準の適用率を2004年と2005年にそれぞれ3ポイントずつ引き上げ、さらに2006年には50%を適用する方策が推進される（課税標準の現実化）。

### 2) 住宅市場安定総合対策

政府は10月29日、副総理主宰の関係長官会議を開き、住宅市場安定総合対策を発表した。これによれば、2003年中に住宅関連法令を改正して、住宅取引の透明性を確保するため、投機地域や投機過熱地区内に「住宅取引申告制」を導入し、住宅売買契約をすれば直ちに市・郡・区に申告しなければならないこととする。所得税・登録税はもちろん、譲渡所得税、相続・贈与税課税資料として積極的に活用するためである。申告を適時に行わなかったり虚偽申告と明らかになった場合には過怠金を払わなければならない。世帯別住宅保有現況データベース(DB)の構築も2003年年末までに完了する。

また、アパート価格が急騰した地域の基準時価が11月中に修正され、再度告示される。実取引価額課税のための電子申告シス



テムも、2004年下半期までに終える。

また、2003年内に行われる法改正を通し、1世帯あたり3住宅以上を保有する者に対しては、譲渡税率を60%水準へと高め、投機地域には弾力税率(15%)を追加で適用することにした。このような場合、1世帯3住宅者は最高75%(住民税含む82.5%)の譲渡税を出さなければならない。譲渡税率引き上げは、既存住宅の場合、法改正後1年間の猶予期間が与えることになった。

### 3) 不動産保有課税強化策

さらに、10月31日、政府は不動産保有税改編推進委員会を開いて、不動産保有課税のさらなる強化策を発表した。

不動産総合税(国税)は1年早く2005年から導入され、課税対象には土地だけでなく建物も含める。建物に対する総合不動産税は▲所有者が直接居住しない住宅に累進税率や最高税率(7%)で重課する方案▲住宅付属土地まで最高税率で重課する方案▲住宅・建物も土地のように市郡区で各々地方税を払った後で全国的に合算して国税で累進重課する方案など3種類の中から一つを選ぶことにした。

総合不動産税が建物へと対象拡大されても長期賃貸事業用住宅、ワンルームなど小規模住宅、農漁村住宅、引越などによる一時的な1世帯2住宅者などは適用対象から除外する見通しである。

政府は来年上半期中に公聴会などを経て、総合不動産税賦課対象と税率などを確定した後、来年下半年立法を推進する計画である。

政府はこれとともに来年7月財産税を払う時からアパートに適用される建物課税標準算定基準を現在の'面積'から'国税庁基準時価'に変えることにした。また㎡当たり1百万ウォンが超過する場合に最高加減算率を現行60%から100%に高める方案も推進中だ。

政府が2004年10月から適用される総合土地税課税標準を今年より3%ポイント引き上げて課税標準現実化率を39.1%に上げると決定することによって、江南地域の場合、2004年度総合土地税課税標準は今年より34~52%ほど上がると見込まれる。

(参考資料) 広域自治団体の概要

<ソウル特別市(서울특별시)の概要>

1. 基礎データ

|        |   |
|--------|---|
| 市庁所在地  | 〒100-744 ソウル特別市中区太平路 1-31   |
| 代表電話   | 02-731-6114   |
| ホームページ | <a href="http://www.metro.seoul.kr">http://www.metro.seoul.kr</a> |
| 市長     | 李明博 (ハンナラ党、2002.7.1 就任)   |
| 市議会    | 議員数 102 名 (ハンナラ党 87、民主党 14、民主労働 1)                                |
| 公務員数   | 46,902 名 (ソウル市庁 2,742 名、自治区庁 44,160 名)                            |
| 行政区域   | 25 自治区 (522 洞) ( ) 内は下部行政単位                                       |
| 面積     | 605.52k m <sup>2</sup>  |
| 人口     | 10,207,296 名  |
| 財政自立度  | 95.6%   |
| 産業構造   | 1 次 : 0.3%、2 次 : 19.0%、3 次 : 80.7%                                |
| 道路延長   | 7,933km   |
| 道路舗装率  | 99.8%   |
| 学校数    | 小学校 542、中学校 357、高校 282、大学 39                                      |
| 公共図書館  | 1,258 カ所  |
| 医療機関   | 10,749 カ所   |
| 社会福祉施設 | 552 カ所  |
| 都市公園   | 1,402 カ所  |

2. 日本との姉妹提携先

東京都ーソウル特別市 (1988 年 9 月 3 日提携)

3. 財政規模 (2001 年度決算)

決算総額 14 兆 7,193 億ウォン  
一般会計 11 兆 2,266 億ウォン  
特別会計 3 兆 4,927 億ウォン

(首長・議会は 2002 年 6 月 13 日選挙後、公務員数は 2000 年度、面積・人口は 2003 年 2 月 1 日現在、姉妹提携先は 2003 年 10 月現在)

プサン  
 <釜山広域市(부산광역시)の概要>

1. 基礎データ

|        |   |
|--------|---|
| 市庁所在地  | 〒611-735 釜山広域市蓮堤区蓮山 5 洞 1000                                      |
| 代表電話   | 051-868-2000  |
| ホームページ | <a href="http://www.metro.busan.kr">http://www.metro.busan.kr</a> |
| 市長     | 安相英 (ハンナラ党、1998.7.1 就任)   |
| 市議会    | 議員数 44 名 (ハンナラ党 42、民主党 1、民主労働 1)                                  |
| 公務員数   | 15,176 名 (釜山市庁 1,659 名、自治区・郡庁 13,517 名)                           |
| 行政区域   | 1 郡 15 自治区 (2 邑 3 面 216 洞) ( ) 内は下部行政単位                           |
| 面積     | 762.92km <sup>2</sup>   |
| 人口     | 3,730,125 名   |
| 財政自立度  | 69.5%   |
| 産業構造   | 1 次 : 2.6%、2 次 : 24.0%、3 次 : 73.4%                                |
| 道路延長   | 2,620km   |
| 道路舗装率  | 97.8%   |
| 学校数    | 小学校 273、中学校 161、高校 130、大学 25                                      |
| 公共図書館  | 17 ヲ所   |
| 医療機関   | 3,591 ヲ所  |
| 社会福祉施設 | 73 ヲ所   |
| 都市公園   | 385 ヲ所  |

2. 日本との姉妹提携先

下関市 (山口県) - 釜山広域市 (1976 年 10 月 11 日提携)  
 福岡市 (福岡県) - 釜山広域市 (1989 年 10 月 24 日提携)

3. 財政規模 (2001 年度決算)

決算総額        5 兆 6,809 億ウォン  
 一般会計       3 兆 5,110 億ウォン  
 特別会計       2 兆 1,699 億ウォン

(首長・議会は 2002 年 6 月 13 日選挙後、公務員数は 2000 年度、面積・人口は 2003 年 2 月 1 日現在、姉妹提携先は 2003 年 10 月現在)

テグ  
 <大邱広域市(대구광역시)の概要>

1. 基礎データ

|        |   |
|--------|---|
| 市庁所在地  | 〒700-714 大邱広域市中区東仁洞 1-1                                       |
| 代表電話   | 053-422-1191  |
| ホームページ | <a href="http://www.daegu.go.kr/">http://www.daegu.go.kr/</a> |
| 市長     | 曹海寧（ハンナラ党、2002.7.1 就任）  |
| 市議会    | 議員数 27 名（ハンナラ党 26、未来連合 1）                                     |
| 公務員数   | 8,615 名（大邱市庁 1,088 名、自治区・郡庁 7,527 名）                          |
| 行政区域   | 1 郡 7 自治区（3 邑 6 面 129 洞）<br>（ ）内は下部行政単位                       |
| 面積     | 885.70km <sup>2</sup>   |
| 人口     | 2,525,803 名   |
| 財政自立度  | 69%   |
| 産業構造   | 1 次：2.7%、2 次：25.3%、3 次：72.0%                                  |
| 道路延長   | 2,113km   |
| 道路舗装率  | 98.5%   |
| 学校数    | 小学校 187、中学校 109、高校 77、大学 2                                    |
| 公共図書館  | 9 ヲ所  |
| 医療機関   | 2,391 ヲ所  |
| 社会福祉施設 | 54 ヲ所   |
| 都市公園   | 341 ヲ所  |

2. 日本との姉妹提携先

広島市（広島県）－大邱広域市（1997 年 5 月 2 日提携）

3. 財政規模（2001 年度決算）

決算総額        3 兆 9,286 億ウォン  
 一般会計       2 兆 5,152 億ウォン  
 特別会計       1 兆 4,134 億ウォン

（首長・議会は 2002 年 6 月 13 日選挙後、公務員数は 2000 年度、面積・人口は 2003 年 2 月 1 日現在、姉妹提携先は 2003 年 10 月現在）

インチョン  
 < 仁 川 広域市(인천광역시)の概要 >

1. 基礎データ

|        |   |
|--------|---|
| 市庁所在地  | 〒405-750 仁川広域市南洞区九月洞 1138   |
| 代表電話   | 032-440-2114  |
| ホームページ | <a href="http://www.metro.incheon.kr">http://www.metro.incheon.kr</a> |
| 市長     | 安相洙（ハンナラ党、2002.7.1 就任）  |
| 市議会    | 議員数 29 名（ハンナラ党 25、民主党 3、無所属 1）  |
| 公務員数   | 10,292 名（仁川市庁 970 名、自治区・郡庁 9,322 名）                                   |
| 行政区域   | 2 郡 8 自治区（1 邑 19 面 117 洞）<br>（ ）内は下部行政単位                              |
| 面積     | 986.45km <sup>2</sup>   |
| 人口     | 2,577,989 名   |
| 財政自立度  | 74.2%   |
| 産業構造   | 1 次：1.5%、2 次：31.2%、3 次：67.3%  |
| 道路延長   | 2,055km   |
| 道路舗装率  | 91.1%   |
| 学校数    | 小学校 174、中学校 94、高校 82、大学 5   |
| 公共図書館  | 8 カ所  |
| 医療機関   | 1,074 カ所  |
| 社会福祉施設 | 35 カ所   |
| 都市公園   | 481 カ所  |

2. 日本との姉妹提携先

北九州市（福岡県）－仁川広域市（1988 年 12 月 20 日提携）

3. 財政規模（2001 年度決算）

決算総額        3 兆 7,165 億ウォン  
 一般会計        2 兆 6,104 億ウォン  
 特別会計        1 兆 1,061 億ウォン

（首長・議会は 2002 年 6 月 13 日選挙後、公務員数は 2000 年度、面積・人口は 2003 年 2 月 1 日現在、姉妹提携先は 2003 年 10 月現在）

クァンジュ  
 < 光州広域市(광주광역시)の概要 >

1. 基礎データ

|        |   |
|--------|---|
| 市庁所在地  | 〒501-701 光州広域市東区鷄林洞 505-900   |
| 代表電話   | 062-224-8023  |
| ホームページ | <a href="http://www.metro.gwangju.kr">http://www.metro.gwangju.kr</a> |
| 市長     | 朴光泰（民主党、2002.7.1 就任）  |
| 市議会    | 議員数 19 名（民主党 18、民主労働 1）   |
| 公務員数   | 5,151 名（光州市庁 884 名、自治区・郡庁 4,267 名）                                    |
| 行政区域   | 5 自治区（87 洞） <span style="float: right;">（ ）内は下部行政単位</span>            |
| 面積     | 501.41km <sup>2</sup>   |
| 人口     | 1,397,425 名   |
| 財政自立度  | 61.5%   |
| 産業構造   | 1 次：6.0%、2 次：12.6%、3 次：81.4%  |
| 道路延長   | 1,199km   |
| 道路舗装率  | 100%  |
| 学校数    | 小学校 116、中学校 71、高校 58、大学 16  |
| 公共図書館  | 11 ヲ所   |
| 医療機関   | 1,282 ヲ所  |
| 社会福祉施設 | 34 ヲ所   |
| 都市公園   | 288 ヲ所  |

2. 日本との姉妹提携先

仙台市（宮城県）－光州広域市（2002 年 4 月 20 日提携）

3. 財政規模（2001 年度決算）

決算総額            2 兆 2,099 億ウォン  
 一般会計           1 兆 5663 億ウォン  
 特別会計            6,436 億ウォン

（首長・議会は 2002 年 6 月 13 日選挙後、公務員数は 2000 年度、面積・人口は 2003 年 2 月 1 日現在、姉妹提携先は 2003 年 10 月現在）

テジョン  
 < 大田広域市(대전광역시)の概要 >

1. 基礎データ

|        |   |
|--------|---|
| 市庁所在地  | 〒301-714 大田広域市中区大興洞 499-1   |
| 代表電話   | 042-250-3114  |
| ホームページ | <a href="http://www.metro.daejeon.kr">http://www.metro.daejeon.kr</a> |
| 市長     | 廉弘喆（ハンナラ党、2002.7.1 就任）  |
| 市議会    | 議員数 19 名（ハンナラ党 9、自民連 9、民主党 1）   |
| 公務員数   | 5,770 名（大田市庁 859 名、自治区・郡庁 4,911 名）                                    |
| 行政区域   | 5 自治区（79 洞） <span style="float: right;">（ ）内は下部行政単位</span>            |
| 面積     | 539.70km <sup>2</sup>   |
| 人口     | 1,419,573 名   |
| 財政自立度  | 73.5%   |
| 産業構造   | 1 次：3.5%、2 次：13.0%、3 次：83.5%  |
| 道路延長   | 1,469km   |
| 道路舗装率  | 99.4%   |
| 学校数    | 小学校 113、中学校 72、高校 51、大学 15  |
| 公共図書館  | 10 ヲ所   |
| 医療機関   | 1,264 ヲ所  |
| 社会福祉施設 | 39 ヲ所   |
| 都市公園   | 324 ヲ所  |

2. 日本との姉妹提携先

大田市（島根県）－大田広域市（1987 年 11 月 14 日提携）

3. 財政規模（2001 年度決算）

決算総額            2 兆 0,222 億ウォン  
 一般会計           1 兆 4,366 億ウォン  
 特別会計            5,856 億ウォン

（首長・議会は 2002 年 6 月 13 日選挙後、公務員数は 2000 年度、面積・人口は 2003 年 2 月 1 日現在、姉妹提携先は 2003 年 10 月現在）

ウルサン  
 < 蔚山広域市(울산광역시)の概要 >

1. 基礎データ

|        |   |
|--------|---|
| 市庁所在地  | 〒680-701 蔚山広域市南区新亭 1 洞 646-4                                      |
| 代表電話   | 052-228-2999  |
| ホームページ | <a href="http://www.metro.ulsan.kr">http://www.metro.ulsan.kr</a> |
| 市長     | 朴孟雨（ハンナラ党、2002.7.1 就任）  |
| 市議会    | 議員数 19 名（ハンナラ党 15、民主労働 3、無所属 1）                                   |
| 公務員数   | 4,416 名（蔚山市庁 780 名、自治区・郡庁 3,636 名）                                |
| 行政区域   | 1 郡 4 自治区（4 邑 8 面 46 洞）（ ）内は下部行政単位                                |
| 面積     | 1,056.38km <sup>2</sup>   |
| 人口     | 1,065,037 名   |
| 財政自立度  | 67.1%   |
| 産業構造   | 1 次：14.2%、2 次：37.5%、3 次：58.3%                                     |
| 道路延長   | 2,569km   |
| 道路舗装率  | 55.6%   |
| 学校数    | 小学校 92、中学校 43、高校 36、大学 2  |
| 公共図書館  | 4 ヲ所  |
| 医療機関   | 824 ヲ所  |
| 社会福祉施設 | 10 ヲ所   |
| 都市公園   | 359 ヲ所  |

2. 日本との姉妹提携先

萩市（山口県）－蔚山広域市（1968 年 10 月 29 日提携）

3. 財政規模（2001 年度決算）

決算総額        1 兆 3,804 億ウォン  
 一般会計        1 兆 0,709 億ウォン  
 特別会計        3,095 億ウォン

（首長・議会は 2002 年 6 月 13 日選挙後、公務員数は 2000 年度、面積・人口は 2003 年 2 月 1 日現在、姉妹提携先は 2003 年 10 月現在）



キョンギド  
 < 京畿道 (경기도) の概要 >

1. 基礎データ

|        |   |
|--------|---|
| 道庁所在地  | 〒441-701 水原市勸善区梅山路 3-1  |
| 代表電話   | 031-249-2114  |
| ホームページ | <a href="http://www.provin.kyonggi.kr">http://www.provin.kyonggi.kr</a> |
| 道知事    | 孫鶴圭 (ハンナラ党、2002.7.1 就任)   |
| 道議会    | 議員数 104 名 (ハンナラ党 90、民主党 10、民主労働 1、無所属 3)                                |
| 公務員数   | 39,324 名 (京畿道庁 1,432 名、自治区・郡庁 37,892 名)                                 |
| 行政区域   | 27 市 4 郡 (13 区 30 邑 118 面 346 洞) ( ) 内は下部行政単位                           |
| 面積     | 10,181.29km <sup>2</sup>  |
| 人口     | 9,927,473 名   |
| 財政自立度  | 76.5%   |
| 産業構造   | 1 次 : 5.8%、2 次 : 24.8%、3 次 : 69.4%                                      |
| 道路延長   | 11,585km  |
| 道路舗装率  | 83.1%   |
| 学校数    | 小学校 864、中学校 395、高校 303、大学 187   |
| 公共図書館  | 56 カ所   |
| 医療機関   | 7,441 カ所  |
| 社会福祉施設 | 129 カ所  |
| 都市公園   | 1,871 カ所  |

2. 日本との姉妹提携先

神奈川県－京畿道 (1990 年 4 月 24 日提携)

3. 財政規模 (2001 年度決算)

決算総額            15 兆 8,924 億ウォン  
 一般会計            12 兆 1,947 億ウォン  
 特別会計            3 兆 6,977 億ウォン

(首長・議会は 2002 年 6 月 13 日選挙後、公務員数は 2000 年度、面積・人口は 2003 年 2 月 1 日現在、姉妹提携先は 2003 年 10 月現在)

カンウォンド  
 < 江 原 道 (강원도) の概要 >

1. 基礎データ

|        |  |
|--------|--|
| 道庁所在地  | 〒200-700 春川市鳳儀洞 15   |
| 代表電話   | 033-254-2011   |
| ホームページ | <a href="http://www.provin.kangwon.kr">http://www.provin.kangwon.kr</a>  |
| 道知事    | 金振舩（ハンナラ党、1998.7.1 就任）   |
| 道議会    | 議員数 43 名（ハンナラ党 33、民主党 7、民主労働 1、無所属 2）                                    |
| 公務員数   | 14,500 名（江原道庁 867 名、自治区・郡庁 13,633 名）                                     |
| 行政区域   | 7 市 11 郡（24 邑 95 面 74 洞） <span style="float: right;">（ ） 内は下部行政単位</span> |
| 面積     | 16,873.38km <sup>2</sup>   |
| 人口     | 1,538,720 名  |
| 財政自立度  | 26.9%  |
| 産業構造   | 1 次：20.9%、2 次：9.4%、3 次：69.7%   |
| 道路延長   | 8,167km  |
| 道路舗装率  | 69.1%  |
| 学校数    | 小学校 365、中学校 160、高校 112、大学 21   |
| 公共図書館  | 31 ヲ所  |
| 医療機関   | 1,032 ヲ所   |
| 社会福祉施設 | 2,343 ヲ所   |
| 都市公園   | 21 ヲ所  |

2. 日本との姉妹提携先（※姉妹都市提携の形をとっていない）

富山県－江原道（1993 年 2 月 10 日提携）※

鳥取県－江原道（1994 年 11 月 7 日提携）

3. 財政規模（2001 年度決算）

決算総額 4 兆 8,957 億ウォン

一般会計 4 兆 2,884 億ウォン

特別会計 6,073 億ウォン

（首長・議会は 2002 年 6 月 13 日選挙後、公務員数は 2000 年度、面積・人口は 2003 年 2 月 1 日現在、姉妹提携先は 2003 年 10 月現在）

チュンチョンブクド  
 < 忠 清 北 道 (충청북도)の概要 >

1. 基礎データ

|        |   |
|--------|---|
| 道庁所在地  | 〒360-765 清州市上黨区文化洞 89   |
| 代表電話   | 043-220-2114  |
| ホームページ | <a href="http://www.provin.chungbuk.kr">http://www.provin.chungbuk.kr</a> |
| 道知事    | 李元鐘 (ハンナラ党、1998.7.1 就任)   |
| 道議会    | 議員数 27 名 (ハンナラ党 21、自民連 3、民主党 1、無所属 2)                                     |
| 公務員数   | 9,672 名 (忠清北道庁 802 名、市・郡庁 8,870 名)  |
| 行政区域   | 3 市 9 郡 (2 区 13 邑 90 面 49 洞) ( ) 内は下部行政単位                                 |
| 面積     | 7,431.60km <sup>2</sup>   |
| 人口     | 1,492,713 名   |
| 財政自立度  | 32.8%   |
| 産業構造   | 1 次 : 26.3%、2 次 : 18.1%、3 次 : 55.7%                                       |
| 道路延長   | 6,346km   |
| 道路舗装率  | 66.2%   |
| 学校数    | 小学校 246、中学校 116、高校 76、大学 42   |
| 公共図書館  | 19 ヲ所   |
| 医療機関   | 1,153 ヲ所  |
| 社会福祉施設 | 40 ヲ所   |
| 都市公園   | 1,402 ヲ所  |

2. 日本との姉妹提携先

山梨県－忠清北道 (1992 年 3 月 27 日提携)

2. 財政規模 (2001 年度決算)

3. 決算総額                    3 兆 3,266 億ウォン  
     一般会計                2 兆 8,302 億ウォン  
     特別会計                4,964 億ウォン

(首長・議会は 2002 年 6 月 13 日選挙後、公務員数は 2000 年度、面積・人口は 2003 年 2 月 1 日現在、姉妹提携先は 2003 年 10 月現在)

チュンチョンナムド  
 < 忠 清 南 道 (충청남도)の概要 >

1. 基礎データ

|        |   |
|--------|---|
| 道庁所在地  | 〒301-763 大田広域市中区宣化洞 287   |
| 代表電話   | 041-257-9011  |
| ホームページ | <a href="http://www.provin.chungnam.kr">http://www.provin.chungnam.kr</a> |
| 道知事    | 沈大平（自民連、1998.7.1 就任）  |
| 道議会    | 議員数 36 名（自民連 21、ハンナラ党 8、民主党 4、無所属 3）                                      |
| 公務員数   | 12,440 名（忠清南道庁 997 名、市・郡庁 11,443 名）                                       |
| 行政区域   | 7 市 9 郡（24 邑 145 面 37 洞）<br>（ ）内は下部行政単位                                   |
| 面積     | 8,597.94km <sup>2</sup>   |
| 人口     | 1,907,725 名   |
| 財政自立度  | 28.4%   |
| 産業構造   | 1 次：37.4%、2 次：12.7%、3 次：49.8%   |
| 道路延長   | 6,550km   |
| 道路舗装率  | 72%   |
| 学校数    | 小学校 474、中学校 188、高校 106、大学 18  |
| 公共図書館  | 37 カ所   |
| 医療機関   | 1,379 カ所  |
| 社会福祉施設 | 58 カ所   |
| 都市公園   | 689 カ所  |

2. 日本との姉妹提携先

熊本県－忠清南道（1983 年 1 月 22 日提携）

3. 財政規模（2001 年度決算）

決算総額            5 兆 0,987 億ウォン  
 一般会計            4 兆 2,168 億ウォン  
 特別会計            8,819 億ウォン

（首長・議会は 2002 年 6 月 13 日選挙後、公務員数は 2000 年度、面積・人口は 2003 年 2 月 1 日現在、姉妹提携先は 2003 年 10 月現在）

チョルラプット  
 < 全 羅 北 道 (전라북도)の概要 >

1. 基礎データ

|        |   |
|--------|---|
| 道庁所在地  | 〒560-761 全州市完山区中央洞 4-1  |
| 代表電話   | 063-284-4411  |
| ホームページ | <a href="http://www.provin.chonbuk.kr">http://www.provin.chonbuk.kr</a> |
| 道知事    | 姜賢旭（民主党、2002.7.1 就任）  |
| 道議会    | 議員数 36 名（民主党 29、ハンナラ党 1、民主労働党 1、無所属 3）                                  |
| 公務員数   | 13,224 名（全羅北道庁 934 名、市・郡庁 12,290 名）                                     |
| 行政区域   | 6 市 8 郡（2 区 14 邑 145 面 89 洞）<br>（ ）内は下部行政単位                             |
| 面積     | 8,050.94km <sup>2</sup>   |
| 人口     | 1,943,846 名   |
| 財政自立度  | 26.3%   |
| 産業構造   | 1 次：28.3%、2 次：10.7%、3 次：61.0%   |
| 道路延長   | 6,312km   |
| 道路舗装率  | 72%   |
| 学校数    | 小学校 420、中学校 194、高校 127、大学 21  |
| 公共図書館  | 27 ヲ所   |
| 医療機関   | 1,546 ヲ所  |
| 社会福祉施設 | 62 ヲ所   |
| 都市公園   | 290 ヲ所  |

2. 日本との姉妹提携先（※姉妹都市提携の形をとっていない）

鹿児島県－全羅北道（1989 年 10 月 30 日提携）

石川県－全羅北道（2001 年 9 月 10 日提携）※

3. 財政規模（2001 年度決算）

決算総額 5 兆 0,345 億ウォン

一般会計 4 兆 2,254 億ウォン

特別会計 8,091 億ウォン

（首長・議会は 2002 年 6 月 13 日選挙後、公務員数は 2000 年度、面積・人口は 2003 年 2 月 1 日現在、姉妹提携先は 2003 年 10 月現在）

チョルラナムド  
 < 全 羅 南 道 (전라남도)の概要>

1. 基礎データ

|        |   |
|--------|---|
| 道庁所在地  | 〒501-702 光州広域市東区光山洞 13  |
| 代表電話   | 061-222-0011  |
| ホームページ | <a href="http://www.jeonnam.go.kr">http://www.jeonnam.go.kr</a> |
| 道知事    | 朴泰栄 (民主党、2002.7.1 就任)   |
| 道議会    | 議員数 51 名 (民主党 47、ハンナラ党 1、民主労働党 1、無所属 2)                         |
| 公務員数   | 19,391 名 (全羅南道庁 960 名、市・郡庁 18,431 名)                            |
| 行政区域   | 5 市 17 郡 (30 邑 199 面 69 洞) ( ) 内は下部行政単位                         |
| 面積     | 12,036.95km <sup>2</sup>  |
| 人口     | 2,054,204 名   |
| 財政自立度  | 13.7%   |
| 産業構造   | 1 次 : 39.0%、2 次 : 8.8%、3 次 : 52.2%                              |
| 道路延長   | 9,144km   |
| 道路舗装率  | 67.5%   |
| 学校数    | 小学校 457、中学校 256、高校 148、大学 21                                    |
| 公共図書館  | 36 カ所   |
| 医療機関   | 1,320 カ所  |
| 社会福祉施設 | 71 カ所   |
| 都市公園   | 707 カ所  |

2. 日本との姉妹提携先

なし

3. 財政規模 (2001 年度決算)

決算総額            6 兆 6,127 億ウォン  
 一般会計            5 兆 5,820 億ウォン  
 特別会計            1 兆 0,307 億ウォン

(首長・議会は 2002 年 6 月 13 日選挙後、公務員数は 2000 年度、面積・人口は 2003 年 2 月 1 日現在、姉妹提携先は 2003 年 10 月現在)

キョンサンブツト  
 < 慶尚北道 (경산북도)の概要 >

1. 基礎データ

|        |   |
|--------|---|
| 道庁所在地  | 〒702-702 大邱広域市北区山格洞 1445-3  |
| 代表電話   | 054-943-0811  |
| ホームページ | <a href="http://www.gyeongbuk.go.kr/">http://www.gyeongbuk.go.kr/</a> |
| 道知事    | 李義根 (ハンナラ党、1998.7.1 就任)   |
| 道議会    | 議員数 57 名 (ハンナラ党 51、民主党 1、未来連合 1、無所属 4)                                |
| 公務員数   | 19,391 名 (慶尚北道庁 930 名、市・郡庁 24,769 名)                                  |
| 行政区域   | 10 市 13 郡 (2 区 34 邑 204 面 99 洞) ( ) 内は下部行政単位                          |
| 面積     | 19,024.81km <sup>2</sup>  |
| 人口     | 2,756,745 名   |
| 財政自立度  | 30.0%   |
| 産業構造   | 1 次 : 31.2%、2 次 : 16.8%、3 次 : 52.1%                                   |
| 道路延長   | 10,006km  |
| 道路舗装率  | 73.1%   |
| 学校数    | 小学校 495、中学校 277、高校 198、大学 37  |
| 公共図書館  | 49 ヲ所   |
| 医療機関   | 1,897 ヲ所  |
| 社会福祉施設 | 73 ヲ所   |
| 都市公園   | 1,186 ヲ所  |

2. 日本との姉妹提携先

島根県－慶尚北道 (1989 年 10 月 6 日提携)

3. 財政規模 (2001 年度決算)

決算総額            6 兆 7,141 億ウォン  
 一般会計            5 兆 7,136 億ウォン  
 特別会計            1 兆 000,5 億ウォン

(首長・議会は 2002 年 6 月 13 日選挙後、公務員数は 2000 年度、面積・人口は 2003 年 2 月 1 日現在、姉妹提携先は 2003 年 10 月現在)

キョンサンナムド  
 < 慶尚南道 (경산남도)の概要 >

1. 基礎データ

|        |   |
|--------|---|
| 道庁所在地  | 〒641-702 昌原市士林洞 1   |
| 代表電話   | 055-279-2999  |
| ホームページ | <a href="http://www.provin.gyeongnam.kr">http://www.provin.gyeongnam.kr</a> |
| 道知事    | 金赫珪 (ハンナラ党、1998.7.1 就任)   |
| 道議会    | 議員数 50 名 (ハンナラ党 47、民主党 1、民主労働党 1、無所属 1)                                     |
| 公務員数   | 16,294 名 (慶尚南道庁 974 名、市・郡庁 15,320 名)  |
| 行政区域   | 10 市 10 郡 (22 邑 177 面 115 洞) ( ) 内は下部行政単位                                   |
| 面積     | 10,517.74km <sup>2</sup>  |
| 人口     | 3,124,418 名   |
| 財政自立度  | 35.9%   |
| 産業構造   | 1 次 : 16.5%、2 次 : 21.5%、3 次 : 62.0%   |
| 道路延長   | 10,670km  |
| 道路舗装率  | 67.3%   |
| 学校数    | 小学校 455、中学校 244、高校 161、大学 19  |
| 公共図書館  | 24 ヲ所   |
| 医療機関   | 2,259 ヲ所  |
| 社会福祉施設 | 113 ヲ所  |
| 都市公園   | 890 ヲ所  |

2. 日本との姉妹提携先

山口県－慶尚南道 (1987 年 6 月 26 日提携)

3. 財政規模 (2001 年度決算)

決算総額            6 兆 9,283 億ウォン  
 一般会計            5 兆 5,540 億ウォン  
 特別会計            1 兆 3,743 億ウォン

(首長・議会は 2002 年 6 月 13 日選挙後、公務員数は 2000 年度、面積・人口は 2003 年 2 月 1 日現在、姉妹提携先は 2003 年 10 月現在)



チェジュド  
 < 濟州道 (제주도) の概要 >

1. 基礎データ

|        |   |
|--------|---|
| 道庁所在地  | 〒690-700 濟州市蓮洞 312-1  |
| 代表電話   | 064-740-1114  |
| ホームページ | <a href="http://www.cheju.go.kr">http://www.cheju.go.kr</a> |
| 道知事    | 禹瑾敏 (民主党、1998.7.1 就任)                                       |
| 道議会    | 議員数 19 名 (ハンナラ党 11、民主党 6、無所属 2)                             |
| 公務員数   | 4,196 名 (濟州道庁 556 名、市・郡庁 3,640 名)                           |
| 行政区域   | 2 市 2 郡 (7 邑 5 面 31 洞) ( ) 内は下部行政単位                         |
| 面積     | 1,847.19km <sup>2</sup>                                     |
| 人口     | 553,831 名   |
| 財政自立度  | 33.8%   |
| 産業構造   | 1 次 : 38.7%、2 次 : 3.2%、3 次 : 68.0%                          |
| 道路延長   | 2,658km   |
| 道路舗装率  | 83.4%   |
| 学校数    | 小学校 105、中学校 41、高校 29、大学 6                                   |
| 公共図書館  | 15 カ所   |
| 医療機関   | 434 カ所  |
| 社会福祉施設 | 21 カ所   |
| 都市公園   | 229 カ所  |

2. 日本との姉妹提携先 (※姉妹都市提携の形をとっていない)

静岡県－濟州道 (2000 年 11 月 15 日提携) ※

3. 財政規模 (2001 年度決算)

決算総額            1 兆 7,590 億ウォン  
 一般会計            1 兆 5,575 億ウォン  
 特別会計            2,015 億ウォン

(首長・議会は 2002 年 6 月 13 日選挙後、公務員数は 2000 年度、面積・人口は 2003 年 2 月 1 日現在、姉妹提携先は 2003 年 10 月現在)

(参考資料) 基礎自治団体の概要

〈ソウル特別市内の基礎自治団体〉

1. 面積・人口・予算

| 基礎自治団体名 |        |      | 首長  |   | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | 予算(億<br>ウォン) | 議会<br>議員数 |
|---------|--------|------|-----|---|---------------------------|-----------|--------------|-----------|
| 漢字      | 地名よみ   | ハングル |     |   |                           |           |              |           |
| 鐘路 区    | チョンノ   | 종로 区 | 金忠勇 | ハ | 23.91                     | 181,231   | 1,479        | 17        |
| 中 区     | チュン    | 중 区  | 金東一 | 民 | 9.96                      | 138,134   | 1,496        | 13        |
| 龍山 区    | ヨンサン   | 용산 区 | 朴長圭 | ハ | 21.87                     | 234,653   | 1,221        | 18        |
| 城東 区    | ソンドン   | 성동 区 | 高在得 | 民 | 16.84                     | 340,773   | 1,245        | 20        |
| 広津 区    | クァンジン  | 광진 区 | 鄭永燮 | ハ | 17.05                     | 386,511   | 1,155        | 16        |
| 東大門区    | トンデムン  | 동대문구 | 洪思立 | ハ | 14.21                     | 381,841   | 1,497        | 26        |
| 中浪 区    | チュンナン  | 중랑 区 | 文秉權 | ハ | 18.51                     | 442,125   | 1,274        | 20        |
| 城北 区    | ソンプク   | 성북 区 | 徐贊教 | ハ | 24.57                     | 159,810   | 1,469        | 29        |
| 江北 区    | カンブク   | 강북 区 | 金顯豊 | ハ | 23.61                     | 361,896   | 1,233        | 17        |
| 道峰 区    | トボン    | 도봉 区 | 崔仙吉 | ハ | 20.82                     | 371,911   | 1,122        | 15        |
| 蘆原 区    | ノウオン   | 노원 区 | 李祺載 | ハ | 35.43                     | 641,652   | 1,754        | 24        |
| 恩平 区    | ウンピョン  | 은평 区 | 盧載東 | ハ | 29.72                     | 470,205   | 1,308        | 20        |
| 西大門区    | ソデムン   | 서대문구 | 玄東勳 | ハ | 17.60                     | 362,614   | 1,266        | 21        |
| 麻浦 区    | マポ     | 마포 区 | 林弘燮 | ハ | 23.87                     | 375,417   | 1,538        | 24        |
| 陽川 区    | ヤンチョン  | 양천 区 | 秋在燁 | ハ | 17.41                     | 484,518   | 1,421        | 20        |
| 江西 区    | カンソ    | 강서 区 | 兪煥  | ハ | 41.39                     | 528,321   | 1,770        | 22        |
| 九老 区    | クロ     | 구로 区 | 梁大雄 | ハ | 20.11                     | 413,363   | 1,326        | 19        |
| 衿川 区    | クムチョン  | 금천 区 | 韓仁洙 | ハ | 13.00                     | 261,413   | 1,025        | 12        |
| 永登浦区    | ヨンドウンポ | 영등포구 | 金容一 | ハ | 24.56                     | 408,753   | 1,642        | 21        |
| 銅雀 区    | トンジャク  | 동작 区 | 金禹仲 | ハ | 16.35                     | 403,047   | 1,230        | 20        |
| 冠岳 区    | クァナク   | 관악 区 | 金熙喆 | 民 | 29.56                     | 522,208   | 1,476        | 27        |
| 瑞草 区    | ソチョ    | 서초 区 | 趙南浩 | ハ | 47.14                     | 389,256   | 1,831        | 18        |
| 江南 区    | カンナム   | 강남 区 | 權文勇 | ハ | 39.55                     | 535,138   | 2,908        | 26        |
| 松坡 区    | ソンプ    | 송파 区 | 李裕澤 | ハ | 33.89                     | 647,037   | 1,605        | 28        |
| 江東 区    | カンドン   | 강동 区 | 金忠環 | ハ | 24.58                     | 481,470   | 1,364        | 20        |

注) 首長：2003年10月30日 (ハ：ハンナラ党、民：新千年民主党)

面積・人口：2003年2月1日現在、予算：2002年基準

2. 日本との姉妹提携先（2003年10月現在、※姉妹都市提携の形をとっていない）

杉並区（東京都）－瑞草区（1991年12月9日提携）

豊島区（東京都）－東大門区（2002年5月9日提携）

柿崎町（新潟県）－冠岳区新林8洞（1988年11月16日提携）

根上町（石川県）－中区（1981年12月9日提携）※

〈釜山広域市内の基礎自治団体〉

1. 面積・人口・予算

| 基礎自治団体名 |       |      | 首長        |   | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | 予算(億<br>ウォン) | 議会<br>議員数 |
|---------|-------|------|-----------|---|---------------------------|-----------|--------------|-----------|
| 漢字      | 地名よみ  | ハングル |           |   |                           |           |              |           |
| 中 区     | チュン   | 중 구  | 李仁俊       | 無 | 2.80                      | 55,671    | 453          | 7         |
| 西 区     | ソ     | 서 구  | 金永五       | ハ | 13.67                     | 148,020   | 892          | 14        |
| 東 区     | トン    | 동 구  | 鄭顯玉       | ハ | 9.77                      | 121,043   | 880          | 13        |
| 影島区     | ヨンド   | 영도 구 | 安成民       | ハ | 13.98                     | 174,678   | 649          | 13        |
| 釜山鎮区    | プサンジン | 부산진구 | 安英一       | ハ | 29.68                     | 420,645   | 1,221        | 25        |
| 東菜区     | トンネ   | 동래 구 | 李珍福       | ハ | 16.70                     | 290,396   | 710          | 14        |
| 南 区     | ナム    | 남 구  | 田常秀       | ハ | 25.63                     | 305,375   | 739          | 19        |
| 北 区     | プク    | 북 구  | 裴尚道       | ハ | 38.30                     | 320,976   | 711          | 12        |
| 海雲臺区    | ヘウンデ  | 해운대구 | 許鈺卿       | ハ | 51.44                     | 401,663   | 1,194        | 15        |
| 沙下区     | サハ    | 사하 구 | 朴在泳       | ハ | 40.87                     | 378,236   | 1,036        | 16        |
| 金井区     | クムジョン | 금정 구 | 金文坤       | ハ | 65.17                     | 278,511   | 910          | 16        |
| 江西区     | カンソ   | 강서 구 | 安秉海       | ハ | 179.00                    | 58,288    | 536          | 7         |
| 蓮堤区     | ヨンジェ  | 연제 구 | 朴大海       | 無 | 12.08                     | 228,268   | 734          | 13        |
| 水營区     | スヨン   | 수영 구 | 柳在仲       | ハ | 10.16                     | 177,881   | 487          | 10        |
| 沙上区     | ササン   | 사상 구 | 尹徳辰       | ハ | 35.83                     | 294,090   | 843          | 14        |
| 機張郡     | キジャン  | 기장 구 | 崔鉉トル<br>※ | ハ | 217.84                    | 76,384    | 919          | 7         |

※トルは石の下に乙の字

注) 首長：2003年10月30日 (ハ：ハンナラ党、無：無所属)

面積・人口：2003年2月1日現在、予算：2002年基準

2. 日本との姉妹提携先 (2003年10月現在、※姉妹都市提携の形をとっていない)

- 佐賀市 (佐賀県) — 蓮堤区 (1997年10月15日提携) ※
- 対馬6町 (長崎県) — 影島区 (1986年5月16日提携)
- 波野村 (熊本県) — 東菜区温泉二洞 (1992年10月17日提携)
- 白水村 (熊本県) — 金井区金城洞 (1993年1月18日提携)

〈大邱広域市内の基礎自治団体〉

1. 面積・人口・予算

| 基礎自治団体名 |      |      | 首長  |   | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | 予算(億<br>ウォン) | 議会<br>議員数 |
|---------|------|------|-----|---|---------------------------|-----------|--------------|-----------|
| 漢字      | 地名よみ | ハングル |     |   |                           |           |              |           |
| 中 区     | チュン  | 중 구  | 鄭在源 | ハ | 7.08                      | 87,070    | 625          | 9         |
| 東 区     | トン   | 동 구  | 林大潤 | ハ | 182.36                    | 333,134   | 1,059        | 20        |
| 西 区     | ソ    | 서 구  | 尹震  | ハ | 17.51                     | 272,752   | 850          | 17        |
| 南 区     | ナム   | 남 구  | 林新學 | ハ | 17.45                     | 189,725   | 584          | 13        |
| 北 区     | プク   | 북 구  | 李明奎 | ハ | 95.53                     | 435,209   | 1,062        | 24        |
| 壽城区     | スソン  | 수성구  | 金圭澤 | ハ | 76.47                     | 446,879   | 1,148        | 23        |
| 達西区     | タルソ  | 달서구  | 黄大鉉 | ハ | 62.26                     | 605,433   | 1,272        | 23        |
| 達城区     | タルソン | 달성구  | 朴慶鎬 | ハ | 427.04                    | 155,601   | 1,334        | 11        |

注) 首長：2003年10月30日 (ハ：ハンナラ党)

面積・人口：2003年2月1日現在、予算：2002年基準

2. 日本との姉妹提携先

なし

〈仁川広域市内の基礎自治団体〉

1. 面積・人口・予算

| 基礎自治団体名 |      |      | 首長  |   | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | 予算(億<br>ウォン) | 議会<br>議員数 |
|---------|------|------|-----|---|---------------------------|-----------|--------------|-----------|
| 漢字      | 地名よみ | ハングル |     |   |                           |           |              |           |
| 中区      | チュン  | 중 구  | 金洪燮 | 民 | 109.21                    | 78,375    | 712          | 9         |
| 東区      | トン   | 동 구  | 李和容 | ハ | 7.06                      | 74,747    | 763          | 7         |
| 南区      | ナム   | 남 구  | 朴祐燮 | ハ | 24.20                     | 432,716   | 1,187        | 23        |
| 延壽区     | ヨンス  | 연수구  | 鄭求運 | ハ | 25.39                     | 259,254   | 825          | 9         |
| 南洞区     | ナムドン | 남동구  | 尹泰進 | ハ | 56.84                     | 403,574   | 1,542        | 17        |
| 富平区     | プピョン | 부평구  | 朴允培 | ハ | 31.98                     | 558,310   | 1,519        | 21        |
| 桂陽区     | ケヤン  | 계양구  | 朴喜龍 | ハ | 45.58                     | 341,074   | 869          | 11        |
| 西区      | ソ    | 서 구  | 李鶴宰 | ハ | 110.67                    | 350,121   | 1,480        | 14        |
| 江華区     | カンファ | 강화구  | 兪炳皓 | ハ | 411.24                    | 65,698    | 1,132        | 13        |
| 壅津区     | オンジン | 옹진구  | 趙健鎬 | 民 | 164.28                    | 14,120    | 807          | 7         |

注) 首長：2003年10月30日（ハ：ハンナラ党、民：新千年民主党）

面積・人口：2003年2月1日現在、予算：2002年基準

2. 日本との姉妹提携先（2003年10月現在）

- 添田町（福岡県） — 江華郡 （1996年10月28日提携）
- 長島町（鹿児島県） — 江華郡吉祥面 （1994年5月30日提携）
- 成田市（千葉県） — 中区 （1998年9月21日提携）

〈光州広域市内の基礎自治団体〉

1. 面積・人口・予算

| 基礎自治団体名 |       |      | 首長  |   | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | 予算(億<br>ウォン) | 議会<br>議員数 |
|---------|-------|------|-----|---|---------------------------|-----------|--------------|-----------|
| 漢字      | 地名よみ  | ハングル |     |   |                           |           |              |           |
| 東 区     | トン    | 동 구  | 劉泰明 | 民 | 48.87                     | 117,225   | 828          | 15        |
| 西 区     | ソ     | 서 구  | 金宗植 | 民 | 46.76                     | 312,205   | 997          | 13        |
| 南 区     | ナム    | 남 구  | 黄一奉 | 民 | 61.07                     | 221,357   | 1,065        | 16        |
| 北 区     | プク    | 북 구  | 金載均 | 無 | 121.83                    | 471,364   | 1,549        | 25        |
| 光山区     | クァンサン | 광산구  | 宋炳泰 | 民 | 222.91                    | 275,301   | 1,582        | 15        |

注) 首長：2003年10月30日（民：新千年民主党、無：無所属）

面積・人口：2003年2月1日現在、予算：2002年基準

2. 日本との姉妹提携先

なし

〈大田広域市内の基礎自治団体〉

1. 面積・人口・予算

| 基礎自治団体名 |      |      | 首長  |   | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | 予算(億<br>ウォン) | 議会<br>議員数 |
|---------|------|------|-----|---|---------------------------|-----------|--------------|-----------|
| 漢字      | 地名よみ | ハングル |     |   |                           |           |              |           |
| 東 区     | トン   | 동 구  | 林榮鎬 | 民 | 136.78                    | 240,487   | 253,256      | 18        |
| 中 区     | チュン  | 중 구  | 金聲起 | 自 | 61.97                     | 265,597   | 267,794      | 17        |
| 西 区     | ソ    | 서 구  | 賈基山 | 自 | 95.35                     | 496,217   | 477,978      | 21        |
| 儒城区     | ユソン  | 유성구  | 李炳吟 | 自 | 177.18                    | 187,346   | 159,285      | 7         |
| 大徳区     | テドク  | 대덕구  | 吳熙重 | 自 | 68.46                     | 229,926   | 232,197      | 12        |

注) 首長：2003年10月30日（民：新千年民主党、自：自由民主連合）

面積・人口：2003年2月1日現在、予算：2002年基準

2. 日本との姉妹提携先

なし



〈蔚山広域市内の基礎自治団体〉

1. 面積・人口・予算

| 基礎自治団体名 |      |      | 首長  |   | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | 予算(億<br>ウォン) | 議会<br>議員数 |
|---------|------|------|-----|---|---------------------------|-----------|--------------|-----------|
| 漢字      | 地名よみ | ハングル |     |   |                           |           |              |           |
| 中 区     | チュン  | 중 구  | 趙鏞洙 | ハ | 36.97                     | 234,865   | 606          | 14        |
| 南 区     | ナム   | 남 구  | 李塚益 | ハ | 71.58                     | 347,695   | 758          | 14        |
| 東 区     | トン   | 동 구  | 李甲用 | 労 | 35.63                     | 186,641   | 433          | 10        |
| 北 区     | プク   | 북 구  | 金壽憲 | ハ | 157.27                    | 124,515   | 397          | 8         |
| 蔚州郡     | ウルジュ | 울주군  | 嚴昌燮 | ハ | 754.93                    | 171,321   | 1,601        | 13        |

注) 首長：2003年10月30日（ハ：ハンナラ党、労：民主労働党）

面積・人口：2003年2月1日現在、予算：2002年基準

2. 日本との姉妹提携先

なし

〈京畿道内の基礎自治団体〉

1. 面積・人口・予算

| 基礎自治団体名  |            |      | 首長  |   | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | 予 算<br>( 億<br>ウォン) | 議会<br>議員数 |
|----------|------------|------|-----|---|---------------------------|-----------|--------------------|-----------|
| 漢字       | 地名よみ       | ハングル |     |   |                           |           |                    |           |
| 水原市      | スウォン       | 수원 시 | 金容西 | ハ | 121.1                     | 1,019,711 | 7,937              | 40        |
| 城南市      | ソンナム       | 성남 시 | 李大燁 | ハ | 141.83                    | 940,974   | 7,906              | 41        |
| 富川市      | プチョン       | 부천 시 | 元惠榮 | 民 | 53.45                     | 816,499   | 5,644              | 34        |
| 安養市      | アニヤン       | 안양 시 | 愼重大 | ハ | 58.52                     | 595,142   | 4,011              | 31        |
| 安山市      | アンサン       | 안산 시 | 宋振燮 | ハ | 145.92                    | 628,861   | 5,220              | 22        |
| 龍仁市      | ヨンイン       | 용인 시 | 李正文 | ハ | 591.52                    | 525,622   | 5,039              | 21        |
| 平澤市      | ピョンテク      | 평택 시 | 金善基 | ハ | 452.19                    | 358,531   | 4,396              | 21        |
| 光明市      | クァンミョ<br>ン | 광명 시 | 白在鉉 | 民 | 38.5                      | 340,807   | 2,155              | 17        |
| 始興市      | シフン        | 시흥 시 | 鄭鍾欣 | ハ | 132.62                    | 353,860   | 3,001              | 12        |
| 軍浦市      | クンポ        | 군포 시 | 金潤周 | 民 | 36.35                     | 268,559   | 1,725              | 10        |
| 華城市      | ファソン       | 화성 시 | 禹浩泰 | ハ | 687.65                    | 226,930   | 2,480              | 16        |
| 利川市      | イチョン       | 이천 시 | 柳勝優 | 民 | 461.16                    | 189,526   | 1,923              | 15        |
| 金浦市      | キンポ        | 김포 시 | 金東植 | ハ | 276.55                    | 193,438   | 2,347              | 9         |
| 廣州市      | クァンジユ      | 광주 시 | 金容奎 | ハ | 431.84                    | 175,614   | 1,872              | 11        |
| 安城市      | アンソン       | 안성 시 | 李東熙 | ハ | 554.19                    | 147,898   | 1,827              | 15        |
| 河南市      | ハナム        | 하남 시 | 李教範 | ハ | 93.08                     | 127,541   | 1,263              | 9         |
| 儀旺市      | ウィワン       | 의왕 시 | 李亨九 | ハ | 53.96                     | 133,395   | 1,114              | 7         |
| 烏山市      | オサン        | 오산 시 | 朴信遠 | 自 | 42.76                     | 115,956   | 1,406              | 7         |
| 果川市      | クァチョン      | 과천 시 | 余仁國 | ハ | 35.86                     | 70,488    | 1,741              | 7         |
| 高陽市      | コヤン        | 고양 시 | 姜賢錫 | ハ | 267.24                    | 836,664   | 6,735              | 32        |
| 議政府<br>市 | ウィジョン<br>ブ | 의정부시 | 金文元 | ハ | 81.6                      | 378,424   | 3,787              | 15        |
| 南楊州<br>市 | ナムヤンジ<br>ユ | 남양주시 | 李光吉 | ハ | 459.98                    | 392,614   | 2,471              | 19        |
| 坡州市      | パジュ        | 파주 시 | 李準源 | ハ | 682.7                     | 235,147   | 2,343              | 15        |
| 九里市      | クリ         | 구리 시 | 李茂成 | ハ | 33.29                     | 193,214   | 2,095              | 7         |
| 抱川市      | ポチョン       | 포천 시 | 朴允國 | ハ | 826.42                    | 152,507   | 1,859              | 14        |
| 楊州市      | ヤンジユ       | 양주 시 | 任忠彬 | ハ | 310.18                    | 143,124   | 1,698              | 8         |

|      |             |      |     |   |        |         |        |    |
|------|-------------|------|-----|---|--------|---------|--------|----|
| 東豆川市 | トンドウ<br>チョン | 동두천시 | 崔龍秀 | ハ | 95.68  | 73,177  | 1,070  | 7  |
| 加平郡  | カピョン        | 가평 군 | 曹永旭 | ハ | 843.27 | 55,506  | 56,211 | 7  |
| 漣川郡  | ヨンチョ<br>ン   | 연천 군 | 金圭培 | ハ | 695.21 | 50,372  | 51,902 | 8  |
| 驪州郡  | ヨジュ         | 여주 군 | 林昶善 | ハ | 607.97 | 104,380 | 1,683  | 11 |
| 楊平郡  | ヤンピョン       | 양평 군 | 韓澤洙 | 無 | 878.28 | 82,992  | 1,847  | 12 |

注) 首長：2003年10月30日（ハ：ハンナラ党、民：新千年民主党、自：自由民主連合、  
無：無所属）

面積・人口：2003年2月1日現在、予算：2002年基準

2. 日本との姉妹提携先（2003年10月現在、※姉妹都市提携の形をとっていない）

|           |   |        |                  |
|-----------|---|--------|------------------|
| 旭川市（北海道）  | － | 水原市    | （1989年10月17日提携）  |
| 青森市（青森県）  | － | 平澤市    | （1994年11月18日提携）※ |
| 日高市（埼玉県）  | － | 烏山市    | （1996年10月1日提携）   |
| 所沢市（埼玉県）  | － | 安養市    | （1998年4月24日提携）   |
| 川崎市（神奈川県） | － | 富川市    | （1996年10月21日提携）  |
| 新発田市（新潟県） | － | 議政府市   | （1989年11月2日提携）   |
| 加治川村（新潟県） | － | 漣川郡全容邑 | （1999年8月20日提携）   |
| 津南町（新潟県）  | － | 驪州郡    | （1999年7月23日提携）   |
| 信楽町（滋賀県）  | － | 利川市    | （1999年10月23日提携）  |
| 福井市（福井県）  | － | 水原市    | （2001年12月22日提携）  |
| 岡山市（岡山県）  | － | 富川市    | （2002年2月26日提携）   |
| 高根町（山梨県）  | － | 抱川市    | （2003年3月22日提携）   |

〈江原道内の基礎自治団体〉

1. 面積・人口・予算

| 基礎自治団体名 |        |      | 首長  |   | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | 予算(億<br>ウォン) | 議会<br>議員数 |
|---------|--------|------|-----|---|---------------------------|-----------|--------------|-----------|
| 漢字      | 地名よみ   | ハングル |     |   |                           |           |              |           |
| 春川市     | チュンチョン | 춘천 시 | 柳鐘洙 | ハ | 1,116.42                  | 252,624   | 3,315        | 24        |
| 原州市     | ウォンジュ  | 원주 시 | 金起烈 | ハ | 867.22                    | 276,889   | 2,920        | 23        |
| 江陵市     | カンヌン   | 강릉 시 | 沈起燮 | ハ | 1,040.22                  | 229,869   | 2,773        | 21        |
| 東海市     | トンヘ    | 동해 시 | 金振東 | ハ | 180.01                    | 102,859   | 1,416        | 8         |
| 太白市     | テベク    | 태백 시 | 洪淳侖 | ハ | 303.57                    | 55,154    | 1,433        | 7         |
| 束草市     | ソクチョ   | 속초 시 | 董文星 | ハ | 105.25                    | 90,029    | 1,267        | 7         |
| 三陟市     | サムチョク  | 삼척 시 | 金日東 | ハ | 1,185.70                  | 77,434    | 1,697        | 12        |
| 洪川郡     | ホンチョン  | 홍천 군 | 盧承喆 | ハ | 1,818.04                  | 72,514    | 1,394        | 11        |
| 横城郡     | フィンソン  | 횡성 군 | 趙泰鎮 | ハ | 997.93                    | 45,198    | 1,310        | 9         |
| 寧越郡     | ヨンウイル  | 영월 군 | 金信義 | ハ | 1,127.11                  | 45,273    | 1,127        | 9         |
| 平昌郡     | ピョンチャン | 평창 군 | 權赫昇 | ハ | 1,463.74                  | 46,262    | 1,192        | 8         |
| 旌善郡     | チョンソン  | 정선 군 | 金源昌 | 民 | 1,220.62                  | 51,226    | 1,603        | 9         |
| 鐵原郡     | チョロン   | 철원 군 | 金鎬淵 | ハ | 898.78                    | 50,532    | 1,048        | 7         |
| 華川郡     | ファチョン  | 화천 군 | 鄭甲澈 | ハ | 909.07                    | 24,088    | 841          | 7         |
| 楊口郡     | ヤング    | 양구 군 | 任璟淳 | 無 | 700.70                    | 22,527    | 826          | 7         |
| 麟蹄郡     | インジェ   | 인제 군 | 金長濬 | 民 | 1,646.10                  | 32,447    | 1,071        | 7         |
| 高城郡     | コソン    | 고성 군 | 咸炯仇 | ハ | 664.19                    | 33,721    | 984          | 7         |
| 襄陽郡     | ヤンヤン   | 양양 군 | 李鎮浩 | ハ | 628.71                    | 30,076    | 1,085        | 7         |

注) 首長：2003年10月30日 (ハ：ハンナラ党、民：新千年民主党、無：無所属)

面積・人口：2003年2月1日現在、予算：2002年基準

2. 日本との姉妹提携先 (2003年10月現在、※姉妹都市提携の形をとっていない)

- |                |   |     |                  |
|----------------|---|-----|------------------|
| 赤平市 (北海道)      | — | 三陟市 | (1997年7月18日提携) ※ |
| 秩父市 (埼玉県)      | — | 江陵市 | (1983年2月16日提携)   |
| 敦賀市 (福井県)      | — | 東海市 | (1981年4月13日提携)   |
| 利賀村 (富山県)      | — | 平昌郡 | (2002年9月6日提携) ※  |
| 東筑摩郡2町8村 (長野県) | — | 春川市 | (1984年6月8日提携)    |
| 米子市 (鳥取県)      | — | 束草市 | (1994年10月26日提携)  |

|          |   |     |                 |
|----------|---|-----|-----------------|
| 八東町（鳥取県） | － | 横城郡 | （1997年9月4日提携）   |
| 東伯町（鳥取県） | － | 麟蹄郡 | （1997年8月24日提携）  |
| 淀江町（鳥取県） | － | 高城郡 | （1996年10月29日提携） |
| 智頭町（鳥取県） | － | 楊口郡 | （1999年10月10日提携） |
| 防府市（山口県） | － | 春川市 | （1991年10月29日提携） |

〈忠清北道内の基礎自治団体〉

1. 面積・人口・予算

| 基礎自治団体名 |        |      | 首長  |   | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | 予算(億<br>ウォン) | 議会<br>議員数 |
|---------|--------|------|-----|---|---------------------------|-----------|--------------|-----------|
| 漢字      | 地名よみ   | ハングル |     |   |                           |           |              |           |
| 清州市     | チョンジュ  | 청주 시 | 韓大洙 | ハ | 153.33                    | 603,941   | 3,970        | 28        |
| 忠州市     | チュンジュ  | 충주 시 | 李始鍾 | ハ | 983.96                    | 211,980   | 2,826        | 24        |
| 堤川市     | チェチョン  | 제천 시 | 嚴泰永 | ハ | 882.45                    | 143,231   | 2,199        | 15        |
| 清原郡     | チャンウォン | 청원 군 | 吳效鎭 | 自 | 814.26                    | 122,782   | 1,823        | 14        |
| 報恩郡     | ポウン    | 보은 군 | 朴鍾起 | 無 | 584.48                    | 40,420    | 1,153        | 11        |
| 沃川郡     | オクチョン  | 옥천 군 | 柳鳳烈 | 民 | 537.21                    | 58,461    | 1,047        | 10        |
| 永同郡     | ヨンドン   | 영동 군 | 孫文周 | ハ | 844.99                    | 55,752    | 1,147        | 11        |
| 鎭川郡     | チンチョン  | 진천 군 | 金慶會 | 自 | 406.13                    | 59,699    | 814          | 7         |
| 槐山郡     | クィサン   | 괴산 군 | 金文培 | 民 | 841.97                    | 41,827    | 1,140        | 11        |
| 陰城郡     | ウムソン   | 음성 군 | 朴秀光 | 自 | 520.88                    | 86,562    | 1,556        | 9         |
| 丹陽郡     | タニヤン   | 단양 군 | 李建杓 | 無 | 780.11                    | 37,320    | 997          | 8         |
| 曾坪郡     | チュンピョン | 증평 군 | 柳明昊 | ハ | 81.83                     | 30,738    | (未定)         | 7         |

注) 首長：2003年10月30日（ハ：ハンナラ党、民：新千年民主党、自：自由民主連合、  
無：無所属）

面積・人口：2003年2月1日現在（なお、曾坪郡は2003年9月1日に槐山郡から  
分離独立）、予算：2002年基準

2. 日本との姉妹提携先（2003年10月現在、※姉妹都市提携の形をとっていない）

|            |   |     |                 |
|------------|---|-----|-----------------|
| 五戸町（青森県）   | － | 沃川郡 | （1997年8月28日提携）  |
| 湯河原町（神奈川県） | － | 忠州市 | （1994年11月28日提携） |
| 甲府市（山梨県）   | － | 清州市 | （2002年9月27日提携）※ |
| 鳥取市（鳥取県）   | － | 清州市 | （1990年8月30日提携）  |
| 高岡町（宮崎県）   | － | 報恩郡 | （1993年8月6日提携）   |

〈忠清南道内の基礎自治団体〉

1. 面積・人口・予算

| 基礎自治団体名 |       |      | 首長  |   | 面積                  | 人口      | 予算(億) | 議会  |
|---------|-------|------|-----|---|---------------------|---------|-------|-----|
| 漢字      | 地名よみ  | ハングル |     |   | (k m <sup>2</sup> ) | (名)     | ウォン)  | 議員数 |
| 天安市     | チョナン  | 천안 시 | 成武鏞 | ハ | 636.38              | 441,243 | 5,103 | 26  |
| 公州市     | コンジュ  | 공주 시 | 尹完重 | 無 | 940.91              | 132,584 | 2,298 | 15  |
| 保寧市     | ポリョン  | 보령 시 | 李時雨 | 自 | 568.22              | 113,365 | 2,407 | 16  |
| 牙山市     | アサン   | 아산 시 | 姜熙福 | ハ | 542.26              | 191,123 | 2,873 | 17  |
| 瑞山市     | ソサン   | 서산 시 | 曹圭宣 | 民 | 739.48              | 148,150 | 2,131 | 15  |
| 論山市     | ノンサン  | 논산 시 | 林聲奎 | 自 | 554.83              | 137,419 | 2,002 | 15  |
| 鷄龍市     | ケリョン  | 계룡 시 | 崔鴻默 | 自 | 60.69               | 29,830  | (未定)  | 7   |
| 錦山郡     | クムサン  | 금산 군 | 金行基 | 無 | 575.96              | 61,350  | 1,562 | 10  |
| 燕岐郡     | ヨンギ   | 연기 군 | 李基鳳 | ハ | 361.48              | 82,323  | 1,410 | 9   |
| 扶餘郡     | プヨ    | 부여 군 | 金茂煥 | 自 | 624.58              | 88,014  | 1,696 | 16  |
| 舒川郡     | ソチョン  | 서천 군 | 羅紹烈 | 民 | 357.86              | 70,116  | 1,315 | 13  |
| 青陽郡     | チョンヤン | 청양 군 | 金是煥 | 自 | 479.58              | 38,588  | 1,216 | 10  |
| 洪城郡     | ホンソン  | 홍성 군 | 蔡玄秉 | 自 | 443.60              | 91,377  | 1,482 | 12  |
| 禮山郡     | イエサン  | 예산 군 | 朴鍾淳 | ハ | 543.16              | 97,786  | 1,391 | 13  |
| 泰安郡     | テアン   | 태안 군 | 陳泰龜 | 自 | 504.82              | 66,062  | 1,376 | 8   |
| 唐津郡     | タンジン  | 당진 군 | 金洛聖 | 自 | 664.13              | 118,395 | 2,158 | 13  |

注) 首長：2003年10月30日(ハ：ハンナラ党、民：新千年民主党、自：自由民主連合、無：無所属)

面積・人口：2003年2月1日現在(なお、鷄龍市は2003年9月19日に論山市から分離独立)、予算：2002年基準

2. 日本との姉妹提携先(2003年10月現在)

|           |   |        |                 |
|-----------|---|--------|-----------------|
| 藤沢市(神奈川県) | － | 保寧市    | (1991年9月2日提携)   |
| 守山市(滋賀県)  | － | 公州市    | (1991年8月5日提携)   |
| 蒲生町(滋賀県)  | － | 扶餘郡場岩面 | (1992年11月2日提携)  |
| 日野町(滋賀県)  | － | 扶餘郡恩山面 | (1990年5月16日提携)  |
| 天理市(奈良県)  | － | 瑞山市    | (1991年11月7日提携)  |
| 明日香村(奈良県) | － | 扶餘郡    | (1972年11月28日提携) |
| 山口市(山口県)  | － | 公州市    | (1993年2月23日提携)  |
| 太宰府市(福岡県) | － | 扶餘郡扶餘邑 | (1978年4月21日提携)  |
| 菊水町(熊本県)  | － | 公州市    | (1979年9月15日提携)  |
| 南郷村(宮崎県)  | － | 扶餘郡扶餘邑 | (1991年9月2日提携)   |

〈全羅北道内の基礎自治団体〉

1. 面積・人口・予算

| 基礎自治団体名 |       |      | 首長       |   | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | 予算(億<br>ウォン) | 議会<br>議員数 |
|---------|-------|------|----------|---|---------------------------|-----------|--------------|-----------|
| 漢字      | 地名よみ  | ハングル |          |   |                           |           |              |           |
| 全州市     | チョンジュ | 전주 시 | 成武鏞      | ハ | 206.22                    | 624,485   | 5,103        | 26        |
| 群山市     | クンサン  | 군산 시 | 尹完重      | 無 | 378.06                    | 272,007   | 2,298        | 15        |
| 益山市     | イクサン  | 익산 시 | 李時雨      | 自 | 507.01                    | 330,101   | 2,407        | 16        |
| 井邑市     | チョンウプ | 정읍 시 | 姜熙福      | ハ | 692.88                    | 139,133   | 2,873        | 17        |
| 南原市     | ナムオン  | 남원 시 | 曹圭宣      | 民 | 752.79                    | 100,392   | 2,131        | 15        |
| 金堤市     | キムジェ  | 김제 시 | 林聲奎      | 自 | 545.28                    | 110,989   | 2,002        | 16        |
| 完州郡     | ワンジュ  | 완주 군 | 金行基      | 無 | 820.83                    | 84,626    | 1,562        | 10        |
| 鎮安郡     | チナン   | 진안 군 | 李基鳳      | ハ | 789.07                    | 30,439    | 1,410        | 9         |
| 茂朱郡     | ムジュ   | 무주 군 | 金茂煥      | 自 | 631.85                    | 27,894    | 1,696        | 16        |
| 長水郡     | チャンス  | 장수 군 | 羅紹烈      | 民 | 533.64                    | 26,349    | 1,315        | 13        |
| 任實郡     | イムシル  | 임실 군 | 金是煥      | 自 | 579.13                    | 35,071    | 1,216        | 10        |
| 淳昌郡     | スンチャン | 순창 군 | 蔡+玄<br>秉 | 自 | 495.69                    | 32,329    | 1,482        | 12        |
| 高敞郡     | コチャン  | 고창 군 | 朴鍾淳      | ハ | 606.85                    | 69,657    | 1,391        | 13        |
| 扶安郡     | プアン   | 부안 군 | 陳泰龜      | 自 | 493.64                    | 70,374    | 1,376        | 8         |

注) 首長：2003年10月30日(民：新千年民主党、無：無所属)

面積・人口：2003年2月1日現在、予算：2002年基準

2. 日本との姉妹提携先(2003年10月現在、※姉妹都市提携の形をとっていない)

- 成田市(千葉県) — 井邑市 (2002年1月29日提携)
- 金沢市(石川県) — 全州市 (2002年4月30日提携)
- 錦町(山口県) — 南原市 (1992年8月3日提携) ※
- 泗水町(熊本県) — 金堤市 (1989年4月1日提携)
- 川辺町(鹿児島県) — 淳昌郡 (2003年4月15日提携) ※



〈全羅南道内の基礎自治団体〉

1. 面積・人口・予算

| 基礎自治団体名 |       |      | 首長  |   | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | 予算(億<br>ウォン) | 議会<br>議員数 |
|---------|-------|------|-----|---|---------------------------|-----------|--------------|-----------|
| 漢字      | 地名よみ  | ハングル |     |   |                           |           |              |           |
| 木浦市     | モッポ   | 목포 시 | 全泰洪 | 民 | 47.24                     | 244,909   | 3,898        | 22        |
| 麗水市     | ヨス    | 여수 시 | 金忠錫 | 民 | 498.68                    | 315,536   | 5,069        | 27        |
| 順天市     | スンチョン | 순천 시 | 趙忠勳 | 民 | 907.30                    | 271,139   | 3,117        | 22        |
| 羅州市     | ナジュ   | 나주 시 | 辛正勳 | 無 | 603.97                    | 102,825   | 2,279        | 17        |
| 光陽市     | クァンヤン | 광양 시 | 李聖雄 | 民 | 446.75                    | 137,913   | 2,467        | 11        |
| 潭陽郡     | タミヤン  | 담양 군 | 崔亨植 | 無 | 455.12                    | 51,535    | 981          | 12        |
| 谷城郡     | コクソン  | 곡성 군 | 高玄錫 | 民 | 547.38                    | 36,754    | 1,133        | 11        |
| 求禮郡     | クレ    | 구례 군 | 全京泰 | 民 | 442.99                    | 31,755    | 839          | 8         |
| 高興郡     | コフン   | 고흥 군 | 陳宗根 | 無 | 776.06                    | 92,715    | 2,475        | 16        |
| 寶城郡     | ポソン   | 보성 군 | 河昇完 | 民 | 663.37                    | 57,282    | 1,467        | 12        |
| 和順郡     | ファスン  | 화순 군 | 林鎬景 | 無 | 786.62                    | 78,443    | 1,455        | 14        |
| 長興郡     | チャンフン | 장흥 군 | 金仁圭 | 無 | 618.02                    | 50,232    | 1,279        | 10        |
| 康津郡     | カンジン  | 강진 군 | 尹棟煥 | 無 | 496.19                    | 46,381    | 1,157        | 11        |
| 海南郡     | ヘナム   | 해남 군 | 閔化植 | 民 | 882.43                    | 92,323    | 2,101        | 14        |
| 靈岩郡     | ヨンアム  | 영암 군 | 金澈鎬 | 民 | 565.94                    | 64,637    | 1,449        | 11        |
| 務安郡     | ムアン   | 무안 군 | 徐參錫 | 民 | 436.42                    | 65,976    | 1,170        | 9         |
| 咸平郡     | ハムピョン | 함평 군 | 李錫炯 | 民 | 392.72                    | 41,965    | 987          | 9         |
| 靈光郡     | ヨングァン | 영광 군 | 金奉烈 | 民 | 473.75                    | 67,055    | 1,709        | 11        |
| 長城郡     | チャンソン | 장성 군 | 金興植 | 民 | 518.52                    | 52,542    | 1,187        | 11        |
| 莞島郡     | ワンド   | 완도 군 | 金鍾植 | 民 | 392.78                    | 62,964    | 1,609        | 12        |
| 珍島郡     | チンド   | 진도 군 | 梁仁燮 | 民 | 430.69                    | 39,619    | 1,458        | 7         |
| 新安郡     | シナン   | 신안 군 | 高吉鎬 | 民 | 654.01                    | 49,704    | 1,862        | 14        |

注) 首長：2003年10月30日（民：新千年民主党、無：無所属）

面積・人口：2003年2月1日現在、予算：2002年基準

2. 日本との姉妹提携先（2003年10月現在）

- 相模湖町（神奈川県） — 羅州市（1975年9月13日提携）
- 倉吉市（鳥取県） — 羅州市（1993年4月21日提携）
- 唐津市（佐賀県） — 麗水市（1982年3月5日提携）

- |          |                        |
|----------|------------------------|
| 鹿島市（佐賀県） | － 高興郡 （1997年1月22日提携）   |
| 別府市（大分県） | － 木浦市 （1984年10月1日提携）   |
| 福栄村（山口県） | － 霊岩郡徳津面（2003年6月18日提携） |

〈慶尚北道内の基礎自治団体〉

1. 面積・人口・予算

| 基礎自治団体名 |       |      | 首長  |   | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | 予算(億<br>ウォン) | 議会<br>議員数 |
|---------|-------|------|-----|---|---------------------------|-----------|--------------|-----------|
| 漢字      | 地名よみ  | ハングル |     |   |                           |           |              |           |
| 浦項市     | ポハン   | 포항 시 | 鄭章植 | ハ | 1,127.69                  | 511,667   | 4,748        | 35        |
| 慶州市     | キョンジュ | 경주 시 | 白相承 | ハ | 1,323.85                  | 284,589   | 3,195        | 24        |
| 金泉市     | キムチョン | 김천 시 | 朴八用 | 無 | 1,009.60                  | 149,666   | 1,974        | 22        |
| 安東市     | アンドン  | 안동 시 | 金暉東 | ハ | 1,519.95                  | 179,326   | 2,976        | 23        |
| 龜尾市     | クミ    | 구미 시 | 金寛容 | ハ | 616.25                    | 350,011   | 3,763        | 24        |
| 榮州市     | ヨンジュ  | 영주 시 | 權寧昌 | ハ | 668.79                    | 126,040   | 2,046        | 19        |
| 永川市     | ヨンチョン | 영천 시 | 朴進圭 | ハ | 920.29                    | 115,401   | 1,917        | 15        |
| 尚州市     | サンジュ  | 상주 시 | 金瑾洙 | ハ | 1,254.85                  | 118,999   | 2,255        | 23        |
| 聞慶市     | ムンギョン | 문경 시 | 朴仁遠 | 無 | 912.15                    | 83,749    | 2,351        | 13        |
| 慶山市     | キョンサン | 경산 시 | 尹永祚 | ハ | 411.58                    | 218,446   | 2,789        | 16        |
| 軍威郡     | クニィ   | 군위 군 | 朴永彦 | ハ | 614.15                    | 31,654    | 822          | 8         |
| 義城郡     | ウィソン  | 의성 군 | 鄭海杰 | ハ | 1,175.90                  | 70,863    | 1,529        | 18        |
| 青松郡     | チョンソン | 청송 군 | 裴大潤 | ハ | 842.42                    | 32,323    | 893          | 8         |
| 英陽郡     | ヨンヤン  | 영양 군 | 金龍岩 | ハ | 815.09                    | 21,385    | 917          | 7         |
| 盈徳郡     | ヨンドク  | 영덕 군 | 金又淵 | ハ | 741.06                    | 52,602    | 1,414        | 9         |
| 清道郡     | チョンド  | 청도 군 | 金相淳 | ハ | 696.52                    | 50,716    | 1,005        | 9         |
| 高靈郡     | コリョン  | 고령 군 | 李泰根 | ハ | 383.96                    | 35,978    | 912          | 8         |
| 星州郡     | ソンジュ  | 성주 군 | 李昌雨 | ハ | 616.24                    | 51,761    | 969          | 10        |
| 漆谷郡     | チルゴク  | 칠곡 군 | 裴相都 | ハ | 450.91                    | 105,844   | 1,224        | 9         |
| 醴泉郡     | イエチョン | 예천 군 | 金秀男 | ハ | 660.73                    | 55,746    | 1,265        | 12        |
| 奉化郡     | ヨンファ  | 봉화 군 | 柳仁熙 | ハ | 1,200.98                  | 39,853    | 1,188        | 10        |
| 蔚珍郡     | ウルジン  | 울진 군 | 金容守 | ハ | 989.07                    | 63,511    | 2,096        | 10        |
| 鬱陵郡     | ウルルン  | 울릉군  | 吳昌根 | ハ | 72.78                     | 9,615     | 5,245        | 7         |

注) 首長：2003年10月30日 (ハ：ハンナラ党、無：無所属)

面積・人口：2003年2月1日現在、予算：2002年基準

2. 日本との姉妹提携先 (2003年10月現在)

- 黒石市 (青森県)      —    永川市      (1984年8月17日提携)
- 寒河江市 (山形県)   —    安東市      (1974年2月4日提携)
- 上越市 (新潟県)     —    浦項市      (1996年4月29日提携)

|             |   |     |                 |
|-------------|---|-----|-----------------|
| 七尾市（石川県）    | － | 金泉市 | （1975年10月16日提携） |
| 小浜市（福井県）    | － | 慶州市 | （1977年2月13日提携）  |
| 越前町（福井県）    | － | 盈徳郡 | （2002年11月9日提携）  |
| 大津市（滋賀県）    | － | 亀尾市 | （1990年4月12日提携）  |
| 城陽市（京都府）    | － | 慶山市 | （1991年1月22日提携）  |
| 出石町（兵庫県）    | － | 慶州市 | （1993年11月7日提携）  |
| 奈良市（奈良県）    | － | 慶州市 | （1970年4月15日提携）  |
| 福山市（広島県）    | － | 浦項市 | （1979年1月19日提携）  |
| 宇佐市（大分県）    | － | 慶州市 | （1992年7月3日提携）   |
| 徳之島三町（鹿児島県） | － | 清道郡 | （2003年3月14日提携）  |

〈慶尚南道内の基礎自治団体〉

1. 面積・人口・予算

| 基礎自治団体名 |        |      | 首長  |   | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | 予算(億<br>ウォン) | 議会<br>議員数 |
|---------|--------|------|-----|---|---------------------------|-----------|--------------|-----------|
| 漢字      | 地名よみ   | ハングル |     |   |                           |           |              |           |
| 昌原市     | チャンウォン | 창원 시 | 裴漢星 | ハ | 292.69                    | 513,659   | 6,328        | 18        |
| 馬山市     | マサン    | 마산 시 | 黃喆坤 | ハ | 329.65                    | 432,903   | 4,037        | 30        |
| 晋州市     | チンジュ   | 진주 시 | 鄭永錫 | ハ | 712.63                    | 339,943   | 3,936        | 36        |
| 鎮海市     | チネ     | 진해 시 | 金炳魯 | 無 | 111.89                    | 141,124   | 1,710        | 13        |
| 統營市     | トンヨン   | 통영 시 | 陳義丈 | 無 | 236.82                    | 134,107   | 1,850        | 18        |
| 泗川市     | サチョン   | 사천 시 | 金守英 | ハ | 396.98                    | 117,076   | 2,081        | 14        |
| 金海市     | キメ     | 김해 시 | 宋銀復 | ハ | 463.24                    | 390,292   | 5,824        | 18        |
| 密陽市     | ミリヤン   | 밀양 시 | 李相兆 | ハ | 799.01                    | 120,342   | 2,170        | 15        |
| 巨濟市     | コジュ    | 거제 시 | 梁楨植 | ハ | 400.69                    | 182,035   | 1,950        | 15        |
| 梁山市     | ヤンサン   | 양산 시 | 安鍾吉 | ハ | 484.16                    | 205,958   | 2,860        | 11        |
| 宜寧郡     | ウイリョン  | 의령 군 | 韓佑相 | 無 | 482.94                    | 32,715    | 1,291        | 13        |
| 咸安郡     | ハマソ    | 함안 군 | 陳碩圭 | ハ | 416.80                    | 64,318    | 1,391        | 10        |
| 昌寧郡     | チャンニョン | 창녕 군 | 金鍾奎 | ハ | 533.09                    | 69,220    | 1,516        | 14        |
| 固城郡     | コソン    | 고성 군 | 李鶴烈 | ハ | 516.91                    | 60,374    | 1,363        | 14        |
| 南海郡     | ナメ     | 남해 군 | 河榮帝 | ハ | 357.57                    | 55,958    | 1,356        | 10        |
| 河東郡     | ハドン    | 하동 군 | 曹由幸 | ハ | 675.53                    | 56,777    | 1,431        | 13        |
| 山淸郡     | サンチョン  | 산청 군 | 權喆鉉 | ハ | 794.60                    | 38,726    | 1,318        | 11        |
| 咸陽郡     | ハミヤン   | 함양 군 | 千士寧 | 無 | 725.03                    | 43,982    | 1,263        | 11        |
| 居昌郡     | コチャン   | 거창 군 | 金台鎬 | ハ | 804.09                    | 67,224    | 1,299        | 13        |
| 陝川郡     | ハプチョン  | 함천군  | 沈義祚 | ハ | 983.42                    | 57,649    | 1,374        | 17        |

注) 首長：2003年10月30日 (ハ：ハンナラ党、無：無所属)

面積・人口：2003年2月1日現在、予算：2002年基準

2. 日本との姉妹提携先 (2003年10月現在、※姉妹都市提携の形をとっていない)

- 北見市 (北海道) — 晋州市 (1985年5月16日提携)
- 様似町 (北海道) — 馬山市 (1998年8月25日提携) ※
- 天間林村 (青森県) — 河東郡 (1994年11月16日提携) ※
- 本荘市 (秋田県) — 梁山市 (1998年10月10日提携)
- 狹山市 (埼玉県) — 統營市 (1973年7月4日提携)
- 近江八幡市 (滋賀県) — 密陽市 (1994年12月1日提携)
- 姫路市 (兵庫県) — 馬山市 (2000年4月18日提携)

|           |   |     |                 |
|-----------|---|-----|-----------------|
| 安来市（島根県）  | — | 密陽市 | （1990年10月18日提携） |
| 松江市（島根県）  | — | 晋州市 | （1999年11月10日提携） |
| 玉野市（岡山県）  | — | 統營市 | （1981年8月3日提携）   |
| 三次市（広島県）  | — | 泗川市 | （1992年5月25日提携）  |
| 呉市（広島県）   | — | 鎮海市 | （1999年10月12日提携） |
| 高瀬町（香川県）  | — | 陝川郡 | （1996年7月13日提携）  |
| 宗像市（福岡県）  | — | 金海市 | （1992年4月22日提携）  |
| 大口市（鹿児島県） | — | 南海郡 | （1991年10月16日提携） |

〈濟州道内の基礎自治団体〉

1. 面積・人口・予算

| 基礎自治団体名 |        |      | 首長  |   | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | 予算(億<br>ウォン) | 議会<br>議員数 |
|---------|--------|------|-----|---|---------------------------|-----------|--------------|-----------|
| 漢字      | 地名よみ   | ハングル |     |   |                           |           |              |           |
| 濟州市     | チェジュ   | 제주 시 | 金泰煥 | 無 | 255.5                     | 289,874   | 3,552        | 16        |
| 西帰浦市    | ソギポ    | 서귀포시 | 姜相周 | 無 | 254.6                     | 84,601    | 2,371        | 8         |
| 北濟州郡    | ブクチェジュ | 북제주군 | 申喆宙 | ハ | 721.8                     | 100,540   | 2,228        | 7         |
| 南濟州郡    | ナムチェジュ | 남제주군 | 康起權 | 民 | 615.2                     | 75,816    | 1,923        | 7         |

注) 首長：2003年10月30日 (ハ：ハンナラ党、民：新千年民主党、無：無所属)

面積・人口：2003年2月1日現在、予算：2002年基準

2. 日本との姉妹提携先 (2003年10月現在、※姉妹都市提携の形をとっていない)

- 三田市 (兵庫県) — 北濟州郡 (1997年7月31日提携)
- 和歌山市 (和歌山県) — 濟州市 (1987年11月12日提携)
- 那賀郡6町 (和歌山県) — 南濟州郡 (1987年2月20日提携) ※
- 宗像市 (福岡県) — 南濟州郡城山邑 (1991年12月3日提携) (注)
- 唐津市 (佐賀県) — 西帰浦市 (1994年9月14日提携)
- 別府市 (大分県) — 濟州市 (2003年1月17日提携) ※

〈別府市－濟州市は5年毎に提携関係を更新するかどうか検討する〉

(注) 当初の提携は玄海町、2003年に玄海町と合併した宗像市が引き継ぐ。

## 〈参考文献〉

(日本語文献は○、韓国語文献は●で表示、文献名、編・著者、発行年月、発行元を記載)

### 全般

- 韓国の地方自治 2003年3月 自治体国際化協会ソウル事務所
- 韓国の概要 2003年3月 自治体国際化協会ソウル事務所
- 韓国の地方自治概要 2001年3月 自治体国際化協会ソウル事務所
- 韓国の地方自治 2000年9月 自治体国際化協会
- 韓国の都市づくりと地方自治—韓国地方行政財政研究序説— 若山浩司著  
1994年3月 社団法人 韓日協会
- 平成14年度版全国市町村要覧 市町村自治研究会編 2002年11月 第一法規
- 逐條 地方自治法解説(増補版)(社)地方行政研究所編著  
2000年2月(社)地方行政研究所
- 韓国地方自治論 韓国地方自治学会編 2000年8月 三英社
- 地方行政論(第3版) 박응격 著 2001年12月 新潮社
- 地方自治理論 李琦雨 著 1996年9月 学現社
- 韓国の地方自治と民主主義～10年の成果と課題 安清市 編 2002年5月 漢南出版
- 2001年統計年報 行政自治部
- 2002年統計年報 行政自治部
- 2003年統計年報 行政自治部
- 2002年朝鮮日報年鑑 朝鮮日報
- 2003年朝鮮日報年鑑 朝鮮日報
- 2003年版大法典 法典出版社

### 第1章(韓国の地方自治制度の沿革)

- 新版 韓国の歴史(国定韓国高等学校教科書) 申奎燮・君島和彦・大槻健 訳  
2000年4月 明石書店
- 入門 韓国の歴史(国定韓国中学校国史教科書) 石渡延男 監訳 三橋広夫 共訳  
1998年11月 明石書店
- 韓国の市・郡統合問題(クリアレポート149号) 1997年10月 自治体国際化協会  
(以下、クリアレポートの発行はすべて自治体国際化協会)
- 地方行政区域沿革 行政自治部 2001年7月
- 地方行政区域発展史 行政自治部 2001年7月

### 第2章(地方行政制度の基本構造)

- 韓国の地方自治をめぐって～邑・面・洞の機能転換による近隣政府創出の試み～  
(「地方自治」平成14年8月号) 石川義憲 2002年8月 ぎょうせい
- コミュニティと行政～住民参加の視点から～(平成14年度海外比較調査)  
2003年3月 (財)自治体国際化協会



○韓国の地域自治組織について(上)(下) (「住民行政の窓」平成15年11月号・12月号)  
山崎宗範 2003年11月・12月 日本加除出版

●分権型社会と住民自治センター (「自治行政」2003年10月号)

権純福 2003年10月 地方行政研究所

#### 第4章 (地方自治団体の機関)

●地方議会論 (全訂版) 鄭在吉 著 2001年2月 博英社

#### 第5章 (地方選挙と住民参加、民願)

○大韓民国の地方選挙について (クレアレポート103号) 1995年6月

○大韓民国の1995年統一選挙 (クレアレポート111号) 1995年12月

○大韓民国の1998年統一地方選挙 (クレアレポート181号) 1999年3月

○大韓民国の2002年統一地方選挙 (クレアレポート236号) 2002年11月

○大韓民国の第16代大統領選挙 (クレアレポート244号) 2003年6月

○民願事務処理制度 (クレアレポート129号) 1997年1月

○韓国自治体のIT施策 (クレアレポート220号) 2001年9月

○韓国電子自治体とIT施策2003 (クレアレポート243号) 2003年6月

#### 第6章 (地方公務員制度)

○韓国地方公務員の人事制度について (クレアレポート127号) 1996年12月

○韓国地方公務員制度について (クレアレポート186号) 1999年8月

○韓国の地方組織改編について (クレアレポート189号) 1999年11月

●韓国人事行政論 (第3版) 金重養 著 1999年1月 法文社

#### 第8章 (消防防災・教育・警察行政)

○韓国における防災体制について (クレアレポート210号) 2000年8月

○韓国の消防事情 2001年9月 海外消防情報センター

#### 第9章 (地方財政)

○韓国の地方予算制度について (クレアレポート168号) 1998年7月

○決算分析でみる日韓地方財政 (クレアレポート211号) 2000年8月

●2002年度 地方自治団体予算概要 行政自治部

#### 第10章 (地方公企業)

●2002年 地方公企業現況 行政自治部

#### 第11章 (地方税)

○韓国地方税のあらまし (クレアサマリー31号) 1998年10月 自治体国際化協会

●2002年度地方税政年鑑 行政自治部

#### (参考ホームページ)

- ・韓国行政自治部 <http://www.mogaha.go.kr/>
- ・韓国統計庁 <http://www.nso.go.kr/>
- ・韓国法制処 <http://www.moleg.go.kr/>

- ・ 韓国中央選挙管理委員会 <http://www.nec.go.kr/>
- ・ 韓国国会 <http://www.assembly.go.kr/>
- ・ 新千年民主党 <http://www.minjoo.or.kr/>
- ・ ハンナラ党 <http://www.hannara.or.kr/>
- ・ 朝鮮日報 <http://www.chosun.com/>
- ・ 中央日報 <http://www.joins.com/>
- ・ 東亜日報 <http://www.donga.com/>
- ・ メディアリサーチ <http://www.mediaaresearch.co.kr/>

## 編集・発行 自治体国際化協会

- |       |        |                              |
|-------|--------|------------------------------|
| 監修    | 石川 義憲  | (ソウル事務所長 2001年10月～)          |
| 編集・担当 | 安本 俊夫  | (ソウル事務所次長 2001年4月～2003年3月)   |
|       | 川島 栄一郎 | (ソウル事務所所長補佐 2001年4月～2003年3月) |
|       | 田淵 孝弘  | ( 同 所長補佐 2001年4月～2003年3月)    |
|       | 石川 雅重  | ( 同 所長補佐 2001年4月～2003年3月)    |
|       | 嚴泰浩    | ( 同 調査チーム長 現地スタッフ)           |

執筆は、第1章～第4章、第9章、第10章を川島が、第5章第1節～第3節を石川(雅重)が、第5章第4節、広域自治団体の概要、基礎自治団体の概要を田淵が、第7章を安本が、第6章、第8章、第11章を石川(義憲)が担当し、全般にわたり石川(義憲)が加筆修正を行った。

なお、韓国語資料の収集については、主に嚴泰浩が行い、内容についても全般にわたる助言を行った。また、形式等の微修正などを石井亘・所長補佐が行った。さらに、権純福・(社)地方行政研究所理事長、鄭在吉・全北大学教授、林承彬・明知大学教授、兪珍式・慶熙大専任講師からもそれぞれ貴重な示唆を頂いた。

平成15年11月発行  
 (財)自治体国際化協会

## 韓国の地方自治

---

平成 15 年 11 月 28 日発行

編集・発行 (財) 自治体国際化協会 (CLAIR)

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 3-3-2 新霞が関ビル 19 階

TEL03-5391-5483 FAX03-3591-5346

---



**Council of Local Authorities for  
International Relations**